

ビジネス総合補償特約付 企業財産包括保険 ご契約のしおり

普通保険約款および特約



日新火災海上保険株式会社

●はじめに●

- 本冊子は、ビジネス総合補償特約付企業財産包括保険および地震保険についての大切なことがらを記載したものです。必ずご一読いただき、内容をご確認いただきますようお願いいたします。
- 本冊子には、「ご契約後のお手続き」、「事故が発生した場合のお手続き」についても記載しておりますので、ご契約後も保険証券とともに大切に保管いただきますようお願いいたします。
- ご不明な点、お気づきの点がございましたら、お気軽に弊社または取扱代理店までご照会いただきますようお願いいたします。

●特にご注意いただきたいこと●

- 保険料（分割払のときは初回保険料）は、特定の特約をセットされた場合を除き、ご契約と同時に支払いください。保険期間が始まった後でも保険料を領収する前に生じた事故については保険金をお支払いできません。
- 保険料をお支払いいただくと特定の特約をセットされた場合を除き、弊社所定の領収証を発行しますので、お確かめください。
- 弊社はご契約締結後に保険証券（または引受証等）を発行しております。ご契約後、1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、お手数ですが弊社へお問い合わせください。
- 保険期間が1年を超えるご契約の場合、ご契約のお申込み後であっても条件によってご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除（クーリングオフ）を行うことがあります。
- 申込書の記載内容について正しくご申告いただく「告知義務」およびその内容がご契約後に変更された場合にご通知いただく「通知義務」があります。これらに誤りがある場合で、故意または重大な過失があるときは保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

●代理店の役割について●

- 弊社代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収、保険料領収証の交付・ご契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、弊社代理店とご契約いただいて有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。
- 取扱代理店は、ご契約者のみなさまのご契約状況を把握し、より適切なご契約とするよう努力しておりますので、相談窓口としてご利用いただきますよう、よろしくお願いいたします。

●お客さま情報の取扱いについて●

弊社は、保険契約に関して取得する個人情報を、保険契約の履行のために利用するほか、弊社、東京海上グループ各社および提携先企業の取り扱う商品・各種サービスのご案内・ご提供ならびに保険契約の締結、契約内容変更等の判断の参考とするために利用し、業務委託先、再保険会社等に提供を行います。

なお、保健医療などの特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的の範囲に限定して利用・提供します。

詳細につきましては、日新火災ホームページ（<http://www.nisshinfire.co.jp/>）をご覧いただくなお、取扱代理店または弊社営業店までお問い合わせください。

日新火災ホームページ

<http://www.nisshinfire.co.jp/>

●弊社のご連絡先●

■万一事故にあわれたとき、ご契約に関するご質問やご相談等がある場合は、取扱代理店または最寄りの日新火災までご連絡ください。なお、夜間・休日などでご連絡がつかないときは、以下にご連絡ください。

<事故発生時のご連絡先（サービス24）>
フリーダイヤル 0120-25-7474
[受付時間：24時間・365日]

<ご契約に関するご質問やご相談等の問合せ先>
フリーダイヤル 0120-616-898
[受付時間：9:00～20:00（平日）、9:00～17:00（土日祝日）]

■弊社のお客さま相談窓口は
フリーダイヤル 0120-17-2424
[受付時間：9:00～17:00（土日祝除く）] です。

●ご契約のしおり目次●

・ 目的別目次	6
I 保険約款と保険証券について	7
1. 保険約款とは	7
2. 保険証券とは	7
II ビジネス総合補償特約付企業財産包括保険の商品の内容について	8
1. 用語のご説明	8
2. ビジネス総合補償特約付企業財産包括保険の商品の仕組みおよび 補償の内容について	9
III 地震保険について	36
1. 地震保険の対象について	36
2. 地震保険の補償内容について	36
3. 地震保険の保険金をお支払いできない主な場合	36
4. 損害の認定基準について	36
5. ご契約時にご注意いただきたいこと	41
6. 地震保険の割引制度について	43
7. ご契約後にご注意いただきたいこと	45
8. 事故が起こった場合のお手続き	46
9. 保険金をお支払いした後のご契約	46
10. ご契約を解約された場合の返れい金について	46
11. 警戒宣言発令後の地震保険の取扱いについて	46
IV ご契約の際にご確認いただきたいこと	48
1. 保険の対象について	48
2. ご契約時にお知らせいただきたいこと	50
3. 保険期間について	50
4. 保険金額（ご契約金額）について	50
5. 保険料のお支払方法について	51
6. ご契約のお申込みの撤回等（クーリングオフ）について	52
7. ご契約が無効となる場合	53
8. ご契約または特約が失効となる場合	53
9. ご契約が重大事由により解除となる場合	53
V ご契約後のお手続きについて	54
1. 通知義務等について	54
2. ビジネス総合補償特約付企業財産包括保険・地震保険で引受対象とならない場合	54
3. 解約のお手続き	55
4. 満期のお手続き	55
VI 事故が発生した場合のお手続きについて	56
1. 事故のご通知	56
2. 保険金の請求が可能な日	56
3. 保険金請求のお手続きに必要な書類	56
4. 保険金のお支払時期について	57
VII その他の事項	58
1. 保険金をお支払いした後のご契約	58
2. 損害保険契約者保護制度について	58

企業財産包括保険普通保険約款	59
第1章 補償条項	59
第2章 基本条項	67
[EA] ビジネス総合補償特約	79
地震保険普通保険約款	103
第1章 用語の定義条項	103
第2章 補償条項	104
第3章 基本条項	109
特約	118
■財物損壊リスクに対する補償関連特約（ビジネス総合補償特約）	
[AA] 時価補償特約	118
[AB] 風災等危険小額損害補償対象外特約	124
[AC] 水災損害保険金定率払・費用保険金等補償対象外特約	125
[AD] 業務用通貨・預貯金証書等盗難危険拡張補償特約	131
[AE] 商品・製品等盗難危険補償特約	131
[AF] 商品・製品等輸送危険補償特約	133
[AG] 臨時費用保険金補償対象外特約	136
[AH] 残存物取片づけ費用保険金補償対象外特約	136
[AI] 地震火災費用保険金補償対象外特約	136
[AJ] 修理付帯費用保険金補償対象外特約	136
■財物損壊リスクに対する補償関連特約（建築中財物補償特約）	
[AL] 建築中財物補償特約	138
[AM] メンテナンス期間に関する特約（建築中財物特約用）	149
■売上減少リスクに対する補償関連特約	
[AV] 休業損失補償特約	150
[AW] 家賃損失補償特約	165
■財物損壊リスクに対する補償関連特約（ビジネス総合補償特約）および売上減少リスクに対する補償関連特約（共通）	
[AN] 風災・雹（ひょう）災・雪災危険補償対象外特約	177
[AO] 水災危険補償対象外特約	177
[AP] 落下・衝突等危険補償対象外特約	177
[AQ] 水濡れ危険補償対象外特約	177
[AR] 騒擾（じょう）・労働争議等危険補償対象外特約	178
[AS] 盗難危険補償対象外特約	178
[AT] 破損・汚損等危険補償対象外特約	178
[AU] 電気の・機械の事故限定期定補償特約（企業財産包括用）	179
■賠償責任リスクに対する補償関連特約	
[CA] 施設・業務行為賠償責任補償特約	184
[CB] 請負業者賠償責任補償特約	184
[CC] 生産物賠償責任補償特約	185
[CD] 生産物自体の損害補償特約（生産物賠責用）	186
[CE] リコール費用補償特約（生産物賠責用）	186
[CF] 保管者賠償責任補償特約	187
[CG] 漏水補償特約（保管者賠責用）	188
[CH] 運送危険補償特約（保管者賠責用）	188
[CI] クリーニング特約（保管者賠責用）	189
[CJ] 自動車管理者賠償責任補償特約	190

[CK]出張作業に関する特約（自動車管理者賠費用）	192
[CL]使用不能損害補償特約（自動車管理者賠費用）	192
[CM]下請人再寄託中補償特約（自動車管理者賠費用）	193
[CN]旅館賠償責任補償特約	194
[CO]借家人賠償責任・修理費用総合補償特約	197
(契約条件により自動的にセットされる特約)	
■契約共通特約	
先物契約特約	206
共同保険に関する特約	206
■地震保険にセットされる特約	
先物契約特約	208
保険料の返還または請求に関する特約（地震保険用）	208
■財物損壊リスクに対する補償（ビジネス総合補償特約）に自動的にセットされる特約	
ボイラ等破裂・爆発損害補償対象外特約	210
事業用明記物件特約	210
■財物損壊リスクに対する補償（建築中財物補償特約）に自動的にセットされる特約	
1事故の定義に関する特約（建築中財物特約用）	211
植物補償対象外特約（建築中財物特約用）	211
被保険者に関する特約（建築中財物特約用）	211
テロ行為等補償対象外特約（建築中財物特約用）	211
水災危険補償特約（建築中財物特約用）	212
雪災危険補償特約（建築中財物特約用）	212
特別費用補償特約（建築中財物特約用）	213
保険の対象以外の物の原状復旧費用補償特約（建築中財物特約用）	213
輸送荷卸危険補償特約（建築中財物特約用）	214
一部使用による危険補償特約（建築中財物特約用）	215
総括契約特約（建築中財物特約用）	215
■賠償責任リスクに対する補償関連特約に自動的にセットされる特約（共通） (借家人賠償責任・修理費用総合補償特約を除きます。)	
賠償責任基本特約	219
被保険者の定義に関する特約（賠償責任基本特約用）	229
防御費用に関する特約（賠償責任基本特約用）	229
原子力、石綿、汚染危険に関する特約（賠償責任基本特約用）	230
日付誤認免責特約（賠償責任基本特約用）	230
国外訴訟補償対象外特約（賠償責任基本特約用）	231
■施設・業務行為賠償責任補償特約に自動的にセットされる特約	
人格権侵害補償特約（施設賠費用）	232
油濁損害補償対象外特約（施設賠費用）	233
漏水補償特約（施設賠費用）	233
工事危険補償特約（施設賠費用）	233
管理財物の範囲に関する特約（施設賠費用）	234
作業対象物補償特約（施設賠費用）	234
■請負業者賠償責任補償特約に自動的にセットされる特約	
工事場内建設用工作車危険補償特約（請負賠費用）	236
工事区域内作業用船舶危険に関する特約（請負賠費用）	237
漏水補償特約（請負賠費用）	237
作業対象物補償特約（請負賠費用）	237
管理財物の範囲に関する特約（請負賠費用）	238
請負人間交差責任補償特約（請負賠費用）	239
下請負人補償特約（請負賠費用）	239
包括契約特約（請負賠費用）	239
■生産物賠償責任補償特約に自動的にセットされる特約	
生産物特約（生産物賠費用）	241
エンジン焼付損害縮小支払特約（生産物賠費用）	242

自動車修理工場に関する特約（生産物賠費用）	242
■保管者賠償責任補償特約に自動的にセットされる特約	
引渡し後の損害補償対象外特約（保管者賠費用）	243
詐取損害補償特約（保管者賠費用）	243
貴重品等補償特約（保管者賠費用）	243
■クリーニング特約（保管者賠費用）に自動的にセットされる特約（※）	
洗たく物紛失・誤配危険補償特約（保管者賠費用）	244
（※）「運送危険補償特約（保管者賠費用）」も自動的にセットされます。	
■自動車管理者賠償責任補償特約に自動的にセットされる特約	
全損付帯費用補償特約（自動車管理者賠費用）	244
■旅館賠償責任補償特約に自動的にセットされる特約	
工事危険補償特約（旅館賠費用）	245
記名被保険者間交差責任補償特約（旅館賠費用）	245
生産物に関する特約（旅館賠費用）	245
■複数の補償特約で自動セットの対象となる特約	
(< >内に自動セットの対象となる特約を表示しています。)	
<財物損壊リスクに対する補償（ビジネス総合補償特約）、売上減少リスクに対する補償関連特約（休業損失補償特約、家賃損失補償特約）>	
日付誤認免責特約（電気的・機械的事故限定補償特約（企業財産包括用）用）	246
<売上減少リスクに対する補償関連特約（休業損失補償特約、家賃損失補償特約）>	
ボイラ等破裂・爆発損失補償対象外特約	246
<賠償責任リスクに対する補償関連特約（施設・業務行為賠償責任補償特約、請負業者賠償責任補償特約、生産物賠償責任補償特約）>	
共通支払限度額特約（賠償責任基本特約用）	247
<賠償責任リスクに対する補償関連特約（施設・業務行為賠償責任補償特約、生産物賠償責任補償特約）>	
LPGガス販売業務補償対象外特約（賠償責任基本特約用）	247
<賠償責任リスクに対する補償関連特約（施設・業務行為賠償責任補償特約、旅館賠償責任補償特約）>	
専門職業人危険補償対象外特約（施設賠責・旅館賠費用）	248
<賠償責任リスクに対する補償関連特約（施設・業務行為賠償責任補償特約、請負業者賠償責任補償特約、生産物賠償責任補償特約）>	
確定保険料に関する特約（賠償責任基本特約用）	248
■保険料のお支払方法等に関する特約	
保険料分割払特約（企業財産包括用）	251
追加保険料の払込みに関する特約（企業財産包括用）	254
[18]長期保険保険料一括払特約（企業財産包括用）	258
[20]長期保険保険料年払特約（企業財産包括用）	260
[30]自動継続特約（地震保険用）	262
[89]長期保険保険料払込特約（地震保険用）	263
[2M]クレジットカードによる保険料支払に関する特約（登録方式）	265
[1Y][6Y][7Y][8Y]初回保険料の払込みに関する特約	266
[AX]集合契約に関する特約（テナント物件入居者用）	267

適用される特約は、証券面の「特約」欄に番号および特約名で表示されますので、その具体的内容について、本しおりの特約名と対比してご参照ください。[]囲みで表示されるコードは特約コードです。

目的別目次

このようなときは	このページをご覧ください	記載ページ
ご契約時について 契約時に何を申告するのか知りたい クーリングオフについて知りたい いつから補償が開始されるのか知りたい	ご契約時にお知らせいただきたいこと ご契約のお申込みの撤回等(クーリングオフ)について 保険期間について	Ⅳ.2 50ページ Ⅳ.6 52ページ Ⅳ.3 50ページ
保険の特徴としくみ 保険用語がわからない 補償内容や特約について知りたい 割引制度について知りたい	用語のご説明 ビジネス総合補償特約付企業財産包括保険の商品の仕組みおよび補償内容について「損害保険金」「費用保険金等」 ビジネス総合補償特約付企業財産包括保険の商品の仕組みおよび補償内容について「■特約」 地震保険の割引制度について	Ⅱ.1 8ページ Ⅱ.2 9ページ Ⅱ.2 16ページ Ⅲ.6 43ページ
保険金の請求・支払について 事故が起きたらどうしたらいいのか知りたい どのような場合に保険金が支払われるのか知りたい 保険金を請求したいので連絡先を知りたい 保険金の請求に必要な書類について知りたい 保険金の支払時期について知りたい	事故のご通知 ビジネス総合補償特約付企業財産包括保険の商品の仕組みおよび補償内容について「損害保険金」「費用保険金等」 ビジネス総合補償特約付企業財産包括保険の商品の仕組みおよび補償内容について「■特約」 弊社のご連絡先 保険金請求のお手続きに必要な書類 保険金のお支払時期について	Ⅵ.1 56ページ Ⅱ.2 9ページ Ⅱ.2 16ページ 裏面 Ⅵ.3 56ページ Ⅵ.4 57ページ
保険料の払込みについて どのような保険料の支払方法があるのか知りたい	保険料のお支払いと補償との関係について 保険料の払込猶予期間等について	Ⅴ.5 51ページ Ⅴ.5 51ページ
ご契約後の諸手続きについて 建物を売却したときは 建物を買い替えたときは 住所が変わったときは 建物の構造や用途が変わったときは	通知義務等について 通知義務等について 通知義務等について 通知義務等について	Ⅴ.1 54ページ Ⅴ.1 54ページ Ⅴ.1 54ページ Ⅴ.1 54ページ
ご契約の解約について 保険契約を解約したい	解約のお手続き	Ⅴ.3 55ページ
満期の手続きについて 保険契約を継続したい	満期のお手続き	Ⅴ.4 55ページ
地震保険について 地震保険について知りたい	地震保険の対象について	Ⅲ.1 36ページ

I 保険約款と保険証券について

1. 保険約款とは

お客さまと保険会社の各々の権利・義務など保険契約の内容を詳細に定めたもので、「普通保険約款」と「特約」から構成されています。

「普通保険約款」は

- (1) 基本的な補償内容を定めた【補償条項】(保険金をお支払いする場合やしない場合、お支払額などの基本的な補償内容を記載しています。)
- (2) 保険契約の成立・終了・管理や事故時の対応などに関する権利・義務を定めている【基本条項】から構成されています。

「特約」は

普通保険約款に定められた基本的な補償内容や契約条件を補充・変更・削除・追加するもので、以下の2種類があります。

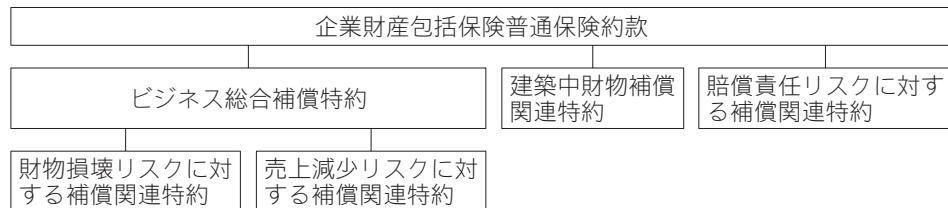
- (1) ご契約の内容により自動的にセットされる特約

- (2) お客さまの任意でセットいただく特約

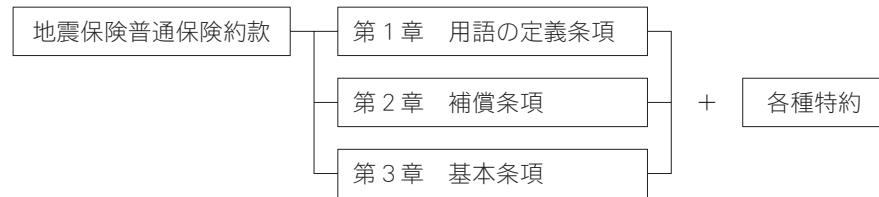
特約の適用の有無は、保険証券に記載しております。

(参考) 保険約款の構成図

【ビジネス総合補償特約付企業財産包括保険】



【地震保険】



2. 保険証券とは

保険証券とは、保険契約について補償内容や補償する金額を定めた証となるものです。保険約款は保険契約に関するお客さまの権利・義務を定め、補償内容等を記載したもので、お客さまのご契約において個別に定めた保険金額、保険期間、セットした特約等は保険証券に表示されます。なお、ご契約内容に誤りがないか保険証券を今一度ご確認ください。

II ビジネス総合補償特約付企業財産包括保険の商品の内容について

1. 用語のご説明

	用語	定義
い	一部損 (地震保険の場合)	<p>(建物の場合) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額^(注)の3%以上20%未満である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失等の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。</p> <p>(注) 門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。</p>
き	危険	損害の発生の可能性をいいます。
け	警戒宣言 (地震保険の場合)	大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第9条(警戒宣言等)第1項に基づく地震災害に関する警戒宣言をいいます。
	契約者 (保険契約者)	弊社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
こ	告知義務	保険契約の締結に際し、弊社が重要な事項として求めた事項にご回答いただく義務をいいます。
	戸室	1世帯の生活単位として区切られた建物の区分をいいます。
さ	残存物 取片づけ費用	損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用で、取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。
し	時価額	損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。
	敷地内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
	新価額	同等のものを新たに建築または購入するのに必要な額をいい、再調達価額ともいいます。
せ	全損 (地震保険の場合)	<p>(建物の場合) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額^(注)の50%以上である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が70%以上である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失等の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。</p> <p>(注) 門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。</p>
た	建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、屋外設備・装置を除きます。ただし、地震保険の場合は居住の用に供する建物に限ります。

	用語	定義
つ	通知義務	保険契約の締結後に、弊社が告知を求めた事項に変更が生じた場合にご連絡いただく義務のことをいいます。
と	盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
	特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
は	破裂または爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
	半損 (地震保険の場合)	(建物の場合) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額 ^(注) の20%以上50%未満である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上70%未満である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失等の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。 (注) 門、堀または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。
ひ	被保険者	保険契約の補償を受けられる方をいいます。
ほ	保険期間	保険のご契約期間をいいます。
	保険金	普通保険約款および特約により補償される事故が発生した場合に弊社が保険契約に基づいてお支払いすべき金銭をいいます。
	保険金額	弊社がお支払いする保険金の限度額をいいます。
	保険の対象	保険事故によって損害が発生する可能性のある保険契約の対象物をいいます。
	保険料	保険契約に基づいて、保険契約者が弊社に払い込むべき金銭をいいます。
め	明記物件	貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で1個または1組の価額が30万円を超えるものをいいます。
ゆ	床上浸水	居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。なお、「床」とは、畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。

2. ビジネス総合補償特約付企業財産包括保険の商品の仕組みおよび補償の内容について

商品の仕組み

ビジネス総合補償特約付企業財産包括保険は、事業を取り巻く「財物損壊」、「売上減少」、「賠償責任」等の各種リスクに対し、1つの保険で対応できるよう、これらのリスクに対する補償を選択し、組み合わせてご契約いただける保険です。なお、ご契約にあたっては、財物損壊リスクに対する補償（ビジネス総合補償特約）を必ず設定していただきます。

■財物損壊リスクに対する補償（ビジネス総合補償特約）－損害保険金

次の事故によって保険の対象が損害を受けた場合に「損害保険金」としてお支払いします。

		保険金をお支払いする場合	
事故の種類		損害の程度・支払条件等	
損害保険金	(1) 火災		
	(2) 落雷		
	(3) 破裂または爆発		
	(4) 風災・雹災・雪災		
	(5) 建物外部からの物体の落下・飛来・衝突等		
	(6) 給排水設備または他人の戸室で生じた事故に伴う漏水、放水等による水濡れ(給排水設備自身に生じた損害を除きます。)		
	(7) 騒擾・集団行動・労働争議に伴う暴力・破壊行為		
	(8) 水災(台風・暴風雨等による洪水、高潮、土砂崩れ等)	・建物	①保険の対象に新価額の30%以上の損害が生じた場合
		・建物 ・屋内設備・什器等 ・屋内商品・製品等	②上記①に該当しない場合で床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水により、保険の対象に損害が生じたとき。
		・屋外設備・什器等 ・屋外商品・製品等	③保険の対象のある敷地内が、地盤面より45cmを超える浸水により、保険の対象に損害が生じた場合
	(9) 盗難	保険の対象について生じた盗取、損傷または汚損	建物、屋内設備・什器等、屋外設備・什器等 明記物件
	(10) 建物内における業務用の通貨等または預貯金証書の盗難(屋内設備・什器等を保険の対象とした場合)		小切手、手形、乗車券等および預貯金証書の盗難による損害については、次に掲げる事実が全てあつたことが条件となります。 ① 小切手 ア. 盗難を知った後、直ちに小切手の振出人に盗難を通知し、かつ、振出人を通じて小切手の支払停止を支払金融機関に届け出たこと。 イ. 盗難にあつた小切手に対して支払金融機関による支払がなされたこと。

お支払いする保険金の額（限度額）	保険金をお支払いできない 主な場合・損害など
<p>■保険の対象が建物、屋内設備・什器等および屋外設備・什器等の場合</p> <p>損害の額（新価額が基準）－保険証券記載の自己負担額（免責金額）</p> <p>* 保険金額が限度（注）</p> <p>（注）保険金額が新価額を超える場合は新価額を限度とします。</p> <p>■保険の対象が明記物件、屋内商品・製品等および屋外商品・製品等の場合</p> <p>損害の額（時価額が基準）－保険証券記載の自己負担額（免責金額）</p> <p>* 保険金額が限度（注）</p> <p>（注）保険金額が時価額を超える場合は時価額を限度とします。</p>	<p>（a）ご契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害</p> <p>（b）火災等の事故の際の保険の対象の紛失・盗難による損害</p> <p>（c）自動販売機、駐車券発行機、精算機、ゲーム機、コインランドリー機等、現金を投入することで商品やサービスを提供する機械またはこれらに収容される通貨等もしくは動産の盗難による損害</p> <p>（d）戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動による損害</p> <p>（e）地震、噴火またはこれらによる津波による損害</p> <p>（f）核燃料物質等に起因する事故</p> <p>（g）風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込み、浸込みまたは漏入による損害。ただし、風災、雹災、雪災の事故により建物または屋外設備・装置の外側の部分が直接破損した結果、これらの損害が生じた場合は補償の対象となります。</p>
ただし、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円が限度（時価額が基準）	<p>【破損・汚損等】</p> <p>（h）保険の対象に対する加工、解体、据付、修理または調整等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣による損害</p> <p>（i）冷凍・冷蔵装置または設備の破壊、変調または機能停止による損害</p> <p>（j）保険の対象の置き忘れまたは紛失による損害</p> <p>（k）不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない電気的・機械的事故による損害</p> <p>（l）電力の停止または異常な供給により、保険の対象である屋内商品・製品等または屋外商品・製品等のみに生じた損害</p>
<p>損害の額 <業務用の通貨等></p> <p>1回の事故につき、1敷地内ごとに30万円が限度</p> <p><業務用の預貯金証書></p> <p>1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円 または屋内設備・什器等の保険金額のいずれか低い額が限度</p>	など

	保険金をお支払いする場合	
	事故の種類	損害の程度・支払条件等
		<p>② 手形</p> <p>ア. 盗難を知った後、直ちに手形の振出人または引受人に盗難を通知し、かつ、振出人または引受人を通じて手形の支払停止を支払金融機関に届け出たこと。</p> <p>イ. 遅滞なく公示催告の手続を行ったこと。</p> <p>ウ. 盗難にあった手形に対して振出人または引受人による支払がなされたこと（イ. の公示催告手続に要する費用については、この規定は適用しません。）。</p> <p>③ 乗車券等</p> <p>盗難を知った後、直ちに乗車券等の運輸機関または発行者へ届け出たこと（宿泊券の場合は、宿泊施設または発行者へ届け出たこと。）。</p> <p>④ 預貯金証書</p> <p>ア. 盗難を知った後、直ちに預貯金先あてに被害の届出をしたこと。</p> <p>イ. 盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと。</p>
	(11) 破損・汚損等 ((1)～(10)までの事故を除く不測かつ突発的な事故) (明記物件を除きます。)	

お支払いする保険金の額（限度額）	保険金をお支払いできない 主な場合・損害など
<p>■保険の対象が建物、屋内設備・什器等および屋外設備・什器等の場合</p> <p>損害の額（新価額が基準）－保険証券記載の自己負担額（免責金額）</p> <p>* 保険金額が限度（注）</p> <p>（注）保険金額が新価額を超える場合は新価額を限度とします。</p> <p>■保険の対象が屋内商品・製品等および屋外商品・製品等の場合</p> <p>損害の額（時価額が基準）－保険証券記載の自己負担額（免責金額）</p> <p>* 保険金額が限度（注）</p> <p>（注）保険金額が時価額を超える場合は時価額を限度とします。</p>	

■財物損壊リスクに対する補償（ビジネス総合補償特約）－ 費用保険金等

前記の事故のときなどに様々な費用を補償するものとして「費用保険金」をお支払いします。

保険金をお支払いする場合	
臨時費用保険金	前記損害保険金(1)から(9)、(11)の事故により損害保険金をお支払いする場合
残存物取片づけ費用保険金	前記損害保険金(1)から(9)、(11)の事故により損害保険金をお支払いする場合で、残存物取片づけ費用を要するとき。
修理付帯費用保険金	前記損害保険金(1)から(9)、(11)の事故により保険の対象に損害が生じた場合で、原因調査費用、仮修理費用等を支出したとき。
地震火災費用保険金	<p>地震もしくは噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により、以下の損害が生じた場合</p> <p>① 保険の対象が建物である場合には、その建物が半焼以上となつたとき^(注)。</p> <p>② 保険の対象が屋外設備・装置である場合には、火災による損害の額が、その屋外設備・装置の再調達価額（明記物件は時価額）の50%以上となつたとき。</p> <p>③ 保険の対象が動産である場合には、その動産を収容する建物が半焼以上となつたとき^(注)、またはその動産を収容する屋外設備・装置の火災による損害の額が、その屋外設備・装置の再調達価額（明記物件は時価額）の50%以上となつたとき。</p> <p>(注) 建物の主要構造部の火災による損害の額が、その建物の再調達価額の20%以上となつた場合、または建物の焼失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となつた場合をいいます。</p>
看板および電気・ガス・水道設備等修復費用保険金	<p>次に掲げるものが前記損害保険金(1)から(9)、(11)の事故により損害を受け、被保険者が自己の費用で現実にそれらを修復した場合</p> <p>① 保険の対象がある敷地内、またはその敷地内から100メートル以内にある看板。ただし、保険の対象に含まれるものと除きます。</p> <p>② 保険の対象がある敷地内の屋外設備・什器等のうち、電気、ガス、熱、水道、空調設備または通信・電話の供給・中継設備およびこれらに接続している配管または配線。ただし、保険の対象に含まれるものと除きます。</p>
損害防止費用	前記損害保険金(1)から(3)までの事故による損害の発生または拡大防止のために必要または有益な費用を支出した場合（消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用、消火活動に使用したために損傷した物の修理費用または再取得費用等）

お支払いする保険金の額（限度額）	保険金をお支払いできない 主な場合・損害など
損害保険金×30% (1回の事故につき、1敷地内ごとに500万円が限度)	「損害保険金」〈保険金をお支払いできない主な場合・損害など〉と同様です。ただし、(e)は地震火災費用保険金には適用しません。
残存物の取片づけに要した費用 (損害保険金×10%が限度)	
弊社の承認を得て支出した必要かつ有益な費用 (1回の事故につき、1敷地内ごとに保険金額×30%、または5,000万円のいずれか低い額が限度)	
保険金額×5% ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに下記の金額が限度 ・保険の対象が工場物件の場合は2,000万円が限度 ・保険の対象が住宅物件または一般物件の場合は300万円が限度	
看板および電気・ガス・水道設備等修復費用の額－ 保険証券記載の自己負担額（免責金額） (1回の事故につき、1敷地内ごとに10万円が限度)	
実際に支出した費用	

■特約

◎特約をセットされた場合は、特約の補償内容に従い、保険金をお支払いします。

特約名称	特約の概要・保険金をお支払いする場合等	
時価補償特約	補償基準が「新価額」となっている建物、屋内設備・什器等、屋外設備・什器等を「時価額」に変更する特約です。	
財物損壊リスクに関する補償特約	保険の対象	損害の程度・支払条件等
	建物	①保険の対象に新価額の30%以上の損害が生じた場合
		②床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水により、保険の対象に新価額の15%以上30%未満の損害が生じた場合
		③上記①および②に該当しない場合で、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水により、保険の対象に損害が生じた場合
	・屋内設備・什器等 ・屋内商品・製品等	④保険の対象を収容する建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水により、保険の対象に損害が生じた場合
	・屋外設備・什器等 ・屋外商品・製品等	⑤保険の対象のある敷地内が、地盤面より45cmを超える浸水により、保険の対象に損害が生じた場合
商品・製品等輸送危険補償特約	<p>＜損害保険金＞ 保険の対象である屋内商品・製品等または屋外商品・製品等（これらのうち、明記物件を除きます。）が日本国内における輸送中に、前記損害保険金(1)から(9)、(11)の事故により損害を被った場合</p> <p>＜費用保険金＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨時費用保険金 損害保険金をお支払いする場合 ・残存物取片づけ費用保険金 損害保険金をお支払いする場合で、残存物取片づけ費用を要するとき。 ・修理付帯費用保険金 保険の対象に損害が生じた場合で、原因調査費用、仮修理費用等を支出したとき。 	

お支払いする保険金の額（限度額）	保険金をお支払いできない主な場合・損害など
<p>■保険の対象が、建物、屋内設備・什器等、屋外設備・什器等</p> <p>（注）保険金額が時価額の80%以上の場合 損害の額－保険証券記載の自己負担額（免責金額） ＊保険金額が限度（注）</p> <p>（注）保険金額が時価額の80%より低い場合 損害の額 × $\frac{\text{保険金額}}{\text{時価額} \times 80\%}$ - 保険証券記載の自己負担額（免責金額） ＊保険金額が限度（注）</p> <p>（注）保険金額が時価額を超える場合は時価額を限度とします。</p>	「損害保険金」<保険金をお支払いできない主な場合・損害など>と同様です。
損害の額×70%	「損害保険金」<お支払いできない主な場合・損害など>と同様です。
<p>保険金額×10% (1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円が限度)</p> <p>保険金額×5% (1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円が限度)</p>	左記②から⑤までのお支払いする保険金の合計額は、1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円が限度
損害の額－保険証券記載の自己負担額（免責金額） (1回の事故につき100万円が限度)	「損害保険金」<お支払いできない主な場合・損害など>のほか、下記に掲げる損害に対しても損害保険金を支払いません。 ・荷造りの不完全によって生じた損害 ・輸送の遅延によって生じた損害
損害保険金×30%	
残存物の取片づけに要した費用 (損害保険金×10%が限度)	
弊社の承認を得て支出した必要かつ有益な費用 (1回の事故につき、1敷地内ごとに保険金額×30%、または5,000万円のいずれか低い額が限度)	

特約名称	保険金をお支払いする場合
商品・製品等 盗難危険補償 特約	<p><損害保険金> 盗難により保険の対象である屋内商品・製品等または屋外商品・製品等（これらの明記物件を含みます。）が盗取、損傷または汚損の損害を被った場合</p> <p><費用保険金></p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨時費用保険金 損害保険金をお支払いする場合 ・残存物取片づけ費用保険金 損害保険金をお支払いする場合で、残存物取片づけ費用を要するとき。 ・修理付帯費用保険金 保険の対象に損害が生じた場合で、原因調査費用、仮修理費用等を支出したとき。
建築中財物補 償特約	<p><損害保険金> 保険証券記載の工事現場において不測かつ突発的な事故により保険の対象が損害を被った場合</p> <p><費用保険金など></p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨時費用保険金 この特約で補償する事故により損害保険金をお支払いする場合 ・残存物取片づけ費用保険金 この特約で補償する事故により損害保険金をお支払いする場合で、残存物取片づけ費用を要するとき。 ・損害防止費用 この特約で補償する事故により損害の発生および拡大防止のために必要または有益な費用を支出した場合は損害の額に含めてお支払いします。
電気的・機械的 的事故限定補 償特約（企業 財産包括用）	<p>■ビジネス総合補償特約にセットされる場合</p> <p><損害保険金> 不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故により特約別表記載の機械類に損害が生じた場合</p> <p><費用保険金></p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨時費用保険金 損害保険金をお支払いする場合 ・残存物取片づけ費用保険金 損害保険金をお支払いする場合で、残存物取片づけ費用を要するとき。 ・修理付帯費用保険金 保険の対象に損害が生じた場合で、原因調査費用、仮修理費用等を支出したとき。

お支払いする保険金の額（限度額）	保険金をお支払いできない 主な場合・損害など
損傷の額－保険証券記載の自己負担額（免責金額） (1回の事故につき100万円または保険金額のいずれか低い額が限度)	「損傷保険金」<お支払いできない主な場合・損害など>に掲げる内容のほか、次の損害に対しても保険金のお支払対象になりません。
損傷保険金×30%（1回の事故につき、1敷地内ごとに500万円が限度）	・万引き等（万引きその他収容場所に不法に侵入することなく行われた盗難をいいます。）による損害。ただし、万引き等を行った者が暴行または脅迫した場合を除きます。
残存物の取片づけに要した費用 (損害保険金×10%が限度)	
弊社の承認を得て支出した必要かつ有益な費用 (1回の事故につき、1敷地内ごとに保険金額×30%、または5,000万円のいずれか低い額が限度)	
損傷の額－保険証券記載の自己負担額（免責金額） ＊1回の事故につき保険金額が限度	・ご契約者、被保険者もしくはこれらの方の法定代理人または工事現場責任者の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害
◆保険金額が請負金額より低い場合 $\left(\frac{\text{損傷の額}}{\text{保険証券記載の自己負担額}} - \frac{\text{免責金額}}{\text{請負金額}} \right) \times \frac{\text{保険金額}}{\text{請負金額}}$ ＊1回の事故につき保険金額が限度	・風、雨、雹もしくは砂塵の吹込みまたはこれらのものの漏入による損害 ・戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動による損害 ・地震、噴火またはこれらによる津波による損害 ・核燃料物質等に起因する事故など
損傷保険金×30% (1回の事故につき500万円が限度)	
残存物の取片づけに要した費用 (損害保険金×10%が限度)	
実際に支出した費用 (保険の対象の損害の額に含めて、全体で保険金額が限度)	
損傷の額－保険証券記載の自己負担額（免責金額） (ビジネス総合補償特約の保険金額が限度)	「損傷保険金」<お支払いできない主な場合・損害など>(a)～(j)、(I)のほか、特約別表記載の機械類のうち、以下のものは保険金のお支払対象なりません。 ・ベルト、ワイヤロープ（エレベータのワイヤロープを除きます。）、工具類、刃、潤滑油、冷媒、触媒など
損傷保険金×30%（1回の事故につき、1敷地内ごとに500万円が限度）	
残存物の取片づけに要した費用 (損害保険金×10%が限度)	
弊社の承認を得て支出した必要かつ有益な費用 (1回の事故につき、1敷地内ごとに保険金額×30%、または5,000万円のいずれか低い額が限度)	

特約名称		保険金をお支払いする場合
		<p>・看板および電気・ガス・水道設備等修復費用保険金 損害保険金をお支払いする事故により次に掲げるものが損害を受け、被保険者が自己の費用で現実にそれらを修復した場合</p> <p>①保険の対象がある敷地内、またはその敷地内から100メートル以内にある看板。ただし、保険の対象に含まれるもの除きます。</p> <p>②保険の対象がある敷地内の屋外設備・什器等のうち、電気、ガス、熱、水道、空調設備または通信・電話の供給・中継設備およびこれらに接続している配管または配線。ただし、保険の対象に含まれるもの除きます。 <small>じゅう</small></p> <p>■休業損失補償特約にセットされる場合 不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故により特約別表記載の機械類が損害を受けた結果、営業が休止もしくは阻害されたために損失が生じた場合</p>
		<p>■家賃損失補償特約にセットされる場合 不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故により特約別表記載の機械類が損害を受けた結果、家賃の損失が生じた場合</p>
売上減少リスクに関する補償特約	休業損失補償特約	<p>保険の対象が次のいずれかに該当する事故により損害を受けた結果、営業が休止もしくは阻害されたために損失が生じた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 火災 (2) 落雷 (3) 破裂または爆発 <small>ひょう</small> (4) 風災・雹災・雪災 (5) 建物外部からの物体の落下・飛来・衝突等 (6) 給排水設備に生じた事故または被保険者以外の方が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水等による水濡れ <small>じょう</small> (7) 騒擾・集団行動・労働争議に伴う暴力・破壊行為 (8) 盗難 (9) 水災 (10) 食中毒または特定感染症によって生じた損失 (11) 破損・汚損等 ((1)から(10)までの事故を除く不測かつ突発的な事故)

お支払いする保険金の額（限度額）	保険金をお支払いできない 主な場合・損害など
看板および電気・ガス・水道設備等修復費用の額－保険証券記載の自己負担額（免責金額）（1回の事故につき、1敷地内ごとに10万円が限度）	
<p>下記①および②の合計額（1回の事故につき）を休業損失補償特約に従い、お支払いします。</p> <p>①保険金額×休業日数※ ただし、復旧期間内の売上減少高に支払限度率を乗じて得た額から復旧期間内に支払を免れた経常費等の費用を差し引いた残額を限度とします。</p> <p>②休業日数を減少させるために支出した必要かつ有益な追加費用の額 ただし、休業日数を減少させるために支出した必要かつ有益な追加費用の支出によって減少させることができた休業日数に保険金額を乗じて得た額を限度とします。</p> <p>※支払限度期間を限度とします。 ※事故日を含む最初の3日間は免責期間となります。</p>	<p>「休業損失補償特約」<お支払いできない主な場合・損害など> (a)～(c)、(e)～(g)のほか、特約別表記載の機械類のうち、以下のものは保険金のお支払対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ベルト、ワイヤロープ（エレベータのワイヤロープを除きます。）、工具類、刃、潤滑油、冷媒、触媒 <p>など</p>
<p>下記の額を家賃損失補償特約に従い、お支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険金額が保険価額と同額またはこれを超える場合 復旧期間（支払限度期間を限度とします。）内に生じた損失の額（保険価額に支払限度期間を乗じた額が限度） ・保険金額が保険価額より低い場合 $\text{家賃について復旧期間} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{内に生じた損失の額}} \times \frac{\text{保険価額}}{\text{保険価額}}$ 	<p>家賃損失補償特約<お支払いできない主な場合・損害など></p> <ul style="list-style-type: none"> (a)および(b)のほか、特約別表記載の機械類のうち、以下のものは保険金のお支払対象となりません。 ・ベルト、ワイヤロープ（エレベータのワイヤロープを除きます。）、工具類、刃、潤滑油、冷媒、触媒 <p>など</p>
<p>下記①および②の合計額（1回の事故につき）</p> <p>①保険金額×休業日数※ ただし、復旧期間内の売上減少高に支払限度率を乗じて得た額から復旧期間内に支払を免れた経常費等の費用を差し引いた残額を限度とします。</p> <p>②休業日数を減少させるために支出した必要かつ有益な追加費用の額 ただし、休業日数を減少させるために支出した必要かつ有益な追加費用の支出によって減少させることができた休業日数に保険金額を乗じて得た額を限度とします。</p> <p>※支払限度期間が限度となります。ただし、食中毒または特定感染症の事故の場合、休業日数が事故日を含めて30日間を超えるときは30日間を休業日数の限度とします。</p>	<p>(a) ご契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反による損失</p> <p>(b) 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込み、浸込みまたは漏入によって生じた損害による損失。ただし、風災、雹災、雪災の事故により建物または屋外設備・装置の外側の部分が直接破損した結果、これらの損害が生じた場合は補償の対象となります。</p>

特約名称		保険金をお支払いする場合
		<p>●損失防止費用 (1)から(3)までの事故による損失の発生または拡大防止のために必要または有益な費用を支出した場合（消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用、消火活動に使用したために損傷した物の修理費用または再取得費用等）</p>
家賃損失補償特約		<p>保険の対象が次のいずれかに該当する事故により損害を受けた結果、家賃の損失が生じた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 火災 (2) 落雷 (3) 破裂または爆発 (4) 風災・雹災・雪災 (5) 建物外部からの物体の落下・飛来・衝突等 (6) 給排水設備に生じた事故または被保険者以外の方が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水等による水濡れ (7) 騒擾・集団行動・労働争議に伴う暴力・破壊行為 (8) 盗難 (9) 水災により保険の対象が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った場合 (10) 破損・汚損等 ((1)から(9)までの事故を除く不測かつ突発的な事故) <p>●損失防止費用 (1)～(3)までの事故による損失の発生または拡大防止のために必要または有益な費用を支出した場合（消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用、消火活動に使用したために損傷した物の修理費用または再取得費用等）</p>
賃借人リスクに対する補償関連特約	借家人賠償責任・修理費用総合補償特約	<p>■借家人賠償責任 日本国内に所在する保険証券記載の借用戸室（建物全体を借りている場合は建物全体をいいます。）が、被保険者の責めに帰すべき事由に起因する不測かつ突発的な事故によって滅失、損傷または汚損が生じた場合において被保険者が貸主に対して法律上の損害賠償責任を負ったとき。</p>

お支払いする保険金の額（限度額）	保険金をお支払いできない 主な場合・損害など
※左記(4)(9)(10)(11)の事故による場合は、事故日を含む最初の3日間は免責期間となります。保険の対象がユーティリティ設備の場合は、全ての事故について事故日を含む最初の3日間は免責期間となります。	<p>【破損・汚損等】</p> <p>(c) 冷凍・冷蔵装置または設備の破壊、変調または機能停止によって生じた損害による損失</p> <p>(d) 不測かつ突発的な外来的事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故によって生じた損害による損失</p> <p>(e) ユーティリティ設備に損害が生じたことによる損失</p> <p>【食中毒および特定感染症】</p> <p>(f) 隣接物件で損害が生じたことにより生じた損失</p> <p>(g) ユーティリティ設備で損害が生じたことにより生じた損失など</p>
実際に支出した費用	<p>(a) ご契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反による損失</p> <p>(b) 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込み、浸込みまたは漏入によって生じた損害による損失。ただし、風災、雹災、雪災の事故により建物または屋外設備・装置の外側の部分が直接破損した結果、これらの損害が生じた場合は補償の対象となります。</p> <p>【破損・汚損等】</p> <p>(c) 不測かつ突発的な外来的事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故によって生じた損害による損失など</p>
・保険金額が保険価額と同額またはこれを超える場合 復旧期間（支払限度期間を限度とします。）内に生じた損失の額（保険価額に支払限度期間を乗じた額が限度）	
・保険金額が保険価額より低い場合 家賃について復旧期間 内に生じた損失の額 × $\frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}}$	
実際に支出した費用	<p>◆以下のものは家賃に含みません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道、ガス、電気、電話等の使用料金 ・権利金、礼金、敷金その他の一時金 ・賄料
①損害賠償金 （1回の事故につき、保険証券記載の支払限度額が限度） ②争訟費用 ③示談交渉費用 ④保険会社への協力費用 ⑤権利保全行使手続費用	<p>・ご契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意</p> <p>・地震、噴火またはこれらによる津波による損害</p> <p>・被保険者が借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された借用戸室の損壊に起因する損害賠償責任</p>

特約名称	保険金をお支払いする場合
	<p>■修理費用 不測かつ突発的な事故により、日本国内に所在する保険証券記載の借用戸室（建物全体を借用している場合は建物全体をいいます。）に損害が生じた場合において、賃貸借契約等に基づき、自己の費用で現実に修理を行った場合。 ただし、借家人賠償責任の保険金が支払われる場合を除きます。</p>
	<p>●壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部および玄関、口庇ー、廊下、昇降機、便所、浴室、門、塀、垣、給水塔等の借用戸室居住者の共同の利用に供せられるものの修理費用を除きます。</p>
施設・業務行為賠償責任補償特約	<p>次の事故により、被保険者が他人の身体の障害または財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負った場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者が所有、使用もしくは管理する保険証券記載の施設または設備（以下「施設」といいます。）に起因する偶然な事故 ・施設の用法に伴う保険証券記載の仕事の遂行に起因する偶然な事故
請負業者賠償責任補償特約	<p>次の事故により、被保険者が他人の身体の障害または財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負った場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険証券記載の仕事（以下「仕事」といいます。）の遂行に起因する偶然な事故 ・仕事の遂行のために被保険者が所有、使用もしくは管理する保険証券記載の施設または設備に起因する偶然な事故
生産物賠償責任補償特約	<p>次の事故により、被保険者が他人の身体の障害または財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負った場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の占有を離れた保険証券記載の財物（生産物）に起因して、保険期間中に生じた偶然な事故 ・被保険者が行った保険証券記載の仕事（以下「仕事」といいます。）の結果に起因して、仕事の終了（仕事の対象物の引渡しを要する場合は、引渡しとします。）または放棄の後、保険期間中に生じた偶然な事故

お支払いする保険金の額（限度額）	保険金をお支払いできない 主な場合・損害など					
②から⑤までの費用はその全額をお支払いします。ただし、②および③の費用は、①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、その支払限度額の①の損害賠償金の額に対する割合によりお支払いします。	・借用戸室に生じたすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他単なる外観上の損傷または汚損であつて、借用戸室の機能に直接関係のない損害 など					
実際に要した修理費用 (1回の事故につき300万円が限度)	・ご契約者、被保険者、借用戸室の貸主またはこれらの方の法定代理人の故意、重大な過失または法令違反による損害 ・借用戸室に生じたすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他単なる外観上の損傷または汚損であつて、借用戸室の機能に直接関係のない損害 など					
<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="padding: 5px;">損害賠償金</td> <td style="padding: 5px;">-</td> <td style="padding: 5px;">保険証券記載の自己負担額 (免責金額)</td> </tr> </table> + <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="padding: 5px;">下記②から⑥までの費用</td> </tr> </table>	損害賠償金	-	保険証券記載の自己負担額 (免責金額)	下記②から⑥までの費用	<p>(損害賠償金から保険証券記載の自己負担額（免責金額）を差し引いた金額は、1回の事故につき保険証券記載の支払限度額が限度。②から⑥までの費用はその全額をお支払いします。ただし、損害賠償金 > 支払限度額となる場合、⑤の費用は支払限度額の損害賠償金の額に対する割合に応じて削減されます。)</p> <p>(補償する損害の範囲) ①損害賠償金 ②損害発生拡大防止費用 ③権利の保全行使手続費用 ④応急手当等の緊急措置費用 ⑤争訟費用 ⑥保険会社への協力費用</p>	・ご契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意 ・屋根、扉、窓等から入る雨または雪等による財物の損壊に起因する損害賠償責任 ・施設の修理、改造または取りこわし等の工事に起因する損害賠償責任 など
損害賠償金	-	保険証券記載の自己負担額 (免責金額)				
下記②から⑥までの費用						
<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="padding: 5px;">損害賠償金</td> <td style="padding: 5px;">-</td> <td style="padding: 5px;">保険証券記載の自己負担額 (免責金額)</td> </tr> </table> + <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="padding: 5px;">下記②から⑥までの費用</td> </tr> </table>	損害賠償金	-	保険証券記載の自己負担額 (免責金額)	下記②から⑥までの費用	<p>(損害賠償金から保険証券記載の自己負担額（免責金額）を差し引いた金額は、保険証券記載の支払限度額が限度。また、保険期間中を通算して総支払限度額が限度となります。②から⑥までの費用はその全額をお支払いします。ただし、損害賠償金 > 支払限度額となる場合、⑤の費用は支払限度額の損害賠償金の額に対する割合に応じて削減されます。)</p>	・ご契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意 ・生産物または仕事の欠陥に起因するその生産物または仕事の対象物の損壊自体の損害賠償責任および直接であると間接であるとを問わず、それらの生産物または仕事の対象物の使用不能に起因する損害賠償責任 など
損害賠償金	-	保険証券記載の自己負担額 (免責金額)				
下記②から⑥までの費用						

特約名称	保険金をお支払いする場合
保管者賠償責任補償特約	<p>被保険者が管理する保険証券記載の保管物（以下「保管物」といいます。）が、次の期間に損壊、紛失または盗取されたこと（以下「事故」といいます。）により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管物が保険証券記載の保管施設内に保管されている期間 ・保管物が保険証券記載の目的に従い、保管施設外で管理されている期間。ただし、保管物の運送中の事故を除きます。
自動車管理者賠償責任補償特約	<p>被保険者が管理する他人（所有権留保条項付売買契約の買主を含みます。）の自動車が次に掲げる間に損壊もしくは紛失し、または盗取もしくは詐取（これらの未遂を含みます。）されたことにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車が保険証券記載の保管施設内に保管されている間 ・自動車が被保険者のその自動車に対して行う業務の遂行の通常の過程として、一時的に保管施設外で管理されている間

お支払いする保険金の額（限度額）	保険金をお支払いできない 主な場合・損害など
(補償する損害の範囲) ①損害賠償金 ②損害発生拡大防止費用 ③権利の保全行使手続費用 ④応急手当等の緊急措置費用 ⑤争訟費用 ⑥保険会社への協力費用	
<p>損害賠償金※ - 保険証券記載の自己負担額（免責金額） + 下記②から⑥までの費用</p> <p>(損害賠償金から保険証券記載の自己負担額（免責金額）を差し引いた金額は、1回の事故につき保険証券記載の支払限度額が限度。②から⑥までの費用はその全額をお支払いします。ただし、損害賠償金>支払限度額となる場合、⑤の費用は支払限度額の損害賠償金の額に対する割合に応じて削減されます。)</p> <p>※損害賠償金の額は、保管物が、事故の生じた地および時において、もし被害を受けていなければ有したであろう価額を限度とします。</p>	<p>・ご契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意 ・被保険者、その代理人またはこれらの方の使用人が行い、もしくは加担した盗取に起因する損害賠償責任</p> <p>など</p>
(補償する損害の範囲) ①損害賠償金 ②損害発生拡大防止費用 ③権利の保全行使手続費用 ④応急手当等の緊急措置費用 ⑤争訟費用 ⑥保険会社への協力費用	
<p>損害賠償金※ - 保険証券記載の自己負担額（免責金額） + 下記②から⑥までの費用</p> <p>(損害賠償金から保険証券記載の自己負担額（免責金額）を差し引いた金額は、保険証券記載の支払限度額が限度。また、保険期間中^(注)を通算して総支払限度額が限度となります。②から⑥までの費用はその全額をお支払いします。ただし、損害賠償金>支払限度額となる場合、⑤の費用は支払限度額の損害賠償金の額に対する割合に応じて削減されます。)</p> <p>※損害賠償金の額は、被害自動車の損壊、紛失、盗取または詐取によるその自動車自体の損害のみを対象とし、かつ事故の生じた地および時におけるその自動車の価額（被害自動車と同一車種、同年代で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。）を限度とします。 (注) 保険期間が1年を超える場合は、契約年度ごと。</p> <p>(補償する損害の範囲) ①損害賠償金</p>	<p>・ご契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意 ・自動車が委託者に引き渡された後に発見された自動車の損壊もしくは紛失または盗取もしくは詐取に起因する損害賠償責任</p> <p>など</p>

特約名称		保険金をお支払いする場合
	旅館賠償責任 補償特約	<p>■施設危険補償条項 施設または施設における旅館業務の遂行に起因して保険期間中に生じた偶然な事故により、被保険者が他人の身体の障害または財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負った場合</p> <p>■生産物危険補償条項 生産物に起因して保険期間中に生じた偶然な事故により、被保険者が他人の身体の障害または財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負った場合</p> <p>■保管物危険補償条項 保管物が保険期間中に損壊、紛失または盗取されたことにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合</p>

お支払いする保険金の額（限度額）	保険金をお支払いできない 主な場合・損害など
<p>②損害発生拡大防止費用 ③権利の保全行使手続費用 ④応急手当等の緊急措置費用 ⑤争訟費用 ⑥保険会社への協力費用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ご契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意 <p>(施設危険補償条項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の新築、改築、修理、取りこわしその他の工事に起因する損害賠償責任 <p>(生産物危険補償条項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 生産物の欠陥に起因するその生産物の損壊自体の損害賠償責任 <p>(保管物危険補償条項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 被保険者もしくはその代理人またはこれらの方と同居する親族もしくは使用人が行い、または加担した盗取に起因する損害賠償責任
<p>損害賠償金※</p> <p>—</p> <p>保険証券記載の自己負担額（免責金額）</p> <p>+</p> <p>下記②から⑥までの費用</p> <p>(損害賠償金から保険証券記載の自己負担額（免責金額）を差し引いた金額は、保険証券記載の支払限度額が限度。また、生産物危険補償条項において、保険期間中^(注)を通算して総支払限度額が限度となります。②から⑥までの費用はその全額をお支払いします。ただし、損害賠償金>支払限度額となる場合、⑤の費用は支払限度額の損害賠償金の額に対する割合に応じて削減されます。)</p> <p>※保管物危険補償条項において、損害賠償金の額は、保管物が損壊、紛失または盗取された地および時において、もしさの被害を受けていなければ有したであろう価額を限度とします。</p> <p>(注) 保険期間が1年を超える場合は、契約年度ごと。</p> <p>(補償する損害の範囲)</p> <p>①損害賠償金 ②損害発生拡大防止費用 ③権利の保全行使手続費用 ④応急手当等の緊急措置費用 ⑤争訟費用 ⑥保険会社への協力費用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ご契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意 <p>(施設危険補償条項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の新築、改築、修理、取りこわしその他の工事に起因する損害賠償責任 <p>(生産物危険補償条項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 生産物の欠陥に起因するその生産物の損壊自体の損害賠償責任 <p>(保管物危険補償条項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 被保険者もしくはその代理人またはこれらの方と同居する親族もしくは使用人が行い、または加担した盗取に起因する損害賠償責任 <p>など</p>

◎ご契約の内容によって自動的にセットされる特約等（詳細につきましては、各特約等をご確認ください。）

特 約	摘 要
先物契約特約	保険期間の始まる前にご契約された場合に適用されます（地震保険付帯のご契約に適用される場合には地震保険にも適用されます。）。
共同保険に関する特約	共同保険契約を締結する場合に適用されます。
保険料の返還または請求に関する特約（地震保険用）	地震保険がセットされる場合に適用されます。
財物損壊リスク※に対する補償（ビジネス総合補償特約）に自動的にセツトされる特約（共通）	<p>ビジネス総合補償特約</p> <p>ボイラ等破裂・爆発損害補償対象外特約</p> <p>日付誤認免責特約（電気的・機械的事故限定補償特約（企業財産包括用）用）</p> <p>事業用明記物件特約</p> <p>明記物件※が保険証券に明記されていない場合でも保険の対象に含みます（ご契約者または被保険者の故意または重大な過失による手続もれの場合は除きます。）。この場合の明記物件の損害額は以下のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1個または1組ごとに損害額が30万円を超え、かつ、その明記物件が属する保険の対象の保険金額が30万円を超える場合は30万円 ・ 1個または1組ごとに損害額が30万円を超え、かつ、その明記物件が属する保険の対象の保険金額が30万円以下の場合、明記物件の損害額は、その明記物件が属する保険の対象の保険金額とみなします。 ・ 1個または1組ごとに損害額が30万円以下の場合、明記物件の損害額は実際の損害額とします。ただし、その明記物件が属する保険の対象の保険金額を限度とします。 <p>※明記物件 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるものをいいます。</p>

特 約	摘 要
財物損壊リスクに対する補償（建築中財物補償特約）に自動的にセットされる特約	1事故の定義に関する特約（建築中財物特約用） 地震、台風、暴風雨等によって生じた事故について、それぞれ保険期間中72時間以内に生じた事故を1回の事故とみなします。
	植物補償対象外特約（建築中財物特約用） 芝、樹木その他の植物の枯死に対しては、保険金を支払いません。ただし、火災によって、7日以内に枯死した場合を除きます。
	被保険者に関する特約（建築中財物特約用） 建築中財物補償特約における「被保険者」の範囲を規定します。
	テロ行為等補償対象外特約（建築中財物特約用） 総括契約の対象工事のうち、一つの工事の保険金額が15億円以上の工事についてのみテロ行為等によって生じた損害は補償の対象となりません。
	水災危険補償特約（建築中財物特約用） 建築中財物補償特約で補償対象外となっている水災危険を補償します。
	雪災危険補償特約（建築中財物特約用） 建築中財物補償特約で補償対象外となっている雪災危険を補償します。
	特別費用補償特約（建築中財物特約用） 急行貨物割増運賃、残業等による割増賃金の特別費用を補償します。ただし、航空貨物運賃は補償の対象となりません。
	保険の対象以外の物の原状復旧費用補償特約（建築中財物特約用） 損害を受けた保険の対象を復旧するために、保険の対象以外の物を取りこわさざるを得ない場合に、その取りこわした物を取りこわし直前の状態に復旧する費用を補償します。なお、1回の事故につき300万円が限度となります。
	輸送荷卸危険補償特約（建築中財物特約用） 建築中財物補償特約で補償対象外となっている建築資材等の輸送中および荷卸中の不測かつ突発的な事故による損害を補償します。なお、1回の事故につき、損害保険金、臨時費用保険金および残存物取片づけ費用保険金の合計額で100万円が限度となります。
	一部使用による危険補償特約（建築中財物特約用） 工事の対象物が工事以外の用途に使用された場合の使用部分に生じた損害を補償します。
自ま関壳動た連上的是は特減に家約少セ資休リスクト損失補償されると特約に約する特約に約する補償	総括契約特約（建築中財物特約用） 保険期間内に行う対象工事のすべてを補償します。なお、損害保険金の支払額は、対象工事ごとに1回の事故につき、いかなる場合も30億円を超えないものとします。
	ボイラ等破裂・爆発損失補償対象外特約 法令による定期検査または性能検査が必要なボイラ等の破裂・爆発による損害は補償の対象となりません。
自ま関壳動た連上的是は特減に家約少セ資休リスクト損失補償されると特約に約する特約に約する補償	日付誤認免責特約（電気的・機械的事故限定補償特約（企業財産包括用）用） コンピュータ等の年、日付、時刻等の誤作動などによる損害および損失は補償の対象となりません。 (電気的・機械的事故限定補償特約（企業財産包括用）がセットされた場合に適用されます。)

特 約		摘 要
※借家人賠償責任リスク※に対する補償関連特約に自動的に セツトされる特約(共通) ・修理費用総合補償特約を除きます。	賠償責任基本特約	各賠償責任補償特約の責任の範囲、損害の範囲、責任の限度、保険金を支払わない場合等の基本事項を定めます。
	被保険者の定義に関する特約(賠償責任基本特約用)	各賠償責任補償特約の被保険者の範囲を規定します。
	防御費用に関する特約(賠償責任基本特約用)	賠償責任基本特約の損害の範囲に定める「損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用」を定義し、損害の範囲に定める争訟費用の支払限度額を外枠払に変更します。
	原子力、石綿、汚染危険に関する特約(賠償責任基本特約用)	直接、間接にかかわらず、石綿または汚染物質等による損害賠償責任は補償の対象となりません。
	日付誤認免責特約(賠償責任基本特約用)	コンピューター等の年、日付、時刻等の誤作動などによる損害賠償責任は補償の対象となりません。
	国外訴訟補償対象外特約(賠償責任基本特約用)	国内事故による訴訟が日本国外で行われたことによる損害賠償責任は補償の対象となりません。
自動設的・業務行為賠償責任補償特約に セツトされる特約補償特約に	共通支払限度額特約(賠償責任基本特約用)	1回の事故について、身体の障害に起因する損害と財物の損壊に起因する損害とを合算して保険証券記載の支払限度額を限度とします。
	L P ガス販売業務補償対象外特約(賠償責任基本特約用)	L P ガス販売業務(L P ガスの供給およびこれに伴うL P ガスの製造、貯蔵、充てん、移動等の業務などをいいます。)の遂行またはその結果に起因する事故は補償の対象となりません。
	人格権侵害補償特約(施設賠責用)	第三者に対する不当な身体の拘束による自由の侵害または名譽毀損等による損害賠償責任を補償します。なお、支払限度額は1名につき100万円、1事故および保険期間中につき500万円を限度とし、自己負担額は、施設・業務行為賠償責任補償特約の設定額が適用されます。
	専門職業人危険補償対象外特約(施設賠責・旅館賠責用)	弁護士等の職業人がその資格に基づいて行う行為に起因する損害賠償責任や、建築、土木、組立その他の工事の遂行に起因する損害賠償責任等、高度な専門職業リスクは補償の対象となりません。

特 約		摘 要
	油濁損害補償対象外特約（施設賠費用）	石油物質が公共水域に流出したことに起因する水の汚染による他人の財物の損壊に起因する損害賠償責任等は補償の対象となりません。
	漏水補償特約（施設賠費用）	給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家用器具からの蒸気、水の漏出、溢出またはスプリンクラーからの内容物の漏出もしくは溢出による財物の損壊に起因する損害賠償責任を補償の対象とします。
	工事危険補償特約（施設賠費用）	保険証券記載の施設の修理、改造または取りこわし等の工事に起因する損害賠償責任を補償の対象とします。
	作業対象物補償特約（施設賠費用） (管理財物の範囲に関する特約（施設賠費用))	被保険者が所有、使用または管理する財物のうち、作業対象物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有するものに対して負担する損害賠償責任を補償の対象とします。 ※この特約と同時に「管理財物の範囲に関する特約（施設賠費用）」が自動セットされ、被保険者が管理する財物のうち「作業対象物」のみが補償の対象となります。
	確定保険料に関する特約（賠償責任基本特約用）	確定精算を不要とします。
請負業者賠償責任補償特約に自動的にセットされる特約	共通支払限度額特約（賠償責任基本特約用）	1回の事故について、身体の障害に起因する損害と財物の損壊に起因する損害とを合算して保険証券記載の支払限度額を限度とします。
	工事場内建設用工作車危険補償特約（請負賠費用）	工事場内および施設内に限り、建設用工作車による事故を補償の対象とします。
	工事区域内作業用船舶危険に関する特約（請負賠費用）	工事区域内に停泊中の作業用船舶による事故を補償の対象とします。
	漏水補償特約（請負賠費用）	施設の給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家用器具からの蒸気、水の漏出もしくは溢出またはスプリンクラーからの内容物の漏出もしくは溢出による財物の損壊に起因する損害賠償責任を補償の対象とします。
	作業対象物補償特約（請負賠費用） (管理財物の範囲に関する特約（請負賠費用))	被保険者が所有、使用または管理する財物のうち、作業対象物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有するものに対して負担する損害賠償責任を補償の対象とします。 ※この特約と同時に「管理財物の範囲に関する特約（請負賠費用）」が自動セットされ、被保険者が管理する財物のうち「作業対象物」のみが補償の対象となります。

特 約		摘 要
生産物賠償責任補償特約に自動的にセットされる特約	請負人間交差責任補償特約（請負賠費用）	下請と元請または下請同士の交差責任を財物損壊賠償に限り補償します。ただし、作業対象物のうち、他の被保険者が所有する財物の損壊に起因する損害は補償の対象となりません。
	下請負人補償特約（請負賠費用）	被保険者には、保険証券記載の被保険者および「被保険者の定義に関する特約(賠償責任基本特約用)」に定める被保険者のほか、そのすべての下請負人を含めます。
	包括契約特約（請負賠費用）	被保険者が行う請負業務のうち、保険証券記載の請負業務を包括して補償します。
	確定保険料に関する特約(賠償責任基本特約用)	確定精算を不要とします。
自保管者に自動的にセツトされる特約	共通支払限度額特約(賠償責任基本特約用)	1回の事故について、身体の障害に起因する損害と財物の損壊に起因する損害とを合算して保険証券記載の総支払限度額を限度とします。
	L P ガス販売業務補償対象外特約(賠償責任基本特約用)	L P ガス販売業務（L P ガスの供給およびこれに伴うL P ガスの製造、貯蔵、充てん、移動等の業務などをいいます。）の遂行またはその結果に起因する事故は補償の対象となりません。
	生産物特約（生産物賠費用）	生産物または仕事の対象物の回収措置費用や身体の障害の治療等の仕事の結果に起因する損害などは補償の対象となりません。
	自動車修理工場に関する特約(生産物賠費用)	法定定期点検整備記録簿がない車両等に起因する損害賠償責任は補償の対象となりません。
	エンジン焼付損害縮小支払特約(生産物賠費用)	被保険者がガソリンスタンド業務遂行の結果生じた自動車のエンジン焼付に起因するエンジンの損壊自体の損害賠償責任を負担することによって被る損害については、法律上の損害賠償金の50%が補償の対象となります。
	確定保険料に関する特約(賠償責任基本特約用)	確定精算を不要とします。
	引渡し後の損害補償対象外特約(保管者賠費用)	保管物が委託者に引き渡された日からその日を含めて2週間を経過した日以降に発見された保管物の損壊、盗難（詐取を含みます。）または紛失による損害賠償責任は補償の対象となりません。
自動的にセツトされる特約	詐取損害補償特約(保管者賠費用)	次に掲げるものを除き、保険証券記載の保管物が特約に定める期間中に詐取されたことによる損害賠償責任を補償します。 ・貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、 宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、徽章、稿本、 設計書、雑型その他これらに類する保管物

特 約		摘 要
	貴重品等補償特約（保管者賠責用）	次に掲げるものが、保管者賠償責任補償特約の保険の対象に含まれる場合は、この特約が適用され、保険証券記載の保管施設内で管理する下記のものの損壊、紛失もしくは盗取（詐取を含みます。）による損害賠償責任を補償します。 ・貨幣、紙幣、有価証券、宝石、貴金属その他これらに類する保管物
に管 セッ クリー ト セ ト に れ る に わ れ る 特 約 的 保	洗たく物紛失・誤配危 険補償特約（保管者賠 責用）	洗たく物の紛失または誤配による損害賠償責任を補償します。
	運送危険補償特約 (保管者賠責用)	洗たく物の運送中の事故による損害賠償責任を補償します。
に任 セッ 自動 車 特 約 に れ る に わ れ る 自 動 車 保 険 約 的 責 用	全損付帯費用補償特約 (自動車管理者賠責用)	保管車両が全損となった場合に、廃車時の各種費用などの付帯損害の一部を補償します。なお、支払保険金は、自動車管理者賠償責任補償特約の支払保険金の5%とします。ただし、支払保険金と全損付帯費用保険金は、合算して保険証券記載の支払限度額を限度とします。
自旅 自動 館的 賠償 にセ セッ 任 セ ト に れ る に わ れ る 特 約 に 約	専門職業人危険補償対 象外特約（施設賠責・ 旅館賠責用）	弁護士等の職業人がその資格に基づいて行う行為に起 因する損害賠償責任や、建築、土木、組立その他の工 事の遂行に起因する損害賠償責任等、高度な専門職業 リスクは補償の対象となりません。
	工事危険補償特約（旅 館賠責用）	保険証券記載の施設の改築、修理または取りこわし等 の工事に起因する損害賠償責任を補償の対象とします。
	記名被保険者間交差責 任補償特約(旅館賠責用)	記名被保険者相互間の関係は、それぞれ互いを他人と みなして補償します。
	生産物に関する特約 (旅館賠責用)	生産物の回収措置費用は補償の対象となりません。
文言（またはコード）で 表示された特約	保険証券の「特約」欄に番号および文言で表示された 場合に適用されます。	

【先取特権】

次に掲げる賠償責任補償特約の事故によって被保険者の負担する損害賠償責任が発生した場合、事故にかかる損害賠償請求権者（被害者）は、保険金を優先的に支払われる権利（先取特権）を取得します。保険金は、被保険者が賠償金を被害者にお支払い済みである場合等を除き、原則として被害者に直接お支払いします。

【賠償責任補償特約】

*施設・業務行為賠償責任補償特約 *請負業者賠償責任補償特約 *生産物賠償責任補
償特約 *保管者賠償責任補償特約 *自動車管理者賠償責任補償特約 *旅館賠償責任
補償特約 *借家人賠償責任・修理費用総合補償特約

III 地震保険について

1. 地震保険の対象について（地震約款第4条）

(1) 対象となるもの（保険の対象）

- ・居住用建物（住居のみに使用される建物および併用住宅）

(2) 対象とならないもの

- ・店舗、工場や事務所のみに使用されている建物
- ・営業用什器・備品や商品などの動産、明記物件

※セットでご契約いただくビジネス総合補償特約付企業財産包括保険の対象に含めている場合であっても、地震保険では対象となりません。

2. 地震保険の補償内容について（地震約款第2条・第5条）

地震・噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）を原因とする火災、損壊、埋没、流失等によって建物に次の損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

保険金は、実際の修理費ではなく、損害の程度（全損、半損または一部損）に応じて地震保険のご契約金額の一定割合（100%、50%または5%）をお支払いします。

	損害の程度	お支払いする保険金
建 物	全損のとき	建物の地震保険金額（ご契約金額）の全額 [時価額限度]
	半損のとき	建物の地震保険金額（ご契約金額）の50% [時価額の50%限度]
	一部損のとき	建物の地震保険金額（ご契約金額）の5% [時価額の5%限度]

- ※ 損害の程度が一部損に至らない場合は、保険金は支払われません。
※ 門、塀または垣のみの損害など、主要構造部に該当しない部分のみの損害では、保険金は支払われません。
※ 損害の程度である「全損」「半損」「一部損」については、後記4.「損害の認定基準について」をご参照ください。

1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が7兆円（平成27年2月現在）を超える場合、お支払いする保険金は下記の算式により計算した金額に削減されることがあります（地震約款第7条）。

$$\text{お支払いする保険金} = \frac{\text{全損、半損または一部損の算出保険金}}{\text{算出保険金総額}} \times 7 \text{兆円}$$

3. 地震保険の保険金をお支払いできない主な場合（地震約款第3条）

建物が地震等により損害を受けても、地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害や、保険の対象（保険をつけた物）の紛失・盗難の場合には保険金をお支払いできません。

4. 損害の認定基準について

前記2. の「全損」「半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」にしたがって※、次のとおり行います。

※国が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」とは異なります。

【建物の「全損」「半損」「一部損」について】

認定の基準 (①②または③)			
損害の程度	①主要構造部※1 (軸組、基礎、屋根、外壁等)の損害額	②焼失または流失した床面積	③床上浸水
全 損	建物の時価の50%以上	建物の延床面積の70%以上	—
半 損	建物の時価の20%以上 50%未満	建物の延床面積の20%以上70%未満	—
一部損	建物の時価の3%以上 20%未満	—	建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を受け損害が生じた場合で、当該建物が全損・半損・一部損に至らないとき

※1 地震保険でいう「主要構造部」とは、建築基準法施行令第1条第3号に掲げる構造耐力上主要な部分をいい、損害調査においては、建物の機能を確保する部位で、損害が外観上発生することが多い箇所を着目点としています。

※2 地震等を原因とする地すべりその他の災害による現実かつ急迫した危険が生じたため、建物全体が居住不能（一時的な場合を除きます。）となったときは、全損とみなします。

【建物の主要構造部の損害額に基づく損害程度の認定方法】

ア. 建物部位の被害程度に着目した損害の認定基準

〈木造建物〉

在来軸組工法の場合は「軸組（小屋組、内壁を含みます。）、基礎、屋根、外壁」、枠組壁工法の場合は「外壁、内壁（床組を含みます。）、基礎、屋根」に着目して被害程度を調査し、工法ごとの損害認定基準表（在来軸組工法：表1-1、枠組壁工法：表1-2を参照願います。）から損害割合を求め、それらを合算し、全損、半損、一部損の認定を行います。より詳細な調査を要する場合には、第二次査定を実施することがあります。

〈非木造建物〉

建物全体の沈下または傾斜の程度を調査し、沈下・傾斜による損害認定基準表（鉄筋コンクリート造：表2-1、鉄骨造：表2-3を参照願います。）から沈下・傾斜の損害割合を求めます。この損害割合が50%以上の場合は、その建物を全損と認定します。

沈下・傾斜がない場合や沈下・傾斜の損害割合が50%に達しない場合には、構造ごとに定めた着目点の被害程度を調査し、部分的被害による損害認定基準表（鉄筋コンクリート造：表2-2、鉄骨造：表2-4を参照願います。）から部分的被害の損害割合を求めます。沈下・傾斜による損害割合と部分的被害の損害割合を合算し、全損、半損、一部損の認定を行います。

イ. 津波による損害の認定基準

木造建物（在来軸組工法、枠組壁工法）、共同住宅を除く鉄骨造建物（鉄骨系プレハブ造建物等の戸建住宅）の場合、津波による「浸水の高さ」に着目して被害程度を調査し、津波による損害の認定基準（表3を参照願います。）を基に全損、半損、一部損の認定を行います。

ウ. 「地震等」を原因とする地盤液状化による損害の認定基準

木造建物（在来軸組工法、枠組壁工法）、共同住宅を除く鉄骨造建物（鉄骨系プレハブ造建物等の戸建住宅）の場合、地盤液状化による建物の「傾斜」または「最大沈下量」に着目して被害程度を調査し、地盤液状化による損害の認定基準（表4を参照願います。）を基に全損、半損、一部損の認定を行います。

※区分所有建物の損害割合の取扱い

建物：1棟建物全体で損害認定し、専有部分の損害が1棟建物全体より大きい場合には、個別に認定します。

【地震保険損害認定基準表（抜粋）】

(表1－1) 木造建物 在来軸組工法損害認定基準表

被害の程度 (物理的損傷割合)		損害割合 (%)			物理的損傷割合の求め方
		平家建	2階建	3階建	
軸組	①3%以下	7	8	8	$\frac{\text{損傷柱本数}}{\text{全柱本数}}$
	②～⑧ 略	12～41	13～45	14～46	
	⑨40%を超える場合	全損とします。			
基礎	①5%以下	3	2	3	$\frac{\text{損傷布コンクリート長さ}}{\text{外周布コンクリート長さ}}$
	②～⑤ 略	5～11	4～11	5～12	
	⑥50%を超える場合	全損とします。			
屋根	①10%以下	2	1	1	$\frac{\text{屋根の葺替え面積}}{\text{全屋根面積}}$
	②～④ 略	4～8	2～4	1～3	
	⑤50%を超える場合	10	5	3	
外壁	①10%以下	2	2	2	$\frac{\text{損傷外壁面積}}{\text{全外壁面積}}$
	②～⑤ 略	3～10	5～15	5～15	
	⑥70%を超える場合	13	20	20	

※建物の基礎全体が1/20(約3°)以上傾斜している場合は、建物全損と認定します。

※傾斜が1/20(約3°)以上ある柱の本数が建物全体の柱の本数の40%を超える場合は、建物全損と認定します。

※沈下している柱の本数が建物全体の柱の本数の40%を超える場合は、建物全損と認定します。

(表1－2) 枠組壁工法損害認定基準表

被害の程度 (物理的損傷割合)		損害割合 (%)	物理的損傷割合の求め方
外壁	①3%以下	2	$\frac{1\text{階の損傷外壁水平長さ}}{1\text{階の外周延べ長さ}}$
	②～⑥ 略	4～39	
	⑦25%を超える場合	全損	
内壁	①3%以下	3	$\frac{1\text{階の入隅損傷箇所合計} \times 0.5}{1\text{階の入隅全箇所数}}$
	②～④ 略	5～35	
	⑤15%を超える場合	全損	
基礎	①3%以下	1	$\frac{\text{損傷布コンクリートの長さ}}{\text{外周布コンクリートの長さ}}$
	②～⑦ 略	2～10	
	⑧35%を超える場合	全損	
屋根	①3%以下	1	$\frac{\text{屋根の葺替え面積}}{\text{全屋根面積}}$
	②～⑧ 略	2～9	
	⑨55%を超える場合	10	

※建物の基礎全体が1/20(約3°)以上傾斜している場合は、建物全損と認定します。

(表2-1) 非木造建物 鉄筋コンクリート造 沈下・傾斜による損害認定基準表

建物全体の被害	被害の程度		損害割合 (%)
	最大沈下量 (沈下とは、建物が地表面より沈み込むもの)	①5cmを超える場合	3
		②～⑩ 略	5～45
		⑪100cmを超える場合	全損
	傾斜 (傾斜とは、沈下を伴う傾斜)	①0.2/100(約0.1°)を超える場合	3
		②～⑦ 略	5～40
		⑧2.1/100(約1.2°)を超える場合	全損

(表2-2) 非木造建物 鉄筋コンクリート造 部分的被害による損害認定基準表

	被害の程度	被害の程度(物理的損傷割合)	損害割合 (%)
I	近寄らないと見えにくい程度のひび割れがある	①10%以下	0.5
		②～⑤ 略	1～4
		⑥50%を超える場合	5
II	肉眼ではっきり見える程度のひび割れがある	①5%以下	0.5
		②～⑩ 略	1～11
		⑪50%を超える場合	13
III	部分的にコンクリートが潰れたり、鉄筋・接合鉄筋・接合鋼板が見える程度のひび割れがある	①3%以下	2
		②～⑪ 略	3～25
		⑫50%を超える場合	30
IV	大きなひび割れやコンクリートの潰れが広い範囲に生じ、手で突くとコンクリートが落下し、鉄筋・接合鉄筋・接合鋼板が部分的または全部見えるような破壊がある鉄筋の曲り、破断、脱落、座屈がある	①3%以下	3
		②～⑪ 略	5～45
		⑫50%を超える場合	全損

※すべての構造について損傷の最も大きい階に着目します。ただし、最上階は除きます。
 ※壁式構造、壁式プレキャスト構造、中高層壁式ラーメン構造については、建物の長辺方向、短辺方向のうち損傷の大きい方向がわかる場合には、損傷の大きい方向に着目し、物理的損傷割合の調査を行います。

※ラーメン構造、壁式構造、壁式プレキャスト構造、中高層壁式ラーメン構造についてそれぞれ以下の着目点における物理的損傷割合を調査し、認定基準表から損害割合を求め、最も大きいものを部分的被害の損害割合とします。それに建物の沈下・傾斜による損害割合を加えて建物全体の損害割合を求め、損害認定を行います。

ラーメン構造：柱（柱はり接合部を含みます。）、はり

壁式構造：外部耐力壁、外部壁ぱり

壁式プレキャスト構造：外部耐力壁、外部壁ぱり、プレキャスト鉛直接合部、プレキャスト水平接合部

中高層壁式ラーメン構造：長辺方向は、柱（柱はり接合部を含みます。）、はり、短辺方向は外部耐力壁、外部壁ぱり

(表2-3) 非木造建物 鉄骨造 沈下・傾斜による損害認定基準表

建物全体の被害	被害の程度		損害割合(%)
	最大沈下量 (沈下とは、建物が地表面より沈み込むもの)	①10cmを超える場合	
		②～⑤ 略	
		⑥40cmを超える場合	
	傾斜 (傾斜とは、沈下を伴う傾斜)	①0.4/100 (約0.2°) を超える場合	
		0.5/100 (約0.3°) 以下	
		②～⑤ 略	
		⑥3.0/100 (約1.7°) を超える場合	

(表2-4) 非木造建物 鉄骨造 部分的被害による損害認定基準表

	被害の程度	被害の程度(物理的損傷割合)	損害割合(%)
I	建具に建付不良がみられる 外壁および目地にわずかなひび割れ、かすかな不陸がある	①10%以下	1
		②～④ 略	2～4
		⑤50%を超える場合	5
II	建具に開閉困難がみられる 外壁の目地ずれ、ひび割れがある	①5%以下	1
		②～⑨ 略	2～12
		⑩50%を超える場合	15
III	建具の開閉不能、全面破壊がある 外壁に大きなひび割れや剥離、浮きだし、目地や隅角部に破壊がある	①3%以下	2
		②～⑩ 略	3～23
		⑪50%を超える場合	25
IV	外壁の面外への著しいはらみ出し、剥落、破壊、崩落がある	①3%以下	3
		②～⑨ 略	5～45
		⑩50%を超える場合	全損

※建物のすべての階に着目します。

※開口部(窓・出入口)および外壁の物理的損傷割合を調査し、損害認定基準表から損害割合を求め、最も大きい損害割合を部分的被害の損害割合とします。それに建物の沈下・傾斜による損害割合を加えて建物全体の損害割合を求め、損害認定を行います。

※ピロティ方式の建物の場合、ピロティ部分には、開口部(窓・出入口)、外壁がないので、ピロティの柱に着目します。柱の傾斜を調査し、その最大傾斜から「沈下・傾斜による損害認定基準表」により損害割合を算出したうえ、建物延床面積に対するピロティ部分の床面積の割合を乗じ、ピロティ部分の損害割合を求めます。ピロティ部分以外については、建物の開口部(窓・出入口)および外壁のうちいずれか大きい損害割合に建物延床面積に対するピロティ部分以外の床面積の割合を乗じ、ピロティ部分以外の損害割合を算出します。ピロティ部分の損害割合とピロティ部分以外の損害割合を合算し、部分的被害の損害割合を求めます。それに建物全体の沈下または傾斜による損害割合を加えて建物全体の損害割合を求め、損害認定を行います。

(表3) 木造建物（在来軸組工法、枠組壁工法）、共同住宅を除く鉄骨造建物（鉄骨系プレハブ造建物等の戸建住宅）
津波による損害の認定基準

損害の程度	津波による損害
全 損	鴨居、長押または扉の上端に至る床上浸水を被った場合
半 損	床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った場合
一部損	基礎の高さ以上の浸水を被った場合で全損または半損に至らないとき

※津波以外による損害には適用されません。

※主要構造部に大きな損傷が生じている場合には、「(1)ア、建物部位の被害程度に着目した損害の認定基準」での損害認定も行い、「損害の程度」の高い方を採用します。なお、両基準の調査結果を合算した認定は行いません。

(表4) 木造建物（在来軸組工法、枠組壁工法）、共同住宅を除く鉄骨造建物（鉄骨系プレハブ造建物等の戸建住宅）
「地震等」を原因とする地盤液状化による損害の認定基準

損害の程度	「地震等」を原因とする地盤液状化による損害	
	傾斜	最大沈下量
全 損	1.7/100 (約1°) を超える場合	30cmを超える場合
半 損	0.9/100 (約0.5°) を超え、1.7/100 (約1°) 以下の場合	15cmを超える場合
一部損	0.4/100 (約0.2°) を超え、0.9/100 (約0.5°) 以下の場合	10cmを超える場合

※「地震等」を原因とする地盤液状化以外による損害には適用されません。

※主要構造部に大きな損傷が生じている場合には、「(1)ア、建物部位の被害程度に着目した損害の認定基準」での損害認定も行い、「損害の程度」の高い方を採用します。なお、両基準の調査結果を合算した認定は行いません。

※「地震等」を原因とする地盤液状化による損害については、傾斜、最大沈下量のいずれか高い方の「損害の程度」を採用します。

5. ご契約時にご注意いただきたいこと

(1) 地震保険の保険金額（ご契約金額）について

地震保険の保険金額は、セットで契約するビジネス総合補償特約付企業財産包括保険（財物損壊リスクに対する補償）の保険金額の30%～50%の範囲で決めていただきます。ただし、建物は5,000万円が限度額となります。既に他の地震保険契約があつて追加契約する場合は、限度額から他の地震保険金額の合計額を差し引いた残額が追加契約の限度額となります。区分所有建物の場合は、各区分所有者ごとに限度額が適用されます。

(2) 地震保険の保険期間について（地震約款第9条）

地震保険の補償は、ご契約いただいた地震保険の保険期間初日の午後4時^(注)に始まり、保険期間末日の午後4時に終了します。

(注) ご契約時に午後4時以外の開始時刻を指定することも可能ですが。なお、ビジネス総合補償特約付企業財産包括保険と同時にご契約いただく場合は、ビジネス総合補償特約付企業財産包括保険と同一の開始時刻となります。

(3) セットで契約するビジネス総合補償特約付企業財産包括保険との関係（地震約款第22条・第33条）

- ① 地震保険は、ビジネス総合補償特約付企業財産包括保険にセットして契約しなければその効力を生じません。
- ② セットで契約するビジネス総合補償特約付企業財産包括保険が保険期間（ご契約期間）の中途中で終了した場合は、地震保険も同時に終了します。

(4) セットで契約するビジネス総合補償特約付企業財産包括保険の保険期間が1年を超える長期契約の場合の取扱い

地震保険を1年間ずつ自動的に継続する方式や最高5年までの長期契約を組み合わせて、セットで契約するビジネス総合補償特約付企業財産包括保険契約の保険期間と合わせてご契約いただく方式があります。地震保険5年自動継続方式のお引受け（中途付帯を含みます。）はできません。

※保険期間が自動的に継続する方式のご注意

- ・保険期間の満了する日の属する月の前月10日までに継続しない旨のお申出がないかぎり、自動的に継続されます。
- ・継続されるご契約の保険料は、次の時までにお支払いください。お支払いのない場合には、お支払前の損害には保険金をお支払いできないことがあります。

- (1) 年額保険料または保険料の全額を一括してお支払いの場合には、継続保険期間の初日
- (2) 保険料を分割してお支払いの場合には、継続前契約の最後の払込期日の属する月の翌月応当日
- (3) 口座振替によるお支払いの場合には、継続前契約の満了する日の属する月の口座振替日
- (4) クレジットカードによるお支払いの場合には、継続前契約の満了する日の属する月の末日

(5) 対象となる建物の構造と所在地について

地震保険の保険料は、建物の構造および建物の所在地によって決まります。このため構造や所在地に誤りがないかご確認ください。

(建物の構造)

地震の揺れによる損壊や火災による焼損などの危険を勘案し、イ構造と口構造の2つに区分されています。セットで契約するビジネス総合補償特約付企業財産包括保険の構造級別により区分されます。

地震保険 構造区分	ビジネス総合補償特約付企業財産包括保険構造級別	
	住宅物件	一般物件・工場物件
イ構造 (主として非木造)	M構造 T構造	1級構造 2級構造
口構造 ^(注) (主として木造)	H構造	3級構造

(注) 平成22年1月の改定に伴い、構造区分がイ構造から口構造に変更となるご契約については、経過措置の適用が可能な場合がありますので、上記の表の地震保険構造区分とは異なります。経過措置等の適用条件の詳細につきましては、取扱代理店または弊社にご照会ください。

(建物の所在地)

都道府県別に区分されています。

(6) ご契約時にお知らせいただきたいこと（地震約款第10条）

ご契約者または被保険者には、告知事項（申込書に★印または☆印で示した事項となります。）について弊社にお申出いただく義務（告知義務）があります。申込書に記載されたこれらの告知事項の内容が事実と違っている場合には、保険契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。

＜主な告知事項＞

- ・保険の対象の所在地
- ・保険の対象である建物の構造・用法
- ・保険の対象を同一とする他の保険契約の有無 等

6. 地震保険の割引制度について

保険の対象である建物（以下「対象建物」といいます。）が次のいずれかに該当する場合は、地震保険料率に所定の割引が適用されます（地震保険の保険期間の開始日により適用できる割引が異なります。）。なお、保険期間の中途において下記に定める資料のご提出があった場合は、資料のご提出があった日以降の未経過期間に対して割引が適用されます。

割引名称・割引率	適用条件等
(1)免震建築物割引 割引率 50%	<p>対象建物が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下「品確法」といいます。）に規定する評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号、以下「評価方法基準」といいます。）において、免震建築物の基準に適合する建築物であること。ただし、次のうち、割引の適用条件が確認できる書類をご契約者よりご提出いただいた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・品確法に基づく建設住宅性能評価書（写）または設計住宅性能評価書（写）※1 ・独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す適合証明書（写）または「現金取得者向け新築対象住宅証明書」（写） ・長期優良住宅の認定申請の際に使用する品確法に基づく登録住宅性能評価機関が作成した「技術的審査適合証」（写） ・住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を受けるために必要な「住宅性能証明書」（写） ・①「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類（写）※2および②「設計内容説明書」など免震建築物であることが確認できる書類（写） <p>※1 品確法に基づく登録住宅性能評価機関が、マンション等の区分所有建物の共用部分全体を評価した場合に作成する「共用部分検査・評価シート」等の名称の証明書類（写）を含みます。</p> <p>※2 認定長期優良住宅であることが確認できる「住宅用家屋証明書」（写）および「認定長期優良住宅建築証明書」（写）を含みます。</p>
(2)耐震等級割引	対象建物が、品確法に規定する評価方法基準に定められた耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）の評価指針」（以下「評価指針」といいます。）に定められた耐震等級を有していること。ただし、次のうち、割引の適用条件が確認できる書類をご契約者よりご提出いただいた場合

割引名称・割引率	適用条件等								
<table border="1" data-bbox="95 246 257 420"> <thead> <tr> <th>耐震等級</th> <th>割引率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1等級</td><td>10%</td></tr> <tr> <td>2等級</td><td>30%</td></tr> <tr> <td>3等級</td><td>50%</td></tr> </tbody> </table>	耐震等級	割引率	1等級	10%	2等級	30%	3等級	50%	<ul style="list-style-type: none"> ・品確法に基づく建設住宅性能評価書（写）または設計住宅性能評価書（写）※¹ ・評価指針に基づく耐震性能評価書（写） ・独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す適合証明書（写）※²または「現金取得者向け新築対象住宅証明書」（写）※² ・長期優良住宅の認定申請の際に使用する品確法に基づく登録住宅性能評価機関が作成した「技術的審査適合証」（写）※² ・住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を受けるために必要な「住宅性能証明書」（写）※² ・①「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類（写）※³および②「設計内容説明書」など耐震等級を確認できる書類（写）※² <p>※1 品確法に基づく登録住宅性能評価機関が、マンション等の区分所有建物の共用部分全体を評価した場合に作成する「共用部分検査・評価シート」等の名称の証明書類（写）を含みます。</p> <p>※2 以下に該当する場合には、耐震等級割引（30%）が適用されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「適合証明書」、「現金取得者向け新築対象住宅証明書」または「住宅性能証明書」において、書類に記載された内容から、耐震等級が2または3であることは確認できるものの、耐震等級を1つに特定できない場合 ・「技術的審査適合証」において、耐震等級が確認できない場合 ・「認定通知書」など上記①の書類のみご提出いただいた場合 <p>※3 認定長期優良住宅であることが確認できる「住宅用家屋証明書」（写）および「認定長期優良住宅建築証明書」（写）を含みます。</p>
耐震等級	割引率								
1等級	10%								
2等級	30%								
3等級	50%								
(3)耐震診断割引 割引率 10%	<p>対象建物が、地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法（昭和56年6月1日施行）における耐震基準を満たす建物であること。ただし、次のうち、割引の適用条件が確認できる書類をご契約者よりご提出いただいた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断の結果により、国土交通省の定める基準（平成18年国土交通省告示第185号）に適合することを地方公共団体、建築士などが証明した書類（写） ・耐震診断または耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書（写）（耐震基準適合証明書、住宅耐震改修証明書、地方税法施行規則附則に基づく証明書など） 								
(4)建築年割引 割引率 10%	<p>対象建物が、昭和56年6月1日以降に新築された建物であること。ただし、次のうち、割引の適用条件が確認できる書類をご契約者よりご提出いただいた場合（いずれの書類も記載された建築年月等により昭和56年6月1日以降に新築されたことが確認できるものが対象です。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物登記簿謄本、建物登記済権利証、建築確認書、検査済証などの公的機関等※¹が発行※²する書類（写） ・宅地建物取引業者が交付する重要事項説明書（写） <p>※1 国、地方公共団体、地方住宅供給公社、指定確認検査機関等をいいいます。</p> <p>※2 建築確認申請書（写）など公的機関等に届け出た書類で、公的機関の受領印・処理印が確認できるものを含みます。</p>								

- (注1) 対象建物について、既にいずれかの割引が適用されている場合には、地震保険割引の種類（さらに耐震等級割引の場合は耐震等級）が確認できる保険証券（写）、保険契約証（写）、保険契約継続証（写）、異動承認書（写）またはこれらの代替として保険会社がご契約者に対して発行する書類（写）（※）をご提出いただくことができます。
- （※）「証券番号（契約を特定するための番号）」、「保険契約者」、「保険期間の始期・終期」、「建物の所在地・構造」「保険金額」および「発行する保険会社」の記載のあるものをいい、電子データにより提供されるものを含みます。
- (注2) (注1)にかかわらず、継続契約（前契約（弊社契約に限ります。）の地震保険期間の終期または解約日を保険期間の初日とする地震保険契約のうち、対象建物が同一である保険契約をいいます。）に、前契約に適用されていた地震保険割引の種類と同一の地震保険割引の種類の適用を受けようとする場合（※）には、上記(1)から(4)のただし書の資料の提出を省略することができます。
- （※）地震保険割引の種類が耐震等級割引の場合は、割引率を決定する耐震等級も同一であるときに限ります。
- (注3) 上記(1)から(4)の割引は重複して適用を受けることができません。

7. ご契約後にご注意いただきたいこと（地震約款第11条・第12条・第13条）

(1) ご契約後にお知らせいただきたいこと

保険契約締結後、ご契約者または被保険者には、申込書または保険証券に☆印で示した事項に変更がある場合は、弊社にお申出いただく義務（通知義務）があります。申込書または保険証券に記載されたこれらの事項に変更がある場合には、遅滞なくご通知ください。遅滞なく通知いただけなかった場合は、保険契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。

（通知事項等）

- ① 保険の対象である建物の構造・用途の変更
- ② 保険の対象の他の場所への移転
- ③ 転居等によるご連絡先・ご住所等の変更 等

※③の事項に変更がある場合に、通知いただけなかったときは、重要なお知らせやご案内ができないことがありますので、これらの変更につきましても必ず弊社へご連絡ください。

(2) 地震保険契約が無効となる場合について（地震約款第14条）

保険契約の締結が以下のいずれかに該当する場合は、その保険契約は無効となります。

- ① 保険契約者が保険金を不法に取得することを目的とする場合
- ② 保険契約者が第三者に保険金を不法に取得させることを目的とする場合
- ③ 大震法^{※1}に基づき、警戒宣言が発せられた時から警戒解除宣言が発せられた日までの間に締結されたご契約^{※2}

※1 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）をいいます。

※2 既に警戒宣言が発せられた時までに締結されていた地震保険契約で保険期間の満了に伴い、引き続き締結される地震保険契約は除きます。

(3) 地震保険契約が失効となる場合について（地震約款第15条）

保険契約締結後、保険契約に次の変更がある場合は、地震保険は失効します。したがいまして、ご契約いただいている地震保険の失効手続が必要となりますので、これらの変更がある場合は遅滞なく弊社へご連絡願います。

- ① 保険の対象の全部が滅失した場合（下記9. の場合を除きます。）
- ② 保険の対象が譲渡された場合*

※あらかじめご連絡いただくことによって、保険契約を譲受人に譲渡する手続を行なうことも可能です。詳細につきましては、取扱代理店または弊社にお問い合わせください。

8. 事故が起こった場合のお手続き（地震約款第26条・第28条・第29条）

地震保険で補償する事故が起こった場合は、遅滞なく取扱代理店または弊社にご通知のうえ、保険金請求の手続をお取りください。お手続きに際しては、保険証券のほか、保険金の請求書など必要な書類のご提出をお願いします。

9. 保険金をお支払いした後のご契約（地震約款第32条）

損害の認定が全損となり、保険金をお支払いした場合は、ご契約はその損害が生じた時に遡って終了しますので、終了後に発生した地震等による損害は補償されません。全損以外の認定による保険金のお支払いの場合には、このご契約の保険金額（ご契約金額）は減額することはありません。

10. ご契約を解約された場合の返れい金について

ご契約者のお申出によりご契約を解約された場合は、ご契約の際領収した保険料から、解約日までの既経過期間に対して短期料率により計算した保険料を差し引いた残額を返れいします。なお、保険料分割払特約や長期保険保険料一括払特約などがセットされたご契約は、特約の定めによります。

11. 警戒宣言発令後の地震保険の取扱いについて（地震約款第14条）

大震法に基づく警戒宣言が発令された場合は、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間、下記の東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する保険の対象（建物）について、地震保険の新規契約および増額契約はお引受けできません（同一物件・同一被保険者・保険金額が同額以下の更改契約は除きます。）のでご注意ください。

【ビジネス総合補償特約付企業財産包括保険の保険期間の中途で地震保険をご契約される場合】

ビジネス総合補償特約付企業財産包括保険のご契約時に地震保険をご契約いただかなかった場合でも、ビジネス総合補償特約付企業財産包括保険の保険期間（ご契約期間）の中途から地震保険をご契約いただくことができます（前記11. の場合を除きます。）ので、ご希望される場合には、取扱代理店または弊社までご連絡ください。

東海地震に係る地震防災対策強化地域の表記について
 (参考) 東海地震に係る地震防災対策強化地域 (平成24年4月1日現在)

都 県	市 町 村
東 京	〈村〉 新島、神津島、三宅
神 奈 川	〈市〉 平塚、小田原、茅ヶ崎、秦野、厚木、伊勢原、海老名、南足柄 〈町村〉 高座郡=寒川 中郡=大磯、二宮 足柄上郡=中井、大井、松田、山北、開成 足柄下郡=箱根、真鶴、湯河原
山 梨	〈市〉 甲府、富士吉田、都留、山梨、大月、韮崎、南アルプス、北杜、甲斐、笛吹、上野原、甲州、中央 〈町村〉 西八代郡=市川三郷 南巨摩郡=早川、身延、南部、富士川 中巨摩郡=昭和 南都留郡=道志、西桂、忍野、山中湖、鳴沢、富士河口湖
長 野	〈市〉 岡谷、飯田、諏訪、伊那、駒ヶ根、茅野 〈町村〉 諏訪郡=下諏訪、富士見、原 上伊那郡=辰野、箕輪、飯島、南箕輪、中川、宮田 下伊那郡=松川、高森、阿南、阿智、下條、天龍、泰阜、喬木、豊丘、大鹿
岐 阜	〈市〉 中津川
静 岡	全 域
愛 知	〈市〉 名古屋、豊橋、岡崎、半田、豊川、津島、碧南、刈谷、豊田、安城、西尾、蒲郡、常滑、新城、東海、大府、知多、知立、高浜、豊明、日進、田原、愛西、弥富、みよし、あま、長久手 〈町村〉 愛知郡=東郷 海部郡=大治、蟹江、飛島 知多郡=阿久比、東浦、南知多、美浜、武豊 額田郡=幸田 北設楽郡=設楽、東栄
三 重	〈市〉 伊勢、桑名、尾鷲、鳥羽、熊野、志摩 〈町村〉 桑名郡=木曽岬 度会郡=大紀、南伊勢 北牟婁郡=紀北

※地震防災対策強化地域である市町村と強化地域以外の市町村が合併した場合、合併後の市町村(新行政区画)が改めて強化地域として指定されるまでの間は、合併前の市町村区域(旧行政区画)が強化地域の対象となります。

※上記強化地域は、平成24年3月30日付け告示(内閣府告示第41号)に基づくものです。
 なお、市町村名は平成24年4月1日現在で表記しています。

IV ご契約の際にご確認いただきたいこと

1. 保険の対象について

(1) 財物損壊リスクに対する補償(ビジネス総合補償特約)(ビジネス総合補償特約第4条)

① ご契約の対象となるもの

専用店舗、工場等の建物およびこれらと住居を併用している建物（併用住宅）、法人が所有する社宅等の建物、屋内設備・什器等、屋外設備・什器等、屋内商品・製品等、屋外商品・製品等

② ご契約の対象となるないもの

- ア. 通貨等、預貯金証書その他これらに類する物
- イ. 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- ウ. 船舶、航空機および自動車
- エ. 電車、機関車、ディーゼル車、客車および貨車
- オ. 栓橋、護岸およびこれらに取り付けられた設備・装置ならびに海上に所在する設備・装置
- カ. 工事用仮設建物、工事用仮設物、仮工事の対象物およびこれらに収容されている設備・什器等、工事用材料または工事用仮設材
- キ. テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されている、プログラム、データその他これらに類するものであって、市販されていない物
- ク. 立木竹および植栽。ただし、垣として使用されている場合を除きます。
- ケ. 法令により被保険者による所有または所持が禁止されている物
- コ. ア. からケ. までのほか、保険証券に保険の対象に含まない旨を記載された物

③ 申込書に明記いただかないとご契約の対象となるないもの

以下の物は申込書に明記いただかないと保険の対象に含まれませんのでご注意ください。

1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董、彫刻物その他の美術品

(2) 売上減少リスクに対する補償（休業損失補償特約）（休業損失補償特約第5条）

① ご契約の対象となるもの

保険証券記載の建物または構築物のうち被保険者が占有する部分およびこれらの所在する敷地内にある被保険者の占有する物件 等

② ご契約の対象となるないもの

- ア. 通貨等、預貯金証書その他これらに類する物
- イ. 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- ウ. 船舶、航空機および自動車
- エ. 電車、機関車、ディーゼル車、客車および貨車
- オ. 栓橋、護岸およびこれらに取り付けられた設備・装置ならびに海上に所在する設備・装置
- カ. 工事用仮設建物、工事用仮設物、仮工事の対象物およびこれらに収容されている設備・什器等、工事用材料または工事用仮設材
- キ. テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されている、プログラム、データその他これらに類するものであって、市販されていない物
- ク. 立木竹および植栽。ただし、垣として使用されている場合を除きます。
- ケ. 法令により被保険者による所有または所持が禁止されている物
- コ. ア. からケ. までのほか、保険証券に保険の対象に含まない旨を記載された物

(3) 賠償責任リスクに対する補償（賠償責任関連特約）

下表に掲げる偶然な事故により、他人の身体もしくは財物に損害を与えた場合に、補償の対象となる方（被保険者）が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

種類	補償対象となる事故
施設・業務行為賠償責任補償特約	①被保険者が所有、使用もしくは管理する保険証券記載の施設または設備（以下「施設」といいます。）に起因する偶然な事故 ②施設の用法に伴う保険証券記載の仕事の遂行に起因する偶然な事故
請負業者賠償責任補償特約	①保険証券記載の仕事（以下「仕事」といいます。）の遂行に起因する偶然な事故 ②仕事の遂行のために被保険者が所有、使用もしくは管理する保険証券記載の施設または設備に起因する偶然な事故
生産物賠償責任補償特約	①被保険者の占有を離れた保険証券記載の財物（生産物）に起因して、保険期間中に生じた偶然な事故 ②被保険者が行った保険証券記載の仕事（以下「仕事」といいます。）の結果に起因して、仕事の終了（仕事の対象物の引渡しを要する場合は、引渡しとします。）または放棄の後、保険期間中に生じた偶然な事故
保管者賠償責任補償特約	被保険者が管理する保険証券記載の保管物（以下「保管物」といいます。）が、次の期間に損壊し、紛失し、または盗取されたこと（以下「事故」といいます。）。 ①保管物が保険証券記載の保管施設内に保管されている期間 ②保管物が保険証券記載の目的に従い、保管施設外で管理されている期間。ただし、保管物の運送中の事故を除きます。
自動車管理者賠償責任補償特約	被保険者が管理する他人の自動車が次に掲げる間に損壊もしくは紛失し、または盗取もしくは詐取（これらの未遂を含みます。）されたこと。 ①自動車が保険証券記載の保管施設内に保管されている間 ②自動車が被保険者のその自動車に対して行う業務の遂行の通常の過程として、一時的に保管施設外で管理されている間
旅館賠償責任補償特約	①施設または施設における旅館業務の遂行に起因して保険期間中に生じた偶然な事故（施設危険補償条項） ②生産物に起因して保険期間中に生じた偶然な事故（生産物危険補償条項） ③保管物が保険期間中に損壊、紛失または盗取されたこと（保管物危険補償条項）。

2. ご契約時にお知らせいただきたいこと

(1) 財物損壊リスクに対する補償（ビジネス総合補償特約）（告知義務：ビジネス総合補償特約第16条）

ご契約者または被保険者には、告知事項（申込書に★印または☆印で示した事項となります。）について弊社にお申出いただく義務（告知義務）があります。申込書に記載されたこれらの告知事項の内容が事実と異なっている場合には、保険契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。

＜主な告知事項＞

- ・保険の対象の所在地
- ・保険の対象である建物および保険の対象を収容する建物の構造・用法
- ・保険の対象を同一とする他の保険契約または共済契約の有無 等

(2) 売上減少リスクに対する補償（休業損失補償特約）（告知義務：休業損失補償特約第8条）

ご契約者または被保険者には、告知事項（申込書に★印または☆印で示した事項となります。）について弊社にお申出いただく義務（告知義務）があります。申込書に記載されたこれらの告知事項の内容が事実と異なっている場合には、この特約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。

＜主な告知事項＞

- ・保険の対象の所在地
- ・保険の対象である建物等の構造・用法
- ・保険の対象を同一とする他の保険契約または共済契約の有無 等

(3) 賠償責任リスクに対する補償（賠償責任関連特約）（告知義務：賠償責任基本特約第9条）

ご契約者または被保険者には、告知事項（申込書に★印または☆印で示した事項となります。）について弊社にお申出いただく義務（告知義務）があります。申込書に記載されたこれらの告知事項の内容が事実と異なっている場合には、この特約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。

＜主な告知事項＞

- ・保険の対象となる施設、業務、生産物、保管物等の内容
- ・この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約の有無 等

3. 保険期間について

保険期間については保険証券に記載しておりますのでご確認ください。この保険期間中に発生した事故に対して保険金をお支払いします。

4. 保険金額（ご契約金額）について

(1) 財物損壊リスクに対する補償（ビジネス総合補償特約）

① 建物、屋内設備・什器等、屋外設備・什器等の評価について

建物、屋内設備・什器等、屋外設備・什器等に保険をつける場合、ビジネス総合補償特約付企業財産包括保険においては、新価額を基準に評価を行い、その評価額をもとに保険金額をお決めいただきます。また、保険金のお支払いもこの基準に従って行います。

② 保険金額の決め方について

保険金額は評価額（新価額または時価額によって定めます。）いっぱいにお決めください。ビジネス総合補償特約付企業財産包括保険は、新価額を基準に実際の損害

額から自己負担額を差し引いて保険金をお支払いします。ただし、屋内商品・製品等、屋外商品・製品等および明記物件については、時価額を基準にお支払いします。

③ 保険金額を決定する際の注意事項

- ア. 「保険金額>評価額」となっていた場合は、評価額を超える部分は保険金のお支払対象となりません。
- イ. 建物の保険金額の設定にあたっては、土地代等は建物の保険金額に含めずに設定してください。

(2) 売上減少リスクに対する補償（休業損失補償特約）

休業損失補償特約の保険金額は、1日あたりの粗利益額を基準に、1事業所につき200万円を限度として設定してください。

5. 保険料のお支払方法について

(1) 保険料のお支払いと補償との関係について

保険料は、特定の特約をセットされた場合を除き、ご契約と同時に一括してお支払ください。取扱代理店または弊社が保険料を領収する前に生じた事故による損害に対しては、保険期間が始まった後でも保険金をお支払いできません。なお、保険料分割払特約（一般・企業財産包括用）をセットされると、分割払にすることもできます。この場合には次の点にご注意ください。

- ① 第1回分割保険料は、初回保険料の払込みに関する特約等の特定の特約をセットされた場合を除き、ご契約と同時にお支払ください（保険料分割払特約（一般・企業財産包括用）第2条）。
- ② 第2回目以降の分割保険料については、払込期日をお守りください。お支払いがない場合は、事故が発生しても保険金をお支払いできなかったり、またご契約を解除することができます（保険料分割払特約（一般・企業財産包括用）第4条、第7条）。

(2) 保険料の払込猶予期間等について

① ご契約時に所定の条件を満たし、「初回保険料の払込みに関する特約」をセットされる場合には、初回保険料を口座振替、クレジットカード（携帯電話方式）、ご契約後にご契約者へ送付する払込票を弊社指定のコンビニエンスストア等にお持ちいただき保険料を支払う方法（コンビニ払（後払方式））または請求書払によりお支払いいただけます。この場合の払込期日は条件により、口座振替の場合は、保険期間の初日の属する月または保険期間の初日の属する月の翌月の金融機関所定の振替日、口座振替以外の方法による場合は、保険期間の初日の属する月の末日または保険期間の初日の属する月の翌月末日となります。

なお、クレジットカードにより保険料をお支払いいただく場合の保険料払込日は、クレジットカードご利用金額がお客様の銀行等の口座から実際に引落しされる日ではなく、弊社がクレジットカード会社に対してオーソリゼーション（信用照会）を行い、クレジットカード利用限度額以内であるこの確認が取れた日とします。

初回保険料の払込期日の翌月末日を経過しても初回保険料のお支払いがない場合^(注)には、ご契約を解除し、保険期間の初日以後に発生した事故による損害に対して保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

^(注) 初回保険料のお支払いがなかったことにご契約者の故意や重大な過失がなかったと弊社が認めた場合には、払込猶予期間を払込期日の翌月末日から翌々月末日まで延長します。

- ② 第2回目以降の分割保険料の払込期日の翌月末日を経過しても分割保険料のお支払いがない場合は、その払込期日の翌日以後に発生した事故による損害に対しては、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。ただし、分割保険料のお支払いがなかったことにご契約者の故意や重大な過失^(注)がなかったと弊社が認めた場合には、払込猶予期間を払込期日の翌月末日から翌々月末日まで延長します。

なお、第2回目以降の分割保険料の払込猶予期間を経過しても分割保険料のお支払いがない場合または2回連続して分割保険料の払込期日までに分割保険料のお支払いがない場合は、ご契約を解除することができますのでご注意ください。

(注) 重大な過失とは、そのご契約において、払込期日の翌月末日を経過しても分割保険料のお支払いがなかったこと(残高不足により口座振替の再請求に対して引き落としができなかつたなど)が過去にも2回以上発生している場合などをいいます。

6. ご契約のお申込みの撤回等（クーリングオフ）について

保険期間が1年を超えるご契約の場合、ご契約のお申込み後であっても次のとおりご契約のお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行うことができます。

(1) クーリングオフを行うことができる期間

お客様が「ご契約を申し込まれた日」または「クーリングオフ説明書（重要事項説明書）を受領された日」のいずれか遅い日から数えて8日以内であれば、クーリングオフを行うことができます。

(2) クーリングオフの方法

クーリングオフを行う場合には、上記期間内（8日以内の消印のみ有効）に弊社（クーリングオフ係）宛に必ず郵便にてご通知ください。ご契約の取扱代理店・仲立人では、クーリングオフのお申出を受け付けることができませんのでご注意ください。

(3) お支払いいただいた保険料のお取扱い

クーリングオフを行った場合は、既にお支払いいただいた保険料は速やかにお客さまに返還します。弊社およびご契約の取扱代理店・仲立人は、お客様にクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求しません。

(4) クーリングオフを行うことができないご契約

次のご契約は、クーリングオフを行うことはできませんのでご注意ください。なお、既に保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、その事実を知らずにクーリングオフをお申出の場合は、そのお申出の効力は生じないものとします。

- ① 保険期間が1年以下のご契約（自動継続特約をセットされたご契約を含みます。）
- ② 営業または事業のためのご契約
- ③ 法人または社団・財団などが締結されたご契約
- ④ 金銭消費貸借契約などの債務の履行を担保するためのご契約
- ⑤ 賃権が設定されたご契約
- ⑥ 保険金または満期返れい金請求権が担保として第三者に譲渡されたご契約
- ⑦ 賃貸借契約に基づき、借家人賠償責任・修理費用総合補償特約をセットされたご契約

(5) クーリングオフを希望される場合

クーリングオフを希望される場合には、ハガキまたは封書に次の必要事項をご記入のうえ、弊社（クーリングオフ係）宛に郵送してください。

- ① ご契約をクーリングオフされる旨の内容
- ② ご契約を申し込まれたお客様のご住所、お名前（押印）、お電話番号（ご自宅・携帯）
- ③ ご契約を申し込まれた年月日
- ④ ご契約を申し込まれた保険契約の内容
 - (ア) 保険の種類
 - (イ) 証券番号
 - (ウ) 領収証番号（証券番号が不明な場合のみご記入ください。）
- ⑤ ご契約の取扱代理店名・仲立人名

【記入例】

〔弊社宛先〕

〒330-9311

新潟県さいたま市浦和区上木崎
2丁目7番5号

下記の保険契約をクーリングオフします。

7. ご契約が無効となる場合（企業財産包括保険普通保険約款第21条）

保険契約の締結が以下のいずれかに該当する場合は、その保険契約は無効となります。

- (1) 保険契約者が保険金を不法に取得することを目的とする場合
(2) 保険契約者が第三者に保険金を不法に取得させることを目的とする場合

8. ご契約または特約が失効となる場合

保険契約締結後、次の事実が発生した場合は、その保険契約または特約は失効します。なお、財物損壊リスクに対する補償（ビジネス総合補償特約）が失効する場合は、この保険契約も失効します（地震保険をセットされている場合は地震保険も失効します。）。

- (1) 財物損壊リスクに対する補償（ビジネス総合補償特約第19条）

- ① 保険の対象の全部が滅失した場合
 - ② 保険の対象が譲渡された場合※

※保険の対象の譲渡前にあらかじめご連絡いただくことによって、保険契約を譲受人に譲渡するお手続きを行うことも可能です。詳細につきましては、取扱代理店または弊社にお問合せください。

- ## (2) 売上減少リスクに対する補償（休業損失補償特約第11条）

被保険者の営業が廃止となった場合

9. ご契約が重大事由により解除となる場合

次のいずれかに該当する事由等がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。

- ① 保険契約者または被保険者が、保険金を支払わせる目的で事故を起こした場合
② 保険契約者または被保険者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
③ 被保険者が保険金の請求について詐欺を行った場合

など
この場合には、全部または一部の保険金をお支払いいたしません。(②の場合で被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められない場合、および法律上の損害賠償金の損害を除きます。)

V ご契約後のお手続きについて

1. 通知義務等について

(1) 財物損壊リスクに対する補償（ビジネス総合補償特約）（ビジネス総合補償特約第17条）

ご契約締結後、ご契約者または被保険者には、告知事項のうち申込書または保険証券に☆印で示した事項に変更がある場合は、弊社にお申出いただく義務（通知義務）があります。申込書または保険証券に記載されたこれらの事項に変更がある場合は遅滞なくご通知ください。遅滞なく通知いただけなかった場合は、保険契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。

（通知事項等）

① 保険の対象である建物または保険の対象を収容する建物の構造・用途を変更した場合

② 保険の対象を他の場所に移転した場合

③ 転居等によりご連絡先・ご住所等を変更した場合

④ 保険の対象である建物の増改築や一部を取りこわした場合など

※③または④の事項に変更がある場合に、通知いただけなかったときは、重要なお知らせやご案内ができないことや充分な保険金をお支払いできないことがありますので、これらの変更につきましても必ず弊社へご連絡ください。

(2) 売上減少リスクに対する補償（休業損失補償特約）（休業損失補償特約第9条）

ご契約締結後、ご契約者または被保険者には、告知事項のうち申込書または保険証券に☆印で示した事項に変更がある場合は、弊社にお申出いただく義務（通知義務）があります。申込書または保険証券に記載されたこれらの事項に変更がある場合は遅滞なくご通知ください。遅滞なく通知いただけなかった場合は、この特約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。

（通知事項等）

① 保険証券記載の建物等の構造・用途を変更した場合

② 営業の場所を変更した場合

③ 保険証券記載の建物等の増改築や一部を取りこわした場合など

※③の事項に変更がある場合に、通知いただけなかったときは、充分な保険金をお支払いできないことがありますので、これらの変更につきましても必ず弊社へご連絡ください。

(3) 賠償責任リスクに対する補償（賠償責任関連特約）

ご契約締結後、ご契約者または被保険者には、告知事項のうち申込書または保険証券に☆印で示した事項に変更がある場合は、弊社にお申出いただく義務（通知義務）があります。申込書または保険証券に記載されたこれらの事項に変更がある場合には遅滞なくご通知ください。遅滞なくご通知いただけなかった場合は、この特約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。

2. ビジネス総合補償特約付企業財産包括保険・地震保険で引受対象とならない場合

ご契約締結後、ご契約内容に次の変更・追加がある場合は、ビジネス総合補償特約付企業財産包括保険、地震保険でのお取扱いができないことがあります。この場合、ご契約いただいている保険契約、特約を解除させていただくことがありますので、これらの変更・追加がある場合は、必ず弊社へご連絡ください。

(1) 売上減少リスクに対する補償（休業損失補償特約）

変更・追加となった職作業または業種に下記の職作業・業種が含まれる場合

- ◆鉄道運輸 ◆ゴルフクラブハウス ◆競馬場・競輪場・オートレース場・競艇場
- ◆海水浴場施設（ただし、一時の仮設のもの） ◆ふ化場・ふ卵場 ◆養鶏場
- ◆牧舎・厩舎 ◆温室 ◆養豚場 ◆その他の農林・漁業 ◆工事現場施設

(2) 賠償責任リスクに対する補償（施設・業務行為賠償責任補償特約、請負業者賠償責任補償特約、生産物賠償責任補償特約）

追加・変更となった業種に下記の業種が含まれる場合

- | | |
|-----|---|
| 大分類 | ◆農業、林業 ◆漁業 ◆鉱業、採石業、砂利採取業 ◆電気・ガス、熱供給・水道業 ◆情報通信業 ◆金融業、保険業 ◆学術研究、専門・技術サービス業 ◆医療、福祉 ◆複合サービス事業 ◆公務 ◆分類不能の産業 |
| 中分類 | ◆印刷・同関連業 ◆鉄道業 ◆道路旅客運送業 ◆水運業 ◆航空運輸業 ◆運輸に付帯するサービス業 ◆郵便業 ◆不動産取引業 ◆不動産賃貸業・管理業 ◆その他の事業サービス業 ◆職業紹介・労働者派遣業 ◆政治・経済・文化団体 ◆宗教 ◆外国公務 |
| 小分類 | ◆たばこ製造業 ◆医薬品製造業 ◆石油精製業 ◆医療用機械器具・医療用品製造業 ◆武器製造業 ◆自動車・同附属品製造業 ◆鉄道車両・同部分品製造業 ◆船舶製造・修理業、舶用機関製造業 ◆航空機・同附属品製造業 ◆旅行業 ◆競輪・競馬等の競走場、競技団 ◆家事サービス業 ◆他に分類されないサービス業 |
| 細分類 | ◆農業製造業 ◆他に分類されないその他の製造業 ◆中古品小売業 ◆火葬業 ◆結婚相談業、結婚式場紹介業 ◆他に分類されないその他の生活関連サービス業 ◆マリーナ業 ◆遊漁船業 ◆興行場 ◆演芸・スポーツ等興行団 ◆他に分類されない娯楽業 |

※上記は日本標準産業分類に基づく分類です。

※施設・業務行為賠償責任補償特約については、施設の所有・使用・管理に起因する賠償責任リスクのみ補償する場合はお引受けの対象となります。

※上記業種にかかわらず、海底掘削装置または掘削基地の稼働にかかる業務を伴う場合は、お引受けの対象となりません。

(3) 地震保険

併用住宅（事務所兼住宅・店舗兼住宅等）から専用事務所・店舗等へ変更する場合

3. 解約のお手続き

ご契約者のお申出によりご契約を解約された場合は、ご契約の際に領収した保険料から、解約日までの期間に応じて計算された所定の保険料を差し引いた残額を返還します。ご契約を解約される場合には、取扱代理店または弊社にご連絡ください。解約の条件によっては、未払保険料をご請求させていただくことがあります。なお、返還または請求される保険料は、保険料のお支払方法や解約の事由により異なります。詳細につきましては、取扱代理店または弊社までご照会ください。

4. 満期のお手続き

ご契約の満期日が近づいてまいりましたら取扱代理店または弊社よりご継続のご案内をいたします。

VI 事故が発生した場合のお手続きについて

1. 事故のご通知

この保険で補償される事故が発生した場合は、遅滞なく弊社または取扱代理店にご通知ください。保険金請求のご案内をいたします。なお、ご通知が遅れますと保険金のお支払いが遅れたり、保険金の一部がお支払いできないことがありますのでご注意ください。

★ご注意★

損害賠償に関する事故の場合、損害賠償の請求の全部または一部を承認されるときは、必ず弊社にご相談のうえ、承認を得てください。弊社の承認がないまま被害者に対して損害賠償の請求の全部または一部を承認された場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引かせていただくことがありますのでご注意ください。

事故のご連絡・ご相談は

サービス 24

フリーダイヤル **0120-25-7474**

[受付時間：24 時間・365 日]

2. 保険金の請求が可能な日

火災等の事故については、損害が発生した日等から保険金の請求が可能です。

なお、売上減少リスクに対する補償関連特約または賠償責任補償関連特約については、それぞれの特約にて保険金請求が可能な時期をご確認ください。

3. 保険金請求のお手続きに必要な書類

保険金のご請求にあたっては事故の種類や内容に応じ、次の書類等のうち弊社が求めるものをご提出ください。なお、これらは例示であり、特約ごとの事故の種類・内容に応じて、下記以外の書類等の提出を依頼することがあります。事故のご連絡をいただいた後に、弊社より改めて提出が必要な書類等のご案内をいたします。

- (1) 財物損壊リスクに対する補償（ビジネス総合補償特約）（ビジネス総合補償特約第29条）
- ① 保険金請求書
 - ② 登記簿、住民票、戸籍謄本等、保険の対象の所有者や被保険者を確認するための書類
 - ③ 保険の対象の盗難による損害の場合、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類
 - ④ 被害が生じた物の価額を確認できる書類（領収証等）、被害が生じた物の写真等および見積書等の修理等に要する費用を確認できる書類
 - ⑤ 残存物の廃棄や清掃などの取扱い、事故原因の調査等における領収証や見積書、請求書等の各種費用を確認できる書類
 - ⑥ 他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類

- (2) 売上減少リスクに対する補償（休業損失補償特約）（休業損失補償特約第20条）

- ① 保険金請求書
- ② 登記簿、住民票、戸籍謄本等、保険の対象の所有者や被保険者を確認するための

書類

- ③ 直近会計年度の損益計算書等損失の程度等を判定するための書類
- ④ 他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類

(3) 賠償責任リスクに対する補償（賠償責任関連特約）（賠償責任基本特約第25条）

- ① 保険金請求書
- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があつたことを示す書類
- ③ 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（既に支払がなされた場合は、その領収書とします。）および被害が生じた物の写真（画像データを含みます。）
- ④ 死亡診断書または死体検案書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
- ⑤ 後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
- ⑥ 診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類

4. 保険金のお支払時期について

(1) 財物損壊リスクに対する補償、売上減少リスクに対する補償（ビジネス総合補償特約第30条、休業損失補償特約第21条）

保険金請求のお手続きを完了した日からその日を含めて原則として30日以内に弊社は保険金を支払うために必要な事故の内容や損害の確認を終え、保険金を支払います。

なお、次のような事情が生じた場合は、お客様にその理由と内容をご連絡のうえ、お支払時期を延長させていただくことがあります。

- ・警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査の結果を得る必要がある場合…180日
- ・専門機関による鑑定等の結果を得る必要がある場合…90日
- ・災害救助法が適用された災害の被災地域において確認のために必要な調査を行う場合…60日
- ・日本国内において行うための代替的な手段がない際に日本国外における調査を行う場合…180日

(2) 賠償責任リスクに対する補償（賠償責任関連特約）（賠償責任基本特約第26条）

保険金請求のお手続きを完了した日からその日を含めて原則として30日以内に弊社は保険金を支払うために必要な事故の内容や損害の確認を終え、保険金を支払います。

なお、次のような事情が生じた場合は、お客様にその理由と内容をご連絡のうえ、お支払時期を延長させていただくことがあります。

- ・警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査の結果を得る必要がある場合…180日
- ・医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果を得る必要がある場合…90日
- ・後遺障害の内容およびその程度を確認するための医療機関による診断、後遺障害の認定にかかる専門機関による審査等の結果を得る必要がある場合…120日
- ・災害救助法が適用された災害の被災地域において確認のために必要な調査を行う場合…60日
- ・日本国内において行うための代替的な手段がない際に日本国外における調査を行う場合…180日

VII その他の事項

1. 保険金をお支払いした後のご契約（ビジネス総合補償特約第32条）

損害保険金（業務用の通貨等および預貯金証書の盗難の場合を除きます。）のお支払額が1回の事故で保険金額（保険金額が新価額（保険の対象が明記物件、屋内商品・製品等および屋外商品・製品等である場合は時価額とします。）を超える場合は新価額（保険の対象が明記物件、屋内商品・製品等および屋外商品・製品等は時価額とします。）とします。）の80%に相当する額を超えたときは、ご契約は損害発生時に終了します。80%を超えない限り、保険金のお支払いが何回あっても保険金額（ご契約金額）は減額されずにご契約は満期日まで有効です。

2. 損害保険契約者保護制度について

引受保険会社が破綻した場合等には、保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり金額が削減される等、支障が生ずることがあります。なお、損害保険会社が破綻した場合の契約者保護のための制度として「損害保険契約者保護機構」があり、下表の補償割合で契約が保護されます。

<損害保険契約者保護機構による火災保険の補償内容>

	保険種類	補償割合
補償対象契約	家計地震保険	100%
	保険契約者が個人、小規模法人またはマンション管理組合である火災保険	100% (破綻時から3か月までに発生した事故による保険金) 80% (上記以外の保険金および解約返れい金など)
補償対象外契約	上記以外の保険	損害保険契約者保護機構による保護はありません。

上記内容の詳細につきましては、取扱代理店または弊社にお問い合わせいただくな、下記をご参照ください。

●日新火災ホームページ
<http://www.nisshinfire.co.jp/>

●損害保険契約者保護機構ホームページ
<http://www.sonpohogo.or.jp/>

企業財産包括保険普通保険約款

第1章 補償条項

第1条（損害保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事故によって保険の対象について生じた損害に対して、この約款に従い、損害保険金を支払います。
- ① 火災
 - ② 落雷
 - ③ 破裂または爆発（「破裂または爆発」とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。以下同様とします。）
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事故によって保険の対象が損害（雨、雪、雹または砂塵の吹込みによって生じた損害については、建物またはその開口部が①から③までの事故によって直接破損したために生じた場合に限ります。以下(2)において同様とします。）を受け、その損害の額が20万円以上となった場合には、その損害に対して、この約款に従い、損害保険金を支払います。この場合において、損害の額の認定は、敷地内ごとに保険の対象のすべてについて、一括して行うものとし、別表2に規定する物の損害の額は除きます。
- ① 風災（台風、旋風、暴風、暴風雨等をいい、洪水、高潮等を除きます。）
 - ② 雷災
 - ③ 雪災（豪雪、雪崩等をいい、融雪洪水を除きます。）
- (3) 当会社は、水災（台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ等の水災をいいます。）によって保険の対象について生じた損害に対して、この約款に従い、損害保険金を支払います。
- (4) 当会社は、「電気的事故または機械的事故」によって保険の対象について生じた損害に対して、この約款に従い、損害保険金を支払います。
- (5) 当会社は、不測かつ突発的な事故（(1)から(4)までの事故を除きます。）によって保険の対象に生じた損害に対して、この約款に従い、損害保険金を支払います。

第2条（損害保険金に付随する費用保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、第1条（損害保険金を支払う場合）の損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対して、この約款に従い、臨時費用保険金を支払います。
- (2) 当会社は、第1条（損害保険金を支払う場合）の損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用（取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。以下「残存物取片づけ費用」といいます。）に対して、この約款に従い、残存物取片づけ費用保険金を支払います。
- (3) 当会社は、次に規定する①の事故によって②の損害が生じた場合には、それによって生ずる見舞金等の費用に対して、この約款に従い、失火見舞費用保険金を支払います。
- ① 保険の対象または保険の対象を収容する建物から発生した火災、破裂または爆発。ただし、第三者（保険契約者と被保険者が異なる保険契約の場合の保険契約者を含み、被保険者と生計を共にする同居の親族を除きます。以下②において同様とします。）の所有物で被保険者以外の者が占有する部分（区分所有建物の共用部分を含みます。）から発生した火災、破裂または爆発による場合を除きます。
 - ② 第三者の所有物（動産については、その所有者によって現に占有されている物で、その者の占有する場所にあるものに限ります。）の滅失、損傷または汚損。ただし、煙損害または臭気付着の損害を除きます。
- (4) 当会社は、第1条（損害保険金を支払う場合）に規定する事故によって保険の対象に損害が生じた結果、その保険の対象の復旧にあたり次のいずれかに該当する費用が発生した場合は、その費用のうち当会社の承認を得て支出した必要かつ有益な費用（以下「修理付帯費用」といいます。）に対して、この約款に従い、修理付帯費用保険金を支払います。
- ① 損害が生じた保険の対象を復旧するために要するその損害の原因の調査費用（被保険者またはその親族もしくは使用人にかかる人件費および被保険者が法人である場合に、その理事、取締役もしくはその他の機関にある者またはその従業員にかかる人件費を除きます。以下②において同様とします。）

- ② 保険の対象に生じた損害の範囲を確定するために要する調査費用。ただし、復旧期間を超える期間に対応する費用を除きます。
- ③ 損害が生じた保険の対象である設備または装置を再稼働するために要する保険の対象の点検費用、調整費用または試運転費用。ただし、副資材または触媒の費用を除きます。
- ④ 損害が生じた保険の対象の仮修理の費用。ただし、本修理の一部をなすと認められる部分の費用および仮修理のために取得した物の保険の対象の復旧完了時における価額を除きます。
- ⑤ 損害が生じた保険の対象の代替として使用する物の賃借費用（敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間を超える期間に対応する費用を除きます。以下⑤および⑥において同様とします。）。ただし、損害が生じた保険の対象をその地において借用する場合に要する賃借費用を超えるものを除きます。
- ⑥ 損害が生じた保険の対象の代替として使用する仮設物の設置費用（保険の対象の復旧完了時における仮設物の価額を除きます。）および撤去費用ならびにこれに付随する土地の賃借費用
- ⑦ 損害が生じた保険の対象を迅速に復旧するための工事に伴う残業勤務、深夜勤務または休日勤務に対する割増賃金の費用
- (5) 当会社は、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって保険の対象である建物、屋外設備・装置または建物もしくは屋外設備・装置内収容の保険の対象である動産が損害を受け、その損害の状況が次に該当する場合（この場合においては、第5条（保険金を支払わない場合一共通）(2)(2)の規定は適用しません。）には、それによって臨時に生ずる費用に対して、この約款に従い、地震火災費用保険金を支払います（ただし、保険の対象が倉庫物件の場合は、地震火災費用保険金を支払いません。）この場合において、損害の状況の認定は、保険の対象が建物であるときはその建物ごとに、保険の対象が屋外設備・装置（門、扉および垣を除きます。以下(5)において同様とします。）であるときは1基（主体となる屋外設備・装置およびこれと機能上分離できない関連付属の屋外設備・装置については、これらの全体を1基とみなします。以下(5)において同様とします。）ごとに、保険の対象が動産であるときはこれを収容する建物またはこれを収容する屋外設備・装置1基ごとに、それぞれ行い、また、門、扉または垣が保険の対象に含まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。
- ① 保険の対象が建物である場合には、その建物が半焼以上となったとき（建物の主要構造部の火災による損害の額が、その建物の保険価額の20%以上となった場合、または建物の焼失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となった場合をいいます。以下③において同様とします。）。
- ② 保険の対象が屋外設備・装置である場合には、火災による損害の額が、その屋外設備・装置の保険価額の50%以上となったとき。
- ③ 保険の対象が動産である場合には、その動産を収容する建物が半焼以上となったときまたはその動産を収容する屋外設備・装置の火災による損害の額が、その屋外設備・装置の保険価額の50%以上となったとき。

第3条（利益保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、第1条（損害保険金を支払う場合）に規定する事故によって利益保険対象物が損害を受けたことにより営業が休止し、または阻害されたために生じた喪失利益および収益減少防止費用（以下「利益損失」といいます。）に対して、この約款に従い、利益保険金を支払います。
- (2) 当会社は、不測かつ突発的な事由に起因して、敷地外ユーティリティ設備の機能が停止し、または阻害されたことにより、電気、ガス、熱、水道もしくは工業用水道の供給または電信もしくは電話の中継が中断され、または阻害されたために生じた利益損失に対して、この約款に従い、利益保険金を支払います。

第4条（営業継続費用保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、第1条（損害保険金を支払う場合）に規定する事故によって利益保険対象物が損害を受けたことにより生じた営業継続費用に対して、この約款に従い、営業継続費用保険金を支払います。
- (2) 当会社は、不測かつ突発的な事由に起因して敷地外ユーティリティ設備の機能が停止し、または阻害されたことにより、電気、ガス、熱、水道もしくは工業用水道の供給または電信もしくは電話の中継が中断され、または阻害されたために生じた営業継続費用に対して、この約款に従い、営業継続費用保険金を支払います。

第5条（保険金を支払わない場合－共通）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害、利益損失または営業継続費用（以下「損害等」といいます。）に対しては、保険金（損害保険金、臨時費用保険金、残存物取片づけ費用保険金、失火見舞費用保険金、修理付帯費用保険金、地震火災費用保険金、利益保険金または営業継続費用保険金をいいます。以下同様とします。）を支払いません。
- ① 保険契約者、被保険者（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - ② 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（その者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
 - ③ 第1条（損害保険金を支払う場合）に規定する事故（同条(5)に規定する不測かつ突発的な事故のうち、保険の対象または利益保険対象物の盗難が発生した場合を除きます。）の際における保険の対象または利益保険対象物の紛失または盗難
 - ④ 当会社は、保険の対象または利益保険対象物である車両について、屋外において生じた損害等に対しては、その原因がこの保険契約で補償する事故であると否とを問わず保険金を支払いません。ただし、その車両が屋外にある場合でも、保険証券記載の敷地内にある間に、この保険契約で補償する事故（ただし、車両の衝突、追突、接触、転覆、脱線、墜落または架線障害は除きます。）によって生じた損害に対しては、これを保険の対象として取り扱い、損害保険金を支払います。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害等（これらの事由によって発生した第1条（損害保険金を支払う場合）の事故が延焼または拡大して生じた損害等および発生原因がいかなる場合でも同条の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害等を含みます。）に対しては、保険金を支払いません。
- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下③において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (3) 当会社は、別表2に規定する物について生じた第1条（損害保険金を支払う場合）(2)の事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第6条（保険金を支払わない場合－不測かつ突発的な事故）

- (1) 当会社は、次のいずれかの事由によって生じた第1条（損害保険金を支払う場合）(5)の事故による損害およびこれらの損害を受けた結果生じた利益損失または営業継続費用に対しては、保険金を支払いません。
- ① 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、消火、避難その他の消防の活動のために必要な処置により生じた損害については、この規定は適用しません。
 - ② 保険の対象または利益保険対象物が通常有する性質や性能を欠いていること。ただし、次のいずれかに該当する者が相当の注意をもってしても発見し得なかった場合は、この規定は適用しません。
 - ア. 保険契約者または被保険者
 - イ. ア. に代わって保険の対象または利益保険対象物を管理する者
 - ウ. ア. またはイ. の使用人
 - ③ 次のいずれかに該当する者の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - ア. 保険契約者または被保険者（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）の使用人
 - イ. 保険の対象または利益保険対象物の使用または管理を委託された者
 - ウ. イ. の使用人
 - ④ 保険の対象または利益保険対象物に対する加工（増築、改築、修繕または取りこわしを含みます。）、解体、据付、組立、修理、清掃、点検または調整等の作業中における作業上の過失ま

たは技術の拙劣

⑤ 証欺または横領

⑥ 紛失または置き忘れ

⑦ 保険契約者もしくは被保険者が所有（所有権留保条項付売買契約により購入した場合および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた場合を含みます。なお、「所有権留保条項付売買契約」とは、自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。）もしくは運転（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関による運転を含みます。）する車両（その積載物を含みます。）またはこれら以外で走行範囲が保険証券記載の敷地内に限定される車両（その積載物を含みます。）の衝突または接触。ただし、建物に定着した板ガラスに生じた破損の損害については、この規定を適用しません。

⑧ 被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為

(2) 当会社は、第1条（損害保険金を支払う場合）(5)に規定する事故が発生した場合において、次のいずれかに該当する損害およびこれらの損害を受けた結果生じた利益損失または営業継続費用に対しては、保険金を支払いません。

① 保険の対象または利益保険対象物に次の事由に起因して、その事由が生じた部分に発生した損害

ア. 自然の消耗または劣化（保険の対象または利益保険対象物である機械、設備または装置の日常の使用または運転に伴う摩滅、摩耗、消耗または劣化を含みます。）

イ. ポイラースケールの進行

ウ. 性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他類似の事由

エ. ねずみ食いまたは虫食い等

② 保険の対象または利益保険対象物である動産を加工または製造することに起因して、その動産に生じた損害（加工または製造することに使用された機械、設備または装置等の停止によってその動産に生じた損害を含みます。）

③ 冷凍・冷蔵物について、冷凍・冷蔵装置または設備の破壊、変調または機能停止によって生じた損害

④ 万引き等（万引きその他取容場所に不法に侵入することなく行われた盗難をいいます。以下④において同様とします。）によって保険の対象または利益保険対象物である商品・製品等に生じた損害。ただし、万引き等を行った者が暴行または脅迫した場合は、この規定は適用しません。

⑤ 第8条（保険の対象、利益保険対象物の範囲）(2)(3)に規定する通貨、有価証券、印紙、切手その他これらに類する物の盗難によって生じた損害

⑥ 第8条(2)(4)に規定する貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻、その他の美術品の盗難によって生じた損害

⑦ 検品、棚卸しの際に発見された数量の不足による損害（不法に侵入した第三者の盗取による損害を除きます。）

⑧ 保険の対象または利益保険対象物の受け渡しの過誤等、事務的または会計的な間違いによる損害

⑨ 保険の対象または利益保険対象物のうち、楽器について生じた次の損害

ア. 弦のみまたはピアノ線のみが切断した場合の弦またはピアノ線の損害

イ. 打楽器の打皮のみが破損した場合の打皮の損害

ウ. 音色または音質の変化の損害

⑩ 保険の対象または利益保険対象物が液体、粉体、気体等の流動体である場合、保険の対象または利益保険対象物に生じたコンタミネーション、汚染、他物の混入、純度の低下、変質、固形化、化学変化もしくは品質の低下または分離もしくは復元が不可能または困難となる等の損害。ただし、容器、配管等に第1条（損害保険金を支払う場合）の事故による損害が生じたことに伴う漏出による損害については、この規定は適用しません。

⑪ 保険の対象または利益保険対象物である美術品の修理等に伴う価値の下落による損害（格落損害）

⑫ 電力の停止または異常な供給により、保険の対象または利益保険対象物である商品・製品等のみに生じた損害（利益損失および営業継続費用については、電力の停止または異常な供給が

1時間未満の場合に限ります。)

第7条（保険金を支払わない場合—利益保険金または営業継続費用保険金）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた利益損失または営業継続費用に対しては、利益保険金または営業継続費用保険金を支払いません。
- ① 国または公共団体による法令等の規制
 - ② 利益保険対象物または敷地外ユーティリティ設備の復旧または営業の継続に対する妨害
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた第3条（利益保険金を支払う場合）(2)の利益損失または第4条（営業継続費用保険金を支払う場合）(2)の営業継続費用に対しては、保険金を支払いません。
- ① 敷地外ユーティリティ設備の能力を超える利用または他の利用者による利用の優先
 - ② 賃貸借契約等の契約または各種の免許の失効、解除または中断
 - ③ 労働争議
 - ④ 脅迫行為
 - ⑤ 水源の汚染、渇水、水不足

第8条（保険の対象、利益保険対象物の範囲）

- (1) この保険契約における保険の対象は、日本国内に所在する保険証券記載の建物、屋外設備・装置または動産とします。
- (2) 次に規定する物は、保険証券に明記されていない場合は、保険の対象に含まれません。
- ① 門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物
 - ② 自動車（自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。）
 - ③ 通貨、有価証券、印紙、切手その他これらに類する物
 - ④ 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
 - ⑤ 稿本、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物
- (3) 建物が保険の対象である場合には、次に規定する物のうち、被保険者の所有するものは、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれます。
- ① 置、建具その他これらに類する物
 - ② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの
 - ③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの
- (4) 次に規定する物は、保険の対象に含まれません。
- ① 法令により被保険者による所有または所持が禁止されている物
 - ② データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物
- (5) この保険契約において、特別の約定がないかぎり、利益保険対象物とは、日本国内に所在する以下のものとします。
- ① 保険証券記載の敷地内に所在する建物または構築物のうち被保険者が占有する部分
 - ② 保険証券記載の敷地内に所在する、被保険者が占有する物
 - ③ 保険証券記載の敷地内に所在する建物または構築物のうち、他人が占有する部分
 - ④ ①または③に規定するものに隣接するアーケード（屋根覆いのある通路およびその屋根覆いをいいます。以下④において同様とします。）またはそのアーケードに面する建物もしくは構築物
 - ⑤ ①または③に規定するものへ通じる袋小路およびそれに面する建物または構築物
- (6) 動物または植物は、利益保険対象物には含めません。

第9条（損害保険金の支払額）

- (1) 当会社が第1条（損害保険金を支払う場合）の損害保険金として支払うべき損害の額は、保険価額によって定めます。
- (2) 盗難によって損害が生じた場合において、盗取された保険の対象を回収することができたときは、そのために支出した必要な費用は、(1)の損害の額に含まれるものとします。ただし、その保険価額を限度とします。
- (3) 保険金額が保険価額以上である場合は、当会社は、保険価額を限度とし、次の算式によって算出した額を損害保険金として支払います。ただし、次の算式によって算出した額が、別表3に規

定する支払限度額を上回る場合には、その支払限度額を損害保険金の額とします。

$$(1) \text{および}(2) \text{の規定に} - \frac{\text{別表3に規定する}}{\text{免責金額}} = \text{損害保険金の額}$$

による損害の額

(4) 保険金額が保険価額より低い場合は、当会社は、次の算式によって算出した額を損害保険金として、支払います。ただし、次の算式によって算出した額が、別表3に規定する支払限度額を上回る場合には、その支払限度額を損害保険金の額とします。

$$\left[(1) \text{および}(2) \text{の規定に} - \frac{\text{別表3に規定する}}{\text{免責金額}} \right] \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}} = \text{損害保険金の額}$$

による損害の額

第10条（損害保険金に付随する費用保険金の支払額）

(1) 当会社は、第2条（損害保険金に付隨する費用保険金を支払う場合）(1)の臨時費用保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに500万円を限度とします。

$$\text{第1条（損害保険金を支} \times \text{支払割合（30%）} = \text{臨時費用保険金の額}$$

払う場合）の損害保険金

(2) 当会社は、第1条（損害保険金を支払う場合）の損害保険金の10%に相当する額を限度とし、残存物取片づけ費用の額を第2条（損害保険金に付隨する費用保険金を支払う場合）(2)の残存物取片づけ費用保険金として、支払います。

(3) 当会社は、第2条（損害保険金に付隨する費用保険金を支払う場合）(3)の失火見舞費用保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、第2条(3)①の事故が生じた敷地内に所在する保険の対象の保険金額（保険金額が保険価額を超えるときは、保険価額とし、また、被保険者が2名以上あるときは、それぞれの被保険者に属する保険契約の対象に対して割り当たるべき保険金額をいいます。）の20%に相当する額を限度とします。

$$\text{第2条(3)②の損害が生じた世帯} \times \frac{1 \text{被災世帯あたりの}}{\text{支払額（20万円）}} = \text{失火見舞費用保険金の額}$$

または法人（以下「被災世帯」）
といいます。）の数

(4) 当会社は、1回の事故につき、1敷地内ごとに損害が生じた保険の対象の所在する敷地内にかかるこの保険契約の保険金額（保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とし、また、被保険者が2名以上ある場合は、それぞれの被保険者に属する保険の対象に対して割り当たるべき保険金額をいいます。）に30%を乗じて得た額または5,000万円のいずれか低い額を限度とし、修理付帯費用の額を第2条（損害保険金に付隨する費用保険金を支払う場合）(4)の修理付帯費用保険金として、支払います。

(5) 当会社は、第2条（損害保険金に付隨する費用保険金を支払う場合）(5)の地震火災費用保険金として、次の算式（保険金額が保険価額を超える場合は、算式の保険金額は、保険価額とします。）によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故（72時間以内に生じた2以上の地震もしくは噴火またはこれらによる津波は、これらを一括して、1回の事故とみなします。）につき、一般物件の場合は1敷地内ごとに300万円、工場物件の場合は1敷地内ごとに2,000万円を限度とします。

$$\text{保険金額} \times \text{支払割合（5%）} = \text{地震火災費用保険金の額}$$

(6) (1)から(4)までの場合において、当会社は、(1)から(4)までの規定によってそれぞれ支払うべき臨時費用保険金、残存物取片づけ費用保険金、失火見舞費用保険金または修理付帯費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、これらの費用保険金を支払います。

第11条（利益保険金の支払額）

(1) 第3条（利益保険金を支払う場合）に規定する利益損失の額は、1回の事故につき、次の①の喪失利益の額と②の収益減少防止費用の額の合計額とします。

① 喪失利益の額

$$\text{収益減少額} \times \frac{\text{保険証券記載の約定てん補率}}{\text{「約定てん補率」といいます。}} = \text{喪失利益の額}$$

ただし、てん補期間中に支出を免れた経常費がある場合は、次の算式によって算出した額を、上記算式によって算出した額から差し引くものとします。

$$\text{支出を免れた経常費} \times \frac{\text{約定てん補率}}{\text{利益率}} = \text{差し引く額}$$

② 収益減少防止費用の額

$$\text{収益減少防止費用} \times \frac{\text{約定てん補率}}{\text{利益率}} = \text{収益減少防止費用の額}$$

ただし、収益減少防止費用の額は、次の算式によって算出した収益減少防止費用の限度額を限度とします。

$$\frac{\text{収益減少防止費用の支出により}}{\text{免れた営業収益の減少額}} \times \text{約定てん補率} = \text{収益減少防止費用の限度額}$$

(2) 当会社は、(1)に規定する利益損失のうち、次の①または②の属する日の午前0時から24時間以内（以下この条において「免責時間」といいます。）に発生したものに対しては、利益保険金を支払いません。

① 第3条（利益保険金を支払う場合）(1)に規定する利益損失については、第1条（損害保険金を支払う場合）(2)から(5)に規定する事故が発生した時。なお、第1条(1)に規定する事故については、免責時間はありません。

② 第3条(2)に規定する利益損失については、同条(2)に規定する電気、ガス、熱、水道もしくは工業用水の供給または電信もしくは電話の中継が最初に中断され、または阻害された時

(3) 当会社は、次の①または②の算式によって算出した額を利益保険金として支払います。ただし、その額が別表3に規定する支払限度額を超える場合には、その支払限度額を利益保険金として支払います。

① 利益保険金の保険金額（この保険契約の契約条件明細書記載の利益保険金の保険金額をいいます。以下(3)において同様とします。）が、事故発生直前12か月間の営業収益に約定てん補率を乗じた額の80%に相当する額以上の場合

$$(1) \text{に規定する利益損失の額} - \text{別表3に規定する免責金額} - (2) \text{に規定する免責時間内に発生した利益損失の額} = \text{利益保険金の支払額}$$

② 利益保険金の保険金額が、事故発生直前12か月間の営業収益に約定てん補率を乗じた額の80%に相当する額より低い場合

$$\left[(1) \text{に規定する利益損失の額} - \text{別表3に規定する免責金額} - (2) \text{に規定する免責時間内に発生した利益損失の額} \right] \times$$

$$\frac{\text{利益保険金の保険金額}}{\text{事故発生直前12か月間の営業収益} \times \text{約定てん補率} \times 80\%} = \text{利益保険金の支払額}$$

- (4) 約定てん補率が利益率を超える場合には、約定てん補率を利益率と読み替えて、(1)または(3)に規定する算式を適用します。
- (5) 営業につき特殊な事情の影響があった場合または営業のすう勢が著しく変化した場合で、標準営業収益、年間営業収益または利益率が、事故がなかったならば実現したであろう営業の状況を適切にあらわしていないときは、当会社は、(1)から(4)までの規定による保険金の算出にあたり、標準営業収益、年間営業収益または利益率につき、被保険者との協議による合意に基づき公正な調整を行うものとします。

第12条（営業継続費用保険金の支払額）

当会社は、第4条（営業継続費用保険金を支払う場合）の営業継続費用保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、次の算式によって算出した額が、別表3に規定する支払限度額を上回る場合には、その支払限度額を営業継続費用保険金の額とします。

$$\text{営業継続費用の額} - \text{別表3に規定する免責金額} = \text{営業継続費用保険金の額}$$

第13条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額（以下「支払責任額」といいます。）の合計額が、保険金の種類ごとに別表4に規定する支払限度額を超えるときは、当会社は、次に規定する額を第1条（損害保険金を支払う場合）の損害保険金、第2条（損害保険金に付随する費用保険金を支払う場合）の各費用保険金、第3条（利益保険金を支払う場合）の利益保険金または第4条（営業継続費用保険金を支払う場合）の営業継続費用保険金として、支払います。
- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
別表4に規定する支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (2) (1)の場合において、他の保険契約等に再調達価額（保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。）を基準として算出した損害の額からこの保険契約によって支払われるべき損害保険金の額を差し引いた残額について保険金または共済金を支払う旨の約定があるときは、第1条（損害保険金を支払う場合）の損害保険金については、その他の保険契約等がないものとして(1)の規定に基づいて算出した額を支払います。
- (3) (1)の場合において、第2条（損害保険金に付隨する費用保険金を支払う場合）(1)の臨時費用保険金および同条(2)の残存物取片づけ費用保険金につき支払責任額を算出するにあたっては、第1条（損害保険金を支払う場合）の損害保険金の額は、(1)または(2)の規定を適用して算出した額とします。
- (4) 損害が2種類以上の事故によって生じたときは、同種の事故による損害等について、(1)の規定をおのおの別に適用します。

第14条（包括して契約した場合の損害保険金の支払額）

2以上 の保険の対象を1保険金額で契約した場合には、それぞれの保険額の割合によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの保険の対象に対する保険金額とみなし、おのおの別に第9条（損害保険金の支払額）(3)および(4)ならびに第10条（損害保険金に付隨する費用保険金の支払額）(5)の規定を適用します。

第2章 基本条項

第15条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当会社の保険責任は、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）の初日の午後4時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。）に始まり、末日の午後4時に終わります。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故による損害等に対しては、保険金を支払いません。

第16条（告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、危険（損害等の発生の可能性をいいます。以下同様とします。）に関する重要な事項のうち、保険契約申込書その他の書類の記載事項とすることによって、当会社が告知を求めたもの（他の保険契約等に関する事項を含みます。以下「告知事項」といいます。）について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - ① (2)に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかつた場合（当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。）
 - ③ 保険契約者または被保険者が、第1条（損害保険金を支払う場合）の事故による損害等の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出で、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - ④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
- (4) (2)の規定による解除が第1条（損害保険金を支払う場合）の事故による損害等の発生した後になされた場合であっても、第27条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずして発生した第1条（損害保険金を支払う場合）の事故による損害等については適用しません。

第17条（通知義務）

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、その旨を当会社に申し出で、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社に申し出る必要はありません。
 - ① 保険の対象もしくは利益保険対象物または保険の対象もしくは利益保険対象物を収容する建物の構造を変更すること、またはこれを改築、増築もしくは引き続き15日以上にわたって修繕すること。
 - ② 保険の対象もしくは利益保険対象物または保険の対象もしくは利益保険対象物を収容する建物の用途を変更すること。
 - ③ 保険の対象または利益保険対象物を他の場所に移転すること。
 - ④ 保険の対象もしくは利益保険対象物である機械設備を仮修理もしくはその他の応急措置により運転または使用すること。
 - ⑤ ①から④までのほか、保険契約申込書その他の書類の記載事項の内容に変更を生じさせる事実（保険契約申込書その他の書類の記載事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書

- 面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。) が発生すること。
- (2) (1)の事実がある場合 ((4)ただし書の規定に該当する場合を除きます。) には、当会社は、その事実について契約内容変更依頼書を受領したと否とを問わず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から 1 か月を経過した場合または(1)の事実が生じた時から 5 年を経過した場合には適用しません。
- (4) (1)に規定する手続を怠った場合には、当会社は、(1)の事実が発生した時または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知った時から当会社が契約内容変更依頼書を受領するまでの間に生じた第 1 条（損害保険金を支払う場合）の事故による損害等に対しては、保険金を支払いません。ただし、(1)①、②、④または⑤に規定する事実が発生した場合において、変更後の保険料率が変更前の保険料率より高くならなかったときは除きます。
- (5) (4)の規定は、(1)の事実に基づかずに発生した第 1 条（損害保険金を支払う場合）の事故による損害等については適用しません。

第18条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第19条（保険の対象の譲渡）

- (1) 保険契約締結の後、被保険者が保険の対象を譲渡する場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知しなければなりません。
- (2) (1)の場合において、保険契約者がこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を保険の対象の譲受人に移転させるときは、(1)の規定にかかわらず、保険の対象の譲渡前にあらかじめ、書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 当会社が(2)の規定による承認をする場合には、第22条（保険契約の失効）(1)の規定にかかわらず、(2)の権利および義務は、保険の対象が譲渡された時に保険の対象の譲受人に移転します。

第20条（保険の対象、利益保険対象物の調査）

- (1) 当会社は、いつでも保険の対象および利益保険対象物またはこれらを収容する建物もしくは敷地内を調査することができます。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険の対象もしくは利益保険対象物を占有する者が、正当な理由がなく(1)の調査を拒んだ場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、(2)に規定する拒否の事実があった時から 1 か月を経過した場合には適用しません。

第21条（保険契約の無効）

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第22条（保険契約の失効）

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時に、この保険契約のうち第 1 条（損害保険金を支払う場合）および第 2 条（損害保険金に付随する費用保険金を支払う場合）の規定は効力を失います。
- ① 保険の対象の全部が滅失した場合。ただし、第40条（保険金支払後の保険契約）(1)の規定により保険契約の一部が終了した場合を除きます。
- ② 保険の対象が譲渡された場合
- (2) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が 2 以上ある場合には、それぞれについて、(1)の規定を適用します。
- (3) 保険契約締結の後、被保険者が営業を廃止した場合には、営業を廃止した時にこの保険契約のうち第 3 条（利益保険金を支払う場合）および第 4 条（営業継続費用保険金を支払う場合）の規定は効力を失います。

第23条（保険契約の取消し）

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第24条（保険金額の調整）

- (1) 保険契約締結の際、保険金額が保険の対象の価額を超えていた場合であっても、保険契約者は、その超過部分について、この保険契約を取り消すことはできません。
- (2) 保険契約締結の後、保険の対象の価額が著しく減少した場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の保険の対象の価額に至るまでの減額を請求することができます。

第25条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。

第26条（重大事由による解除）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力（暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。以下③において同様とします。）に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - ④ ①から③までに規定するもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2) (1)の規定による解除が第1条（損害保険金を支払う場合）の事故による損害等の発生した後になされた場合であっても、第27条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した第1条の事故による損害等に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (3) 保険契約者または被保険者が①③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、(1)③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害等については適用しません。

第27条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第28条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）

- (1) 第16条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 第17条（通知義務）(1)の事実が生じた場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、同条(1)の事実が生じた時以降

- の期間（保険契約者または被保険者の申出に基づく、同条(1)の事実が生じた時以降の期間をいいます。）に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。
- (3) 当会社は、保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合（当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限ります。）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4) (1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、第17条（通知義務）(1)の事実が生じた場合における、その事実が生じた時より前に発生した第1条（損害保険金を支払う場合）の事故による損害等については適用しません。
- (6) (1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。
- (7) (6)の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払いを怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害等に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第29条（保険料の返還－無効または失効の場合）

- (1) 第21条（保険契約の無効）の規定により保険契約が無効となる場合には、当会社は、保険料を返還しません。
- (2) 保険契約の全部または一部が失効となる場合には、当会社は、失効した部分について、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第30条（保険料の返還－取消しの場合）

第23条（保険契約の取消し）の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第31条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）

第24条（保険金額の調整）(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当会社は、保険料のうち減額する保険金額に相当する保険料からその保険料につき既経過期間に対し別表5に規定する短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第32条（保険料の返還－解除の場合）

- (1) 第16条（告知義務）(2)、第17条（通知義務）(2)、第20条（保険の対象、利益保険対象物の調査）(2)、第26条（重大事由による解除）(1)または第28条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(3)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (2) 第25条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表5に規定する短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第33条（事故の通知）

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険の対象または利益保険対象物について損害等が生じたことを知った場合は、損害等の発生ならびに他の保険契約等の有無および内容（既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。）を当会社に遅滞なく通知しなければなりません。
- (2) 保険の対象または利益保険対象物について損害等が生じた場合は、当会社は、事故が生じた建物もしくは敷地内を調査することまたはそれらに収容されていた被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一時他に移転することができます。
- (3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害等の額を差し引いて保険金を支払います。

第34条（損害防止義務および損害防止費用）

- (1) 保険契約者または被保険者は、第1条（損害保険金を支払う場合）の事故が発生したことを見た場合は、保険の対象および利益保険対象物に生じる損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。
- (2) (1)の場合において、保険契約者または被保険者が、第1条（損害保険金を支払う場合）(1)の損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用を支出したときにおいて、第5条（保険金を支払わない場合－共通）、第6条（保険金を支払わない場合－不測かつ突發的な事故）または第7条（保険金を支払わない場合－利益保険金または営業継続費用保険金）に規定する事由に該当しないときおよび第15条（保険責任の始期および終期）(3)または第28条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(4)の規定が適用されないときは、当会社は、次に規定する費用に限り、これを負担します（第2条（損害保険金に付随する費用保険金を支払う場合）(5)の損害の発生および拡大の防止のために支出した費用は負担しません。）。ただし、当会社が負担する額は、損害保険金の保険金額（保険金額が保険価額を超えるときは、保険価額とします。）から第1条(1)の損害保険金の額を差し引いた残額を限度とします。
- ① 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用
 - ② 消火活動に使用したことにより損傷した物（消火活動に従事した者の着用物を含みます。）の修理費用または再取得費用
 - ③ 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかる費用（人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。）
- (3) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく(1)に規定する義務を履行しなかった場合は、当会社は、次の算式によって算出した額を損害の額とみなします。

$$\text{第1条（損害保険金を支払う場合）の事故による損害の額} - \text{損害の発生および拡大を防止することができたと認められる額} = \text{損害の額}$$

- (4) 第9条（損害保険金の支払額）(4)、第13条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）(1)および第14条（包括して契約した場合の保険金の支払額）の規定は、(2)に規定する負担金を算出する場合にこれを準用します。この場合において、第13条(1)の規定中「別表4に規定する支払限度額」とあるのは「それぞれの保険契約もしくは共済契約の保険金額の合計額（それぞれの保険契約または共済契約の保険金額の合計額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。）からそれぞれの保険契約もしくは共済契約によって支払われるべき損害保険金もしくは共済金の合計額を差し引いた残額または第34条（損害防止義務および損害防止費用）(2)によって当会社が負担する費用のいずれか低い額」と読み替えるものとします。

第35条（残存物および盗難品の帰属）

- (1) 当会社が第1条（損害保険金を支払う場合）の損害保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権は、当会社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、当会社に移転しません。
- (2) 盗取された保険の対象について、当会社が第1条（損害保険金を支払う場合）(5)の損害保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、第9条（損害保険金の支払額）(2)の費用を除き、盗取の損害は生じなかったものとみなします。
- (3) 保険の対象が盗取された場合に、当会社が第1条（損害保険金を支払う場合）(5)の損害保険金を支払ったときは、当会社は、支払った保険金の額の保険価額に対する割合によって、その盗取された保険の対象について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。
- (4) (3)の規定にかかわらず、被保険者は、支払を受けた損害保険金に相当する額（第9条（損害保険金の支払額）(2)の費用に対する損害保険金に相当する額を差し引いた残額とします。）を当会社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。

第36条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、次のいずれかに該当する時から発生し、これを行使することができるものとします。
- ① 損害保険金、損害保険金に付随する費用保険金および営業継続費用保険金については、第1条（損害保険金を支払う場合）の事故による損害等が発生した時
 - ② 利益保険金については、てん補期間が終了した時

- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
- ① 保険金の請求書
 - ② 損害等の額の見積書
 - ③ 保険の対象の盗難による損害の場合は、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類
 - ④ その他当会社が第37条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 当会社は、事故の内容または損害等の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に規定するもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害等の額を差し引いて保険金を支払います。

第37条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、被保険者が第36条（保険金の請求）(2)の手続を完了した日（以下この条において「請求完了日」といいます。）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害等発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害等の額（保険価額を含みます。）および事故と損害等との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害等について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認をするため、次に規定する特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかるらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次に規定する日数（複数に該当する場合は、そのうち最長の日数）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
- ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。） 180日
 - ② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ④ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
 - ⑤ 損害を受けた保険の対象、利益保険対象物もしくは損害等の発生事由が特殊である場合または同一敷地内に所在する多数の保険の対象もしくは利益保険対象物が同一事故により損害を受けた場合において、(1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 180日
- (3) (2)①から⑤までに規定する特別な照会または調査を開始した後、(2)①から⑤までに規定する期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、当会社は、(2)①から⑤までに規定する期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。
- (4) (1)から(3)までに規定する必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかつた場合（必要な協力を行わなかつた場合を含みます。）には、これにより確認が遅延した期間については、(1)から(3)までの期間に算入しないものとします。

(5) 第36条（保険金の請求）(1)(2)の規定にかかるわらず、喪失利益が1か月以上生じた場合の利益保険金については、被保険者から保険金の内払の請求がある場合で、当会社が承認したときは、収益減少防止費用を除き、毎月末に保険金の内払を行います。

第38条（時効）

保険金請求権は、第36条（保険金の請求）(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第39条（代位）

(1) 損害等が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害等に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- ① 当会社が損害等の額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

- ② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害等の額を差し引いた額

(2) (1)(2)の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

(4) 貸借契約または使用貸借契約に基づき、被保険者以外の者が占有する建物を保険の対象とする場合で、被保険者が借家人（賃借契約または使用貸借契約に基づき保険の対象である建物を占有する者をいい、転貸人および転借人を含みます。以下、(4)において同様とします。）に対して有する権利を、当会社が取得したときは、当会社は、これを行使しないものとします。ただし、借家人の故意または重大な過失によって生じた損害に対して保険金を支払った場合は、その権利行使することができます。

第40条（保険金支払後の保険契約）

(1) 第1条（損害保険金を支払う場合）の損害保険金の支払額がそれぞれ1回の事故につき保険金額（保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。）の80%に相当する額を超えた場合は、この保険契約のうち第1条および第2条（損害保険金に付随する費用保険金を支払う場合）の規定は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。

(2) (1)の場合を除き、当会社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。

(3) (1)の規定により、第1条（損害保険金を支払う場合）および第2条（損害保険金に付随する費用保険金を支払う場合）の規定が終了した場合には、当会社は終了した部分について保険料を返還しません。

(4) おののおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)から(3)までの規定を適用します。

第41条（保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い）

(1) この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。

(2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。

(3) 保険契約者または被保険者が2名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第42条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第43条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表1 用語の定義

企業財産包括保険普通保険約款の用語の定義は、下表によります。

用語	定義
営業継続費用用	<p>標準営業収益に相当する額の減少を防止または軽減するために復旧期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える部分（以下「追加費用」といいます。）をいい、復旧期間内に支出を免れた費用があるときはその額を差し引いた額とします。ただし、次に規定する費用は追加費用に含まないものとします。</p> <p>(1) 営業継続費用保険金が支払われる事故の有無にかかわらず営業を継続するための支出を要する費用</p> <p>(2) 営業継続費用保険金が支払われる事故による損害を受けた利益保険対象物を損害発生直前の状態に復旧するために要する一切の費用。ただし、この費用のうち、復旧期間を短縮するために復旧期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える部分は、それによって軽減できた追加費用の額を限度として、追加費用に含めるものとします。</p> <p>(3) 一時使用のために取得した物件の復旧期間終了における時価部分</p> <p>(4) 修理付帯費用保険金または収益減少防止費用として支払われる金額</p>
営業収益	「売上高」または「生産高」のいずれかの基準によって定める営業上の収益
営業利益	営業収益から営業費用（売上原価または製造原価、一般管理費、販売費等営業に要する費用をいいます。以下同様とします。）を差し引いた額
経常費	事故の有無にかかわらず、営業継続のために支出を要する費用
原動機付自転車	125cc以下の総排気量を有する原動機を用い、かつ、レールまたは架線によらないで運転する車であって、自転車、身体障害者用の車いす、および歩行補助車等以外のものをいいます。
敷地外ユーティリティ設備	<p>利益保険対象物と配管または配線により接続している次のいずれかに該当する事業者の占有する電気、ガス、熱、水道、工業用水道または電信もしくは電話の供給・中継設備およびこれらに接続している配管または配線で次のいずれかに該当する事業者の占有するものをいいます。なお、敷地外ユーティリティ設備は、日本国内に所在するものに限ります。</p> <p>(1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）に定める電気事業者</p> <p>(2) ガス事業法（昭和29年法律第51号）に定めるガス事業者</p> <p>(3) 热供給事業法（昭和47年法律第88号）に定める热供給事業者</p> <p>(4) 水道法（昭和32年法律第177号）に定める水道事業者および水道用水供給事業者ならびに工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）に定める工業用水道事業者</p> <p>(5) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に定める電気通信事業者</p>
敷地内	囲いの有無を問わず、保険の対象または利益保険対象物の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
車両	自動車、原動機付自転車、軽車両、トロリーバスおよび鉄道車両をいいます。なお、軽車両とは、自転車および荷車その他人もしくは動物の力により、または他の車両に牽引され、かつレールによらず運転する車（そりおよび牛馬を含みます。）であって、小児用自転車以外の小児用の車、歩行補助者等および身体障害者用の車いす以外のものをいいます。
収益減少額	事故発生直前12か月のうちでん補期間に応当する期間の営業収益（標準営業収益をいいます。）からでん補期間中の営業収益を差し引いた額

収益減少 防止費用	標準営業収益に相当する額の減少を防止または軽減するためにてん補期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える額とします。ただし、修理付帯費用保険金として支払われる金額は控除します。
商品・ 製品等	商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。
倉庫物件	倉庫業者が管理する保管貨物または倉庫業者が占有する倉庫建物・保管用屋外タンク・サイロ・倉庫建物内の保管貨物以外の動産をいいます。
喪失利益	利益保険金が支払われる事故が生じた結果、営業が休止し、または阻害されたために生じた損失のうち、経常費および担保危険による損害がなかったならば計上することができた営業利益の額
損害	<p>偶然な事故によって保険の対象または利益保険対象物に生じた損害をいい、事故の際に消火、避難その他の消防の活動のために必要な処置によって保険の対象または利益保険対象物について生じた損害を含みます。ただし、次のいずれかに該当する場合は損害とみなしません。</p> <p>(1) ウィルス、細菌、原生動物等の付着、接触等またはこれらの疑いがある場合</p> <p>(2) 第1条（損害保険金を支払う場合）に規定する事故が発生し、その復旧作業を行った後に、保険の対象または利益保険対象物の機能に著しい支障をきたさない臭気が残存する場合</p> <p>(3) 第1条に規定する事故の発生により、日常生活または通常の業務に伴う臭気と同程度の臭気が残存する場合</p>
他の保険 契約等	この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する被保険者所有の建物もしくは建物以外のものについて締結された第1条（損害保険金を支払う場合）の損害または第2条（損害保険金に付随する費用保険金を支払う場合）の費用を補償する他の保険契約または共済契約およびこの保険契約の第3条（利益保険金を支払う場合）の利益損失または第4条（営業継続費用保険金を支払う場合）の営業継続費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。
建物	土地に定着し、屋根および柱もしくは壁を有するものをいいます。ただし、屋外設備・装置を除きます。
てん補 期間	保険金支払の対象となる期間であって、事故が発生した時に始まり、その事故の営業に対する影響が消滅した状態に営業収益が復した時に終わります。ただし、てん補期間が約定されている場合は、約定期間を超えないものとし、てん補期間が約定されていない場合は12か月を限度とします。
電気的事故 または 機械的事故	不測かつ突然発的な外来的事故に直接起因しない、電気の作用や機械の稼動に伴って発生した事故をいいます。
復旧期間	事故が発生した時に始まり、損害を受けた利益保険対象物が復旧された時（ただし、その利益保険対象物を事故発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとします。）に終わります。利益保険金または営業継続費用保険金の支払においては、保険金支払の対象となる期間であり、12か月を超えないものとします。
保険価額	損害が生じた地および時における保険の対象の価額
利益率	<p>直近の会計年度（1か年間）において、次の算式により算出した割合</p> $\text{利益率} = (\text{営業利益} + \text{経常費}) / \text{営業収益}$ <p>ただし、直近の会計年度中に営業損失（営業費用から営業収益を差し引いた額）が生じたときは、次の算式により算出した割合</p> $\text{利益率} = (\text{経常費} - \text{営業損失}) / \text{営業収益}$

別表2 風災・雹災・雪災における除外物件

1. 仮設の建物（年間の使用期間が3か月以下のものをいいます。）およびこれに収容される動産ならびにゴルフネット（ポールを含みます。）
2. 建築中の屋外設備・装置
3. 橋脚、護岸およびこれらに取り付けられた設備・装置ならびに海上に所在する設備・装置
4. 屋外にある原料、材料、仕掛品、半製品、製品、商品、副産物および副資材
5. 第8条（保険の対象、利益保険対象物の範囲）(2)②に規定する自動車

別表3 事故種別毎、保険金種類毎に適用される支払限度額と免責金額

	第1条 損害保険金		第3条 利益保険金		第4条 営業継続費用保険金	
<支払限度額>						
・第1条(1)（火災・落雷・破裂・爆発）	1事故	千円	1事故	千円	1事故	千円
・第1条(2)（風災・雹災・雪災）	1事故	千円	1事故	千円	1事故	千円
・第1条(3)（水災）	1事故	千円	1事故	千円	1事故	千円
・第1条(4)（電気的・機械的事故）	1事故	千円	1事故	千円	1事故	千円
・第1条(5)（上記以外の偶然な事故）	1事故	千円	1事故	千円	1事故	千円
<免責金額>						
・第1条(1)（火災・落雷・破裂・爆発）	1事故	千円	1事故	千円	1事故	千円
・第1条(2)（風災・雹災・雪災）	1事故	千円	1事故	千円	1事故	千円
・第1条(3)（水災）	1事故	千円	1事故	千円	1事故	千円
・第1条(4)（電気的・機械的事故）	1事故	千円	1事故	千円	1事故	千円
・第1条(5)（上記以外の偶然な事故）	1事故	千円	1事故	千円	1事故	千円

(注)

- 事故種別は、普通保険約款の条項で表示しており、（ ）で表示された事故は、主な事故を参考までに例示したものです。

別表4 他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額

	保険金の種類	支払限度額
1	第1条（損害保険金を支払う場合）の損害保険金	損害の額から別表3に規定する免責金額を差し引いた額 ^(注)
2	第2条（損害保険金に付随する費用保険金を支払う場合）(1)の臨時費用保険金	1回の事故につき、1敷地内ごとに500万円（他の保険契約等に、限度額が500万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額）
3	第2条（損害保険金に付隨する費用保険金を支払う場合）(2)の残存物取片づけ費用保険金	残存物取片づけ費用の額
4	第2条（損害保険金に付隨する費用保険金を支払う場合）(3)の失火見舞費用保険金	1回の事故につき、20万円（他の保険契約等に、1被災世帯あたりの支払額が20万円を超えるものがある場合は、これらの1被災世帯あたりの支払額のうち最も高い額）に被災世帯の数を乗じて得た額
5	第2条（損害保険金に付隨する費用保険金を支払う場合）(4)の修理付帯費用保険金	1回の事故につき、1敷地内ごとに5,000万円（他の保険契約等に、限度額が5,000万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額）または修理付帯費用の額のいずれか低い額
6	(1) 第2条(損害保険金に付隨する費用保険金を支払う場合)(5)の地震火災費用保険金	1回の事故につき、一般物件の場合は1敷地内ごとに300万円、工場物件の場合は1敷地内ごとに2,000万円（他の保険契約等に、限度額が300万円または2,000万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額）を超えるとき。
	(2) 上記(1)に該当しない場合であって、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額の合計額が、1回の事故につき、保険の対象ごとに、その保険の対象の保険価額に5%（他の保険契約に、支払割合が5%を超えるものがあるときは、これらの支払割合のうち最も高い割合）を乗じて得た額	1回の事故につき、保険の対象ごとに、その保険の対象の保険価額に5%（他の保険契約等に、支払割合が5%を超えるものがある場合は、これらの支払割合のうち最も高い割合）を乗じて得た額
7	第3条（利益保険金を支払う場合）の利益保険金	利益損失の額から別表3に規定する免責金額を差し引いた額 ^(注)
8	第4条（営業継続費用保険金を支払う場合）の営業継続費用保険金	営業継続費用から別表3に規定する免責金額を差し引いた額 ^(注)

(注) 他の保険契約等に別表3に規定する免責金額よりも低い免責金額が適用される場合は、これらの免責金額のうち最も低い額を適用するものとします。

別表5 短期料率表

短期料率は年料率に下記割合を乗じたものとします。

既経過期間	7日まで	15日まで	1か月まで	2か月まで
割合 (%)	10	15	25	35

3か月まで	4か月まで	5か月まで	6か月まで	7か月まで
45	55	65	70	75

8か月まで	9か月まで	10か月まで	11か月まで	1年まで
80	85	90	95	100

[EA] ビジネス総合補償特約

第1章 補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事故によって保険の対象について生じた損害^(注1)に対して、この特約に従い、損害保険金を支払います。

- ① 火災
- ② 落雷
- ③ 破裂または爆発^(注2)

(注1) 損害

消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。以下同様とします。

(注2) 破裂または爆発

気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する事故によって保険の対象に生じた損害^(注1)に対して、この特約に従い、損害保険金を支払います。ただし、営業用ゴルフネットおよびこれを設置するためのポールが保険の対象に含まれている場合は、それらの損害の額を除きます。

- ① 風災^(注2)
- ② 雷災
- ③ 雪災^(注3)

(注1) 損害

風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みによって生じた損害については、建物または屋外設備・装置の外側の部分^(注4)が①から③までの事故によって破損し、その破損部分から建物または屋外設備・装置の内部に吹き込むことによって生じた損害に限ります。以下(2)において同様とします。

③の事故による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おのおの別の事故によって生じたことが第30条（保険金の支払時期）の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。この場合であっても、保険契約者または被保険者は、第26条（事故の通知）および第27条（損害防止義務および損害防止費用）の規定に基づく義務を負うものとします。以下(2)において同様とします。

(注2) 風災

台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。

(注3) 雪災

豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。

(注4) 建物または屋外設備・装置の外側の部分

建物については、外壁、屋根、開口部等をいいます。以下同様とします。

(3) 当会社は、次のいずれかに該当する事故によって保険の対象について生じた損害に対して、この特約に従い、損害保険金を支払います。

- ① 建物^(注1)の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れ^(注2)または(2)もしくは(6)の事故による損害を除きます。

- ② 次のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢水^(注3)による水濡れ。ただし、(2)もしくは(6)の事故による損害または給排水設備^(注4)自体に生じた損害を除きます。

ア. 給排水設備に生じた事故

イ. 被保険者^(注5)以外の者が占有する戸室で生じた事故

③ 騒擾およびこれに類似の集団行動^(注6) または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為

(注1) 建物

土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、屋外設備・装置^(注7) を除きます。以下同様とします。

(注2) 土砂崩れ

崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。以下同様とします。

(注3) 溢水

水が溢れることをいいます。

(注4) 給排水設備

スプリンクラー設備・装置を含みます。以下②において同様とします。

(注5) 被保険者

保険の対象の所有者で、保険証券に記載された者をいいます。以下同様とします。

(注6) 騒擾およびこれに類似の集団行動

群衆または多数者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害を生ずる状態であって、次条(2)①の暴動に至らないものをいいます。

(注7) 屋外設備・装置

屋外設備・什器等^(注8) のうち、地面等に固着されている設備、装置または機械等をいいます。以下同様とします。

(注8) 屋外設備・什器等

敷地内の建物の外部にある設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品をいいます。以下同様とします。なお、「敷地内」とは、特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。以下同様とします。

(4) 当会社は、盜難^(注1) によって保険の対象である建物、屋内設備・什器等^(注2) または屋外設備・什器等について生じた盗取、損傷または汚損の損害に対して、この特約に従い、損害保険金を支払います。

(注1) 盗難

強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。以下同様とします。

(注2) 屋内設備・什器等

建物に収容される設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品をいいます。以下同様とします。

(5) 当会社は、屋内設備・什器等が保険の対象である場合において、保険証券記載の建物内における業務用の通貨等^(注1) または預貯金証書^(注2) の盗難によって損害が生じたときは、その損害に對して、この特約に従い、損害保険金を支払います。ただし、小切手、手形、乗車券等および預貯金証書の盗難による損害については、次に掲げる事実がすべてあったことを条件とします。

① 小切手

ア. 保険契約者または被保険者が、盜難を知った後直ちに小切手の振出人に盗難を通知し、かつ、振出人を通じて小切手の支払停止を支払金融機関に届け出たこと。
イ. 盗難にあった小切手に対して支払金融機関による支払がなされたこと。

② 手形

ア. 保険契約者または被保険者が、盜難を知った後直ちに手形の振出人または引受人に盗難を通知し、かつ、振出人または引受人を通じて手形の支払停止を支払金融機関に届け出たこと。
イ. 遅滞なく公示催告の手続を行ったこと。

ウ. 盗難にあった手形に対して振出人または引受人による支払がなされたこと^(注3)。

③ 乗車券等

保険契約者または被保険者が、盜難を知った後直ちに乗車券等の運輸機関または発行者へ届

け出したこと。ただし、宿泊券の場合は、宿泊施設または発行者へ届け出るものとします。

④ 預貯金証書

ア. 保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに預貯金先あてに被害の届出をしたこと。

イ. 盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと^(注4)。

(注1) 通貨等

通貨、小切手、印紙、切手、有価証券、手形^(注5)、プリペイドカード、商品券および乗車券等^(注6)をいいます。ただし、小切手および手形は、被保険者が第三者より受け取ったものに限り、被保険者が振出人または裏書人もしくは保証人である場合を除きます。以下同様とします。

(注2) 預貯金証書

預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。以下同様とします。

(注3) 盗難にあった手形に対して振出人または引受人による支払がなされたこと

手形の損害のうち、イ. の公示催告手続に要する費用については、この規定は適用しません。

(注4) 盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと

現金自動支払機用カードに付帯されるデビットカード機能を第三者に不正に利用され、預貯金口座から現金が引き落とされた場合を含みます。

(注5) 手形

約束手形および為替手形をいいます。以下同様とします。

(注6) 乗車券等

鉄道もしくはバスの乗車券、船舶の乗船券もしくは乗車券、航空機の航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券を除きます。以下同様とします。

(6) 当会社は、水災^(注1)によって保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次のいずれかに該当する場合には、その損害に対して、この特約に従い、損害保険金を支払います。この場合において、損害の状況の認定は、保険の対象が建物であるときはその建物ごとに、保険の対象が屋内設備・什器等または屋内商品・製品等^(注2)であるときはこれを収容する建物ごとに、保険の対象が屋外設備・什器等または屋外商品・製品等^(注3)であるときは敷地内ごとに、それぞれを行い、また、門、扉または垣が保険の対象である建物に含まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。

① 保険の対象である建物に再調達価額^(注4)の30%以上の損害が生じた場合

② ①に該当しない場合において、保険の対象である建物または保険の対象である屋内設備・什器等もしくは屋内商品・製品等を収容する建物が、床上浸水^(注5)または地盤面^(注6)より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象である建物、屋内設備・什器等または屋内商品・製品等に損害が生じたとき。

③ 保険の対象である屋外設備・什器等または屋外商品・製品等のある敷地内が、地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象である屋外設備・什器等または屋外商品・製品等に損害が生じたとき。

(注1) 水災

台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等をいいます。

(注2) 屋内商品・製品等

建物に収容される商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。以下同様とします。

(注3) 屋外商品・製品等

敷地内の建物の外部にある商品、原料、材料、仕掛け品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。以下同様とします。

(注4) 再調達価額

保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。以下同様とします。

(注5) 床上浸水

居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。なお、「床」とは、畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。

(注6) 地盤面

床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。以下③において同様とします。

(7) 当会社は、破損・汚損等^(注)によって保険の対象に生じた損害に対して、この特約に従い、損害保険金を支払います。

(注) 破損・汚損等

(1)から(6)までの事故を除く不測かつ突発的な事故をいいます。以下同様とします。

(8) 当会社は、(1)から(4)まで、(6)および(7)の損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対して、この特約に従い、臨時費用保険金を支払います。

(9) 当会社は、(1)から(4)まで、(6)および(7)の損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用^(注)に対して、この特約に従い、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

(注) 残存物の取片づけに必要な費用

取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。以下「残存物取片づけ費用」といいます。

(10) 当会社は、(1)から(4)まで、(6)および(7)に規定する事故によって保険の対象に損害が生じた結果、その保険の対象の復旧にあたり次のいずれかに該当する費用が発生した場合は、その費用のうち当会社の承認を得て支出した必要かつ有益な費用（以下「修理付帯費用」といいます。）に対して、この特約に従い、修理付帯費用保険金を支払います。

① 損害が生じた保険の対象を復旧するために要するその損害の原因の調査費用^(注1)

② 保険の対象に生じた損害の範囲を確定するために要する調査費用。ただし、保険の対象に損害が生じた時からその保険の対象の復旧完了までの期間^(注2)を超える期間に対応する費用を除きます。

③ 損害が生じた保険の対象である設備または装置を再稼働するために要する保険の対象の点検費用、調整費用または試運転費用。ただし、副資材または触媒の費用を除きます。

④ 損害が生じた保険の対象の仮修理の費用。ただし、本修理の一部をなすと認められる部分の費用および仮修理のために取得した物の保険の対象の復旧完了における価額を除きます。

⑤ 損害が生じた保険の対象の代替として使用する物の賃借費用^(注3)。ただし、損害が生じた保険の対象をその地において借用する場合に要する賃借費用を超えるものを除きます。

⑥ 損害が生じた保険の対象の代替として使用する仮設物の設置費用^(注4)および撤去費用ならびにこれに付随する土地の賃借費用

⑦ 損害が生じた保険の対象を迅速に復旧するための工事に伴う残業勤務、深夜勤務または休日勤務に対する割増賃金の費用

(注1) 調査費用

被保険者またはその親族（6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。）もしくは使用人における人件費および被保険者が法人である場合に、その理事、取締役もしくはその他の機関にある者またはその従業員にかかる人件費を除きます。以下②において同様とします。

(注2) 復旧完了までの期間

保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとします。以下（注3）において「復旧期間」といいます。

(注3) 賃借費用

敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間を超える期間に対応する費用を除きます。以下⑤および⑥において同様とします。

(注4) 仮設物の設置費用

保険の対象の復旧完了時における仮設物の価額を除きます。

- (1) 当会社は、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって保険の対象である建物、屋外設備・装置または建物もしくは屋外設備・装置内収容の保険の対象である動産が損害を受け、その損害の状況が次に該当する場合^(注1)には、それによって臨時に生ずる費用に対して、この特約に従い、地震火災費用保険金を支払います。この場合において、損害の状況の認定は、保険の対象が建物または屋外設備・装置であるときはその建物または屋外設備・装置ごとに、保険の対象が動産であるときはこれを収容する建物またはこれを収容する屋外設備・装置ごとに、それぞれを行い、また、門、塀または垣が保険の対象である建物に含まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。
- ① 保険の対象が建物である場合には、その建物が半焼以上となったとき^(注2)。
- ② 保険の対象が屋外設備・装置である場合には、火災による損害の額が、その屋外設備・装置の再調達価額^(注3)の50%以上となったとき。
- ③ 保険の対象が動産である場合には、その動産を収容する建物が半焼以上となったときまたはその動産を収容する屋外設備・装置の火災による損害の額が、その屋外設備・装置の再調達価額の50%以上となったとき。

(注1) 次に該当する場合

①から③までに該当する場合においては、次条(2)(2)の規定は適用しません。

(注2) 建物が半焼以上となったとき

建物の主要構造部の火災による損害の額が、その建物の再調達価額の20%以上となつた場合、または建物の焼失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となつた場合をいいます。以下③において同様とします。

(注3) 再調達価額

明記物件^(注4)については時価額とします。以下③において同様とします。なお、「時価額」とは、損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。以下同様とします。また、「保険の対象の価額」とは、保険の対象が明記物件である場合は、保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいい、保険の対象が屋内商品・製品等および屋外商品・製品等の場合は、保険の対象と同一の構造・質・用途・規模・型・能力のものを再作成または再取得するのに要する額（ただし、市場流通価額を限度とします。）をいいます。

(注4) 明記物件

第4条（保険の対象の範囲）(1)(2)から⑤までのうち、貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるものをいいます。以下同様とします。

- (2) 当会社は、次に掲げるものが(1)から(4)まで、(6)および(7)の事故により損害を受け、被保険者が自己の費用で現実にそれらを修復した場合は、それらを損害発生直前の状態に復旧するために必要な修復費用（以下「看板および電気・ガス・水道設備等修復費用」といいます。）に対して、この特約に従い、看板および電気・ガス・水道設備等修復費用保険金を支払います。
- ① 保険の対象がある敷地内またはその敷地内から100メートル以内にある看板^(注1)。ただし、保険の対象に含まれるものと除きます。
- ② 保険の対象がある敷地内の屋外設備・什器等のうち、電気、ガス、熱、水道、空調設備または通信・電話の供給・中継設備^(注2)およびこれらに接続している配管または配線。ただし、保険の対象に含まれるものと除きます。

(注1) 看板

被保険者の事業の用に供する看板をいい、建物または屋外設備・装置に固着する看板および移動式看板を含みます。以下同様とします。

(注2) 電気、ガス、熱、水道、空調設備または通信・電話の供給・中継設備

被保険者の事業の用に供する電気、ガス、熱、水道、空調設備または通信・電話の供給・中継設備をいいます。

第2条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金^(注1)を支払いません。
- ① 保険契約者、被保険者^(注2)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
 - ② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者^(注3)またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
 - ③ 被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって生じた損害
 - ④ 前条(1)から(3)まで、(6)、(7)、(11)または(12)の事故の際ににおける保険の対象の紛失または盗難によって生じた損害
 - ⑤ 自動販売機、駐車券発行機、精算機、ゲーム機、コインランドリー機等、現金を投入することで商品やサービスを提供する機械またはこれらに収容される通貨等もしくは動産の盗難によって生じた損害
 - ⑥ 保険の対象である動物に生じた次のいずれかの損害
 - ア. 死亡以外の損害
 - イ. 事故発生後、その日を含めて7日を経過した日の翌日以後に死亡した場合の損害
 - ウ. ウィルス、細菌、原生動物等による損害またはこれらの疑いのある損害^(注4)
 - 乙. 枯死^(注5)以外の損害
 - イ. 事故発生後、その日を含めて7日を経過した日の翌日以後に枯死した場合の損害
 - ウ. ウィルス、細菌、原生動物等による損害またはこれらの疑いのある損害
 - ⑦ 保険の対象である植物に生じた次のいずれかの損害
 - ア. 枯死^(注5)以外の損害
 - イ. 事故発生後、その日を含めて7日を経過した日の翌日以後に枯死した場合の損害
 - ウ. ウィルス、細菌、原生動物等による損害またはこれらの疑いのある損害
 - ⑧ 次のいずれかに該当する損害
 - ア. 保険の対象である屋内設備・什器等または屋内商品・製品等が、それらを収容する保険証券記載の建物内に収容されていない間に生じた事故による損害
 - イ. 保険の対象である屋外設備・什器等または屋外商品・製品等が、それらを収容する保険証券記載の敷地内に所在しない間またはその敷地内に所在する建物内に収容されている間に生じた事故による損害
 - ⑨ 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込み、浸込みまたは漏入によって生じた損害。ただし、前条(2)の事故によって建物または屋外設備・装置の外側の部分が破損した結果、これらの損害が生じた場合は、この規定は適用しません。

(注1) 保険金

損害保険金、臨時費用保険金、残存物取片づけ費用保険金、修理付帯費用保険金、地震火災費用保険金または看板および電気・ガス・水道設備等修復費用保険金をいいます。以下同様とします。

(注2) 保険契約者、被保険者

保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) その者

その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注4) ウィルス、細菌、原生動物等による損害またはこれらの疑いのある損害

これらの損害の発生または拡大を防止することを目的として、被保険者または行政機関等が保険の対象を処分することによる損害を含みます。以下⑦において同様とします。

(注5) 枯死

鉢植および草花等においては、その植物の生命が全く絶たれた状態をいい、立木竹（垣である場合に限ります。）においては、枯れ枝が樹冠部の3分の2以上になった場合および通直な主幹をもつ樹木については樹高の3分の1以上の主幹が枯れた場合をいいます。以下同様とします。

- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害^(注1)に対しては、保険金を支払いません。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注2)
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 核燃料物質^(注3)もしくは核燃料物質によって汚染された物^(注4)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

(注1) 損害

①から③までの事由によって発生した前条の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも同条の事故が①から③までの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。

(注2) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。以下③において同様とします。

(注4) 汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

- (3) 当会社は、次のいずれかに該当する損害および次のいずれかによって生じた損害^(注1)に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険の対象の欠陥。ただし、次のいずれかに該当する者が相当の注意をもってしても発見しえなかつた場合を除きます。
 - ア. 保険契約者または被保険者
 - イ. ア. に代わって保険の対象を管理する者
 - ウ. ア. またはイ. の使用者
- ② 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化^(注2)、スケール^(注3)の進行、または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション^(注4)、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害
- ③ ねずみ食い、虫食い等

(注1) 次のいずれかに該当する損害および次のいずれかによって生じた損害

前条の事故が生じた場合は、①から③までのいずれかに該当する損害に限ります。

(注2) 自然の消耗または劣化

保険の対象である機械、設備または装置の日常の使用または運転に伴う摩減、摩耗、消耗または劣化を含みます。

(注3) スケール

ポイラー、熱交換器、冷却塔、^{ヒート}過器、貯湯タンク、ポンプおよびそれらの配管等の内壁に、液体の溶存物質が付着し、硬化することをいいます。

(注4) キャビテーション

ポンプ、水車またはタービン等の羽根車の翼面上を流れる液体が加速されることで発生する急激な気泡の発生および消滅現象に伴う圧力によって、羽根車や周辺部位が損壊することをいいます。

- (4) 当会社は、保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他の外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（保険金を支払わない場合—破損・汚損等）

当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、第1条（保険金を支払う場合）(7)の事故による損害保険金、同条(7)の損害を受けた結果生じた同条(10)の修理付帯費用保険金および同条(12)の看板および電気・ガス・水道設備等修復費用保険金を支払いません。

- ① 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消火、避難その他の消防の活動のために必要な処置により生じた損害を除きます。

- ② 次のいずれかに該当する者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
 ア. 保険契約者または被保険者の使用人
 イ. 保険の対象の使用または管理を委託された者
 ウ. イ. の使用人
- ③ 保険の対象に対する加工^(注1)、解体、据付、組立、修理、清掃、点検または調整等の作業中に
 おける作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
- ④ 不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故^(注2)
 によって生じた損害
- ⑤ 保険の対象の置き忘れまたは紛失によって生じた損害
- ⑥ 詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害
- ⑦ 土地の沈下、移動または隆起によって保険の対象に生じた損害
- ⑧ 保険の対象のうち、電球、ネオンサイン装置、ブラウン管等の管球類（これらのフィラメント
 部分のみの場合を含みます。）、電光掲示板、液晶ディスプレイ、プラズマディスプレイ、有機EL
 ディスプレイ等のバックライト部分、蛍光体部分その他これらに類する画像表示装置のみに生
 じた損害。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。
- ⑨ 保険の対象のうち、楽器について生じた次のいずれかの損害
 ア. 弦のみまたはピアノ線のみが切断した場合の弦またはピアノ線の損害
 イ. 打楽器の打皮のみが破損した場合の打皮の損害
 ウ. 音色または音質の変化の損害
- ⑩ 保険の対象である動産を加工または製造することに起因して、その動産に生じた損害^(注3)
- ⑪ 保険の対象である冷凍・冷藏物について、冷凍・冷藏装置または設備の破壊、変調または機能
 停止によって生じた損害
- ⑫ 電力の停止または異常な供給により、保険の対象である屋内商品・製品等または屋外商品・製
 品等のみに生じた損害
- ⑬ 明記物件に生じた損害
- ⑭ 保険の対象である屋内商品・製品等または屋外商品・製品等の検品または棚卸しの際に発見さ
 れた数量の不足による損害
- ⑮ 保険の対象の受渡しの過誤等、事務的または会計的な間違いによる損害
- ⑯ 保険の対象が液体、粉体、気体等の流動体である場合、保険の対象に生じたコンタミネーショ
 ン^(注4)、汚染、他物の混入、純度の低下、変質、固化形、化学変化もしくは品質の低下または分
 离もしくは復元が不可能もしくは困難となる等の損害。ただし、容器、配管等に第1条の事故に
 よる損害が生じたことに伴う漏出による損害を除きます。
- ⑰ 保険の対象のうち、次のいずれかに該当する物について生じた損害。ただし、これらが屋内商
 品・製品等または屋外商品・製品等に該当する場合を除きます。
 ア. 携帯電話、PHS（簡易型携帯電話）等の移動体通信端末機器およびこれらの付属品
 イ. 携帯式電子事務機器^(注5)およびこれらの付属品
 ウ. ハンダグライダー、パラグライダー、サーフボードまたはウインドサーフィンその他これら
 に類するものおよびこれらの付属品
 エ. 切削、研削または研磨のための工具その他これらに類する物
 オ. 自動販売機、駐車券発行機、精算機、ゲーム機、コインランドリー機等、現金を投入するこ
 とで商品やサービスを提供する機械
- ⑱ 保険の対象である動物または植物に生じた損害

(注1) 加工

増築、改築、修繕または取りこわしを含みます。以下同様とします。

(注2) 電気的事故または機械的事故

不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない、電気の作用や機械の稼働に伴って發
 生した事故をいいます。

(注3) その動産に生じた損害

加工または製造することに使用された機械、設備または装置等の停止によってその動
 産に生じた損害を含みます。

(注4) コンタミネーション

保険の対象が他の物質と接触し、または混合することにより、その保険の対象の質が
 低下またはその性質が変化することをいいます。

(注5) 携帯式電子事務機器

ラップトップまたはノート型のパーソナルコンピュータ、電子手帳その他これらに類するものをいいます。

第4条（保険の対象の範囲）

(1) この保険契約における保険の対象は、日本国内に所在する保険証券記載の敷地内の次に掲げる物とします。

- ① 建物
- ② 屋内設備・什器等
- ③ 屋外設備・什器等
- ④ 屋内商品・製品等
- ⑤ 屋外商品・製品等

(2) 次に掲げる物は、保険の対象に含まれません。

- ① 通貨等、預貯金証書その他これらに類する物
- ② 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- ③ 船舶^(注1)、航空機^(注2)および自動車^(注3)
- ④ 電車、機関車、ディーゼル車、客車および貨車
- ⑤ 桟橋、護岸およびこれらに取り付けられた設備・装置ならびに海上に所在する設備・装置
- ⑥ 工事用仮設建物^(注4)、工事用仮設物^(注5)、仮工事の対象物^(注6)およびこれらに収容されている設備・什器等、工事用材料または工事用仮設材
- ⑦ テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されている、プログラム、データその他これらに類するものであって、市販されていない物
- ⑧ 立木竹および植栽。ただし、垣として使用されている場合を除きます。
- ⑨ 法令により被保険者による所有または所持が禁止されている物
- ⑩ ①から⑨までのほか、保険証券に保険の対象に含まない旨を記載された物

(注1) 船舶

ヨット、モーターーボート、水上バイクおよびボートを含みます。

(注2) 航空機

飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船、ヨット、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいいます。）、ジャイロプレーン等をいいます。

(注3) 自動車

自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車（総排気量が125cc以下のものをいいます。）を除きます。

(注4) 工事用仮設建物

工事を行うために工事現場において一時的に設置される現場事務所、宿舎、倉庫等をいいます。

(注5) 工事用仮設物

本工事または仮工事のために仮設される電気配線、配管、電話・伝令設備、照明設備および保安設備をいいます。

(注6) 仮工事の対象物

本工事の対象物に付随する仮工事の対象物をいいます。なお、仮工事とは次に掲げる工事をいいます。

ア. 支保工

イ. 型枠工

ウ. 支持枠工

エ. 足場工

オ. 土留工

カ. 防護工

キ. アからカまで以外のその他の仮工事の対象物

(3) (1)の規定にかかわらず、明記物件については保険証券に明記されていない場合は、保険の対象

に含まれません。

- (4) 建物が保険の対象である場合には、次に掲げる物のうち、被保険者の所有するものは、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれます。
- ① 畳、建具その他これらに類する物
 - ② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの
 - ③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの
 - ④ 門、塀もしくは垣または床面積が 66m^2 未満の物置・車庫^(注)
 - ⑤ 建物の基礎部分

(注) 物置・車庫

これらのうち、建物に該当するものについては、①から③までおよび⑤に該当するものについても、保険の対象に含まれます。

- (5) 保険の対象に建物が含まれない場合において、屋外設備・什器等が保険の対象であるときは、(4)(4)のうち、被保険者の所有する門、塀または垣は、特別の約定がないかぎり、屋外設備・什器等に含まれます。
- (6) 建物と屋内設備・什器等の所有者が異なる場合において、屋内設備・什器等が保険の対象であるときは、(4)(1)から(3)までに掲げる物で被保険者の所有する業務用のものは、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれます。
- (7) 屋内設備・什器等が保険の対象である場合において、業務用の通貨等または預貯金証書に、第1条(保険金を支払う場合)(5)の盗難による損害が生じたときは、(2)の規定にかかわらず、これらを保険の対象として取り扱います。この場合であっても、この特約にいう再調達価額および保険金額ならびに保険証券記載の屋内設備・什器等の保険金額は、これら以外の保険の対象についてのものとします。

第5条(損害保険金の支払額)

- (1) 保険の対象が明記物件、屋内商品・製品等および屋外商品・製品等以外のものである場合において、当会社が第1条(保険金を支払う場合)(1)から(4)まで、(6)および(7)の損害保険金として支払うべき損害の額は、保険の対象の再調達価額によって定めます。この場合において、損害が生じた保険の対象を修理することができるときには、再調達価額を限度とし、次の算式によって算出した額とします。

修理費^(注)

-

修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額

= 損害の額

(注) 修理費

損害が生じた地および時において、損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、保険の対象の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。以下同様とします。

- (2) 保険の対象が屋内商品・製品等および屋外商品・製品等または明記物件の場合において、当会社が損害保険金として支払うべき損害の額は、時価額によって定めます。この場合において、損害が生じた保険の対象を修理することができるときには、時価額を限度とし、次の算式によって算出した額とします。

修理費

-

修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額

= 損害の額

- (3) 盗難によって損害が生じた場合において、盗取された保険の対象を回収することができたときは、そのために支出した必要な費用は、(1)または(2)の損害の額に含まれるものとします。ただし、その保険の対象が明記物件以外のものである場合には再調達価額を限度とし、明記物件の場合に

は時価額を限度とします。

(4) 当会社は、保険証券記載の保険金額^(注1)を限度とし、(1)から(3)までの規定による損害の額から保険証券記載の免責金額^(注2)を差し引いた額を損害保険金として、支払います。この場合において、2以上の保険の対象について損害が生じたときは、免責金額をおのおのの損害の額の割合によって比例配分します。

(注1) 保険証券記載の保険金額

保険証券記載の保険金額が再調達価額（保険の対象が明記物件、屋内商品・製品等および屋外商品・製品等である場合は時価額とします。）を超える場合は、再調達価額（保険の対象が明記物件、屋内商品・製品等および屋外商品・製品等である場合は時価額とします。）とします。以下「保険金額」といいます。

(注2) 免責金額

保険金の計算にあたって損害の額から差し引く額をいい、被保険者の自己負担となります。以下同様とします。

(5) 明記物件を保険証券に明記して保険の対象に含めた場合において、その物に盜難による損害が生じたときの当会社の支払うべき損害保険金の額は、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円を限度とします。

第6条（損害保険金の支払額－通貨等または預貯金証書の盗難の場合）

(1) 第1条（保険金を支払う場合）(5)の業務用の通貨等の盗難の場合には、当会社は、1回の事故につき、1敷地内ごとに30万円を限度とし、その損害の額^(注)を損害保険金として支払います。

(注) 損害の額

手形について生じた損害の額には、公示催告手続に要する費用が含まれるものとします。ただし、いかなる場合でも、被保険者の被る金利損害は損害の額に含まれないものとします。

(2) 第1条（保険金を支払う場合）(5)の業務用の預貯金証書の盗難の場合には、当会社は、1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円または屋内設備・什器等の保険金額のいずれか低い額を限度とし、その損害の額を損害保険金として支払います。

第7条（臨時費用保険金の支払額）

(1) 当会社は、第1条（保険金を支払う場合）(8)の臨時費用保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに500万円を限度とします。

$$\boxed{\text{第1条(1)から(4)まで、(6)および(7)の損害保険金}} \times \boxed{\text{支払割合 (30%)}} = \text{臨時費用保険金の額}$$

(2) (1)の場合において、当会社は、(1)の規定によって支払うべき臨時費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、臨時費用保険金を支払います。

第8条（残存物取片づけ費用保険金の支払額）

(1) 当会社は、第1条（保険金を支払う場合）(1)から(4)まで、(6)および(7)の損害保険金の10%に相当する額を限度とし、残存物取片づけ費用の額を同条(9)の残存物取片づけ費用保険金として、支払います。

(2) (1)の場合において、当会社は、(1)の規定によって支払うべき残存物取片づけ費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

第9条（修理付帯費用保険金の支払額）

(1) 当会社は、1回の事故につき、1敷地内ごとに、損害が生じた保険の対象の所在する敷地内にかかるこの保険契約の保険金額^(注)に30%を乗じて得た額または5,000万円のいずれか低い額を限度とし、修理付帯費用の額を第1条（保険金を支払う場合）(10)の修理付帯費用保険金として支払います。

(注) 保険金額

保険金額が再調達価額（保険の対象が明記物件、屋内商品・製品等および屋外商品・製品等である場合は時価額とします。）を超える場合は、再調達価額（保険の対象が明記物件、屋内商品・製品等および屋外商品・製品等は時価額とします。）とし、また、被保険者が2名以上ある場合は、それぞれの被保険者に属する保険の対象に対して割り当てるべき保険金額をいいます。

(2) (1)の場合において、当会社は、(1)の規定によって支払うべき修理付帯費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、修理付帯費用保険金を支払います。

第10条（地震火災費用保険金の支払額）

(1) 当会社は、第1条（保険金を支払う場合）(1)の地震火災費用保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、住宅物件^(注1)および一般物件^(注2)の場合は1敷地内ごとに300万円、工場物件^(注3)の場合は1敷地内ごとに2,000万円^(注4)を限度とします。

$$\boxed{\text{保険金額} \text{ (注5)}} \times \boxed{\text{支払割合 (5 %)}} = \text{地震火災費用保険金の額}$$

(注1) 住宅物件

単に住居のみに使用される建物およびそれらが所在する敷地内の設備・装置をいいます。以下同様とします。

(注2) 一般物件

住宅物件および工場物件以外の建物、その収容動産およびそれらが所在する敷地内の設備・装置または動産等をいいます。以下同様とします。

(注3) 工場物件

工場物件とは次のいずれかに該当する工業上の作業^(注5)に使用する建物、その収容動産およびそれらが所在する敷地内の設備・装置または動産等をいいます。以下同様とします。

① 次のいずれかに該当する工場。ただし、②および③に該当する場合を除きます。

- ア. 工業上の作業に使用する動力の合計が50kW以上の設備を有するもの
- イ. 工業上の作業に使用する電力^(注6)の合計が100kW以上の設備を有するもの
- ウ. 作業人員^(注7)が常時50人以上のもの

② 熱供給事業者が事業用として占有する熱発生所

③ 次のいずれかに該当する電力施設

- ア. 電気事業者、卸供給事業者または鉄道事業者が事業用として占有する発電所、変電所または開閉所
- イ. 自らの工業上の作業に使用され、かつ、独立の敷地内を形成した発電所で、その最大出力が100kW以上のもの
- ウ. 自らの工業上の作業に使用され、かつ、独立の敷地内を形成した変電所で、その設備容量（主要変圧器の定格容量の合計）が100kVA以上のもの

(注4) 工場物件の場合は1敷地内ごとに2,000万円

工場物件とその他の物件が混在する敷地内を含みます。

(注5) 工業上の作業

① 工業上の作業とは次に掲げるものをいいます。

- ア. 製造または加工業
- イ. 機械、器具類の修理または改造作業
- ウ. 廃棄物の再資源化作業^(注8)
- エ. その他の次に掲げる作業

(ア) 鉱石、鉱油または天然ガスの採取作業

(イ) 熱供給事業法（昭和47年法律第88号）に規定する熱供給事業者（以下「熱供給事業者」といいます。）が事業用として占有する熱発生所において行う熱供給作業

(イ) 電気事業法（昭和39年法律第170号）に規定する電気事業者（以下「電気事業者」といいます。）もしくは卸供給事業者（以下「卸供給事業者」といいます。）または鉄道事業法（昭和61年法律第92号）に規定する鉄道事業者（以下「鉄道事業者」といいます。）が事業用として占有する発電所、変電所または開閉所において行う発電、変電または開閉作業

(ロ) 電気事業者、卸供給事業者および鉄道事業者以外の者が、自らア、からエ、(イ)までまたは次の(オ)の工業上の作業に使用するために、発電所または変電所として独立の敷地内を設けて行う発電または変電作業

(オ) (ア)から(ロ)まで以外の作業のうち、次のいずれかの作業

a. 動物のと畜または解体作業

b. 蚕種の製造作業

c. 農産物のうち、豆または種子を選別する作業

d. 洗たく業者が行う衣服その他の洗たく作業

e. ガス充てん業者が行うガスの充てん作業

f. 梱包業者または包装業者が行う物品の荷造または包装作業

g. 石油精製工場敷地外に所在し、石油精製業者が占有する貯油所または石油輸出入業者、石油貯油業者もしくは石油卸売業者が占有する貯油所における石油および石油製品の貯蔵、混合調整および圧送作業

② 工業上の作業には次に掲げる作業は含まれません。

ア. 研究または実験のための作業

イ. 学校または職業訓練所における教科のための作業

ウ. 生物の飼育、養殖または栽培作業

(注6) 工業上の作業に使用する電力

工業用の作業に使用する電力とは動力用の電力ではなく、熱源等に使用する電力（電気炉、電熱、電気溶接、めっき、電気分解等に使用する電力をいいます。）をいいます。

(注7) 作業人員

作業人員の計算は次のとおりとします。

ア. 交替制（2交替、3交替をいいます。）により作業を行う場合は、1労働日（24時間とします。）を通じ最も多い時の人員によります。

イ. 季節的な作業により作業人員に変動がある場合に限り、1年を通じ最も多い時の作業人員によります。

(注8) 廃棄物の再資源化作業

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する「廃棄物」および資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）に規定する「使用済み品等」ならびに「副産物」のうち有用なものを再生資源（熱を得るための燃料を含みます。）または再生部品として使用可能な状態にすることをいいます。

(2) (1)のただし書においては、72時間以内に生じた2以上の地震もしくは噴火またはこれらによる津波は、これらを一括して、1回の事故とみなします。

第11条（看板および電気・ガス・水道設備等修復費用保険金の支払額）

(1) 当会社は、第1条（保険金を支払う場合）(2)の看板および電気・ガス・水道設備等修復費用保険金として、看板および電気・ガス・水道設備等修復費用の額から、保険証券記載の免責金額を差し引いた額を支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに10万円を限度とします^(注)。

(注) 1回の事故につき、1敷地内ごとに10万円を限度とします

その敷地内から100メートル以内にあるすべての看板の事故も含みます。

(2) (1)の場合において、当会社は、(1)の規定によって支払うべき看板および電気・ガス・水道設備等修復費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、看板および電気・ガス・水道設備等修復費用保険金を支払います。

第12条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等^(注)がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額（以下「支払責任額」といいます。）の合計額が、保険金の種類ごとに別表に掲げる支払限度額（以下「支払限度額」といいます。）を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として、支払います。
- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (注) 他の保険契約等
この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する被保険者所有の建物または建物以外のものについて締結された第1条（保険金を支払う場合）の損害または費用を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。以下同様とします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、保険の対象が明記物件、屋内商品・製品等および屋外商品・製品等以外のものである場合において、他の保険契約等に再調達価額を基準として算出した損害の額を支払う旨の約定がない保険契約または共済契約があるときは、当会社は、(1)(2)の規定に基づいて算出した保険金の額を支払います。この場合において、他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていないときであっても、他の保険契約等から支払われるべき保険金または共済金の額が支払われたものとみなして、(1)(2)の規定を適用します。
- (3) (1)の場合において、第1条（保険金を支払う場合）(8)の臨時費用保険金、同条(9)の残存物取片づけ費用保険金および同条(10)の修理付帯費用保険金につき支払責任額を算出するにあたっては、同条(1)から(4)まで、(6)および(7)の損害保険金の額は、(1)または(2)の規定を適用して算出した額とします。
- (4) 損害が2種類以上の事故によって生じた場合は、同種の事故による損害について、(1)の規定をおのおの別に適用します。

第13条（包括して契約した場合の保険金の支払額）

2 以上の保険の対象を1保険金額で契約した場合には、保険の対象が明記物件、屋内商品・製品等および屋外商品・製品等以外のものであるときは、それぞれの再調達価額の割合によって、保険の対象が明記物件、屋内商品・製品等および屋外商品・製品等であるときは、それぞれの時価額の割合によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの保険の対象に対する保険金額とみなし、第5条（損害保険金の支払額）、第10条（地震火災費用保険金の支払額）(1)および前条の規定をおのおの別に適用します。

第14条（普通約款の適用除外）

当会社は、この保険契約において、企業財産包括保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1章補償条項の規定を適用しません。

第2章 基本条項

第15条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当会社の保険責任は、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）の初日の午後4時^(注)に始まり、末日の午後4時に終わります。
- (注) 初日の午後4時
保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第16条（告知義務）

(1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、危険^(注1)に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたもの^(注2)について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

(注1) 危険

損害の発生の可能性をいいます。以下同様とします。

(注2) 当会社が告知を求めたもの

他の保険契約等に関する事項を含みます。以下「告知事項」といいます。

(2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかつた場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

① (2)に規定する事実がなくなつた場合

② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかつた場合^(注)

③ 保険契約者または被保険者が、第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

(注) (2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかつた場合

当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

(4) (2)の規定による解除が第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、普通約款第27条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。

第17条（通知義務）

(1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなつた場合には、当会社への通知は必要ありません。

① 保険の対象である建物または保険の対象を収容する建物の構造または用途を変更したこと。

② 保険の対象を他の場所に移転したこと。

③ ①および②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実^(注)が発生したこと。

(注) 告知事項の内容に変更を生じさせる事実

告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

(2) (1)の事実の発生によって危険増加^(注)が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかつたときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 危険増加

告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。以下同様とします。

- (3) (2)の規定は、当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4) (2)の規定による解除が第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、普通約款第27条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した第1条の事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかずして発生した第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。
- (6) (2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲^(注)を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) この保険契約の引受範囲

保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。

- (7) (6)の規定による解除が第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、普通約款第27条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した第1条の事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第18条（保険の対象の調査）

当会社は、いつでも保険の対象またはこれを収容する建物もしくは敷地内を調査することができます。

第19条（保険契約の失効）

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時に保険契約は効力を失います。
- ① 保険の対象の全部が滅失した場合。ただし、第32条（保険金支払後の保険契約）(1)の規定により保険契約が終了した場合を除きます。
- ② 保険の対象が譲渡された場合
- (2) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)の規定を適用します。

第20条（保険金額の調整）

- (1) 保険契約締結の際、保険金額が保険の対象の価額を超えていたことにつき、保険契約者および被保険者が善意かつ重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。
- (2) 保険契約締結の後、保険の対象の価額が著しく減少した場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の保険の対象の価額に至るまでの減額を請求することができます。

第21条（重大事由による解除）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

- ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当すること。
- ア. 反社会的勢力^(注)に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力を不當に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(注) 反社会的勢力

暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。以下③において同様とします。

- (2) (1)の規定による解除が第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、普通約款第27条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した第1条の事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (3) 保険契約者または被保険者が①③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、①③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

第22条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）

- (1) 第16条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、次の保険料を返還または請求します。
- ① 保険料を返還する場合
変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき算出された保険料から、その保険料の既経過期間^(注1)に対し月割^(注2)をもって算出した保険料を差し引いて計算した保険料
 - ② 保険料を請求する場合
変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、未経過期間^(注3)に対し月割をもつて計算した保険料

(注1) 既経過期間

保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以前の期間をいいます。

(注2) 月割

12か月に対する月数の割合をいい、未経過期間および既経過期間において1か月に満たない期間は1か月とします。以下同様とします。

(注3) 未経過期間

保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以前の期間をいいます。

- (3) 当会社は、保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合^(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 追加保険料の支払を怠った場合

当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

(4) (1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。

(6) (1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、保険契約条件の変更日^(注)以後の期間に対し、次の保険料を返還または請求します。

① 保険料を返還する場合

変更前の保険料と変更後の保険料との差額から、その保険料の差額について既経過期間に対し月割をもって算出した保険料を差し引いて計算した保険料

② 保険料を請求する場合

変更前の保険料と変更後の保険料との差額について、未経過期間に対し月割をもって計算した保険料

(注) 保険契約条件の変更日

(6)に定める通知を当会社が受領し、承認した時以後で保険契約条件を変更すべき期間の初日をいいます。ただし、その日が(6)の通知を当会社が受領した日と同じ日である場合は、当会社が保険契約条件の変更を承認した時とします。以下この条において同様とします。

(7) (6)の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者が保険契約条件の変更日までにその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通約款および特約に従い、保険金を支払います。

第23条（保険料の返還－無効または失効の場合）

(1) 普通約款第21条（保険契約の無効）の規定により保険契約が無効となる場合には、当会社は、保険料を返還しません。

(2) 保険契約が失効^(注)となる場合には、当会社は、領収した保険料から既経過期間に対し月割をもって算出した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

(注) 失効

保険契約の全部または一部の効力が、保険契約締結後に失われることをいいます。以下同様とします。

第24条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）

(1) 第20条（保険金額の調整）(1)の規定により、保険契約者が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険契約締結時に遡って、取り消された部分に対応する保険料を返還します。

(2) 第20条（保険金額の調整）(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当会社は、変更前の保険金額と変更後の保険金額に基づき算出した保険料の差額から、その保険料の差額について既経過期間に対し月割をもって算出した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第25条（保険料の返還－解除の場合）

(1) 第16条（告知義務）(2)、第17条（通知義務）(2)もしくは(6)、第21条（重大事由による解除）(1)または第22条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(3)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、領収した保険料から既経過期間に対し月割をもつ

て算出した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

- (2) 普通約款第25条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、領収した保険料から既経過期間に対し月割をもって算出した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第26条（事故の通知）

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険の対象について損害が生じたことを知った場合は、損害の発生ならびに他の保険契約等の有無および内容^(注)を当会社に遅滞なく通知しなければなりません。

(注) 他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

- (2) 保険の対象について損害が生じた場合は、当会社は、事故が生じた建物もしくは敷地内を調査することまたはそれらに収容されていた被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一時他に移転することができます。
- (3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第27条（損害防止義務および損害防止費用）

- (1) 保険契約者または被保険者は、第1条（保険金を支払う場合）の事故が発生したことを知った場合は、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。

- (2) (1)の場合において、保険契約者または被保険者が、第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用を支出したときは、この保険契約に適用される普通約款または特約の規定により保険金が支払われないとき^(注1)を除き、当会社は、次に規定する費用に限り、これを負担します。ただし、同条(1)の損害の発生または拡大の防止のために支出した費用は負担しません。

① 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用

② 消火活動に使用したことにより損傷した物^(注2)の修理費用または再取得費用

③ 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかる費用^(注3)

(注1) 普通約款または特約の規定により保険金が支払われないとき

免責金額を差し引くことにより保険金が支払われない場合を除きます。

(注2) 損傷した物

消火活動に従事した者の着用物を含みます。

(注3) 人員または器材にかかる費用

人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。

- (3) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく(1)に規定する義務を履行しなかった場合は、当会社は、次の算式によって算出した額を損害の額とみなします。

第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害の額

— 損害の発生または拡大を防止することができたと認められる額

= 損害の額

- (4) 第12条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）(1)、(2)および第13条（包括して契約した場合の保険金の支払額）の規定は、(2)に規定する負担金を算出する場合にこれを準用します。この場合において、第12条(1)の規定中「別表に掲げる支払限度額」とあるのは「第27条（損害防止義務および損害防止費用）(2)によって当会社が負担する費用の額」と読み替えるものとします。
- (5) (2)の場合において、当会社は、(2)に規定する負担金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、これを負担します。

第28条（残存物および盗難品の帰属）

- (1) 当会社が第1条（保険金を支払う場合）(1)から(4)まで、(6)および(7)の損害保険金を支払った場

- 合でも、保険の対象の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権は、当会社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、当会社に移転しません。
- (2) 盗取された保険の対象について、当会社が第1条（保険金を支払う場合）(4)の損害保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、第5条（損害保険金の支払額）(3)の費用を除き、盗取の損害は生じなかったものとみなします。
- (3) 保険の対象が盗取された場合に、当会社が第1条（保険金を支払う場合）(4)の損害保険金を支払ったときは、当会社は、保険の対象が明記物件以外のときは支払った保険金の額の再調達額に対する割合、保険の対象が明記物件のときは支払った保険金の額の時価額に対する割合によって、その盗取された保険の対象について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。
- (4) (3)の規定にかかわらず、被保険者は、支払を受けた損害保険金に相当する額^(注)を当会社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。

（注）損害保険金に相当する額

第5条（損害保険金の支払額）(3)の費用に対する損害保険金に相当する額を差し引いた残額とします。

第29条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。
- ① 第1条（保険金を支払う場合）(1)から(11)までの事故に係る保険金の請求については、損害が発生した時
- ② 第1条(12)の事故に係る保険金の請求については、被保険者が自己の費用で現実にそれらを修復した時
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
- ① 保険金の請求書
- ② 損害見積書
- ③ 保険の対象の盗難による損害の場合は、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類
- ④ その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第30条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、被保険者が前条(2)の手続を完了した日（以下この条において「請求完了日」といいます。）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額^(注)および事故と損害との関係
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものとの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(注) 損害の額

再調達価額（保険の対象が明記物件、屋内商品・製品等および屋外商品・製品等の場合には時価額とします。）を含みます。

(2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数^(注1)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

- ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会^(注2) 180日
- ② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
- ③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ④ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1) 日数

複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注2) 公の機関による捜査・調査結果の照会

弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合^(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(注) 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合

必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第31条（代位）

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
 - ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (2) (1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。
- (4) 賃貸借契約または使用貸借契約に基づき、被保険者以外の者が占有する建物を保険の対象とする場合で、被保険者が借家人^(注)に対して有する権利を、当会社が取得したときは、当会社は、これを行使しないものとします。ただし、借家人の故意または重大な過失によって生じた損害に對して保険金を支払った場合は、その権利を行使することができます。

(注) 借家人

賃借契約または使用貸借契約に基づき保険の対象である建物を占有する者をいい、転貸人および転借人を含みます。以下(4)において同様とします。

第32条（保険金支払後の保険契約）

(1) 第1条（保険金を支払う場合）(1)から(4)まで、(6)および(7)の損害保険金の支払額がそれぞれ1回の事故につき保険金額^(注)の80%に相当する額を超えた場合は、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。

（注）保険金額

保険金額が再調達価額（保険の対象が明記物件、屋内商品・製品等および屋外商品・製品等である場合は時価額とします。）を超える場合は、再調達価額（保険の対象が明記物件、屋内商品・製品等および屋外商品・製品等は時価額とします。）とします。

- (2) (1)の場合を除き、当会社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。
- (3) (1)の規定により、保険契約が終了した場合には、当会社は保険料を返還しません。
- (4) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)から(3)までの規定を適用します。

第33条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

別表 他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額

	保険金の種類	支払限度額
1	第1条（保険金を支払う場合）(1)から(3)まで、(6)および(7)の損害保険金	損害の額から保険証券記載の免責金額 ^(注) を差し引いた額 (注)保険証券記載の免責金額 他の保険契約等に免責金額が適用される場合は、これらの免責金額のうち最も低い額を適用するものとします。以下この別表において同様とします。
2	第1条（保険金を支払う場合）(4)の損害保険金	(1) 第4条（保険の対象の範囲）(3)に掲げる物 1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円 ^(注) または損害の額から保険証券記載の免責金額を差し引いた額のいずれか低い額 (注) 100万円 他の保険契約等に、限度額が100万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
		(2) 上記以外の物 損害の額から保険証券記載の免責金額を差し引いた額
3	第1条（保険金を支払う場合）(5)の損害保険金	(1) 業務用の通貨等 1回の事故につき、1敷地内ごとに30万円 ^(注) (注) 30万円 他の保険契約等に、限度額が30万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
		(2) 業務用の預貯金証書 1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円 ^(注) (注) 300万円 他の保険契約等に、限度額が300万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
4	第1条（保険金を支払う場合）(8)の臨時費用保険金	1回の事故につき、1敷地内ごとに500万円 ^(注) (注) 500万円 他の保険契約等に、限度額が500万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
5	第1条（保険金を支払う場合）(9)の残存物取片づけ費用保険金	残存物取片づけ費用の額
6	第1条（保険金を支払う場合）(10)の修理付帯費用保険金	1回の事故につき、1敷地内ごとに5,000万円 ^(注) または修理付帯費用の額のいずれか低い額 (注) 5,000万円 他の保険契約等に、限度額が5,000万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
7	第1条（保険金を支払う場合）(11)の地震火災費用保険金	(1) それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額の合計額が、1回の事故につき、住宅物件および一般物件の場合は1敷地内ごとに300万円 ^(注1) 、工場物件の場合は1敷地内ごとに2,000万円 ^(注2) を超えるとき。 1回の事故につき、住宅物件および一般物件の場合は1敷地内ごとに300万円 ^(注1) 、工場物件の場合は1敷地内ごとに2,000万円 ^(注2) を超えるとき。 他の保険契約等に、限度額が300万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。

保険金の種類		支払限度額
	<p>(注1) 300万円 他の保険契約等に、限度額が300万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。</p> <p>(注2) 2,000万円 他の保険契約等に、限度額が2,000万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。</p>	<p>(注2) 2,000万円 他の保険契約等に、限度額が2,000万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。</p>
	<p>(2) 上記(1)に該当しない場合であって、それぞれの保険契約または共済契約のおおのの保険の対象についての支払責任額の合計額が、1回の事故につき、保険の対象ごとに、その保険の対象の再調達価額(明記物件の場合は時価額とします。)に5%^(注)を乗じて得た額を超えるとき。</p> <p>(注) 5% 他の保険契約等に、支払割合が5%を超えるものがある場合は、これらの支払割合のうち最も高い割合とします。</p>	<p>1回の事故につき、保険の対象ごとに、その保険の対象の再調達価額(明記物件の場合は時価額とします。)に5%^(注)を乗じて得た額 (注) 5% 他の保険契約等に、支払割合が5%を超えるものがある場合は、これらの支払割合のうち最も高い割合とします。</p>
8	第1条（保険金を支払う場合）(2)の看板および電気・ガス・水道設備等修復費用保険金	<p>1回の事故につき、1敷地内ごとに10万円^(注)または看板および電気・ガス・水道設備等修復費用から保険証券記載の免責金額を差し引いた額のいずれか低い額 (注) 10万円 他の保険契約等に、1敷地内ごとの限度額が10万円を超えるものがある場合は、これらの1敷地内ごとの限度額のうち最も高い額とします。</p>

地震保険普通保険約款

第1章 用語の定義条項

第1条（用語の定義）

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
一部損	<p>(建物の場合) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額^(注)の3%以上20%未満である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、第2条（保険金を支払う場合）(1)の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。</p> <p>(注) 門、堀または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。</p> <p>(生活用動産の場合) 生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の10%以上30%未満である損害をいいます。</p>
危険	損害の発生の可能性をいいます。
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
警戒宣言	大震法第9条（警戒宣言等）第1項に基づく地震災害に関する警戒宣言をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。 ^(注) (注) 他の保険契約に関する事項を含みます。
敷地内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
地震等	地震もしくは噴火またはこれらによる津波をいいます。
地震保険法	地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）をいいます。
生活用動産	生活の用に供する家具、衣服その他の生活に必要な動産をいいます。ただし、建物に収容されている物に限ります。
全損	<p>(建物の場合) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額^(注)の50%以上である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が70%以上である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、第2条（保険金を支払う場合）(1)の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。</p> <p>(注) 門、堀または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。</p> <p>(生活用動産の場合) 生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の80%以上である損害をいいます。</p>
損害	地震等が生じた後における事故の拡大防止または緊急避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。

用語	定義
大震法	大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）をいいます。
建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干等の屋外設備・装置を除きます。ただし、居住の用に供する建物に限ります。
建物的主要構造部	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条（用語の定義）第3号の構造耐力上主要な部分をいいます。
他の保険契約	(保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合) この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する第5条（保険金の支払額）(2)①または②の建物または生活用動産について締結された地震等による事故に対して保険金を支払う他の保険契約をいいます。 (保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合) この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する第5条（保険金の支払額）(3)①または②の専有部分もしくは共用部分または生活用動産について締結された地震等による事故に対して保険金を支払う他の保険契約をいいます。
半損	(建物の場合) 建物的主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額 ^(注) の20%以上50%未満である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上70%未満である損害をいいます。なお、建物的主要構造部の損害の額には、第2条（保険金を支払う場合）(1)の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。 (注) 門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。 (生活用動産の場合) 生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の30%以上80%未満である損害をいいます。
保険価額	損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第2章 補償条項

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって、保険の対象について生じた損害が全損、半損または一部損に該当する場合は、この約款に従い、保険金を支払います。
- (2) 地震等を直接または間接の原因とする地すべりその他の災害による現実かつ急迫した危険が生じたため、建物全体が居住不能^(注1)に至った場合は、これを地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって生じた建物の全損とみなして保険金を支払います。
(注) 一時的に居住不能となった場合を除きます。
- (3) 地震等を直接または間接の原因とする洪水・融雪洪水等の水災によって建物が床上浸水^(注1)または地盤面^(注2)より45cmを超える浸水を被った結果、その建物に損害が生じた場合^(注3)には、これを地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって生じた建物の一部損とみなして保険金を支払います。
(注1) 居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。なお、「床」とは、畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。
(注2) 床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。
(注3) その建物に生じた(1)の損害が全損、半損または一部損に該当する場合を除きます。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

- (4) (1)から(3)までの損害の認定は、保険の対象が建物である場合には、その建物ごとに行い、保険の対象が生活用動産である場合には、これを収容する建物ごとに行います。また、門、堀または垣が保険の対象に含まれる場合には、これらが付属する建物の損害の認定によるものとします。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

- (4) 保険の対象が区分所有建物の専有部分または共用部分である場合には、(1)から(3)までの損害の認定は、専有部分については、個別に行い、また、共用部分については、その区分所有建物全体の損害の認定によるものとします。また、門、堀または垣が保険の対象に含まれる場合には、これらが付属する区分所有建物の共用部分の損害の認定によるものとします。
- (5) 保険の対象が生活用動産である場合には、(1)から(3)までの損害の認定は、その生活用動産の全体について、これを収容する専有部分ごとに行います。

第3条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、地震等の際ににおいて、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者、被保険者^(注1)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - ② 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者^(注2)またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
 - ③ 保険の対象の紛失または盗難
 - ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注3)
 - ⑤ 核燃料物質^(注4)もしくは核燃料物質^(注4)によって汚染された物^(注5)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (注1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 被保険者でない保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注3) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注4) 使用済燃料を含みます。
- (注5) 原子核分裂生成物を含みます。
- (2) 当会社は、地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

第4条（保険の対象の範囲）

- (1) この保険契約における保険の対象は、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象のうち、建物または生活用動産に限られます。
- (2) (1)の建物が保険の対象である場合において、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象に門、堀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物が含まれているときは、これらのは、この保険契約の保険の対象に含まれます。
- (3) (1)の生活用動産には、建物の所有者でない者が所有する次に掲げる物を含みます。
- ① 置、建具その他これらに類する物
 - ② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの
 - ③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの
- (4) (1)および(3)の生活用動産には、次に掲げる物は含まれません。

- ① 通貨、有価証券、預金証書または貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
 - ② 自動車(注)
 - ③ 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
 - ④ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
 - ⑤ 商品、営業用什器・備品その他これらに類する物
- (注) 自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

第4条（保険の対象の範囲）

- (1) この保険契約における保険の対象は、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象のうち、専有部分もしくは共用部分(注)または生活用動産に限られます。

(注) 居住の用に供されない専有部分およびその共用部分の共有持分は、保険の対象に含まれません。

- (2) (1)の共用部分が保険の対象である場合において、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象に門、扉もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物が含まれているときは、これらのものは、この保険契約の保険の対象に含まれます。
- (3) (1)の生活用動産には、専有部分の所有者でない者が所有する次に掲げる物を含みます。
 - ① 畳、建具その他これらに類する物
 - ② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消防、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち専有部分に付加したもの
 - ③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち専有部分に付加したもの
- (4) (1)および(3)の生活用動産には、次に掲げる物は含まれません。
 - ① 通貨、有価証券、預金証書または貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
 - ② 自動車(注)
 - ③ 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
 - ④ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
 - ⑤ 商品、営業用什器・備品その他これらに類する物

(注) 自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

第5条（保険金の支払額）

- (1) 当会社は、第2条（保険金を支払う場合）の保険金として次の金額を支払います。
 - ① 保険の対象である建物または生活用動産が全損となった場合は、その保険の対象の保険金額に相当する額。ただし、保険金額を限度とします。
 - ② 保険の対象である建物または生活用動産が半損となった場合は、その保険の対象の保険金額の50%に相当する額。ただし、保険金額の50%に相当する額を限度とします。
 - ③ 保険の対象である建物または生活用動産が一部損となった場合は、その保険の対象の保険金額の5%に相当する額。ただし、保険金額の5%に相当する額を限度とします。
- (2) (1)の場合において、この保険契約の保険の対象である次の建物または生活用動産について、この保険契約の保険金額がそれぞれ次に規定する限度額を超えるときは、その限度額をこの保険契約の保険金額とみなす(1)の規定を適用します。
 - ① 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する建物 5,000万円
 - ② 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する生活用動産 1,000万円

(3) (2)①または②の建物または生活用動産について、地震保険法第2条（定義）第2項の地震保険契約でこの保険契約以外のものが締結されている場合において、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が(2)①または②に規定する限度額または保険価額のいずれか低い額を超えるときは、当会社は、次の算式によって算出した額をもってこの保険契約の保険金額とみなします。(1)の規定を適用します。

① 建物

$$5,000\text{万円または保険価額のいずれか低い額} \times \frac{\text{この保険契約の建物についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の建物についての保険金額の合計額}}$$

② 生活用動産

$$1,000\text{万円または保険価額のいずれか低い額} \times \frac{\text{この保険契約の生活用動産についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額}}$$

(4) 当会社は、(2)①の建物のうち被保険者の世帯と異なる世帯が居住する他の建物がある場合、または(2)①の建物が2以上の世帯の居住する共同住宅である場合は、居住世帯を異にするその建物または戸室ごとに(2)および(3)の規定をそれぞれ適用します。

(5) (2)から(4)までの規定により、当会社が保険金を支払った場合には、次の残額に対する保険料を返還します。

① (2)の規定により保険金を支払った場合は、この保険契約の保険金額から(2)①または②に規定する限度額を差し引いた残額

② (3)の規定により保険金を支払った場合^(注)は、この保険契約の保険金額から次の算式によって算出した額を差し引いた残額

ア. 建物

$$(2)①に規定する \times \frac{\text{この保険契約の建物についての保険金額}}{\text{限度額} \times \text{それぞれの保険契約の建物についての保険金額の合計額}}$$

イ. 生活用動産

$$(2)②に規定する \times \frac{\text{この保険契約の生活用動産についての保険金額}}{\text{限度額} \times \text{それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額}}$$

(注) (2)①または②の建物または生活用動産について、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が(2)①または②に規定する限度額を超える場合に限ります。

(6) 当会社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当会社に移転しません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

第5条（保険金の支払額）

(1) 当会社は、第2条（保険金を支払う場合）の保険金として次の金額を支払います。

① 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が全損となった場合は、その保険の対象の保険金額に相当する額。ただし、保険価額を限度とします。

② 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が半損となった場合は、その保険の対象の保険金額の50%に相当する額。ただし、保険価額の50%に相当する額を限度とします。

③ 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が一部損となった場合は、その保険の対象の保険金額の5%に相当する額。ただし、保険価額の5%に相当する額を限度とします。

(2) 専有部分および共用部分を1保険金額で契約した場合には、それぞれの部分を別の保険の対象とみなして(1)および(4)の規定を適用します。この場合において、それぞれの部分の保険価額の割合^(注)によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの部分に対する保険金額とみなします。

- (注) 専有部分の保険価額と共用部分の共有持分の保険価額との合計額に対する専有部分の保険価額の割合が保険証券に明記されていない場合には、専有部分の保険価額の割合は40%とみなします。
- (3) (1)の場合において、この保険契約の保険の対象である次の専有部分の保険金額と共用部分の保険金額との合計額または生活用動産の保険金額がそれぞれ次に規定する限度額を超える場合は、その限度額をこの保険契約の保険金額とみなし(1)の規定を適用します。
- ① 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する専有部分および共用部分 5,000万円
 - ② 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する生活用動産 1,000万円
- (4) (3)①または②の専有部分もしくは共用部分または生活用動産について、地震保険法第2条(定義)第2項の地震保険契約でこの保険契約以外のものが締結されている場合において、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が(3)①もしくは②に規定する限度額または保険価額のいずれか低い額を超えるときは、当会社は、次の算式によって算出した額をもってこの保険契約の保険金額とみなし、(1)の規定を適用します。
- ① 専有部分

$$5,000\text{万円} \text{または保険価額のいずれか低い額} \times \frac{\text{この保険契約の専有部分の保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額の合計額}}$$
 - ② 共用部分

$$5,000\text{万円} \text{または保険価額のいずれか低い額} \times \frac{\text{この保険契約の共用部分の保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額の合計額}}$$
 - ③ 生活用動産

$$1,000\text{万円} \text{または保険価額のいずれか低い額} \times \frac{\text{この保険契約の生活用動産についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額}}$$
- (5) 当会社は、(3)①の専有部分および共用部分のうち被保険者の世帯と異なる世帯が居住する他の専有部分および共用部分がある場合、または(3)①の専有部分および共用部分が2以上の世帯の居住する共同住宅である場合は、居住世帯を異にするその専有部分および共用部分または戸室ごとに(3)および(4)の規定をそれぞれ適用します。
- (6) (3)から(5)までの規定により、当会社が保険金を支払った場合には、次の残額に対する保険料を返還します。
- ① (3)の規定により保険金を支払った場合は、この保険契約の保険金額から(3)①または②に規定する限度額を差し引いた残額
 - ② (4)の規定により保険金を支払った場合^(注)は、この保険契約の保険金額から次の算式によって算出した額を差し引いた残額
- ア. 専有部分および共用部分

$$(3)①に規定する \times \frac{\text{この保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額の合計額}}$$
- イ. 生活用動産

$$(3)②に規定する \times \frac{\text{この保険契約の生活用動産についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額}}$$
- (注) (3)①または②の専有部分および共用部分または生活用動産について、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が(3)①または②に規定する限度額を超えるときに限ります。
- (7) 当会社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当会社に移転しません。

第6条（包括して契約した場合の保険金の支払額）

2 以上の保険の対象を1保険金額で契約した場合には、それぞれの保険金額の割合によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの保険の対象に対する保険金額とみなし、おのおの別に前条の規定を適用します。

第7条（保険金支払についての特則）

- (1) 地震保険法第4条（保険金の削減）の規定により当会社が支払うべき保険金を削減するおそれがある場合は、当会社は、同法およびこれに基づく法令の定めるところに従い、支払うべき保険金の一部を概算出し、支払うべき保険金が確定した後に、その差額を支払います。
- (2) 地震保険法第4条（保険金の削減）の規定により当会社が支払うべき保険金を削減する場合には、当会社は、同法およびこれに基づく法令の定めるところに従い算出された額を保険金として支払います。

第8条（2以上の地震等の取扱い）

この保険契約においては、72時間以内に生じた2以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。ただし、被災地域が全く重複しない場合には、おのおの別の地震等として取り扱います。

第3章 基本条項

第9条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時^(注)に始まり、末日の午後4時に終わります。
(注) 保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、この保険契約の保険料とこの保険契約が付帯されている保険契約の保険料との合計額を領収する前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第10条（告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかつた場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - ① (2)に規定する事実がなくなつた場合
 - ② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかつた場合^(注)
 - ③ 保険契約者または被保険者が、第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出した事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していくと認めるとき限り、これを承認するものとします。
 - ④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
(注) 当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。
- (4) (2)の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第20条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した第2条（保険金を支払う場合）の事故に

よる保険金を支払うべき損害については適用しません。

第11条（通知義務）

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。
- ① 保険の対象である建物または保険の対象を収容する建物の構造または用途を変更したこと。
- ② 保険の対象を他の場所に移転したこと。
- ③ ①および②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実^(注)が発生したこと。
- (注) 告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。
- ① 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または保険の対象を収容する専有部分もしくは共用部分の構造または用途を変更したこと。
- ② 保険の対象を他の場所に移転したこと。
- ③ ①および②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実^(注)が発生したこと。
- (注) 告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

- (2) (1)の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1ヶ月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4) (2)の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第20条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した第2条の事故による保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかずして発生した第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害については適用しません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

- (6) (2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって保険の対象または保険の対象を収容する建物が居住の用に供されなくなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

- (6) (2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって保険の対象である専有部分もしくは共用部分または保険の対象を収容する専有部分もしくは共用部分が居住の用に供されなくなった場合^(注)には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (注) 共用部分が居住の用に供されなくなった場合とは、共用部分を共有する区分所有者の所有に属するこの区分所有建物の専有部分のすべてが居住の用に供されなくなった場合をいいます。

(7) (6)の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第20条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1)の事実が生じた時から解除がなされた時までに発生した第2条の事故による保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第12条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第13条（保険の対象の譲渡）

- (1) 保険契約締結の後、被保険者が保険の対象を譲渡する場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知しなければなりません。
- (2) (1)の場合において、保険契約者がこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を保険の対象の譲受人に移転させるときは、(1)の規定にかかわらず、保険の対象の譲渡前にあらかじめ、書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 当会社が(2)の規定による承認をする場合には、第15条（保険契約の失効）(1)の規定にかかわらず、(2)の権利および義務は、保険の対象が譲渡された時に保険の対象の譲受人に移転します。

第14条（保険契約の無効）

- (1) 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。
 - (2) 警戒宣言が発せられた場合は、大震法第3条（地震防災対策強化地域の指定等）第1項の規定により地震防災対策強化地域として指定された地域のうち、その警戒宣言に係る地域内に所在する保険の対象についてその警戒宣言が発せられた時から同法第9条第3項の規定に基づく地震災害に関する警戒解除宣言が発せられた日^(注)までの間に締結された保険契約は無効とします。ただし、警戒宣言が発せられた時までに締結されていた保険契約の期間満了に伴い、被保険者および保険の対象を同一として引き続き締結された保険契約については、効力を有します。この場合において、その保険契約の保険金額が直前に締結されていた保険契約の保険金額を超過したときは、その超過した部分については保険契約は無効とします。
- (注) その警戒宣言に係る大規模な地震が発生した場合は、財務大臣が地震保険審査会の議を経て告示により指定する日とします。

第15条（保険契約の失効）

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時に保険契約は効力を失います。
 - ① 保険の対象の全部が滅失した場合。ただし、第32条（保険金支払後の保険契約）(1)の規定により保険契約が終了した場合を除きます。
 - ② 保険の対象が譲渡された場合
- (2) おのの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)の規定を適用します。

第16条（保険契約の取消し）

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第17条（保険金額の調整）

- (1) 保険契約締結の際、保険金額が保険の対象の価額を超えていたことにつき、保険契約者および被保険者が善意かつ重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。
- (2) 保険契約締結の後、保険の対象の価額が著しく減少した場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の保険の対象の価額に至るまでの減額を請求することができます。

第18条（保険契約による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。

第19条（重大事由による解除）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力^(注)に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力^(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力^(注)を不正に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力^(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力^(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (注) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- (2) (1)の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した第2条の事故による保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (3) 保険契約者または被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、(1)③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

第20条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）

- (1) 第10条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間^(注)に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。
- (注) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。
- (3) 当会社は、保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合^(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。
- (4) (1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した第2

条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。

(6) (1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

(7) (6)の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第22条（保険料の返還－無効、失効等の場合）

- (1) 第14条（保険契約の無効）(1)の規定により保険契約が無効となる場合には、当会社は、保険料を返還しません。
- (2) 第14条（保険契約の無効）(2)の規定により保険契約の全部または一部が無効となる場合には、当会社は、その無効となる保険金額に対応する保険料を返還します。
- (3) 保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (4) この保険契約が付帯されている保険契約がその普通保険約款の規定により保険金が支払われたために終了した結果、この保険契約が第33条（付帯される保険契約との関係）(2)の規定により終了する場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第23条（保険料の返還－取消しの場合）

第16条（保険契約の取消し）の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第24条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）

- (1) 第17条（保険金額の調整）(1)の規定により、保険契約者が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険契約締結時に遡って、取り消された部分に対応する保険料を返還します。
- (2) 第17条（保険金額の調整）(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当会社は、保険料のうち減額する保険金額に相当する保険料からその保険料につき既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第25条（保険料の返還－解除の場合）

- (1) 第10条（告知義務）(2)、第11条（通知義務）(2)もしくは(6)、第19条（重大事由による解除）(1)または第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(3)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (2) 第18条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第26条（事故の通知）

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険の対象について損害が生じたことを知った場合は、損害の発生ならびに他の保険契約の有無および内容^(注)を当会社に遅滞なく通知しなければなりません。
(注) 既に他の保険契約から保険金の支払を受けた場合には、その事實を含みます。
- (2) 保険の対象について損害が生じた場合は、当会社は、その保険の対象もしくはその保険の対象が所在する敷地内を調査することまたはその敷地内に所在する被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一時他に移転することができます。
- (3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第27条（損害防止義務）

保険契約者または被保険者は、地震等が発生したことを知った場合は、自らの負担で、損害の発

生および拡大の防止に努めなければなりません。

第28条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
- ① 保険金の請求書
 - ② 損害見積書
 - ③ その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(注)
 - ② ①に規定する者がいない場合は①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合は①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者^(注)または②以外の3親等内の親族
(注) 法律上の配偶者に限ります。
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第29条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、請求完了日^(注1)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額^(注2)および事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効、取消しまたは終了^(注3)の事由に該当する事実の有無
- (5) ①から④までのほか、他の保険契約の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (注1) 被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
 - (注2) 保険額を含みます。
 - (注3) 第33条（付帯される保険契約との関係）(2)において定める終了に限ります。
- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日^(注1)からその日を含めて次に掲げる日数^(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
- ① (1)から④までの事項を確認するため、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会^(注3) 180日
 - ② (1)から④までの事項を確認するため、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日

- ③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ④ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 365日
- ⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (注1) 被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合^(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (注) 必要な協力をを行わなかった場合を含みます。
- (4) 当会社は、第7条（保険金支払についての特則）の規定により保険金^(注)を支払う場合には、(1)から(3)までの規定にかかわらず、支払うべき金額が確定した後、遅滞なく、これを支払います。
- (注) 概算払の場合を含みます。

第30条（時効）

保険金請求権は、第28条（保険金の請求）(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第31条（代位）

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
- ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (2) (1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第32条（保険金支払後の保険契約）

- (1) 当会社が第5条（保険金の支払額）(1)①の保険金を支払った場合は、この保険契約は、その保険金支払の原因となった損害が生じた時に終了します。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

- (2) (1)の場合を除き、当会社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。ただし、第5条（保険金の支払額）(5)の規定が適用される場合には、保険金額から同条(5)①または②の残額を差し引いた金額を同条(5)の規定を適用する原因となった損害が生じた時以後の未経過期間に対する保険金額とします。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

- (2) (1)の場合を除き、当会社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。ただし、第5条（保険金の支払額）(6)の規定が適用される場合には、保険金額から同条(6)①または②の残額を差し引いた金額を同条(6)の規定を適用する原因となった損害が生じた時以後の未経過期間に対する保険金額とします。

- (3) (1)の規定により、この保険契約が終了した場合には、当会社は保険料を返還しません。

(4) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)から(3)までの規定を適用します。

第33条（付帯される保険契約との関係）

- (1) この保険契約は、保険契約者、被保険者および保険の対象を共通にする地震保険法第2条（定義）第2項第3号に規定する保険契約に付帯して締結しなければその効力を生じないものとします。
- (2) この保険契約が付帯されている保険契約が保険期間の中途において終了した場合は、この保険契約も同時に終了するものとします。

第34条（保険契約の継続）

- (1) 保険契約の満了に際し、保険契約を継続しようとする場合^(注)に、保険契約申込書に記載した事項および保険証券に記載された事項に変更があったときは、保険契約者または被保険者は、書面をもってこれを当会社に告げなければなりません。この場合の告知については、第10条（告知義務）の規定を適用します。
- (注) 新たに保険契約申込書を用いることなく、従前の保険契約と保険期間を除き同一の内容で、かつ、従前の保険契約との間で保険期間を中断させることなく保険契約を継続する場合をいいます。この場合には、当会社は新たな保険証券を発行しないで、従前の保険証券と保険契約継続証とをもって新たな保険証券に代えることができるものとします。
- (2) 第9条（保険責任の始期および終期）(3)の規定は、継続保険契約の保険料についても、これを適用します。

第35条（保険契約者の変更）

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。ただし、被保険者が保険の対象を譲渡する場合は、第13条（保険の対象の譲渡）の規定によるものとします。
- (2) (1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第36条（保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い）

- (1) この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者または被保険者が2名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は連帶してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第37条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第38条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表 短期料率表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとします。

既経過期間	割合(%)
7日まで	10
15日まで	15
1か月まで	25
2か月まで	35
3か月まで	45
4か月まで	55
5か月まで	65
6か月まで	70
7か月まで	75
8か月まで	80
9か月まで	85
10か月まで	90
11か月まで	95
1年まで	100

特 約

■ 財物損壊リスクに対する補償関連特約（ビジネス総合補償特約）

[AA] 時価補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約に従い、ビジネス総合補償特約第1条（保険金を支払う場合）(6)および(11)の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

「

(6) 当会社は、水災^(注1)によって保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次のいずれかに該当する場合には、その損害に対して、この特約に従い、損害保険金を支払います。この場合において、損害の状況の認定は、保険の対象が建物であるときはその建物ごとに、保険の対象が屋内設備・什器等または屋内商品・製品等^(注2)であるときはこれを収容する建物ごとに、保険の対象が屋外設備・什器等または屋外商品・製品等^(注3)であるときは敷地内ごとに、それぞれを行い、また、門、堀または垣が保険の対象である建物に含まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。

① 保険の対象である建物に時価額^(注4)の30%以上の損害が生じた場合

② ①に該当しない場合において、保険の対象である建物または保険の対象である屋内設備・什器等もしくは屋内商品・製品等を収容する建物が、床上浸水^(注5)または地盤面^(注6)より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象である建物、屋内設備・什器等または屋内商品・製品等に損害が生じたとき。

③ ①に該当しない場合において、保険の対象である屋外設備・什器等または屋外商品・製品等のある敷地内が、地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象である屋外設備・什器等または屋外商品・製品等に損害が生じたとき。

(注1) 水災

台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等をいいます。

(注2) 屋内商品・製品等

建物に収容される商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。以下同様とします。

(注3) 屋外商品・製品等

敷地内の建物の外部にある商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。以下同様とします。

(注4) 時価額

損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。以下同様とします。なお、「保険の対象の価額」とは、保険の対象が明記物件^(注7)である場合は、保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいい、保険の対象が屋内商品・製品等および屋外商品・製品等の場合は、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再作成または再取得するのに要する額（ただし、市場流通価額を限度とします。）をいいます。保険の対象がこれら以外のものである場合は、再調達価額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額を差し引いた額をいい、その減価額は保険の対象の種類に応じて下表に掲げる額を限度とします。以下同様とします。また、「再調達価額」とは、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。以下同様とします。

保険の対象の種類	限度額
建物	経過年数、耐用年数、使用状況および維持管理状況等を勘案して、再調達価額の80%に相当する額を限度とします。 ただし、通常の維持管理が施されていると認められる場合は、再調達価額の50%に相当する額を限度とします。

据付機械、設備・装置 什器・備品・造作・ 設備等	経過年数、耐用年数、使用状況および維持管理状況等を勘案して、再調達価額の90%に相当する額を限度とします。ただし、耐用年数の延長に寄与していると判断できる十分な維持管理が施されていると認められる場合は、再調達価額の50%に相当する額を限度とします。
--------------------------------	--

(注5) 床上浸水

居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。なお、「床」とは、畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。

(注6) 地盤面

床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。以下③において同様とします。

(注7) 明記物件

第4条（保険の対象の範囲）(1)(2)から⑤までのうち、貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるものをいいます。以下同様とします。

」

- (1) 当会社は、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって保険の対象である建物、屋外設備・装置または建物もしくは屋外設備・装置内収容の保険の対象である動産が損害を受け、その損害の状況が次に該当する場合^(注1)には、それによって臨時に生ずる費用に対して、この特約に従い、地震火災費用保険金を支払います。この場合において、損害の状況の認定は、保険の対象が建物または屋外設備・装置であるときはその建物または屋外設備・装置ごとに、保険の対象が動産であるときはこれを収容する建物またはこれを収容する屋外設備・装置ごとに、それぞれ行い、また、門、堀または垣が保険の対象である建物に含まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。
- ① 保険の対象が建物である場合には、その建物が半焼以上となったとき^(注2)。
 - ② 保険の対象が屋外設備・装置である場合には、火災による損害の額が、その屋外設備・装置の時価額の50%以上となったとき。
 - ③ 保険の対象が動産である場合には、その動産を収容する建物が半焼以上となったときまたはその動産を収容する屋外設備・装置の火災による損害の額が、その屋外設備・装置の時価額の50%以上となったとき。

(注1) 次に該当する場合

①から③までに該当する場合においては、次条②の規定は適用しません。

(注2) 建物が半焼以上となったとき

建物の主要構造部の火災による損害の額が、その建物の時価額の20%以上となった場合、または建物の焼失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となった場合をいいます。以下③において同様とします。

」

第2条（保険の対象の範囲）

当会社は、この特約に従い、ビジネス総合補償特約第4条（保険の対象の範囲）(7)の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

特
約

- (7) 屋内設備・什器等が保険の対象である場合において、業務用の通貨等または預貯金証書に、第1条（保険金を支払う場合）(5)の盗難による損害が生じたときは、(2)の規定にかかわらず、これらを保険の対象として取り扱います。この場合であっても、この特約にいう時価額および保険金額ならびに保険証券記載の屋内設備・什器等の保険金額は、これら以外の保険の対象についてのものとします。

」

第3条（損害保険金の支払額）

当会社は、この特約に従い、ビジネス総合補償特約第5条（損害保険金の支払額）の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

- （1）当会社が第1条（保険金を支払う場合）(1)から(4)まで、(6)および(7)の損害保険金として支払うべき損害の額は、時価額によって定めます。この場合において、損害が生じた保険の対象を修理することができるときには、時価額を限度とし、次の算式によって算出した額とします。

$$\text{修理費 (注1)} - \text{修理によって保険の対象の価額が増加した場合は、その増加額 (注2)} - \text{修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額} = \text{損害の額}$$

（注1）修理費

損害が生じた地および時において、損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、保険の対象の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。以下同様とします。

（注2）増加額

保険の対象が明記物件、屋内商品・製品等または屋外商品・製品等の場合は、増加額はないものとします。保険の対象がこれら以外のものである場合は、保険の対象の種類に応じて下表に掲げる額を限度とします。

保険の対象の種類	限度額
建物	経過年数、耐用年数、使用状況および維持管理状況等を勘案して、再調達価額の80%に相当する額を限度とします。 ただし、通常の維持管理が施されていると認められる場合は、再調達価額の50%に相当する額を限度とします。
据付機械、設備・装置 什器・備品・製作・設備等	経過年数、耐用年数、使用状況および維持管理状況等を勘案して、再調達価額の90%に相当する額を限度とします。 ただし、耐用年数の延長に寄与していると判断できる十分な維持管理が施されていると認められる場合は、再調達価額の50%に相当する額を限度とします。

- （2）盜難によって損害が生じた場合において、盗取された保険の対象を回収することができたときは、そのために支出した必要な費用は、(1)の損害の額に含まれるものとします。ただし、その時価額を限度とします。
- （3）保険の対象が明記物件、屋内商品・製品等および屋外商品・製品等以外のものである場合において、保険証券記載の保険金額^(注1)が時価額の80%に相当する額以上のときは、当会社は、保険金額を限度とし、(1)および(2)の規定による損害の額から保険証券記載の免責金額^(注2)を差し引いた額を損害保険金として支払います。この場合において、2以上の保険の対象について損害が生じたときは、免責金額をおのおのの損害の額の割合によって比例配分します。

（注1）保険証券記載の保険金額

保険証券記載の保険金額が時価額を超える場合は、時価額とします。以下「保険金額」といいます。

（注2）免責金額

保険金の計算にあたって損害の額から差し引く額をいい、被保険者の自己負担となります。以下同様とします。

- （4）保険の対象が明記物件、屋内商品・製品等および屋外商品・製品等以外のものである場合において、保険金額が時価額の80%に相当する額より低いときは、当会社は、保険金額を限度とし、次の算式によって算出した額を損害保険金として支払います。この場合において、2以上の保

險の対象について損害が生じたときは、免責金額をおのとの損害の額の割合によって比例配分します。

$$\boxed{(1)および(2)の規定による損害の額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{時価額の80%に相当する額}} - \boxed{\text{免責金額}} = \text{損害保険金の額}$$

- (5) 保険の対象が、明記物件、屋内商品・製品等または屋外商品・製品等である場合は、当会社は、保険金額を限度とし、(1)および(2)の規定による損害の額から保険証券記載の免責金額を差し引いた残額を損害保険金として支払います。この場合において、2以上の保険の対象について損害が生じたときは、免責金額をおのとの損害の額の割合によって比例配分します。
- (6) 明記物件を保険の対象に含めた場合において、その物に盗難による損害が生じたときの当会社の支払うべき損害保険金の額は、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円を限度とします。

」

第4条（修理付帯費用保険金の支払額）

当会社は、この特約に従い、ビジネス総合補償特約第9条（修理付帯費用保険金の支払額）の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 当会社は、1回の事故につき、1敷地内ごとに、損害が生じた保険の対象の所在する敷地内にかかる保険金額^(注)に30%を乗じて得た額または5,000万円のいずれか低い額を限度とし、修理付帯費用の額を第1条（保険金を支払う場合）(10)の修理付帯費用保険金として支払います。

（注）保険金額

保険金額が時価額を超える場合は、時価額とし、また、被保険者が2名以上ある場合は、それぞれの被保険者に属する保険の対象に対して割り当てられるべき保険金額をいいます。

- (2) (1)の場合において、当会社は、(1)の規定によって支払うべき修理付帯費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、修理付帯費用保険金を支払います。

」

第5条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

当会社は、この特約に従い、ビジネス総合補償特約第12条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）(2)および同特約別表の規定を、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

- (2) (1)の場合において、他の保険契約等に再調達価額を基準として算出した損害の額からこの保険契約によって支払われるべき損害保険金の額を差し引いた残額について保険金または共済金を支払う旨の約定があるときは、第1条（保険金を支払う場合）(1)から(4)まで、(6)および(7)の損害保険金については、その他の保険契約等がないものとして(1)の規定に基づいて算出した額を支払います。

」

「

別表　他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額

	保険金の種類	支払限度額
1	第1条（保険金を支払う場合）(1)から(3)まで、(6)および(7)の損害保険金	損害の額から保険証券記載の免責金額 ^(注) を差し引いた額 (注)保険証券記載の免責金額 他の保険契約等に免責金額が適用される場合は、これらの免責金額のうち最も低い額を適用するものとします。以下この別表において同様とします。

特

約

	保険金の種類	支払限度額
2 第1条 (保険金を支払う場合) (4)の損害保険金	(1) 第4条(保険の対象の範囲)(3)に掲げる物	1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円 ^(注) または損害の額から保険証券記載の免責金額を差し引いた額のいずれか低い額 (注)100万円 他の保険契約等に、限度額が100万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
	(2) 上記以外の物	損害の額から保険証券記載の免責金額を差し引いた額
3 第1条 (保険金を支払う場合) (5)の損害保険金	(1) 業務用の通貨等	1回の事故につき、1敷地内ごとに30万円 ^(注) (注)30万円 他の保険契約等に、限度額が30万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
	(2) 業務用の預貯金証書	1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円 ^(注) (注)300万円 他の保険契約等に、限度額が300万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
4 第1条(保険金を支払う場合) (8)の臨時費用保険金		1回の事故につき、1敷地内ごとに500万円 ^(注) (注)500万円 他の保険契約等に、限度額が500万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
5 第1条(保険金を支払う場合) (9)の残存物取片づけ費用保険金		残存物取片づけ費用の額
6 第1条(保険金を支払う場合) (10)の修理付帯費用保険金		1回の事故につき、1敷地内ごとに5,000万円 ^(注) または修理付帯費用の額のいずれか低い額 (注)5,000万円 他の保険契約等に、限度額が5,000万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
7 第1条 (保険金を支払う場合) (11)の地震火災費用保険金	(1) それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額の合計額が、1回の事故につき、住宅物件および一般物件の場合は1敷地内ごとに300万円 ^(注1) 、工場物件の場合は1敷地内ごとに2,000万円 ^(注2) を超えるとき。 (注1)300万円 他の保険契約等に、限度額が300万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。 (注2)2,000万円 他の保険契約等に、限度額が2,000万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。	1回の事故につき、住宅物件および一般物件の場合は1敷地内ごとに300万円 ^(注1) 、工場物件の場合は1敷地内ごとに2,000万円 ^(注2) (注1)300万円 他の保険契約等に、限度額が300万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。 (注2)2,000万円 他の保険契約等に、限度額が2,000万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。

	<p>(2) 上記(1)に該当しない場合であって、それぞれの保険契約または共済契約のおおのの保険の対象についての支払責任額の合計額が、1回の事故につき、保険の対象ごとに、その保険の対象の時価額に5%^(注)を乗じて得た額を超えるとき。</p> <p>(注) 5%</p> <p>他の保険契約等に、支払割合が5%を超えるものがある場合は、これらの支払割合のうち最も高い割合とします。</p>	<p>1回の事故につき、保険の対象ごとに、その保険の対象の時価額に5%^(注)を乗じて得た額 (注) 5%</p> <p>他の保険契約等に、支払割合が5%を超えるものがある場合は、これらの支払割合のうち最も高い割合とします。</p>
8	第1条（保険金を支払う場合）(2)の看板および電気・ガス・水道設備等修復費用保険金	<p>1回の事故につき、1敷地内ごとに10万円^(注)または看板および電気・ガス・水道設備等修復費用から保険証券記載の免責金額を差し引いた額のいずれか低い額 (注) 10万円</p> <p>他の保険契約等に、1敷地内ごとの限度額が10万円を超えるものがある場合は、これらの1敷地内ごとの限度額のうち最も高い額とします。</p>

」

第6条（保険金支払後の保険契約）

当会社は、この特約に従い、ビジネス総合補償特約第32条（保険金支払後の保険契約）(1)の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

「

(1) 第1条（保険金を支払う場合）(1)から(4)までおよび(7)の損害保険金の支払額がそれぞれ1回の事故につき保険金額^(注)の80%に相当する額を超えた場合は、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。

(注) 保険金額

保険金額が時価額を超える場合は、時価額とします。

」

第7条（他の特約が付帯されている場合の読み替え）

水災損害保険金定率払・費用保険金等補償対象外特約がこの保険契約に付帯されている場合は、同特約によって読み替えが行われる規定については、この特約による読み替えは行いません。ただし、次条の規定による用語の読み替えおよび以下の読み替えを除きます。

水災損害保険金定率払・費用保険金等補償対象外特約により読み替えたビジネス総合補償特約第5条（損害保険金の支払額）(4)(2)の規定を次の通り読み替えて適用します。

「

(2) 第1条（6）①の損害保険金を支払う場合

保険金額を限度とし、次の算式によって算出した額を損害保険金として、支払います。

$$\boxed{\text{保険金額}} \times \boxed{\frac{(1)および(2)の規定による損害の額}{\text{時価額}}} \times \boxed{\text{縮小割合} (70\%)} = \text{保険金の額}$$

」

第8条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、ビジネス総合補償特約およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。この場合において、水災損害保険金定率払・費用保険金等補償対象外特約および電気的・機械的事故限定補償特約（企業財産包括用）の規定中「再調達価額」とあるのは「時価額」と読み替え、同時に「再調達価額」の定義も「時価額」の定義に読み替えて適用するものとします。

[AB] 風災等危険小額損害補償対象外特約

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約に従い、ビジネス総合補償特約第1条（保険金を支払う場合）(2)の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

〔

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する事故によって保険の対象が損害^(注1)を受け、その損害の額が20万円以上となった場合には、その損害に対して、この特約に従い、損害保険金を支払います。ただし、営業用ゴルフネットおよびそれを設置するためのポールが保険の対象に含まれている場合は、それらの損害の額を除きます。この場合において、損害の額の認定は、敷地内ごとに保険の対象のすべてについて、一括して行うものとします。

- ① 風災^(注2)
- ② 霜災^(注3)
- ③ 雪災^(注3)

(注1) 損害

風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みによって生じた損害については、建物または屋外設備・装置の外側の部分^(注4)が①から③までの事故によって破損し、その破損部分から建物または屋外設備・装置の内部に吹き込むことによって生じた損害に限ります。以下(2)において同様とします。

③の事故による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おのおの別の事故によって生じたことが第30条（保険金の支払時期）の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。この場合であっても、保険契約者または被保険者は、第26条（事故の通知）および第27条（損害防止義務および損害防止費用）の規定に基づく義務を負うものとします。以下(2)において同様とします。

(注2) 風災

台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。

(注3) 雪災

豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩^{（なだれ）}をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。

(注4) 建物または屋外設備・装置の外側の部分

建物については、外壁、屋根、開口部等をいいます。以下同様とします。

〕

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、ビジネス総合補償特約およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

[AC] 水災損害保険金定率払・費用保険金等補償対象外特約

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約に従い、ビジネス総合補償特約第1条（保険金を支払う場合）(6)および(8)から(10)までの規定を、次のとおり読み替えて適用します。

- 〔(6) 当会社は、水災^(注1)によって保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次のいずれかに該当する場合には、その損害に対して、この特約に従い、損害保険金を支払います。この場において、損害の状況の認定は、保険の対象が建物であるときはその建物ごとに、保険の対象が屋内設備・什器等または屋内商品・製品等^(注2)であるときはこれを収容する建物ごとに、保険の対象が屋外設備・什器等または屋外商品・製品等^(注3)であるときは敷地内ごとに、それぞれ行い、また、門、堀または垣が保険の対象である建物に含まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。
- ① 保険の対象である建物に再調達価額^(注4)の30%以上の損害が生じた場合
 - ② 保険の対象である建物が、床上浸水^(注5)または地盤面^(注6)より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象である建物に再調達価額の15%以上30%未満の損害が生じた場合
 - ③ ①および②に該当しない場合において、保険の対象である建物が、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象である建物に損害が生じたとき。
 - ④ 保険の対象である屋内設備・什器等または屋内商品・製品等を収容する建物が、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象である屋内設備・什器等または屋内商品・製品等に損害が生じた場合
 - ⑤ 保険の対象である屋外設備・什器等または屋外商品・製品等のある敷地内が、地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象である屋外設備・什器等、屋外商品・製品等に損害が生じた場合

(注1) 水災

台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等をいいます。

(注2) 屋内商品・製品等

建物に収容される商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。以下同様とします。

(注3) 屋外商品・製品等

敷地内の建物の外部にある商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。以下同様とします。

(注4) 再調達価額

保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。以下同様とします。

(注5) 床上浸水

居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。なお、「床」とは、畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。以下この条において同様とします。

(注6) 地盤面

床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。以下この条において同様とします。

- 〔(8) 当会社は、(1)から(4)までおよび(7)の損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対して、この特約に従い、臨時費用保険金を支払います。〕

- 〔(9) 当会社は、(1)から(4)までおよび(7)の損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用^(注)に対して、この特約に

従い、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

(注) 残存物の取片づけに必要な費用

取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。以下「残存物取片づけ費用」といいます。

- 〔 (10) 当会社は、(1)から(4)までおよび(7)に規定する事故によって保険の対象に損害が生じた結果、その保険の対象の復旧にあたり次のいずれかに該当する費用が発生した場合は、その費用のうち当会社の承認を得て支出した必要かつ有益な費用（以下「修理付帯費用」といいます。）に対して、この特約に従い、修理付帯費用保険金を支払います。
- ① 損害が生じた保険の対象を復旧するために要するその損害の原因の調査費用^(注1)
 - ② 保険の対象に生じた損害の範囲を確定するために要する調査費用。ただし、復旧完了までの期間^(注2)を超える期間に対応する費用を除きます。
 - ③ 損害が生じた保険の対象である設備または装置を再稼働するために要する保険の対象の点検費用、調整費用または試運転費用。ただし、副資材または触媒の費用を除きます。
 - ④ 損害が生じた保険の対象の仮修理の費用。ただし、本修理の一部をなすと認められる部分の費用および仮修理のために取得した物の保険の対象の復旧完了時における価額を除きます。
 - ⑤ 損害が生じた保険の対象の代替として使用する物の賃借費用^(注3)。ただし、損害が生じた保険の対象をその地において借用する場合に要する賃借費用を超えるものを除きます。
 - ⑥ 損害が生じた保険の対象の代替として使用する仮設物の設置費用^(注4)および撤去費用ならびにこれに付随する土地の賃借費用
 - ⑦ 損害が生じた保険の対象を迅速に復旧するための工事に伴う残業勤務、深夜勤務または休日勤務に対する割増賃金の費用

(注1) 調査費用

被保険者またはその親族（6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。）もしくは使用人にかかる人件費および被保険者が法人である場合に、その理事、取締役もしくはその他の機関にある者またはその従業員にかかる人件費を除きます。以下②において同様とします。

(注2) 復旧完了までの期間

保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとします。以下（注3）において「復旧期間」といいます。

(注3) 賃借費用

敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間を超える期間に応する費用を除きます。以下⑤および⑥において同様とします。

(注4) 仮設物の設置費用

保険の対象の復旧完了時における仮設物の価額を除きます。

第2条（損害保険金の支払額）

当会社は、この特約に従い、ビジネス総合補償特約第5条（損害保険金の支払額）(4)の規定を、前条に従い読み替えたうえで、次のとおり読み替えて適用します。

- 〔 (4) 当会社は、次の規定に従い、損害保険金を支払います。

① 第1条（保険金を支払う場合）(1)から(4)までおよび(7)の損害保険金を支払う場合

保険証券記載の保険金額^(注1)を限度とし、(1)から(3)までの規定による損害の額から保険証券記載の免責金額^(注2)を差し引いた額を損害保険金として支払います。この場合において、2以上の保険の対象について損害が生じたときは、免責金額をおのおのの損害の額の割合によって比例配分します。

② 第1条(6)①の損害保険金を支払う場合

保険金額を限度とし、次の算式によって算出した額を損害保険金として支払います。

$$(1) \text{および}(2) \text{の規定による損害の額} \times \text{縮小割合 (70\%)} = \text{損害保険金の額}$$

③ 第1条(6)②の損害保険金を支払う場合

次の算式によって算出した額を損害保険金として支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円を限度とします。

$$\text{保険金額} \times \text{支払割合 (10\%)} = \text{損害保険金の額}$$

④ 第1条(6)③から⑤までの損害保険金を支払う場合

次の算式によって算出した額を損害保険金として支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円を限度とします。

$$\text{保険金額} \times \text{支払割合 (5\%)} = \text{損害保険金の額}$$

⑤ 第1条(6)②から⑤までの損害保険金を支払う場合

③および④の規定に基づいて、当会社が支払うべき第1条（保険金を支払う場合）(6)②から⑤までの損害保険金の合計額は、1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円を限度とします。

(注1) 保険証券記載の保険金額

保険証券記載の保険金額が再調達価額（保険の対象が明記物件、屋内商品・製品等および屋外商品・製品等である場合は時価額とします。）を超える場合は、再調達価額（保険の対象が明記物件、屋内商品・製品等および屋外商品・製品等である場合は時価額とします。）とします。以下「保険金額」といいます。

(注2) 免責金額

保険金の計算にあたって損害の額から差し引く額をいい、被保険者の自己負担となります。以下同様とします。

」

第3条（臨時費用保険金の支払額）

当会社は、この特約に従い、ビジネス総合補償特約第7条（臨時費用保険金の支払額）(1)の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

(1) 当会社は、第1条（保険金を支払う場合）(8)の臨時費用保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに500万円を限度とします。

$$\text{第1条(1)から(4)までおよび(7)の損害保険金} \times \text{支払割合 (30\%)} = \text{臨時費用保険金の額}$$

」

第4条（残存物取片づけ保険金の支払額）

当会社は、この特約に従い、ビジネス総合補償特約第8条（残存物取片づけ費用保険金の支払額）(1)の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

(1) 当会社は、第1条（保険金を支払う場合）(1)から(4)までおよび(7)の損害保険金の10%に相当する額を限度とし、残存物取片づけ費用の額を同条(9)の残存物取片づけ費用保険金として、支払います。

」

第5条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額）

当会社は、この特約に従い、ビジネス総合補償特約第12条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）(3)の規定および同特約別表を、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

「

(3) (1)の場合において、第1条（保険金を支払う場合）(8)の臨時費用保険金、同条(9)の残存物取片づけ費用保険金および同条(10)の修理付帯費用保険金につき支払責任額を算出するにあたっては、同条(1)から(4)までおよび(7)の損害保険金の額は、(1)または(2)の規定を適用して算出した額とします。

」

「

別表 他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額

	保険金の種類	支払限度額
1	第1条（保険金を支払う場合）(1)から(3)までおよび(7)の損害保険金	損害の額から保険証券記載の免責金額 ^(注) を差し引いた額 (注)保険証券記載の免責金額 他の保険契約等に免責金額が適用される場合は、これらの免責金額のうち最も低い額を適用するものとします。以下この別表において同様とします。
2	(1) 第4条（保険の対象の範囲）(3)に掲げる物	1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円 ^(注) または損害の額から保険証券記載の免責金額を差し引いた額のいずれか低い額 (注)100万円 他の保険契約等に、限度額が100万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
	(2) 上記以外の物	損害の額から保険証券記載の免責金額を差し引いた額
3	(1) 業務用の通貨等	1回の事故につき、1敷地内ごとに30万円 ^(注) (注)30万円 他の保険契約等に、限度額が30万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
	(2) 業務用の預貯金証書	1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円 ^(注) (注)300万円 他の保険契約等に、限度額が300万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
4	(1) ①の損害保険金	損害の額に70% ^(注) を乗じて得た額 (注)70% 他の保険契約等に、縮小割合が70%を超えるものがある場合は、これらの縮小割合のうち最も高い割合とします。
	(2) ②の損害保険金	1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円 ^(注) または再調達価額に10% ^(注) を乗じて得た額のいずれか低い額

		(注1) 200万円 他の保険契約等に、この損害に対する限度額が200万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。 (注2) 10% 他の保険契約等に、この損害に対する支払割合が10%を超えるものがある場合は、これらの支払割合のうち最も高い割合とします。
	(3) ③から⑤までの損害保険金	1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円 ^(注1) または再調達価額（保険の対象が明記物件、屋内商品・製品等および屋外商品製品等である場合は時価額とします。）に5% ^(注2) を乗じて得た額のいずれか低い額 (注1) 100万円 他の保険契約等に、この損害に対する限度額が100万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。 (注2) 5% 他の保険契約等に、この損害に対する支払割合が5%を超えるものがある場合は、これらの支払割合のうち最も高い割合とします。
	(4) 上記(2)および(3)の損害保険金の合計額	1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円 ^(注1) (注) 200万円 他の保険契約等に、1敷地内ごとの限度額が200万円を超えるものがある場合は、これらの1敷地内ごとの限度額のうち最も高い額とします。
5	第1条（保険金を支払う場合）(8)の臨時費用保険金	1回の事故につき、1敷地内ごとに500万円 ^(注1) (注) 500万円 他の保険契約等に、限度額が500万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
6	第1条（保険金を支払う場合）(9)の残存物取片づけ費用保険金	残存物取片づけ費用の額
7	第1条（保険金を支払う場合）(10)の修理付帯費用保険金	1回の事故につき、1敷地内ごとに5,000万円 ^(注1) または修理付帯費用の額のいずれか低い額 (注) 5,000万円 他の保険契約等に、限度額が5,000万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
8	第1条(保険金を支払う場合)(11)の地震火災費用保険金	(1) それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額の合計額が、1回の事故につき、住宅物件および一般物件の場合は1敷地内ごとに300万円 ^(注1) 、工場物件の場合は1敷地内ごとに2,000万円 ^(注2) を超えるとき。 1回の事故につき、住宅物件および一般物件の場合は1敷地内ごとに300万円 ^(注1) 、工場物件の場合は1敷地内ごとに2,000万円 ^(注2) を超えるとき。 他の保険契約等に、限度額が300万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。

	保険金の種類	支払限度額
	<p>(注1) 300万円 他の保険契約等に、限度額が300万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。</p> <p>(注2) 2,000万円 他の保険契約等に、限度額が2,000万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。</p> <p>(2) 上記(1)に該当しない場合であって、それぞれの保険契約または共済契約のおののおのの保険の対象についての支払責任額の合計額が、1回の事故につき、保険の対象ごとに、その保険の対象の再調達価額に5%^(注)を乗じて得た額を超えるとき。 (注) 5% 他の保険契約等に、支払割合が5%を超えるものがある場合は、これらの支払割合のうち最も高い割合とします。</p>	<p>(注2) 2,000万円 他の保険契約等に、限度額が2,000万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。</p> <p>1回の事故につき、保険の対象ごとに、その保険の対象の再調達価額に5%^(注)を乗じて得た額 (注) 5% 他の保険契約等に、支払割合が5%を超えるものがある場合は、これらの支払割合のうち最も高い割合とします。</p>
9	第1条（保険金を支払う場合）(2)の看板および電気・ガス・水道設備等修復費用保険金	<p>1回の事故につき、1敷地内ごとに10万円^(注)または看板および電気・ガス・水道設備等修復費用から保険証券記載の免責金額を差し引いた額のいずれか低い額 (注) 10万円 他の保険契約等に、1敷地内ごとの限度額が10万円を超えるものがある場合は、これらの1敷地内ごとの限度額のうち最も高い額とします。</p>

第6条（保険金支払後の保険契約）

当会社は、この特約に従い、ビジネス総合補償特約第32条（保険金支払後の保険契約）(1)の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

(1) 第1条（保険金を支払う場合）(1)から(4)までおよび(7)の損害保険金の支払額がそれぞれ1回の事故につき保険金額^(注)の80%に相当する額を超えた場合は、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。

(注) 保険金額

保険金額が再調達価額（保険の対象が明記物件、屋内商品・製品等および屋外商品・製品等である場合は時価額とします。）を超える場合は、再調達価額（保険の対象が明記物件、屋内商品・製品等および屋外商品・製品等は時価額とします。）とします。

第7条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、ビジネス総合補償特

約およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

[AD] 業務用通貨・預貯金証書等盜難危険拡張補償特約

第1条（損害保険金の支払額）

当会社は、次に掲げるビジネス総合補償特約第6条（損害保険金の支払額－通貨等または預貯金証書の盗難の場合）の規定を、この特約に従い、次のとおり読み替えて適用します。

〔

- (1) 第1条（保険金を支払う場合）(5)の業務用の通貨等の盗難の場合には、当会社は、1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円を限度とし、その損害の額^(注)を損害保険金として、支払います。

(注) 損害の額

手形について生じた損害の額には、公示催告手続に要する費用が含まれるものとします。ただし、いかなる場合でも、被保険者の被る金利損害は損害額に含まれないものとします。

- (2) 第1条（保険金を支払う場合）(5)の業務用の預貯金証書の盗難の場合には、当会社は、1回の事故につき、1敷地内ごとに1,000万円または屋内設備・什器等の保険金額のいずれか低い額を限度とし、その損害の額を損害保険金として、支払います。

〕

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、ビジネス総合補償特約およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

[AE] 商品・製品等盜難危険補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、ビジネス総合補償特約第1条（保険金を支払う場合）に掲げる損害のほか、盗難^(往1)によって保険の対象である屋内商品・製品等または屋外商品・製品等^(往2)について生じた盗取、損傷または汚損の損害に対して、この特約に従い、損害保険金を支払います。

(注1) 盗難

万引き等（万引きその他取容場所に不法に侵入することなく行われた盗難をいいます。）を除きます。ただし、万引き等を行った者が暴行または脅迫した場合は、この規定は適用しません。

(注2) 屋内商品・製品等または屋外商品・製品等

これらの明記物件を含みます。

- (2) 当会社は、(1)の損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対して、この特約に従い、臨時費用保険金を支払います。

- (3) 当会社は、(1)の損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用^(往)に対して、この特約に従い、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

(注) 残存物の取片づけに必要な費用

取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。以下「残存物取片づけ費用」といいます。

- (4) 当会社は、(1)に規定する事故によって保険の対象に損害が生じた結果、その保険の対象の復旧にあたり次のいずれかに該当する費用が発生した場合は、その費用のうち当会社の承認を得て支出した必要かつ有益な費用（以下「修理付帯費用」といいます。）に対して、この特約に従い、修理付帯費用保険金を支払います。
- ① 損害が生じた保険の対象を復旧するために要するその損害の原因の調査費用（注1）
 - ② 保険の対象に生じた損害の範囲を確定するために要する調査費用。ただし、保険の対象に損害が生じた時からその保険の対象の復旧完了までの期間（注2）を超える期間に対応する費用を除きます。
 - ③ 損害が生じた保険の対象である設備または装置を再稼働するために要する保険の対象の点検費用、調整費用または試運転費用。ただし、副資材または触媒の費用を除きます。
 - ④ 損害が生じた保険の対象の仮修理の費用。ただし、本修理の一部をなすと認められる部分の費用および仮修理のために取得した物の保険の対象の復旧完了時における価額を除きます。
 - ⑤ 損害が生じた保険の対象の代替として使用する物の賃借費用（注3）。ただし、損害が生じた保険の対象をその地において借用する場合に要する賃借費用を超えるものを除きます。
 - ⑥ 損害が生じた保険の対象の代替として使用する仮設物の設置費用（注4）および撤去費用ならびにこれに付随する土地の賃借費用
 - ⑦ 損害が生じた保険の対象を迅速に復旧するための工事に伴う残業勤務、深夜勤務または休日勤務に対する割増賃金の費用

（注1）調査費用

被保険者またはその親族（6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。）もしくは使用人いかわる人件費および被保険者が法人である場合に、その理事、取締役もしくはその他の機関にある者またはその従業員にかかる人件費を除きます。以下②において同様とします。

（注2）復旧完了までの期間

保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとします。以下（注3）において「復旧期間」といいます。

（注3）賃借費用

敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間を超える期間に応する費用を除きます。以下⑤および⑥において同様とします。

（注4）仮設物の設置費用

保険の対象の復旧完了時における仮設物の価額を除きます。

第2条（損害保険金の支払額）

- (1) 当会社が第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金として支払うべき損害の額は、保険の対象である屋内商品・製品等および屋外商品・製品等の時価額によって定めます。この場合において、損害が生じた保険の対象を修理することができるときには、時価額を限度とし、次の算式によって算出した額とします。

$$\boxed{\text{修理費（注5)}} - \boxed{\text{修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額}} = \text{損害の額}$$

（注）修理費

損害が生じた地および時において、損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、保険の対象の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。以下同様とします。

- (2) 盗取された保険の対象を回収することができた場合は、そのために出した必要な費用は、(1)の損害の額に含まれるものとします。ただし、その時価額を限度とします。
- (3) 当会社は、1回の事故につき100万円または保険金額のいずれか低い額を限度とし、(1)および(2)の規定による損害の額から保険証券記載の免責金額を差し引いた額を損害保険金として、支払

います。この場合において、2以上の保険の対象について損害が生じたときは、免責金額^(注)をおのおのの損害の額の割合によって比例配分します。

(注) 免責金額

保険金の計算にあたって損害の額から差し引く額をいい、被保険者の自己負担となります。以下同様とします。

第3条（臨時費用保険金の支払額）

(1) 当会社は、第1条（保険金を支払う場合）(2)の臨時費用保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに500万円を限度とします。

$$\boxed{\text{第1条(1)の損害保険金}} \times \boxed{\text{支払割合 (30\%)}} = \text{臨時費用保険金の額}$$

(2) (1)の場合において、当会社は、(1)の規定によって支払うべき臨時費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、臨時費用保険金を支払います。

第4条（残存物取片づけ費用保険金の支払額）

(1) 当会社は、第1条（保険金を支払う場合）(1)損害保険金の10%に相当する額を限度とし、残存物取片づけ費用の額を同条(3)の残存物取片づけ費用保険金として、支払います。

(2) (1)の場合において、当会社は、(1)の規定によって支払うべき残存物取片づけ費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

第5条（修理付帯費用保険金の支払額）

(1) 当会社は、1回の事故につき、1敷地内ごとに損害が生じた保険の対象の所在する敷地内にかかるこの保険契約の保険金額に30%を乗じて得た額または5,000万円のいずれか低い額を限度とし、修理付帯費用の額を第1条（保険金を支払う場合）(4)の修理付帯費用保険金として、支払います。

(2) (1)の場合において、当会社は、(1)の規定によって支払うべき修理付帯費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、修理付帯費用保険金を支払います。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、ビジネス総合補償特約およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

[AF] 商品・製品等輸送危険補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、ビジネス総合補償特約第4条（保険の対象の範囲）(1)の規定にかかるわらず、保険の対象である屋内商品・製品等または屋外商品・製品等^(注1)が国内における輸送中^(注2)に、同特約第1条（保険金を支払う場合）(1)から(4)まで、(6)および(7)の事故^(注3)により、その保険の対象である屋内商品・製品等または屋外商品・製品等に生じた損害に対して、この特約に従い、損害保険金を支払います。

(注1) 屋内商品・製品等または屋外商品・製品等

明記物件を除きます。以下同様とします。

(注2) 輸送中

次に掲げる区間をいい、輸送に付隨する一時保管を含みます。

① 保険の対象が仕入先において輸送用具への積込みが開始された時に始まり、通常の輸送経路を経て、保険の対象である屋内商品・製品等または屋外商品・製品等を保管する保険証券記載の敷地内（以下「保険証券記載の敷地内」といいます。）において輸送用具から荷卸しされた時まで。

② 保険の対象が保険証券記載の敷地内において輸送用具への積込みが開始された時に始まり、通常の輸送経路を経て、仕向地保管場所において輸送用具から荷卸しされた時まで。なお、仕向地を経て再び保険証券記載の敷地内に輸送する場合を含みます。

(注3) 同特約第1条（保険金を支払う場合）(1)から(4)まで、(6)および(7)の事故この特約においては、ビジネス総合補償特約第1条（保険金を支払う場合）(6)①から③に規定する損害の状況を問いません。

- (2) 当会社は、(1)の損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対して、この特約に従い、臨時費用保険金を支払います。
- (3) 当会社は、(1)の損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用^(注)に対して、この特約に従い、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

(注) 残存物の取片づけに必要な費用

取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。以下「残存物取片づけ費用」といいます。

- (4) 当会社は、(1)に規定する事故によって保険の対象に損害が生じた結果、その保険の対象の復旧にあたり次のいずれかに該当する費用が発生した場合は、その費用のうち当会社の承認を得て支出した必要かつ有益な費用（以下「修理付帯費用」といいます。）に対して、この特約に従い、修理付帯費用保険金を支払います。
- ① 損害が生じた保険の対象を復旧するために要するその損害の原因の調査費用^(注1)
- ② 保険の対象に生じた損害の範囲を確定するために要する調査費用。ただし、保険の対象に損害が生じた時からその保険の対象の復旧完了までの期間^(注2)を超える期間に対応する費用を除きます。
- ③ 損害が生じた保険の対象である設備または装置を再稼働するために要する保険の対象の点検費用、調整費用または試運転費用。ただし、副資材または触媒の費用を除きます。
- ④ 損害が生じた保険の対象の仮修理の費用。ただし、本修理の一部をなすと認められる部分の費用および仮修理のために取得した物の保険の対象の復旧完了時における価額を除きます。
- ⑤ 損害が生じた保険の対象の代替として使用する物の賃借費用^(注3)。ただし、損害が生じた保険の対象をその地において借用する場合に要する賃借費用を超えるものを除きます。
- ⑥ 損害が生じた保険の対象の代替として使用する仮設物の設置費用^(注4)および撤去費用ならびにこれに付随する土地の賃借費用
- ⑦ 損害が生じた保険の対象を迅速に復旧するための工事に伴う残業勤務、深夜勤務または休日勤務に対する割増賃金の費用

(注1) 調査費用

被保険者またはその親族（6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。）もしくは使用人いかわる人件費および被保険者が法人である場合に、その理事、取締役もしくはその他の機関にある者またはその従業員にいかわる人件費を除きます。以下②において同様とします。

(注2) 復旧完了までの期間

保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとします。以下（注3）において「復旧期間」といいます。

(注3) 賃借費用

敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間を超える期間に 対応する費用を除きます。以下⑤および⑥において同様とします。

(注4) 仮設物の設置費用

保険の対象の復旧完了時における仮設物の価額を除きます。

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、ビジネス総合補償特約第2条（保険金を支払わない場合）および同特約第3条（保険金を支払わない場合—破損・汚損等）の損害のほか、次に掲げる損害に対しても、損害保険金を支払いません。

- ① 荷造りの不完全によって生じた損害
- ② 輸送の遅延によって生じた損害

第3条（損害保険金の支払額）

(1) 当会社が第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金として支払うべき損害の額は、保険の対象である屋内商品・製品等および屋外商品・製品等の時価額によって定めます。この場合において、損害が生じた保険の対象を修理することができるときには、時価額を限度とし、次の算式によって算出した額とします。

$$\boxed{\text{修理費 (注)}} - \boxed{\text{修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額}} = \text{損害の額}$$

（注）修理費

損害が生じた地および時において、損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、保険の対象の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。以下同様とします。

- (2) 盗難によって損害が生じた場合において、盗取された保険の対象を回収することができたときは、そのために支出した必要な費用は、(1)の損害の額に含まれるものとします。ただし、その時価額を限度とします。
- (3) 当会社は、1回の事故につき100万円を限度とし、(1)および(2)の規定による損害の額から保険証券記載の免責金額を差し引いた額を損害保険金として、支払います。この場合において、2以上の保険の対象について損害が生じたときは、免責金額をおのおのの損害の額の割合によって比例配分します。

第4条（臨時費用保険金の支払額）

(1) 当会社は、第1条（保険金を支払う場合）(2)の臨時費用保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。

$$\boxed{\text{第1条(1)の損害保険金}} \times \boxed{\text{支払割合 (30\%)}} = \text{臨時費用保険金の額}$$

- (2) (1)の場合において、当会社は、(1)の規定によって支払うべき臨時費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、臨時費用保険金を支払います。

第5条（残存物取片づけ費用保険金の支払額）

(1) 当会社は、第1条（保険金を支払う場合）(1)損害保険金の10%に相当する額を限度とし、残存物取片づけ費用の額を同条(3)の残存物取片づけ費用保険金として、支払います。

- (2) (1)の場合において、当会社は、(1)の規定によって支払うべき残存物取片づけ費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

第6条（修理付帯費用保険金の支払額）

(1) 当会社は、1回の事故につき、1敷地内ごとに損害が生じた保険の対象の所在する敷地内にかかるこの保険契約の保険金額に30%を乗じて得た額または5,000万円のいずれか低い額を限度とし、修理付帯費用の額を第1条（保険金を支払う場合）(4)の修理付帯費用保険金として、支払います。

- (2) (1)の場合において、当会社は、(1)の規定によって支払うべき修理付帯費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、修理付帯費用保険金を支払います。

第7条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、ビジネス総合補償特約およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

[AG] 臨時費用保険金補償対象外特約

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、ビジネス総合補償特約第1条（保険金を支払う場合）(8)、電気的・機械的事故限定補償特約（企業財産包括用）第1章ビジネス総合補償特約追加条項第1条（保険金を支払う場合）(2)、商品・製品等盗難危険補償特約第1条（保険金を支払う場合）(2)および商品・製品等輸送危険補償特約第1条（保険金を支払う場合）(2)の規定にかかわらず、臨時費用保険金を支払いません。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、ビジネス総合補償特約、電気的・機械的事故限定補償特約（企業財産包括用）、商品・製品等盗難危険補償特約および商品・製品等輸送危険補償特約ならびにこれらに付帯される他の特約の規定を準用します。

[AH] 残存物取片づけ費用保険金補償対象外特約

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、ビジネス総合補償特約第1条（保険金を支払う場合）(9)、電気的・機械的事故限定補償特約（企業財産包括用）第1章ビジネス総合補償特約追加条項第1条（保険金を支払う場合）(3)、商品・製品等盗難危険補償特約第1条（保険金を支払う場合）(3)および商品・製品等輸送危険補償特約第1条（保険金を支払う場合）(3)の規定にかかわらず、残存物取片づけ費用保険金を支払いません。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、ビジネス総合補償特約、電気的・機械的事故限定補償特約（企業財産包括用）、商品・製品等盗難危険補償特約および商品・製品等輸送危険補償特約ならびにこれらに付帯される他の特約の規定を準用します。

[AI] 地震火災費用保険金補償対象外特約

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、ビジネス総合補償特約第1条（保険金を支払う場合）(11)の規定にかかわらず、地震火災費用保険金を支払いません。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、ビジネス総合補償特約およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

[AJ] 修理付帯費用保険金補償対象外特約

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、ビジネス総合補償特約第1条（保険金を支払う場合）(10)、電気的・機械的事故限定補償特約（企業財産包括用）第1章ビジネス総合補償特約追加条項第1条（保険金を支払う場合）

(4)、商品・製品等盜難危険補償特約第1条（保険金を支払う場合）(4)および商品・製品等輸送危険補償特約第1条（保険金を支払う場合）(4)の規定にかかわらず、修理付帯費用保険金を支払いません。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、ビジネス総合補償特約、電気的・機械的事故限定補償特約（企業財産包括用）、商品・製品等盜難危険補償特約および商品・製品等輸送危険補償特約ならびにこれらに付帯される他の特約の規定を準用します。

■財物損壊リスクに対する補償関連特約（建築中財物補償特約）

[AL] 建築中財物補償特約

第1章 補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、保険証券記載の工事現場（以下「工事現場」といいます。）において、不測かつ突然的な事故によって保険の対象について生じた損害に対して、この特約に従い、損害保険金を支払います。
- (2) 当会社は、(1)の損害保険金が支払われる場合において、その事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対して、この特約に従い、臨時費用保険金を支払います。
- (3) 当会社は、(1)の損害保険金が支払われる場合において、その事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用^(注)に対して、この特約に従い、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

（注）残存物の取片づけに必要な費用

解体費用、取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用のうち、第5条（損害の額の算定）に規定する損害の額に含まれないものをいいます。以下「残存物取片づけ費用」といいます。

第2条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金^(注1)を支払いません。
 - ① 保険契約者、被保険者^(注2)もしくはこれらの者の法定代理人または工事現場責任者の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - ② 風、雨、雹もしくは砂塵の吹込みまたはこれらのものの漏入。ただし、保険の対象または保険の対象を収容する建物が台風、旋風、暴風、暴風雨、突風、雹、その他の風災または雹災によって直接破損したために、前条(1)の事故が生じた場合を除きます。
 - ③ 寒気、霜、氷（雹を除きます。）または雪

（注1）保険金

損害保険金、臨時費用保険金または残存物取片づけ費用保険金をいいます。以下同様とします。

（注2）保険契約者、被保険者

保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害^(注1)に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注2)
 - ② 官公庁による差押え、収用、没収または破壊。ただし、火災の延焼防止のために行われる場合を除きます。
 - ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ④ 核燃料物質^(注3)または核燃料物質によって汚染された物^(注4)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

（注1）損害

①から⑤までの事由によって発生した前条の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも同条の事故が①から⑤までの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。

(注2) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。以下④において同様とします。

(注4) 汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(3) 当会社は、高潮、洪水、内水氾濫または豪雨による土砂崩れもしくは崖崩れによって生じた損害（これらの事由がなければ発生または拡大しなかった損害を含みます。）に対しては、保険金を支払いません。

(4) 当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

① 損害発生後30日以内に知ることができなかった盜難の損害

② 残材調査の際に発見された紛失または不足の損害

③ 保険の対象が保険証券記載の工事以外の用途に使用された場合において、その使用によってその使用部分に生じた損害

④ 工事用仮設材として使用される矢板、くい、H型鋼もしくはその他これらに類する物の打込みまたは引抜きの際に生じた曲損もしくは破損または引抜き不能の損害

⑤ 保険の対象の性質もしくは欠陥またはその自然の消耗（さびまたはスケール等を含みます。）もしくは劣化

(5) 当会社は、次のいずれかに該当する費用に対しては、保険金を支払いません。

① 保険の対象の設計、施工、材質または製作の欠陥を除去するための費用

② 溝水の止水または排水費用

第3条（保険の対象の範囲）

(1) この特約における保険の対象は、工事現場における次のいずれかに該当する物に限ります。

① 保険証券記載の工事の対象物

② ①に付随する支保工、型枠工、支持枠工、足場工、土留工、防護工その他の仮工事の対象物

③ ①および②の工事のために仮設される電気配線、配管、電話または伝令設備、照明設備および保安設備（以下「工事用仮設物」といいます。）

④ 現場事務所、宿舎、倉庫その他の工事用仮設建物および工事用仮設建物に収容されている什器または備品（注）

⑤ 工事用材料および工事用仮設材

(注) 什器または備品

家具、衣類、寝具、事務用品および非常用具に限ります。

(2) (1)(3)から⑤までに掲げる物は、保険証券記載の工事専用でない場合には、特別の約定がない限り、保険の対象に含まれません。

(3) 次に掲げる物は、保険の対象に含まれません。

① 据付機械設備等の工事用仮設備（据付費および付帯設備工事費を含みます。）および工事用機械器具ならびにこれらとの部品

② 航空機、船舶、水上運搬用具、機関車または自動車（注）その他の車両

③ 設計図書、証書、帳簿、通貨、有価証券その他これらに類する物

(注) 自動車

自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。

第4条（保険金額）

保険金額は、保険証券記載の工事にかかる請負契約金額（注）であることを要します。

(注) 請負契約金額

支給材料の金額が算入されていない場合は、その金額を加算し、保険の対象とならない工事の金額が算入されている場合は、その金額を差し引きます。以下「請負金額」といいます。

第5条（損害の額の算定）

- (1) 当会社が、第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金として支払うべき損害の額は、損害の生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するのに直接要する再築、再取得または修理の費用（以下「復旧費」といいます。）とします。
- (2) (1)の復旧費は、請負金額の内訳書を基礎として算出します。ただし、内訳書に損料または償却費を計上した工事用仮設材、工事用仮設物、工事用仮設建物および工事用仮設建物に収容されている什器または備品については、これらの物の損害が生じた地および時における価額によって定めます。
- (3) 次に掲げる費用は、復旧費に含まないものとします。
 - ① 仮修理費。ただし、当会社が、本修理の一部をなすと認めた費用については除きます。
 - ② 排土または排水費用。ただし、当会社が、復旧費の一部をなすと認めた費用については除きます。
 - ③ 工事内容の変更または改良による増加費用
 - ④ 保険の対象の損傷復旧方法の研究費用または復旧作業の休止もしくは手待ち期間の手待ち費用
- (4) 損害の生じた保険の対象につき残存物がある場合は、損害が生じた地および時におけるその残存物の価額を(1)から(3)までの規定による損害の額から差し引いた残額をもって損害の額とします。

第6条（保険金の支払額）

- (1) 当会社は、第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害に対して、次の算式によって算出した額を損害保険金として支払います。ただし、1回の事故につき、保険金額を限度とします。

前条の規定による損害の額 — 免責金額^(注) = 損害保険金の額

(注) 免責金額

保険証券記載の免責金額とします。以下同様とします。

- (2) 保険金額が請負金額より低い場合は、(1)の規定にかかわらず、当会社は、次の算式によって算出した額を損害保険金として、支払います。ただし、1回の事故につき、保険金額を限度とします。

$$\left(\frac{\text{前条の規定による}}{\text{損害の額}} - \frac{\text{免責金額}}{\text{請負金額}} \right) \times \frac{\text{保険金額}}{\text{請負金額}} = \text{損害保険金の額}$$

- (3) 当会社は、第1条（保険金を支払う場合）(2)の臨時費用保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、500万円を限度とします。

$$\frac{\text{同条の規定による}}{\text{損害保険金の額}} \times \frac{\text{支払割合 (30\%)}}{} = \text{臨時費用保険金の額}$$

- (4) 当会社は、第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金の10%に相当する額を限度とし、残存物取片づけ費用の額を同条(3)の残存物取片づけ費用保険金として、支払います。
- (5) (3)または(4)の場合において、当会社は、(3)および(4)の規定によってそれぞれ支払うべき臨時費用保険金または残存物取片づけ費用保険金と損害保険金との合計額が保険金額を超える場合でも、支払います。

第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1) 他の保険契約等^(注)がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額（以下「支払責任額」といいます。）の合計額が、保険金の種類ごとに別表1に掲げる支払限度額（以下「支払限度額」といいます。）を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この特約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この特約の支払責任額を限度とします。

(注) 他の保険契約等

この特約における保険の対象と同一のものについて締結された第1条（保険金を支払う場合）の損害または費用を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。以下同様とします。

(2) (1)の場合において、他の保険契約等に、再調達価額^(注)から使用による減価を差し引いた額または損害が生じた地および時における保険の対象の価額を基準として算出する旨の約定があるときは、(1)の規定にかかわらず、当会社は、次の算式によって算出した額を損害保険金として、支払います。ただし、第6条（保険金の支払額）に規定により算出された損害保険金の額を限度とします。また、この算式において、免責金額は、この保険契約または他の保険契約等の免責金額のうち、最も低い額を適用します。

$$\text{第5条(損害の額の算定)} - \text{免責金額} - \text{他の保険契約等によって支払われるべき損害保険金の額} = \text{損害保険金の額}$$

(注) 再調達価額

保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。

(3) (1)の場合において、第1条（保険金を支払う場合）(2)の臨時費用保険金および同条(3)の残存物取片づけ費用保険金につき支払責任額を算出するにあたっては、同条(1)の損害保険金の額は、(1)または(2)の規定を適用して算出した額とします。

(4) 損害が2種類以上の事故によって生じた場合は、同種の事故による損害について、(1)の規定をおのおの別に適用します。

第2章 基本条項

第8条（保険責任の始期および終期）

(1) 当会社の保険責任は、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）の初日の午後4時^(注)に始まります。ただし、保険期間が始まった後でも、工事用材料および工事用仮設材については、工事現場において輸送用具からその荷卸しが完了した時に始まるものとします。

(注) 初日の午後4時

保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

(2) 当会社の保険責任は、保険期間の末日の午後4時に終わります。ただし、保険期間中であっても、工事の対象物の引渡しの時^(注)に終わるものとします。

(注) 工事の対象物の引渡しの時

工事の対象物の引渡しを要しない場合は、その工事が完成した時とします。以下同様とします。

(3) (1)および(2)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(4) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第9条（告知義務）

(1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、危険^(注1)に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたもの^(注2)について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

(注1) 危険

損害の発生の可能性をいいます。以下同様とします。

(注2) 当会社が告知を求めたもの

他の保険契約等に関する事項を含みます。以下「告知事項」といいます。

(2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかつた場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。

(3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

① (2)に規定する事実がなくなつた場合

② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかつた場合^(注)

③ 保険契約者または被保険者が、第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

④ 当会社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

(注) (2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかつた場合

当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

(4) (2)の規定による解除が第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第15条（保険契約または特約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずして発生した第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。

第10条（通知義務）

(1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなつた場合には、当会社に申し出る必要はありません。

① 工事を追加、変更、中断、再開または放棄すること。

② 設計、仕様または施工方法を著しく変更すること。

③ ①および②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実^(注)が発生すること。

(注) 告知事項の内容に変更を生じさせる事実

告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

(2) (1)の事実の発生によって危険増加^(注)が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかつたときは、当会社は、保

険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。

(注) 危険増加

告知事項についての危険が高くなり、この特約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。以下同様とします。

- (3) (2)の規定は、当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または(1)の事実が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4) (2)の規定による解除が第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第15条（保険契約または特約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した第1条の事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、(1)の事実に基づかずして発生した第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。

第11条（保険の対象の調査および事故の予防）

- (1) 当会社は、いつでも保険の対象または工事現場を調査することができます。
- (2) (1)の調査の際、事故発生のおそれが大きいと認めた場合は、当会社は、保険契約者または被保険者が自己の費用をもって、その発生を防止するために必要な措置をとることを求めることがあります。
- (3) 保険契約者、被保険者または工事現場責任者が、正当な理由がなく(1)の調査を拒んだ場合、または保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)の請求に応じない場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。
- (4) (3)の規定は、(3)に規定する拒否の事実のあった時から1か月を経過した場合には適用しません。

第12条（保険金額の調整）

- (1) 保険契約締結の際、保険金額が請負金額を超えていた場合であっても、保険契約者は、その超過部分について、この特約を取り消すことはできません。
- (2) 保険契約締結の後、請負金額が著しく減少した場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の請負金額に至るまでの減額を請求することができます。

第13条（保険契約者による特約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもってこの特約を解除することができます。ただし、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。

第14条（重大事由による解除）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。
- ① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの特約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者が、この特約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
- ア. 反社会的勢力^(注)に該当すると認められること。
- イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
- エ. 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

- (4) ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(注) 反社会的勢力

暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。以下③において同様とします。

- (2) 当会社は、被保険者が(1)(3)アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約^(注)を解除することができます。

(注) この特約

被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。

- (3) (1)または(2)の規定による解除が第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した第1条の事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

- (4) 保険契約者または被保険者が(1)(3)アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、(1)(3)アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

第15条（保険契約または特約解除の効力）

保険契約または特約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第16条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）

- (1) 第9条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 第10条（通知義務）(1)の事実が発生した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (3) 当会社は、保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合^(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。

(注) 追加保険料の支払を怠った場合

当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

- (4) (1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの特約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、第10条（通知義務）(1)の事実が生じた場合における、その事実が生じた時より前に発生した第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。
- (6) (1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差額に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (7) (6)の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者が保険契約条件の変更日までにその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この特約およ

びこれに付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。

第17条（保険料の返還－無効の場合）

企業財産包括保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第21条（保険契約の無効）の規定により保険契約が無効となる場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第18条（保険料の返還または請求－保険金額の調整の場合）

第12条（保険金額の調整）(2)の規定により、保険契約者が保険金額の変更につき承認の請求を行った場合において、当会社がこれを承認したときは、当会社は、変更前の保険金額と変更後の保険金額の差額に基づき計算した保険料を返還します。

第19条（保険料の返還－解除の場合）

- (1) 第9条（告知義務）(2)、第10条（通知義務）(2)、第11条（保険の対象の調査および事故の予防）(3)、第14条（重大事由による解除）(1)または第16条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(3)の規定により、当会社が保険契約または特約を解除した場合は、当会社は、領収した保険料から既経過期間に対し、別表2に掲げる期間係数を年料率に乗じることによって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。
- (2) 第13条（保険契約者による特約の解除）の規定により、保険契約者がこの特約を解除した場合は、当会社は、領収した保険料から既経過期間に対し、別表2に掲げる期間係数を年料率に乗じることによって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第20条（事故の通知）

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険の対象について損害が生じたことを知った場合は、損害の発生ならびに他の保険契約等の有無および内容^(注)を当会社に遅滞なく通知しなければなりません。

（注）他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

- (2) 保険の対象について損害が生じた場合は、当会社は、保険の対象または工事現場を調査することができます。
- (3) 保険契約者、被保険者もしくはこれらの者の代理人または工事現場責任者は、(2)の調査前に、損害の発生および拡大の防止に必要な限度を超えて損害を修理し、またはその状態を変更してはなりません。ただし、保険契約者または被保険者が(1)の通知を発した後、当会社が7日以内に調査を行わなかった場合および保安上必要と認められる場合を除きます。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)もしくは(3)の規定に違反した場合または(2)の調査を妨害した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第21条（損害防止義務および損害防止費用）

- (1) 保険契約者、被保険者または工事現場責任者は、第1条（保険金を支払う場合）の事故が発生したことを知った場合は、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。
- (2) (1)の場合において、保険契約者、被保険者または工事現場責任者が、第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用を支出したときは、当会社は、第5条（損害の額の算定）の規定による損害の額に含めるものとします。ただし、損害の発生の防止を行った結果、第1条(1)に規定する損害が発生しなかった場合における発生防止のための費用を除きます。
- (3) 保険契約者、被保険者または工事現場責任者が正当な理由がなく(1)の義務を履行しなかった場合は、当会社は、次の算式によって算出した額を損害の額とみなします。

第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害の額

– 損害の発生および拡大を防止することができたと認められる額

= 損害の額

第22条（残存物）

当会社が第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権は、当会社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、当会社に移転しません。ただし、第5条（損害の額の算定）(4)の規定が適用された残存物については、被保険者の所有に属するものとします。

第23条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
 - ① 保険金の請求書
 - ② 損害見積書
 - ③ 保険の対象の盗難による損害の場合は、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類
 - ④ その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第24条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、被保険者が前条(2)の手続を完了した日（以下この条において「請求完了日」といいます。）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額^(注)および事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

（注）損害の額

請負金額を含みます。ただし、保険の対象が第5条（損害の額の算定）(2)のただし書の規定に該当する場合は、それらの物の損害が生じた地および時における価額を含みます。

- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかるわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数^(注1)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
 - ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会^(注2) 180日
 - ② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ④ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

⑤ 保険の対象となる工事において使用されている材料・技術・工法もしくは事故発生の原因となる事由が特殊である場合または工事現場内に所在する多数の保険の対象が同一事故により損害を受けた場合において、(1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 180日

(注1) 日数

複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注2) 公の機関による捜査・調査結果の照会

弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3) (2)①から⑤までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、(2)①から⑤までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、当会社は、(2)①から⑤までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。

(4) (1)から(3)までに掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合^(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)から(3)までの期間に算入しないものとします。

(注) 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合

必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第25条（代位）

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(2) (1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第26条（保険金額の復元）

当会社が保険金を支払った場合においても、この特約の保険金額は減額されません。

第27条（準拠法）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

【別表1】 他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額

	保険金の種類	支払限度額
1	第1条（保険金を支払う場合）(1) の損害保険金	損害の額－免責金額 この算式において、免責金額はこの保険契約または他の保険契約等の免責金額のうち最も低い額を適用します。
2	第1条（保険金を支払う場合）(2) の臨時費用保険金	1回の事故につき、500万円 ^(注) ^(注) 500万円 他の保険契約等に限度額が500万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
3	第1条（保険金を支払う場合）(3) の残存物取片付づけ費用保険金	残存物取片付づけ費用の額

【別表2】 期間係数表

既経過期間月数	期間係数
1年以内の月数 1か月につき	月数÷12
1年を超える2年以内の月数 1か月につき	月数×2%
2年を超える月数 1か月につき	月数×1%

[AM] メンテナンス期間に関する特約（建築中財物特約用）

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、建築中財物補償特約第1条（保険金を支払う場合）および同特約第8条（保険責任の始期および終期）の規定にかかわらず、保険証券記載のメンテナンス期間中については、不測かつ突発的な次のいずれかに該当する事故によって引渡しの完了した保険の対象（以下「保険の対象」といいます。）について生じた損害についても、保険金を支払います。

- ① 被保険者^(注1)が工事の請負契約書に従って行う修補作業の拙劣または過失による事故
- ② 保険の対象について、その引渡し前の工事期間中に工事現場において発生した建設作業^(注2)の欠陥による事故

（注1）被保険者

発注者を除きます。以下同様とします。

（注2）建設作業

試運転および負荷試験を含みます。以下同様とします。

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、この特約により、建築中財物補償特約第2条（保険金を支払わない場合）およびこの保険契約に付帯された特約に定める保険金を支払わない損害のほか、次のいずれかに該当する損害または費用に対しても、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が、法律上または工事の請負契約における発注者に対し自己の費用で復旧すべき責任を負わない損害
- ② 保険契約者、被保険者または工事現場責任者が事故発生前に既に知り、もしくは重大な過失により知らなかった保険の対象の建設作業の欠陥に起因する事故によって生じた損害
- ③ 消耗、摩耗、腐食、侵食、劣化の損害およびこれらに起因してその部分に生じた損害

第3条（免責金額）

この特約にかかる免責金額^(注)は、1回の事故につき、損害額の20%または50万円のいずれか高い額とします。

（注）免責金額

支払保険金算出に際し、損害の額から差し引く金額をいい、被保険者の自己負担となります。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、建築中財物補償特約の規定を準用します。

■売上減少リスクに対する補償関連特約

[AV] 休業損失補償特約

第1章 補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、保険の対象が次のいずれかに該当する事故により損害^(注1)を受けた結果、営業が休止または阻害されたために生じた損失に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

- ① 火災
- ② 落雷
- ③ 破裂または爆発^(注2)

(注1) 損害

消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。以下同様とします。

(注2) 破裂または爆発

気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

(2) 当会社は、保険の対象が次のいずれかに該当する事故により損害^(注1)を受けた結果生じた損失に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

- ① 風災^(注2)
- ② 倉災
- ③ 雪災^(注3)

(注1) 損害

風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みによって生じた損害については、建物または屋外設備・装置の外側の部分^(注4)が①から③までの事故によって破損し、その破損部分から建物または屋外設備・装置の内部に吹き込むことによって生じた損害に限ります。以下(2)において同様とします。

③の事故による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おのおの別の事故によって生じたことがビジネス総合補償特約第30条（保険金の支払時期）の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。この場合であっても、保険契約者または被保険者は、同特約第26条（事故の通知）および第27条（損害防止義務および損害防止費用）の規定に基づく義務を負うものとします。以下(2)において同様とします。

(注2) 風災

台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。

(注3) 雪災

豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩等をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。

(注4) 建物または屋外設備・装置の外側の部分

建物については、外壁、屋根、開口部等をいいます。以下同様とします。

(3) 当会社は、保険の対象が次のいずれかに該当する事故により損害を受けた結果生じた損失に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

- ① 建物^(注1)の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れ^(注2)または(2)もしくは(5)の事故による損害を受けた結果生じた損失を除きます。

- ② 次のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢水^(注3)による水濡れ。ただし、(2)または(5)の事故による損害を受けた結果生じた損失を除きます。

ア. 給排水設備^(注4)に生じた事故

イ. 被保険者^(注5)以外の者が占有する戸室で生じた事故

③ 騒擾およびこれに類似の集団行動^(注6) または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為

(注1) 建物

土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、屋外設備・装置^(注7) を除きます。以下同様とします。

(注2) 土砂崩れ

崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。以下同様とします。

(注3) 溢水

水が溢れることをいいます。

(注4) 給排水設備

スプリンクラー設備・装置を含みます。

(注5) 被保険者

損失を被る者で、保険証券に記載された者をいいます。以下同様とします。

(注6) 騒擾およびこれに類似の集団行動

群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害を生ずる状態であって、次条(2)①の暴動に至らないものをいいます。

(注7) 屋外設備・什器

屋外設備・什器等^(注8) のうち、地面等に固着されている設備、装置または機械等をいいます。

(注8) 屋外設備・什器等

敷地内の建物の外部にある設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品をいいます。なお、「敷地内」とは、特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。以下同様とします。

(4) 当会社は、盜難^(注) によって保険の対象に生じた盗取、損傷または汚損の損害が生じた結果生じた損失に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

(注) 盗難

強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。以下同様とします。

(5) 当会社は、水災^(注) によって保険の対象が損害を受けた結果生じた損失に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

(注) 水災

台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等をいいます。

(6) 当会社は、破損・汚損等^(注) によって保険の対象が損害を受けた結果生じた損失に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

(注) 破損・汚損等

(1)から(5)までおよび(7)の事故を除く不測かつ突発的な事故をいいます。

(7) 当会社は、食中毒^(注1) または特定感染症^(注2) によって生じた損失に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

(注1) 食中毒

次のいずれかに該当する事象をいいます。以下同様とします。

① 第5条 (保険の対象の範囲) (1)①に規定する保険の対象である物件における食中毒の発生またはそれらの物件において製造、販売もしくは提供した食品に起因する食中毒の発生。ただし、その食中毒の発生について食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づいて所轄保健所長に届出があった場合に限ります。

② ①の食中毒の発生の疑いがある場合における厚生労働大臣その他の行政機関による占有物件の営業の禁止、停止その他の処置

(注2) 特定感染症

次のいずれかに該当する事故をいいます。以下同様とします。

① 第5条（保険の対象の範囲）(1)(1)に規定する保険の対象である物件における特定感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。以下同様とします。）の発生またはそれらの物件において製造、販売もしくは提供した食品に起因する特定感染症の発生。ただし、その特定感染症の発生について感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づき所轄保健所長に届出のあった場合に限ります。

② ①の特定感染症の発生の疑いがある場合における厚生労働大臣その他の行政機関による占有物件の営業の禁止、停止その他の処置

第2条（保険金を支払わない場合）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する損失に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者、被保険者^(注1)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損失

② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者^(注2)またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損失。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。

③ 被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって生じた損失

④ 前条(1)から(3)までの事故または(5)から(7)までの事故の際ににおける保険の対象の紛失または盗難によって保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失

⑤ 自動販売機、駐車券発行機、精算機、ゲーム機、コインランドリー機等、現金を投入することで商品やサービスを提供する機械またはこれらに収容される通貨もしくは動産の盗難によって保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失

⑥ 保険の対象である動物に次のいずれかの損害が生じたことによって生じた損失

ア. 死亡以外の損害

イ. 事故発生後、その日を含めて7日を経過した日の翌日以後に死亡した場合の損害

ウ. ウィルス、細菌、原生動物等による損害またはこれらの疑いのある損害^(注3)

⑦ 保険の対象である植物に次のいずれかの損害が生じたことによって生じた損失

ア. 枯死^(注4)以外の損害

イ. 事故発生後、その日を含めて7日を経過した日の翌日以後に枯死した場合の損害

ウ. ウィルス、細菌、原生動物等による損害またはこれらの疑いのある損害

⑧ 万引き等^(注5)によって保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失。ただし、万引き等を行った者が暴行または脅迫した場合を除きます。

⑨ 国または公共機関による法令等の規制によって生じた損失。ただし、前条(7)の事故による損失を除きます。

⑩ 保険の対象の復旧または事業もしくは営業の継続に対する妨害によって生じた損失

⑪ 次のいずれかに該当する事由によって生じた第5条（保険の対象の範囲）(1)(3)に掲げる事業者の占有するユーティリティ設備^(注6)の機能が停止または阻害されたことにより、電気、ガス、熱もしくは水道の供給または電信・電話の中継が中断または阻害されたことによる損失
ア. ユーティリティ設備の能力を超える利用または他の利用者による利用の優先

イ. 賃貸借契約等の契約または各種の免許の失効、解除または中止

ウ. 第5条(1)(3)に掲げる事業者または事業者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為

エ. 脅迫行為

オ. 水源の汚染、渴水または水不足

⑫ 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込み、浸込みまたは漏入によって損害が生じたことによって生じた損失。ただし、前条(2)の事故によって建物または屋外設備・装置

の外側の部分が破損した結果、これらの損害が生じた場合は、この規定は適用しません。

(注1) 保険契約者、被保険者

保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人的業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) その者

その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人的業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) ウイルス、細菌、原生動物等による損害またはこれらの疑いのある損害

これらの損害の発生または拡大を防止することを目的として、被保険者または行政機関等が保険の対象を処分することによる損害を含みます。以下同様とします。

(注4) 枯死

鉢植および草花等においては、その植物の生命が全く絶たれた状態をいい、立木竹（垣）である場合に限ります。においては、枯れ枝が樹冠部の3分の2以上になった場合および通直な主幹をもつ樹木については樹高の3分の1以上の主幹が枯れた場合をいいます。以下同様とします。

(注5) 万引き等

万引きその他収容場所に不法に侵入することなく行われた盜難をいいます。以下同様とします。

(注6) ユーティリティ設備

日本国内に所在する電気、ガス、熱、水道または電信・電話の供給・中継設備およびこれらに接続している配管または配線をいいます。以下同様とします。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由による損害^(注1)を受けた結果生じた損失に対しては、保険金を支払いません。

① 戰争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注2)

② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

③ 核燃料物質^(注3)もしくは核燃料物質によって汚染された物^(注4)の放射性、爆発性その他有害な特性またはこれらの特性による事故

(注1) 損害

①から③までの事由によって発生した事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも同条の事故が①から③までの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。

(注2) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。以下③において同様とします。

(注4) 汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(3) 当会社は、次のいずれかに該当する損害および次のいずれかによって生じた損害^(注1)を受けた結果生じた損失に対しては、保険金を支払いません。

① 保険の対象の欠陥。ただし、次のいずれかに該当する者が相当の注意をもってしても発見しえなかつた場合を除きます。

ア. 保険契約者または被保険者

イ. ア. に代わって保険の対象を管理する者

ウ. ア. またはイ. の使用人

② 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化^(注2)、スケール^(注3)の進行、または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション^(注4)、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害

③ ねずみ食い、虫食い等

- (注1) 次のいずれかに該当する損害および次のいずれかによって生じた損害
前条の事故が生じた場合は、①から③までのいずれかに該当する損害に限ります。
- (注2) 自然の消耗もしくは劣化
保険の対象である機械、設備または装置の日常の使用または運転に伴う摩滅、摩耗、消耗または劣化を含みます。
- (注3) スケール
ボイラー、熱交換器、冷却塔、濾過器、貯湯タンク、ポンプおよびそれらの配管等の内壁に、液体の溶存物質が付着し、硬化することをいいます。
- (注4) キャビテーション
ポンプ、水車またはタービン等の羽根車の翼面上を流れる液体が加速されることで発生する急激な気泡の発生および消滅現象に伴う圧力によって、羽根車や周辺部位が損壊することをいいます。
- (4) 当会社は、保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他の外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害を受けた結果生じた損失に対しては、保険金を支払いません。
- ### 第3条（保険金を支払わない場合—破損・汚損等）
- 当会社は、第1条（保険金を支払う場合）(6)の事故が発生した場合において、次のいずれかに該当する損失に対しては、保険金を支払いません。
- ① 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損失。ただし、消防、避難その他の消防の活動のために必要な処置により生じた損失を除きます。
 - ② 次のいずれかに該当する者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損失
 - ア. 保険契約者または被保険者の使用者
 - イ. 保険の対象の使用または管理を委託された者
 - ウ. イ. の使用者
 - ③ 保険の対象に対する加工^(注1)、解体、据付、組立、修理、清掃、点検または調整等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害によって生じた損失
 - ④ 不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故^(注2)によって損害が生じたことによって生じた損失
 - ⑤ 保険の対象の置き忘れまたは紛失によって生じた損害によって生じた損失
 - ⑥ 証欺または横領によって保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失
 - ⑦ 土地の沈下、移動または隆起によって保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失
 - ⑧ 保険の対象のうち、電球、ネオンサイン装置、ブラウン管等の管球類（これらのフィラメント部分のみの場合を含みます。）、電光掲示板、液晶ディスプレイ、プラズマディスプレイ、有機ELディスプレイ等のバックライト部分、蛍光体部分その他これらに類する画像表示装置のみに損害が生じたことによって生じた損失。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を受けたことによって損失が生じた場合を除きます。
 - ⑨ 保険の対象のうち、楽器について生じた次のいずれかの損害によって生じた損失
 - ア. 弦のみまたはピアノ線のみが切断した場合の弦またはピアノ線の損害
 - イ. 打楽器の打皮のみが破損した場合の打皮の損害
 - ウ. 音色または音質の変化の損害
 - ⑩ 保険の対象である動産を加工または製造することに起因して、その動産に損害^(注3)が生じたことによって生じた損失
 - ⑪ 保険の対象である冷凍・冷藏物について、冷凍・冷藏装置または設備の破壊、変調または機能停止によって生じた損害によって生じた損失
 - ⑫ 電力の停止または異常な供給により、保険の対象である屋内商品・製品等^(注4)または屋外商品・製品等^(注5)のみに損害が生じたことによって生じた損失。ただし、電力の停止または異常な供給が1時間未満の場合に限ります。
 - ⑬ 保険の対象である屋内商品・製品等または屋外商品・製品等の検品または棚卸しの際に発見された数量の不足による損害によって生じた損失。ただし、不法に侵入した第三者の盗取による損害によって生じた損失を除きます。

- ⑭ 保険の対象の受渡しの過誤等、事務的または会計的な間違いによる損害によって生じた損失
- ⑮ 保険の対象が液体、粉体、気体等の流動体である場合、保険の対象に生じたコンタミネーション^(注6)、汚染、他物の混入、純度の低下、変質、固形化、化学変化もしくは品質の低下または分離もしくは復元が不可能もしくは困難となる等の損害が生じたことによって生じた損失。ただし、容器、配管等に第1条(1)から(6)までの事故による損害が生じたことに伴う漏出による損害が生じたことによって生じた損失を除きます。
- ⑯ 保険の対象のうち、次のいずれかに該当する物に損害が生じたことによって生じた損失。ただし、これらが屋内商品・製品等または屋外商品・製品等に該当する場合を除きます。
- ア. 携帯電話、P H S (簡易型携帯電話) 等の移動体通信端末機器およびこれらの付属品
イ. 携帯式電子事務機器^(注7) およびこれらの付属品
ウ. ハンガーグライダー、パラグライダー、サーフボードまたはウインドサーフィンその他これらに類するものおよびこれらの付属品
エ. 切削、研削または研磨のための工具その他これらに類する物
オ. 自動販売機、駐車券発行機、精算機、ゲーム機、コインランドリー機等、現金を投入することで商品やサービスを提供する機械
- ⑰ 保険の対象である動物または植物に損害が生じたことによって生じた損失
- ⑱ 第5条(保険の対象の範囲)(1)(3)に規定するユーティリティ設備に損害が生じたことによって生じた損失

(注1) 加工

増築、改築、修繕または取りこわしを含みます。以下同様とします。

(注2) 電気的事故または機械的事故

不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない、電気の作用や機械の稼働に伴って発生した事故をいいます。

(注3) 損害

加工または製造することに使用された機械、設備または装置等の停止によってその動産に生じた損害を含みます。

(注4) 屋内商品・製品等

建物に収容される商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。以下同様とします。

(注5) 屋外商品・製品等

敷地内の建物の外部にある商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。以下同様とします。

(注6) コンタミネーション

保険の対象が他の物質と接触し、または混合することにより、その保険の対象の質が低下またはその性質が変化することをいいます。

(注7) 携帯式電子事務機器

ラップトップまたはノート型のパーソナルコンピュータ、その他これらに類するものをいいます。

第4条(保険金を支払わない場合—食中毒および特定感染症)

当会社は、第1条(保険金を支払う場合)(7)の事故が発生した場合において、次のいずれかに該当する損失に対しては、保険金を支払いません。

① 脅迫行為によって生じた損失

② 次条①②に規定する隣接物件で損害が生じたことによって生じた損失

③ 次条①③に規定するユーティリティ設備で損害が生じたことによって生じた損失

第5条(保険の対象の範囲)

(1) この特約における保険の対象は、次に掲げる日本国内に所在する物件とします。

① 保険証券記載の建物または構築物のうち、被保険者が占有する部分（以下「建物等」といいます。）およびこれらの所在する敷地内にある被保険者の占有する物件

② 次に掲げる隣接物件

ア. 被保険者が一部を占有する①の建物等のうち、他人が占有する部分

- イ. ①およびア. に隣接するアーケード^(注) またはそのアーケードに面する建物等
- ウ. ①およびア. へ通じる袋小路およびそれに面する建物等
- ③ ①および②ア. と配管または配線により接続している次に掲げる事業者の占有するユーティリティ設備
 - ア. 電気事業法（昭和39年法律第170号）に定める電気事業者
 - イ. ガス事業法（昭和29年法律第51号）に定めるガス事業者
 - ウ. 熱供給事業法（昭和47年法律第88号）に定める熱供給事業者
 - エ. 水道法（昭和32年法律第177号）に定める水道事業者および水道用水供給事業者ならびに 工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）に定める工業用水道事業者
 - オ. 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に定める電気通信事業者

(注) アーケード

屋根覆いのある通路およびその屋根覆いをいいます。以下同様とします。

- (2) 次に掲げる物は、保険の対象に含まれません。
- ① 通貨等、預貯金証書その他これらに類する物
 - ② 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
 - ③ 船舶^(注1)、航空機^(注2) および自動車^(注3)
 - ④ 電車、機関車、ディーゼル車、客車および貨車
 - ⑤ 桟橋、護岸およびこれらに取り付けられた設備・装置ならびに海上に所在する設備・装置
 - ⑥ 工事用仮設建物^(注4)、工事用仮設物^(注5)、仮工事の対象物^(注6) およびこれらに収容されて いる設備・什器等、工事用材料または工事用仮設材
 - ⑦ テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類するものであって、市販されていない物
 - ⑧ 立木竹および植栽。ただし、垣として使用されている場合を除きます。
 - ⑨ 法令により被保険者による所有または所持が禁止されている物
 - ⑩ ①から⑨までのほか、保険証券に保険の対象に含まない旨を記載された物

(注1) 船舶

ヨット、モーターーボート、水上バイクおよびボートを含みます。

(注2) 航空機

飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船、ヨット、超軽量動力機（モーターハン ググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいいます。）、ジャイロプレー ナ等をいいます。

(注3) 自動車

自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車（総排気量が125cc以下のもの をいいます。）を除きます。

(注4) 工事用仮設建物

工事を行うために工事現場において一時的に設置される現場事務所、宿舎、倉庫等を いいます。

(注5) 工事用仮設物

本工事または仮工事のために仮設される電気配線、配管、電話・伝令設備、照明設備 および保安設備をいいます。

(注6) 仮工事の対象物

本工事の対象物に付随する仮工事の対象物をいいます。なお、仮工事とは次に掲げる工事をいいます。

ア. 支保工

イ. 型枠工

ウ. 支持枠工

エ. 足場工

オ. 土留工

カ. 防護工

キ. アからカまで以外のその他の仮工事の対象物

第6条（保険金の支払額）

- (1) 当会社が支払うべき保険金の額は、1回の事故について、次の①および②によって算出した額の合計額とします。
- ① 保険金額に休業日数^(注1)を乗じて得た額。ただし、復旧期間内の売上減少高^(注2)に支払限度率^(注3)を乗じて得た額から復旧期間内に支払を免れた経常費^(注4)等の費用を差し引いた残額を限度とします。
- ② 休業日数を減少させるために支出した必要かつ有益な追加費用^(注5)の額。ただし、休業日数短縮費用の支出によって減少させることができた休業日数に保険金額を乗じて得た額を限度とします。

(注1) 休業日数

復旧期間^(注6)内の定休日を除く休業日数をいいます。ただし、一部休業の場合は、復旧期間内の売上減少高等を考慮して、公正に休業日数の調整を行うものとします。以下同様とします。

(注2) 売上減少高

事故直前12か月のうち復旧期間に応当する期間の売上高から復旧期間内の売上高を差し引いた残額をいいます。以下同様とします。

(注3) 支払限度率

直近の会計年度（1か年間）の粗利益^(注7)の額にその10%を加算して得た額の、同期内の売上高に対する割合をいいます。以下同様とします。

(注4) 経常費

事故の有無にかかわらず営業を継続するために支出する費用をいいます。以下同様とします。

(注5) 追加費用

損害を受けた保険の対象を復旧するために通常要する費用および第19条（損害・損失防止義務および損失防止費用）(2)に規定する費用を含みません。以下「休業日数短縮費用」といいます。

(注6) 復旧期間

事故の種類ごとに次に掲げる期間をいいます。以下同様とします。

① 第1条（保険金を支払う場合）(1)から(6)までの事故の場合

保険金支払の対象となる期間であって、保険の対象が損害を受けた時からそれを遅滞なく復旧した時までに要した期間をいいます。ただし、保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとし、かつ、いかなる場合も、支払限度期間^(注8)を超えないものとします。

② 第1条(7)の事故の場合

保険金支払の対象となる期間であって、事故の発生した時から次に掲げる処理が解除された時までをいいます。

ア. 厚生労働大臣その他行政機関による対象施設の営業の禁止、停止その他の処置
イ. 保健所その他行政機関による対象施設の営業の禁止、停止その他の処置

(注7) ^{あら}粗利益

売上高から商品仕入高および原材料費^(注9)を差し引いた残高をいいます。以下同様とします。

(注8) 支払限度期間

保険金支払対象期間となる保険証券記載の期間をいいます。

(注9) 原材料費

期首棚卸高を加え、期末棚卸高を差し引いた残高をいいます。

- (2) 第1条（保険金を支払う場合）(2)および(5)から(7)までの事故により損害を受けた結果生じた損失に対して保険金を支払う場合には、復旧期間から、その事故の発生した日を含む最初の3日間を控除した残りの日数内の休業日数により(1)の規定に従い、保険金を算出するものとします。
- (3) 第1条（保険金を支払う場合）の事故により第5条（保険の対象の範囲）(1)(3)の保険の対象が損害を受けた結果生じた損失に対して保険金を支払う場合には、復旧期間から、その事故の発生した日を含む最初の3日間を控除した残りの日数内の休業日数により(1)の規定に従い、保険金を算出するものとします。

- (4) 第1条（保険金を支払う場合）(7)の事故の場合において、休業日数が事故の発生した日^(注)からその日を含めて30日間を超える場合には、30日間を休業日数の限度として、(1)の規定に従い、保険金を算出するものとします。

(注) 事故の発生した日

食中毒もしくは特定感染症の発生が判明した日または食中毒もしくは特定感染症の発生の疑いがある場合における厚生労働大臣その他の行政機関による営業の禁止、停止その他の処置が出された日のいずれか早い日をいいます。

第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等^(注1)がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額（以下「支払責任額」といいます。）の合計額が損失額^(注2)を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。
- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
 - ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
損失額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(注1) 他の保険契約等

第1条（保険金を支払う場合）の損失を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。以下同様とします。

(注2) 損失額

前条①②に規定する支払の限度額と同条①②に規定する休業日数短縮費用との合計額をいいます。以下同様とします。

- (2) 損害が2種類以上の事故によって生じた場合は、同種の事故による損害について、(1)の規定をおのおの別に適用します。

第2章 基本条項

第8条（告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、危険^(注1)に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたもの^(注2)について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

(注1) 危険

損害の発生の可能性をいいます。以下同様とします。

(注2) 当会社が告知を求めたもの

他の保険契約等に関する事項を含みます。以下「告知事項」といいます。

- (2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかつた場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。

- (3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

① (2)に規定する事実がなくなつた場合

② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかつた場合^(注)

③ 保険契約者または被保険者が、第1条（保険金を支払う場合）の事故による損失の発生前に、

告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

- ④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

(注) (2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかつた場合

当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

- (4) (2)の規定による解除が第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害または損失の発生した後になされた場合であっても、企業財産包括保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第27条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずして発生した第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。

第9条（通知義務）

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなつた場合には、当会社への通知は必要ありません。
- ① 保険証券記載の建物等の構造または用途を変更したこと。
- ② 営業の場所を変更したこと。
- ③ ①および②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実^(注)が発生したこと。

(注) 告知事項の内容に変更を生じさせる事実

告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

- (2) (1)の事実の発生によって危険増加^(注)が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかつたときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。

(注) 危険増加

告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。以下同様とします。

- (3) (2)の規定は、当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。

- (4) (2)の規定による解除が第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害または損失の発生した後になされた場合であっても、普通約款第27条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した第1条の事故による損失に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

- (5) (4)の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかずして発生した第1条（保険金を支払う場合）の事故による損失については適用しません。

- (6) (2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって危険増加が生じ、この特約の引受範囲^(注)を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。

(注) この特約の引受範囲

保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。

(7) (6)の規定による解除が第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害または損失の発生した後になされた場合であっても、普通約款第27条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した第1条の事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第10条（保険の対象の調査）

当会社は、いつでも保険の対象またはこれの所在する敷地内を調査し、または帳簿その他の書類の閲覧を求めることができます。

第11条（特約の失効）

- (1) 保険契約締結後、被保険者の営業が廃止となった場合には、その事実が発生した時に特約は、その効力を失います。
- (2) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)の規定を適用します。

第12条（保険金額の調整）

- (1) 保険契約締結の際、保険金額が売上高に支払限度率を乗じて得た額を超えていたことにつき、保険契約者および被保険者が善意で、かつ重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、その超過部分について、この特約を取り消すことができます。
- (2) 保険契約締結の後、売上高に支払限度率を乗じて得た額が著しく減少した場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の額に至るまでの減額を請求することができます。

第13条（重大事由による解除）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。
 - ① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの特約に基づく保険金を支払わせることを目的として損失を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者が、この特約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力^(注)に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の經營に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- (4) ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(注) 反社会的勢力

暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。以下③において同様とします。

(2) (1)の規定による解除が第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害または損失の発生した

- 後になされた場合であっても、普通約款第27条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した第1条の事故による損失に對しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (3) 保険契約者または被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、(1)③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損失については適用しません。

第14条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）

- (1) 第8条（告知義務）(1)により告げられた内容が事實と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 第9条（通知義務）(1)の事實が生じた場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、次の保険料を返還または請求します。
- ① 保険料を返還する場合
変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき算出された保険料から、その保険料の既経過期間^(注1)に対し月割^(注2)をもって算出した保険料を差し引いて計算した保険料
- ② 保険料を請求する場合
変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、未経過期間^(注3)に対し月割をもって計算した保険料

(注1) 既経過期間

保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以前の期間をいいます。

(注2) 月割

12か月に対する月数の割合をいい、未経過期間および既経過期間において1か月に満たない期間は1か月とします。以下同様とします。

(注3) 未経過期間

保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

- (3) 当会社は、保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合^(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 追加保険料の支払を怠った場合

当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

- (4) (1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、危険増加が生じた場合における、その事實が生じた時より前に発生した第1条（保険金を支払う場合）の事故による損失については適用しません。
- (6) (1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、保険契約条件の変更日^(注)以後の期間に対し、次の保険料を返還または請求します。
- ① 保険料を返還する場合
変更前の保険料と変更後の保険料との差額から、その保険料の差額について既経過期間に対し月割をもって算出した保険料を差し引いて計算した保険料
- ② 保険料を請求する場合
変更前の保険料と変更後の保険料との差額について、未経過期間に対し月割をもって計算した保険料

(注) 保険契約条件の変更日

(6)に定める通知を当会社が受領し、承認した時以後で保険契約条件を変更すべき期間の初日をいいます。ただし、その日が(6)の通知を当会社が受領した日と同じ日である場合は、当会社が保険契約条件の変更を承認した時とします。以下この条において同様とします。

(7) (6)の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者が保険契約条件の変更日までにその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損失に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通約款および特約に従い、保険金を支払います。

第15条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）

- (1) 第12条（保険金額の調整）(1)の規定により、保険契約者が特約を取り消した場合には、当会社は、保険契約締結時に遡って、取り消された部分に対応する保険料を返還します。
- (2) 第12条（保険金額の調整）(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当会社は、変更前の保険金額と変更後の保険金額に基づき算出した保険料の差額から、その保険料の差額について既経過期間に対し月割をもって算出した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第16条（保険料の返還－解除の場合）

- (1) 第8条（告知義務）(2)、第9条（通知義務）(2)もしくは(6)、第13条（重大事由による解除）(1)または第14条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(3)の規定により、当会社が保険契約または特約を解除した場合には、当会社は、領収した保険料から既経過期間に対し月割をもって算出した保険料を差し引いて、その残額を返還します。
- (2) 普通約款第25条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、領収した保険料から既経過期間に対し月割をもって算出した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第17条（事故の通知）

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険の対象についての損害または損失が生じたことを知った場合は、その損害または損失の発生ならびに他の保険契約等の有無および内容^(注)を当会社に遅滞なく通知しなければなりません。

(注) 他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第18条（帳簿その他の書類の調査・閲覧）

保険の対象が損害を受けた結果、損失が生じた場合は、当会社は、事故が発生した保険の対象もしくは敷地内を調査し、または被保険者の保管する帳簿その他の書類を閲覧することができます。

第19条（損害・損失防止義務および損失防止費用）

- (1) 保険契約者または被保険者は、第1条（保険金を支払う場合）の事故が発生したことを知った場合は、損害および損失の発生ならびに拡大の防止に努めなければなりません。
- (2) (1)の場合において、保険契約者または被保険者が、第1条（保険金を支払う場合）(1)による損失の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用を支出したときは、この保険契約に適用される普通約款または特約の規定により保険金が支払われないときを除き、当会社は、次に掲げる費用に限り、これを負担します。
 - ① 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用
 - ② 消火活動に使用したことにより損傷した物^(注1)の修理費用または再取得費用

③ 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかる費用^(注2)

(注1) 損傷した物
消火活動に従事した者の着用物を含みます。

(注2) 人員または器材にかかる費用
人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。

(3) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく(1)に規定する義務を履行しなかった場合は、当会社は、次の算式によって算出した額を損失の額とみなします。

$$\boxed{\text{第1条 (保険金を支払う場合)} \\ \text{の事故による損失の額}} - \boxed{\text{損失の発生または拡大を防止する} \\ \text{ことができたと認められる額}} = \text{損失の額}$$

(4) 第7条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)の規定は、(2)に規定する負担金を算出する場合にこれを準用します。この場合において、第7条の規定中「損失額」とあるのは「第19条(損害・損失防止義務および損失防止費用)(2)本文によって当会社が負担する費用の額」と読み替えるものとします。

第20条 (保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、復旧期間が終了した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
 - ① 保険金の請求書
 - ② 損失の額の見積書
 - ③ その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 当会社は、事故の内容または損失の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第21条 (保険金の支払時期)

- (1) 当会社は、被保険者が前条(2)の手続を完了した日(以下この条において「請求完了日」といいます。)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損失発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの特約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損失の額および事故と損失との関係
 - ④ 特約の効力の有無の確認に必要な事項として、この特約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損失について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数^(注1)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
 - ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・

- 調査結果の照会^(注2) 180日
- ② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
- ③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ④ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1) 日数

複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注2) 公の機関による捜査・調査結果の照会

弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合^(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(注) 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合

必要な協力をを行わなかった場合を含みます。

- (4) 前条(1)の規定にかかわらず、復旧期間が1か月以上にわたった場合において、被保険者から保険金の内払の請求があり、当会社がこれを承認したときは、毎月末に保険金の内払を行います。

第22条（代位）

- (1) 損失が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損失に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
- ① 当会社が損失の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損失の額を差し引いた額
- (2) (1)(2)の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第23条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款、ビジネス総合補償特約およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。この場合において、ビジネス総合補償特約第15条（保険責任の始期および終期）の規定中「損害」とあるのは「損失」と読み替えるものとします。

[AW] 家賃損失補償特約

第1章 補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、保険の対象が次のいずれかに該当する事故により損害^(注1)を受けた結果生じた家賃^(注2)の損失（以下「損失」といいます。）に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

- ① 火災
- ② 落雷
- ③ 破裂または爆発^(注3)

(注1) 損害

消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。以下同様とします。

(注2) 家賃

建物の賃貸料^(注4)で、次に掲げる使用料金、一時金および賄料を含まないものをいいます。また、賃借人のいない戸室または建物については、それが一時的と認められるかぎりにおいて、その賃貸料は家賃に算入されます。以下同様とします。

- ① 水道、ガス、電気、電話等の使用料金
- ② 権利金、礼金、敷金その他の一時金
- ③ 賄料

(注3) 破裂または爆発

気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

(注4) 建物の賃貸料

区分して賃貸される建物の場合には、それぞれの戸室の賃貸料をその建物について合計した額をいいます。なお、「建物」とは、土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、屋外設備・装置^(注5)を除きます。以下同様とします。

(注5) 屋外設備・装置

屋外設備・什器等^(注6)のうち、地面等に固着されている設備、装置または機械等をいいます。以下同様とします。

(注6) 屋外設備・什器等

敷地内の建物の外部にある設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品をいいます。なお、「敷地内」とは、特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。以下同様とします。

(2) 当会社は、保険の対象が次のいずれかに該当する事故により損害^(注1)を受けた結果生じた損失に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

- ① 風災^(注2)
- ② 雷災
- ③ 雪災^(注3)

(注1) 損害

風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みによって生じた損害については、建物または屋外設備・装置の外側の部分^(注4)が①から③までの事故によって破損し、その破損部分から建物または屋外設備・装置の内部に吹き込むことによって生じた損害に限ります。以下(2)において同様とします。

③の事故による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おのおの別の事故によって生じたことがビジネス総合補償特約第30条（保険金の支払時期）の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。この場合であっても、保険契約者または被保険者は、同特約第26条（事故の通知）および第27条（損害防止義務および損害防止費用）の規定に基づく義務を負うものとします。以下(2)において同様とします。

(注2) 風災

台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。

(注3) 雪災

豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩等をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。

(注4) 建物または屋外設備・装置の外側の部分

建物については、外壁、屋根、開口部等をいいます。以下同様とします。

(3) 当会社は、保険の対象が次のいずれかに該当する事故により損害を受けた結果生じた損失に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

① 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れ^(注1) または(2)もしくは(5)の事故による損害を受けた結果生じた損失を除きます。

② 次のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢水^(注2) による水濡れ。ただし、(2)または(5)の事故による損害を受けた結果生じた損失を除きます。

ア. 給排水設備^(注3) に生じた事故

イ. 被保険者^(注4) 以外の者が占有する戸室で生じた事故

③ 騒擾およびこれに類似の集団行動^(注5) または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為

(注1) 土砂崩れ

崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。以下同様とします。

(注2) 溢水

水が溢れることをいいます。

(注3) 給排水設備

スプリンクラー設備・装置を含みます。

(注4) 被保険者

損失を被る者で、保険証券に記載された者をいいます。以下同様とします。

(注5) 騒擾およびこれに類似の集団行動

群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害を生ずる状態であって、次条(2)①の暴動に至らないものをいいます。

(4) 当会社は、盗難^(注) によって保険の対象に生じた盗取、損傷または汚損の損害が生じた結果生じた損失に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

(注) 盗難

強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。以下同様とします。

(5) 当会社は、水災^(注1) によって保険の対象が、床上浸水^(注2) または地盤面^(注3) より45cmを超える浸水を被った結果生じた損失に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

(注1) 水災

台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等をいいます。

(注2) 床上浸水

居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。なお、「床」とは、畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。

(注3) 地盤面

床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。

(6) 当会社は、破損・汚損等^(注) によって保険の対象が損害を受けた結果生じた損失に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

(注) 破損・汚損等

(1)から(5)までの事故を除く不測かつ突発的な事故をいいます。

第2条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する損失に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者、被保険者^(注1)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損失
 - ② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者^(注2)またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損失。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
 - ③ 被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって生じた損失
 - ④ 前条(1)から(3)までの事故または(5)および(6)の事故の際における保険の対象の盗難によって保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失
 - ⑤ 国または公共機関による法令等の規制によって生じた損失
 - ⑥ 保険の対象の復旧または事業もしくは営業の継続に対する妨害によって生じた損失
 - ⑦ 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込み、浸込みまたは漏入によって損害が生じたことによって生じた損失。ただし、前条(2)の事故によって建物または屋外設備・装置の外側の部分が破損した結果、これらの損害が生じた場合は、この規定は適用しません。

(注1) 保険契約者、被保険者

保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) その者

その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由による損害^(注1)を受けた結果生じた損失に対しては、保険金を支払いません。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注2)
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 核燃料物質^(注3)もしくは核燃料物質によって汚染された物^(注4)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

(注1) 損害

①から③までの事由によって発生した前条の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも同条の事故が①から③までの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。

(注2) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。以下③において同様とします。

(注4) 汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

- (3) 当会社は、次のいずれかに該当する損害および次のいずれかによって生じた損害^(注1)を受けた結果生じた損失に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険の対象の欠陥。ただし、次のいずれかに該当する者が相当の注意をもってしても発見し得なかった場合を除きます。
 - ア. 保険契約者または被保険者

- イ. ア. に代わって保険の対象を管理する者
 - ウ. ア. またはイ. の使用人
- (2) 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化^(注2)、スケール^(注3)の進行、または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション^(注4)、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害
- (3) ねずみ食い、虫食い等

(注1) 次のいずれかに該当する損害および次のいずれかによって生じた損害
前条の事故が生じた場合は、①から③までのいずれかに該当する損害に限ります。

(注2) 自然の消耗もしくは劣化

保険の対象である機械、設備または装置の日常の使用または運転に伴う摩減、摩耗、消耗または劣化を含みます。

(注3) スケール

ボイラー、熱交換器、冷却塔、濾過器、貯湯タンク、ポンプおよびそれらの配管等の内壁に、液体の溶存物質が付着し、硬化することをいいます。

(注4) キャビテーション

ポンプ、水車またはタービン等の羽根車の翼面上を流れる液体が加速されることで発生する急激な気泡の発生および消滅現象に伴う圧力によって、羽根車や周辺部位が損壊することをいいます。

(4) 当会社は、保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害を受けた結果生じた損失に対しては、保険金を支払いません。

第3条（保険金を支払わない場合－破損・汚損等）

当会社は、第1条（保険金を支払う場合）(6)の事故が発生した場合において、次のいずれかに該当する損失に対しては、保険金を支払いません。

- ① 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損失。ただし、消火、避難その他の消防の活動のために必要な処置により生じた損失を除きます。
- ② 次のいずれかに該当する者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損失
 - ア. 保険契約者または被保険者の使用人
 - イ. 保険の対象の使用または管理を委託された者
 - ウ. イ. の使用人
- ③ 保険の対象に対する加工^(注1)、解体、据付、組立、修理、清掃、点検または調整等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害によって生じた損失
- ④ 不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故^(注2)によって損害が生じたことによって生じた損失
- ⑤ 土地の沈下、移動または隆起によって保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失
- ⑥ 保険の対象のうち、電球、ネオンサイン装置、ブラウン管等の管球類（これらのフィラメント部分のみの場合を含みます。）、電光掲示板、液晶ディスプレイ、プラズマディスプレイ、有機ELディスプレイ等のバックライト部分、蛍光体部分その他これらに類する画像表示装置のみに損害が生じたことによって生じた損失。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を受けたことによって損失が生じた場合を除きます。

(注1) 加工

増築、改築、修繕または取りこわしを含みます。

(注2) 電気的事故または機械的事故

不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない、電気の作用や機械の稼働に伴って発生した事故をいいます。

第4条（保険の対象の範囲）

この特約における保険の対象は、日本国内に所在する保険証券記載の建物とします。

第5条（保険金の支払額）

(1) 当会社が第1条（保険金を支払う場合）の保険金として支払うべき損失の額は、保険価額^(注)によって定めます。

(注) 保険価額

損害が生じた時における保険の対象の家賃月額をいいます。以下同様とします。

(2) 保険金額が保険価額と同額である場合またはこれを超える場合は、当会社は、保険価額に支払限度期間^(注1)を乗じた額を限度とし、家賃について復旧期間^(注2)（支払限度期間を限度とします。以下同様とします。）内に生じた損失の額を保険金として、支払います。

(注1) 支払限度期間

保険金支払対象期間となる保険証券記載の期間をいいます。以下同様とします。

(注2) 復旧期間

保険の対象が損害を受けた時からそれを遅滞なく復旧した時またはそれに代わる他の建物を再取得した時までに要した期間をいいます。ただし、構造の改良または規模の拡張を伴った場合には、保険の対象を罹災直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間（以下「推定復旧期間」といいます。）を超えないものとし、また、損害を受けた保険の対象の復旧または再取得をしない場合で、第7条（賃貸の不継続）ただし書に該当するときは、推定復旧期間をもって復旧期間とみなします。以下同様とします。

(3) 保険金額が保険価額より低い場合は、当会社は、次の算式によって算出した額を保険金として、支払います。

$$\frac{\text{家賃について復旧期間内に生じた損失の額}}{\text{保険価額}} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}} = \text{保険金の額}$$

第6条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等^(注)がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額（以下「支払責任額」といいます。）の合計額が、家賃について復旧期間内に生じた損失の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この特約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

損失の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この特約の支払責任額を限度とします。

(注) 他の保険契約等

第1条（保険金を支払う場合）の損失を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。以下同様とします。

第2章 基本条項

第7条（賃貸の不継続）

被保険者が、損害を受けた保険の対象の復旧もしくはそれに代わる他の建物の再取得をしない場合または復旧もししくは再取得した建物の賃貸を継続しない場合は、この特約は、損害発生の時に遡って失効します。ただし、法令による規制その他やむを得ない事情があると認められる場合を除きます。

第8条（告知義務）

(1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、危険^(注1)に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたもの^(注2)について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

(注1) 危険

損害の発生の可能性をいいます。以下同様とします。

(注2) 当会社が告知を求めたもの

他の保険契約等に関する事項を含みます。以下「告知事項」といいます。

(2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかつた場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。

(3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

① (2)に規定する事実がなくなつた場合

② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかつた場合^(注)

③ 保険契約者または被保険者が、第1条（保険金を支払う場合）の事故による損失の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

(注) (2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかつた場合

当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

(4) (2)の規定による解除が第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害または損失の発生した後になされた場合であっても、企業財産包括保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）

第27条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した第1条（保険金を支払う場合）の事故による損失については適用しません。

第9条（通知義務）

(1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなつた場合には、当会社への通知は必要ありません。

① 保険証券記載の建物の構造または用途を変更したこと。

② ①のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実^(注)が発生したこと。

(注) 告知事項の内容に変更を生じさせる事実

告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

(2) (1)の事実の発生によって危険増加^(注)が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかつたときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。

(注) 危険増加

告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。以下同様とします。

- (3) (2)の規定は、当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4) (2)の規定による解除が第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害または損失の発生した後になされた場合であっても、普通約款第27条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した第1条の事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかず発生した第1条（保険金を支払う場合）の事故による損失については適用しません。
- (6) (2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって危険増加が生じ、この特約の引受範囲^(注)を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。

(注) この特約の引受範囲

保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。

- (7) (6)の規定による解除が第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害または損失の発生した後になされた場合であっても、普通約款第27条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した第1条の事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第10条（保険の対象の調査）

当会社は、いつでも保険の対象またはこれの所在する敷地内を調査し、または帳簿その他の書類の閲覧を求めるることができます。

第11条（特約の失効）

- (1) 保険契約締結後、被保険者の営業が廃止となった場合には、その事実が発生した時に特約は、その効力を失います。
- (2) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)の規定を適用します。

第12条（保険金額の調整）

- (1) 保険契約締結の際、保険金額が保険価額を超えていたことにつき、保険契約者および被保険者が善意で、かつ重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、その超過部分について、この特約を取り消すことができます。
- (2) 保険契約締結の後、保険価額が著しく減少した場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の額に至るまでの減額を請求することができます。

第13条（重大事由による解除）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。
 - ① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの特約に基づく保険金を支払わせることを目的として損失を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者が、この特約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

- ③ 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力^(注)に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(注) 反社会的勢力

暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。以下③において同様とします。

- (2) (1)の規定による解除が第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害または損失の発生した後になされた場合であっても、普通約款第27条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した第1条の事故による損害に対しても、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (3) 保険契約者または被保険者が①③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、①③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損失については適用しません。

第14条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）

- (1) 第8条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 第9条（通知義務）(1)の事実が生じた場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、次の保険料を返還または請求します。
 - ① 保険料を返還する場合
変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき算出された保険料から、その保険料の既経過期間^(注1)に対し月割^(注2)をもって算出した保険料を差し引いて計算した保険料
 - ② 保険料を請求する場合
変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、未経過期間^(注3)に対し月割をもって計算した保険料

(注1) 既経過期間

保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以前の期間をいいます。

(注2) 月割

12か月に対する月数の割合をいい、未経過期間および既経過期間において1か月に満たない期間は1か月とします。以下同様とします。

(注3) 未経過期間

保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以後の期間をいいます。

- (3) 当会社は、保険契約者が①または②の規定による追加保険料の支払を怠った場合^(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 追加保険料の支払を怠った場合

当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

- (4) (1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、危険増加が生じた場合における、その事実が生じた時より前に発生した第1条(保険金を支払う場合)の事故による損失については適用しません。
- (6) (1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、保険契約条件の変更日^(注)以後の期間に対し、次の保険料を返還または請求します。

① 保険料を返還する場合

変更前の保険料と変更後の保険料との差額から、その保険料の差額について既経過期間に対し月割をもって算出した保険料を差し引いて計算した保険料

② 保険料を請求する場合

変更前の保険料と変更後の保険料との差額について、未経過期間に対し月割をもって計算した保険料

(注) 保険契約条件の変更日

(6)に定める通知を当会社が受領し、承認した時以後で保険契約条件を変更すべき期間の初日をいいます。ただし、その日が(6)の通知を当会社が受領した日と同じ日である場合は、当会社が保険契約条件の変更を承認した時とします。以下この条において同様とします。

- (7) (6)の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者が保険契約条件の変更日までにその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損失に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通約款および特約に従い、保険金を支払います。

第15条 (保険料の返還－保険金額の調整の場合)

- (1) 第12条(保険金額の調整)(1)の規定により、保険契約者が特約を取り消した場合には、当会社は、保険契約締結時に遡って、取り消された部分に対応する保険料を返還します。
- (2) 第12条(保険金額の調整)(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当会社は、変更前の保険金額と変更後の保険金額に基づき算出した保険料の差額から、その保険料の差額について既経過期間に対し月割をもって算出した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第16条 (保険料の返還－解除の場合)

- (1) 第8条(告知義務)(2)、第9条(通知義務)(2)もしくは(6)、第13条(重大事由による解除)(1)または第14条(保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合)(3)の規定により、当会社が保険契約または特約を解除した場合には、当会社は、領収した保険料から既経過期間に対し月割をもって算出した保険料を差し引いて、その残額を返還します。
- (2) 普通約款第25条(保険契約による保険契約の解除)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、領収した保険料から既経過期間に対し月割をもって算出した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第17条 (事故の通知)

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険の対象についての損害または損失が生じたことを知った場合は、その損害または損失の発生ならびに他の保険契約等の有無および内容^(注)を当会社に遅滞なく通知しなければなりません。

(注) 他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第18条（帳簿その他の書類の調査・閲覧）

保険の対象が損害を受けた結果、損失が生じた場合は、当会社は、事故が発生した保険の対象もしくは敷地内を調査し、または被保険者の保管する帳簿その他の書類を閲覧することができます。

第19条（損害・損失防止義務および損失防止費用）

(1) 保険契約者または被保険者は、第1条（保険金を支払う場合）の事故が発生したことを知った場合は、損害および損失の発生ならびに拡大の防止に努めなければなりません。

(2) (1)の場合において、保険契約者または被保険者が、第1条（保険金を支払う場合）(1)による損失の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用を支出したときは、この保険契約に適用される普通約款または特約の規定により保険金が支払われないとを除き、当会社は、次に掲げる費用に限り、これを負担します。

- ① 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用
- ② 消火活動に使用したことにより損傷した物^(注1)の修理費用または再取得費用
- ③ 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかる費用^(注2)

(注1) 損傷した物

消火活動に従事した者の着用物を含みます。

(注2) 人員または器材にかかる費用

人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。

(3) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく(1)に規定する義務を履行しなかった場合は、当会社は、次の算式によって算出した額を損失の額とみなします。

$$\boxed{\text{第1条(保険金を支払う場合)} \\ \text{の事故による損失の額}} - \boxed{\text{損失の発生または拡大を防止する} \\ \text{ことができたと認められる額}} = \text{損失の額}$$

(4) 第6条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定は、(2)に規定する負担金を算出する場合にこれを準用します。この場合において、第6条の規定中「損失の額」とあるのは「第19条（損害・損失防止義務および損失防止費用）(2)本文によって当会社が負担する費用の額」と読み替えるものとします。

第20条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金請求権は、復旧期間が終了した時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

- ① 保険金の請求書
- ② 損失の額の見積書
- ③ その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(3) 当会社は、事故の内容または損失の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合

は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第21条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、被保険者が前条(2)の手続を完了した日（以下この条において「請求完了日」といいます。）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損失発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの特約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損失の額および事故と損失との関係
 - ④ 特約の効力の有無の確認に必要な事項として、この特約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損失について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものとの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数^(注1)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
- ① (1)から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会^(注2) 180日
 - ② (1)から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ④ (1)から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1) 日数

複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注2) 公の機関による捜査・調査結果の照会

弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合^(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(注) 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合

必要な協力を行わなかった場合を含みます。

- (4) 前条(1)の規定にかかわらず、復旧期間が1ヶ月以上にわたった場合において、被保険者から保険金の内払の請求があり、当会社がこれを承認したときは、毎月末に保険金の内払を行います。

第22条（代位）

- (1) 損失が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損失に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
- ① 当会社が損失の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損失の額を差し引いた額
- (2) (1)(2)の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびに

そのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第23条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款、ビジネス総合補償特約およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。この場合において、ビジネス総合補償特約第15条（保険責任の始期および終期）の規定中「損害」とあるのは「損失」と読み替えるものとします。

■財物損壊リスクに対する補償関連特約（ビジネス総合補償特約） および売上減少リスクに対する補償関連特約（共通）

[AN] 風災・雹(ひょう)災・雪災危険補償対象外特約

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、この特約が付帯されたビジネス総合補償特約第1条（保険金を支払う場合）(2)、同条(12)、休業損失補償特約第1条（保険金を支払う場合）(2)および家賃損失補償特約第1条（保険金を支払う場合）(2)の規定にかかわらず、風災、雹災または雪災によって生じた損害または損失に対しては、保険金を支払いません。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、ビジネス総合補償特約、休業損失補償特約、家賃損失補償特約およびこれらに付帯される他の特約の規定を準用します。

[AO] 水災危険補償対象外特約

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、この特約が付帯されたビジネス総合補償特約第1条（保険金を支払う場合）(6)、同条(12)、休業損失補償特約第1条（保険金を支払う場合）(5)および家賃損失補償特約第1条（保険金を支払う場合）(5)の規定にかかわらず、水災によって生じた損害または損失に対しては、保険金を支払いません。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、ビジネス総合補償特約、休業損失補償特約、家賃損失補償特約およびこれらに付帯される他の特約の規定を準用します。

[AP] 落下・衝突等危険補償対象外特約

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、この特約が付帯されたビジネス総合補償特約第1条（保険金を支払う場合）(3)(1)、同条(12)、休業損失補償特約第1条（保険金を支払う場合）(3)(1)および家賃損失補償特約第1条（保険金を支払う場合）(3)(1)の規定にかかわらず、建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触によって生じた損害または損失に対しては、保険金を支払いません。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、ビジネス総合補償特約、休業損失補償特約、家賃損失補償特約およびこれらに付帯される他の特約の規定を準用します。

[AQ] 水濡れ危険補償対象外特約

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、この特約が付帯されたビジネス総合補償特約第1条（保険金を支払う場合）(3)(2)、同条(12)、休業損失補償特約第1条（保険金を支払う場合）(3)(2)および家賃損失補償特約第1条（保険金を支払う場合）(3)(2)の規定にかかわらず、給排水設備に生じた事故に伴う漏水、放水もしくは溢水によって生じた損害もしくは損失、または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う

漏水、放水もしくは溢水によって生じた損害もしくは損失に対しては、保険金を支払いません。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、ビジネス総合補償特約、休業損失補償特約、家賃損失補償特約およびこれらに付帯される他の特約の規定を準用します。

[AR] 騒擾（じょう）・労働争議等危険補償対象外特約

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、この特約が付帯されたビジネス総合補償特約第1条（保険金を支払う場合）(3)(③)、同条(12)、休業損失補償特約第1条（保険金を支払う場合）(3)(③)、および家賃損失補償特約第1条（保険金を支払う場合）(3)(③)の規定にかかわらず、直接であると間接であるとを問わず、騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為に起因する損害または損失に対しては、保険金を支払いません。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、ビジネス総合補償特約、休業損失補償特約、家賃損失補償特約およびこれらに付帯される他の特約の規定を準用します。

[AS] 盗難危険補償対象外特約

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、この特約が付帯されたビジネス総合補償特約第1条（保険金を支払う場合）(4)、(5)、(12)、休業損失補償特約第1条（保険金を支払う場合）(4)および家賃損失補償特約第1条（保険金を支払う場合）(4)の規定にかかわらず、盗難によって生じた損害または損失に対しては、保険金を支払いません。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、ビジネス総合補償特約、休業損失補償特約、家賃損失補償特約およびこれらに付帯される他の特約の規定を準用します。

[AT] 破損・汚損等危険補償対象外特約

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、この特約が付帯されたビジネス総合補償特約第1条（保険金を支払う場合）(7)、同条(12)、休業損失補償特約第1条（保険金を支払う場合）(6)および家賃損失補償特約第1条（保険金を支払う場合）(6)の規定にかかわらず、ビジネス総合補償特約第1条(7)、休業損失補償特約第1条(6)および家賃損失補償特約第1条(6)に定める不測かつ突発的な事故によって生じた損害または損失に対しては、保険金を支払いません。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、ビジネス総合補償特約、休業損失補償特約、家賃損失補償特約およびこれらに付帯される他の特約の規定を準用します。

[AU] 電気的・機械的事故限定補償特約（企業財産包括用）

第1章 ビジネス総合補償特約追加条項

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、この特約が付帯されたビジネス総合補償特約第3条（保険金を支払わない場合—破損・汚損等）④の規定にかかわらず、不測かつ突発的な外來の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故によって、保険の対象のうち別表に掲げるものに生じた損害について、この特約に従い、損害保険金を支払います。
- (2) 当会社は、(1)の損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対して、この特約に従い、臨時費用保険金を支払います。
- (3) 当会社は、(1)の損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用^(注)に対して、この特約に従い、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

（注）残存物の取片づけに必要な費用

取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。以下「残存物取片づけ費用」といいます。

- (4) 当会社は、(1)に規定する事故によって保険の対象に損害が生じた結果、その保険の対象の復旧にあたり次のいずれかに該当する費用が発生した場合は、その費用のうち当会社の承認を得て支出した必要かつ有益な費用（以下「修理付帯費用」といいます。）に対して、この特約に従い、修理付帯費用保険金を支払います。
 - ① 損害が生じた保険の対象を復旧するために要するその損害の原因の調査費用^(注1)
 - ② 保険の対象に生じた損害の範囲を確定するために要する調査費用。ただし、保険の対象に損害が生じた時からその保険の対象の復旧完了までの期間^(注2)を超える期間に対応する費用を除きます。
 - ③ 損害が生じた保険の対象である設備または装置を再稼働するために要する保険の対象の点検費用、調整費用または試運転費用。ただし、副資材または触媒の費用を除きます。
 - ④ 損害が生じた保険の対象の仮修理の費用。ただし、本修理の一部をなすと認められる部分の費用および仮修理のために取得した物の保険の対象の復旧完了時における価額を除きます。
 - ⑤ 損害が生じた保険の対象の代替として使用する物の賃借費用^(注3)。ただし、損害が生じた保険の対象をその地において借用する場合に要する賃借費用を超えるものを除きます。
 - ⑥ 損害が生じた保険の対象の代替として使用する仮設物の設置費用^(注4)および撤去費用ならびにこれに付随する土地の賃借費用
 - ⑦ 損害が生じた保険の対象を迅速に復旧するための工事に伴う残業勤務、深夜勤務または休日勤務に対する割増賃金の費用

（注1）調査費用

被保険者またはその親族（6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。）もしくは使用人いかわる人件費および被保険者が法人である場合に、その理事、取締役もしくはその他の機関にある者またはその従業員にかかる人件費を除きます。以下②において同様とします。

（注2）復旧完了までの期間

保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとします。以下（注3）において「復旧期間」といいます。

（注3）賃借費用

敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間を超える期間に 対応する費用を除きます。以下⑤および⑥において同様とします。

（注4）仮設物の設置費用

保険の対象の復旧完了時における仮設物の価額を除きます。

- (5) 当会社は、次に掲げるものが(1)の事故により損害を受け、被保険者が自己の費用で現実にそれらを修復した場合は、それらを損害発生直前の状態に復旧するために必要な修復費用（以下「看

板および電気・ガス・水道設備等修復費用」といいます。) に対して、この特約に従い、看板および電気・ガス・水道設備等修復費用保険金を支払います。

- ① 保険の対象がある敷地内、またはその敷地内から100メートル以内にある看板。ただし、保険の対象に含まれるものと除きます。
- ② 保険の対象がある敷地内の屋外設備・什器等のうち、電気、ガス、熱、水道、空調設備または通信・電話の供給・中継設備およびこれらに接続している配管または配線。ただし、保険の対象に含まれるものと除きます。

第2条 (損害保険金の支払額)

- (1) 当会社が前条(1)の損害保険金を支払うべき損害の額は、保険の対象の再調達価額によって定めます。この場合において、損害が生じた保険の対象を修理することができるときには、再調達価額を限度とし、次の算式によって算出した額とします。

$$\boxed{\text{修理費 (注)}} - \boxed{\text{修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額}} = \text{損害の額}$$

(注) 修理費

損害が生じた地および時において、損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、保険の対象の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。以下同様とします。

- (2) 当会社は、この特約が付帯されるビジネス総合補償特約の保険金額を限度とし、(1)の規定による損害の額から保険証券記載の免責金額を差し引いた額を保険金として支払います。

第3条 (臨時費用保険金の支払額)

- (1) 当会社は、第1条 (保険金を支払う場合) (2)の臨時費用保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに500万円を限度とします。

$$\boxed{\text{第1条(1)の損害保険金}} \times \boxed{\text{支払割合 (30\%)}} = \text{臨時費用保険金の額}$$

- (2) (1)の場合において、当会社は、(1)の規定によって支払うべき臨時費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、臨時費用保険金を支払います。

第4条 (残存物取扱費用保険金の支払額)

- (1) 当会社は、第1条 (保険金を支払う場合) (1)の損害保険金の10%に相当する額を限度とし、残存物取扱費用の額を同条(3)の残存物取扱費用保険金として、支払います。
- (2) (1)の場合において、当会社は、(1)の規定によって支払うべき残存物取扱費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、残存物取扱費用保険金を支払います。

第5条 (修理付帯費用保険金の支払額)

- (1) 当会社は、1回の事故につき、1敷地内ごとに損害が生じた保険の対象の所在する敷地内にかかるこの保険契約の保険金額に30%を乗じて得た額または5,000万円のいずれか低い額を限度とし、修理付帯費用の額を第1条 (保険金を支払う場合) (4)の修理付帯費用保険金として支払います。
- (2) (1)の場合において、当会社は、(1)の規定によって支払うべき修理付帯費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、修理付帯費用保険金を支払います。

第6条 (看板および電気・ガス・水道設備等修復費用保険金の支払額)

- (1) 当会社は、第1条 (保険金を支払う場合) (5)の看板および電気・ガス・水道設備等修復費用保険金として、看板および電気・ガス・水道設備等修復費用の額から、保険証券記載の免責金額を差し引いた額を支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに10万円を限度とします。
- (2) (1)の場合において、当会社は、(1)の規定によって支払うべき看板および電気・ガス・水道設

備等修復費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、看板および電気・ガス・水道設備等修復費用保険金を支払います。

第7条（ビジネス総合補償特約の免責規定との関係）

ビジネス総合補償特約第2条（保険金を支払わない場合）および第3条（保険金を支払わない場合－破損・汚損等）①、②および⑤から⑯までの規定については、この特約においても適用されるものとします。

第8条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、ビジネス総合補償特約およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

第2章 休業損失補償特約追加条項

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約が付帯された休業損失補償特約第3条（保険金を支払わない場合－破損・汚損等）④の規定にかかるらず、不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故によって、保険の対象のうち別表に掲げるものに生じた事故により損害を受けた結果、営業が休止もしくは阻害されたために生じた損失（以下この章において「損失」といいます。）について、この特約に従い、保険金を支払います。

第2条（保険金の支払額）

- (1) 当会社が支払うべき保険金の額は、1回の事故について、次の①および②によって算出した額の合計額とします。
 - ① 保険金額に休業日数を乗じて得た額。ただし、復旧期間内の売上減少率に支払限度率を乗じて得た額から復旧期間内に支払を免れた経常費等の費用を差し引いた残額を限度とします。
 - ② 休業日数を減少させるために支出した必要かつ有益な追加費用の額。ただし、休業日数短縮費用の支出によって減少させることができた休業日数に保険金額を乗じて得た額を限度とします。
- (2) 前条の事故により損害を受けた結果生じた損失に対して保険金を支払う場合には、復旧期間から、その事故の発生した日を含む最初の3日間を控除した残りの日数内の休業日数により(1)の規定に従い、保険金を算出するものとします。

第3条（休業損失補償特約の免責規定との関係）

休業損失補償特約第2条（保険金を支払わない場合）および第3条（保険金を支払わない場合－破損・汚損等）①、②および⑤から⑯までの規定については、この特約においても適用されるものとします。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、休業損失補償特約およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

第3章 家賃損失補償特約追加条項

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約が付帯された家賃損失補償特約第3条（保険金を支払わない場合－破損・汚損等）④の規定にかかるらず、不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故によって、保険の対象のうち別表に掲げるものに生じた事故により損害を受けた結果生じた家賃の損失（以下この章において「損失」といいます。）について、この特約に従い、保険金を支払います。

第2条（保険金の支払額）

- (1) 当会社が前条の保険金として支払うべき損失の額は、保険価額によって定めます。
- (2) 保険金額が保険価額と同額である場合またはこれを超える場合は、当会社は、保険価額に支払限度期間を乗じた額を限度とし、家賃について復旧期間（支払限度期間を限度とします。以下同様とします。）内に生じた損失の額を保険金として、支払います。
- (3) 保険金額が保険価額より低い場合は、当会社は、次の算式によって算出した額を保険金として支払います。

$$\boxed{\text{家賃について復旧期間内に生じた損失の額}} \times \frac{\boxed{\text{保険金額}}}{\boxed{\text{保険価額}}} = \text{保険金の額}$$

第3条（家賃損失補償特約の免責規定との関係）

家賃損失補償特約第2条（保険金を支払わない場合）および第3条（保険金を支払わない場合—破損・汚損等）①、②、⑤および⑥の規定については、この特約においても適用されるものとします。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家賃損失補償特約およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

別表 電気的・機械的事故を補償する保険の対象の範囲

設備名称	機械、機械設備または装置 ^(注)
空調設備	温風暖房機、ボイラ付属装置、冷凍機、冷却塔、パッケージ型エアコンディショナ、ユニットクーラ、空気調和器、エアーカーテン装置、送風機、付属ポンプ類等
電気設備	変圧器、受配電盤、制御・監視盤、継電器盤、継電器、計器用変成器、開閉器、コンデンサ、リアクトル、充電設備、無停電装置、バッテリ、碍子、碍管、保護装置、開閉器用空気圧縮機、支持フレーム、母線、配線、照明器具、非常用発電設備、送受信設備装置、電気時計装置、電話交換装置、アンテナ設備、表示装置、避雷針、支持棒、接地電極、導体、盜難防止装置、防火センター設備、火災報知設備、警報装置、太陽光発電設備等
給排水・衛生・消火設備	給水設備、給湯設備、ソーラーシステム、衛生設備、飲料用水冷水設備、排水設備、污水処理設備、散水設備、井戸、各種消火設備等
昇降設備	エレベータ、エスカレータ、ダムウェータ等
情報処理装置・事務用機器	据置型パソコンコンピューター、コピー機、OAプリンタ、据置型ワードプロセッサー、磁気ディスク装置、光ディスク装置、ファクシミリ等
窓ふき用ゴンドラ設備	ゴンドラ吊上げ機、ゴンドラ、レール等
回転展望台施設	回転台フレーム、回転用駆動装置、レール等
エア・シーダー設備	送風機、気送子、インターホン等
ネオンサイン設備	ネオンサイン本体、点滅装置、ネオントランス等

設備名稱	機械、機械設備または装置 ^(注)
厨房機械設備	炊・焼・揚・蒸・煮用機械設備、食器洗浄消毒設備、米とぎ機、ミキサー、冷蔵庫（冷凍機を含みます。）、湯沸器、アイスクリームフリーザー、アイスマーキングマシン、熱風消毒設備、ダムウェーター設備等
駐車機械設備	駐車機械本体、電動発電機、巻上機、搬器、ガイドレール、扉、ターンテーブル、消火装置、制御装置等
洗濯機械設備	洗濯機、脱水機、乾燥機、アイロナープレス機、糊煮器等
その他の設備	自動ドア設備、シャッター設備、ごみ処理設備、塵芥焼却設備等
上記各設備に付属する配線・配管・ダクト設備	

(注) 機械、機械設備または装置
次に掲げるものを除きます。

- (1) ベルト、ワイヤロープ（エレベータのワイヤロープを除きます。）、チェーン、ゴムタイヤ、管球類
- (2) 切削工具、研磨工具、治具、工具類、刃または金型、型ロール、その他の型類
- (3) 潤滑油、操作油、冷媒、触媒、熱媒、水処理材料その他の運転に供せられる資材。
ただし、変圧器または開閉装置内の絶縁油および水銀整流器内の水銀は、保険の対象に含みます。
- (4) フィルタエレメント、電熱体、金網、竹、木部、ろ布、ろ布枠
- (5) コンクリート製、ゴム製、布製の機器または器具
- (6) 消火剤、薬液、イオン交換樹脂、ケイ石またはレンガ
- (7) ボイラ（保険証券に保険の対象として明記されている場合を除きます。）
- (8) 基礎（アンカーボルトを含みます。）、炉壁（ボイラの炉壁を除きます。）または予備用の部品（保険証券に保険の対象として明記されている場合を除きます。）

■賠償責任リスクに対する補償関連特約

[CA] 施設・業務行為賠償責任補償特約

第1条（事故）

この特約において、賠償責任基本特約第2条（保険金を支払う場合）の「事故」とは、次のいずれかに該当する事故をいいます。

- ① 被保険者が所有、使用もしくは管理する保険証券記載の施設または設備（以下「施設」といいます。）に起因する偶然な事故
- ② 施設の用法に伴う保険証券記載の仕事（以下「仕事」といいます。）の遂行に起因する偶然な事故

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、賠償責任基本特約第3条（保険金を支払わない場合－その1）および第4条（保険金を支払わない場合－その2）に規定する損害のほか、被保険者が次の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家用器具からの蒸気、水の漏出、溢出またはスプリンクラーからの内容物の漏出もしくは溢出による財物の損壊に起因する損害賠償責任
- ② 屋根、扉、窓もしくは通風孔等から入る雨または雪等による財物の損壊に起因する損害賠償責任
- ③ 排水または排気（煙を含みます。）に起因する損害賠償責任
- ④ 施設の修理、改造または取りこわし等の工事に起因する損害賠償責任
- ⑤ 航空機、自動車または施設外における船・車両（原動力が専ら人力である場合を除きます。）もしくは動物の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ⑥ 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ施設外にある他の財物に起因する損害賠償責任
- ⑦ 仕事の終了（仕事の対象物の引渡しを要する場合は、引渡しとします。）または放棄の後に、仕事の結果に起因する損害賠償責任（被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材は、仕事の結果から除きます。）
- ⑧ 昇降機の所有、使用または管理について、被保険者が、故意または重大な過失によって法令に違反したことに起因する損害賠償責任

第3条（昇降機に搭載した他人の財物に対する補償）

賠償責任基本特約第4条（保険金を支払わない場合－その2）②の規定は、昇降機に積載した他人の財物についてはこれを適用しません。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任基本特約およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

[CB] 請負業者賠償責任補償特約

第1条（事故）

この特約において、賠償責任基本特約第2条（保険金を支払う場合）の「事故」とは、次のいずれかに該当する事故をいいます。

- ① 保険証券記載の仕事（以下「仕事」といいます。）の遂行に起因する偶然な事故
- ② 仕事の遂行のために被保険者が所有、使用もしくは管理する保険証券記載の施設または設備（以下「施設」といいます。）に起因する偶然な事故

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、賠償責任基本特約第3条（保険金を支払わない場合－その1）および第4条（保険金

を支払わない場合－その2）に規定する損害のほか、被保険者が次の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者またはその下請負人が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴う次の損害賠償責任
- ア. 土地の沈下、隆起、移動、振動もしくは土砂崩れに起因する土地の工作物、その収容物および付属物、植物または土地の損壊に起因する損害賠償責任
 - イ. 土地の軟弱化、土砂の流出もしくは流入に起因する地上の構築物（基礎および付属物を含みます。）、その収容物または土地の損壊に起因する損害賠償責任
 - ウ. 地下水の増減に起因する損害賠償責任
- ② 施設の給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家用器具からの蒸気、水の漏出もしくは溢出またはスプリンクラーからの内容物の漏出もしくは溢出による財物の損壊に起因する損害賠償責任
- ③ 施設の屋根、扉、窓もしくは通風孔等から入る雨または雪等による財物の損壊に起因する損害賠償責任
- ④ 排水または排気（煙を含みます。）に起因する損害賠償責任
- ⑤ 麗埃または騒音に起因する損害賠償責任
- ⑥ 被保険者の下請負人またはその使用人が仕事に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- ⑦ 航空機、自動車または船舶の所有、使用もしくは管理（貨物の積込みまたは積卸し作業を除きます。）に起因する損害賠償責任
- ⑧ 仕事の対象物の損壊自体に基づく損害賠償責任
- ⑨ 仕事の終了（仕事の対象物の引渡しを要する場合は、引渡しとします。）または放棄の後に、仕事の結果に起因する損害賠償責任（被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材は、仕事の結果とはみなしません。）
- ⑩ 被保険者の占有を離れ施設外にある財物に起因する損害賠償責任

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任基本特約およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

[CC] 生産物賠償責任補償特約

第1条（事故）

この特約において、賠償責任基本特約第2条（保険金を支払う場合）の「事故^(注)」とは、次のいずれかに該当する事故をいいます。

- ① 被保険者の占有を離れた保険証券記載の財物（以下「生産物」といいます。）に起因して、保険期間中に生じた偶然な事故
- ② 被保険者が行った保険証券記載の仕事（以下「仕事」といいます。）の結果に起因して、仕事の終了（仕事の対象物の引渡しを要する場合は、引渡しとします。）または放棄の後、保険期間中に生じた偶然な事故

（注）事故

同一の原因から保険期間中に発生した一連の事故は、発生時間または発生場所が異なる場合でも1回の事故とみなします。

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、賠償責任基本特約第3条（保険金を支払わない場合－その1）および第4条（保険金を支払わない場合－その2）に規定する損害のほか、被保険者が次の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 生産物または仕事の欠陥に起因するその生産物または仕事の対象物の損壊自体（生産物または

仕事の対象物の一部の欠陥によるその生産物または仕事の対象物の他の部分の損壊を含みます。) の損害賠償責任および直接であると間接であるとを問わず、それらの生産物または仕事の対象物の使用不能に起因する損害賠償責任(収益減少に基づく損害賠償責任を含みます。)

- ② 被保険者が故意もしくは重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物または行った仕事の結果に起因する損害賠償責任
③ 被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材に起因する損害賠償責任

第3条（保険期間中の総支払限度額）

- (1) 当会社が支払う保険金の額は、身体の障害に起因する損害および財物の損壊に起因する損害ごとに保険証券記載の保険期間中の総支払限度額を限度とします。
(2) (1)の支払う保険金の額には、賠償責任基本特約第5条（損害の範囲）②から⑥までの費用を含みません。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任基本特約およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

[CD] 生産物自体の損害補償特約（生産物賠費用）

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、この特約により、生産物賠償責任補償特約第2条（保険金を支払わない場合）①および生産物特約（生産物賠費用）第1条（回収措置義務）②の規定にかかわらず、生産物賠償責任補償特約第1条（事故）の事故により、その生産物または仕事の対象物自体（以下これらを「対象物」といいます。）の損害およびその対象物を回収、検査、修理、交換するために被った損害に対して、保険金を支払います。ただし、被保険者が負う法律上の損害賠償責任の範囲に限ります。
(2) (1)の損害について当会社が支払う保険金の額は、1事故につき次のいずれか少ない額を限度とします。
① 他人の身体または対象物以外の財物に生じた損害額のうち被保険者が負うべき損害賠償の額
② 300万円
(3) 当会社が支払う保険金の額は、(2)により支払われる保険金の額と、生産物賠償責任補償特約により支払われる保険金の額とを合算して、保険証券記載の総支払限度額を限度とします。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任基本特約および生産物賠償責任補償特約ならびにこれらに付帯される他の特約の規定を準用します。

[CE] リコール費用補償特約（生産物賠費用）

第1条（回収費用の補償）

- (1) 当会社は、生産物特約（生産物賠費用）第1条（回収措置義務）②の規定にかかわらず、次の費用（以下「回収費用」といいます。）を支払います。
① 被保険者が、被保険者の生産物または仕事の対象物の回収措置を講じたことにより負担した費用
② 被保険者の生産物または仕事の対象物を納入、販売等した相手先が回収措置を講じたことにより生じた費用を被保険者が負担することによって被る損害の費用。ただし、被保険者が負う法律上の損害賠償責任の範囲に限ります。
(2) 当会社は、(1)の回収費用の額から、保険証券記載の免責金額を差し引いた額を支払います。ただし、1回の事故につき、300万円を限度とします。

第2条（保険期間中の総支払限度額）

当会社が支払う回収費用の額は、保険期間中につき、300万円を限度とします。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任基本特約および生産物賠償責任補償特約ならびにこれらに付帯される他の特約の規定を準用します。

[CF] 保管者賠償責任補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、賠償責任基本特約第2条（保険金を支払う場合）および第4条（保険金を支払わない場合ーその2）②の規定にかかるらず、被保険者が管理する保険証券記載の保管物（以下「保管物」といいます。）が、次の期間に損壊し、紛失し、または盗取されたこと（以下「事故」といいます。）により、保管物について正当な権利を有する者に対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

- ① 保管物が保険証券記載の保管施設内に保管されている期間
- ② 保管物が保険証券記載の目的に従い、保管施設外で管理されている期間。ただし、保管物の運送中^(注)の事故を除きます。

（注）運送中

次に掲げる区間をいい、運送に付随する一時保管を含みます。

- ① 保管物が仕入先において輸送用具への積込みが開始された時に始まり、通常の輸送経路を経て、保険証券記載の保管施設内において輸送用具から荷卸しされた時まで。
- ② 保管物が保険証券記載の保管施設内において輸送用具への積込みが開始された時に始まり、通常の輸送経路を経て、仕向地保管場所において輸送用具から荷卸しされた時まで。ただし、仕向地を経て再び保険証券記載の保管施設に輸送する場合を含みます。

第2条（保険金を支払わない場合）

- （1）当会社は、賠償責任基本特約第3条（保険金を支払わない場合ーその1）および第4条（保険金を支払わない場合ーその2）①、③および④に規定する損害のはか、次の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 被保険者、その代理人またはこれらの者の使用人が行い、もしくは加担した盗取に起因する損害賠償責任
 - ② 被保険者の使用人が所有し、または私用する財物の損壊、紛失もしくは盗難に起因する損害賠償責任
 - ③ 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、徽章、稿本、設計書、雑型その他これらに類する保管物の損壊、紛失または盗難に起因する損害賠償責任
 - ④ 原因がいかなる場合でも、自然発火または自然爆発した保管物自体の損壊に起因する損害賠償責任
 - ⑤ 自然の消耗もしくは性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等の損壊に起因する損害賠償責任
 - ⑥ 給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家用器具からの蒸気、水の漏出もしくは溢出またはスプリンクラーからの内容物の漏出もしくは溢出による保管物の損壊に起因する損害賠償責任
 - ⑦ 屋根、扉もしくは通風孔等から入る雨または雪等による保管物の損壊に起因する損害賠償責任
- （2）当会社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が保管物の使用不能に起因する損害賠償責任（収益減少に基づく損害賠償責任を含みます。）を負担することによって被る損害に対

しては、保険金を支払いません。

第3条（責任の限度）

当会社が保険金を支払うべき賠償責任基本特約第5条（損害の範囲）および第6条（支払保険金の計算）に規定する法律上の損害賠償金の額は、保管物が、事故の生じた地および時において、もし被害を受けていなければ有したであろう価額を限度とします。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任基本特約およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

[CG] 漏水補償特約（保管者賠費用）

第1条（保管者賠償責任補償特約が付帯されている契約における保険金を支払わない場合の適用除外）

当会社は、この契約に保管者賠償責任補償特約が付帯されている場合には、この特約により、保管者賠償責任補償特約第2条（保険金を支払わない場合）⑥の規定にかかわらず、給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家用器具からの蒸気、水の漏出もしくは溢出またはスプリンクラーからの内容物の漏出もしくは溢出により、保険証券記載の保管物が損壊したことにより、保管物について正当な権利を有する者に対して、被保険者が損害賠償責任を負担することにより被る損害に対して、保険金を支払います。

第2条（クリーニング特約（保管者賠費用）が付帯されている契約における保険金を支払う場合の特則）

当会社は、この特約により、クリーニング特約（保管者賠費用）第5条（保険金を支払わない場合）①⑤の規定にかかわらず、給排水管、暖冷房装置、冷蔵装置、湿度調節装置、消火栓、スプリンクラーその他これらに類する業務用または家用器具から漏出もしくは溢出する蒸気、水その他内容物による洗たく物の損壊に起因し、洗たく物について正当な権利を有する者に対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任基本特約および保管者賠償責任補償特約ならびにこれらに付帯される他の特約の規定を準用します。

[CH] 運送危険補償特約（保管者賠費用）

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、保管者賠償責任補償特約第1条（保険金を支払う場合）②の規定にかかわらず、保管物の運送中の事故により、保管物について正当な権利を有する者に対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保管者賠償責任補償特約およびこの特約の規定に従い、保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、賠償責任基本特約第3条（保険金を支払わない場合—その1）、第4条（保険金を支払わない場合—その2）①、③および④ならびに保管者賠償責任補償特約第2条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、運送の遅延によって生じた損害に対して、保険金を支払いません。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任基本特約お

より保管者賠償責任補償特約ならびにこれらに付帯される他の特約の規定を準用します。

[CI] クリーニング特約（保管者賠費用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
クリーニング	洗剤または溶剤を使用して、衣類その他の繊維製品または皮革・毛皮製品を原型のまま洗たくすることをいいます。
洗たく物	被保険者が保険証券記載の保管施設内または業務の通常の過程として一時的に保管施設外において、クリーニングのために受託する衣類その他の繊維製品または皮革・毛皮製品をいいます。ただし、クリーニング以外の目的で保管を行う物については、洗たく物とはみなしません。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、保管者賠償責任補償特約第1条（保険金を支払う場合）にいう保管物とは洗たく物に限るものとし、賠償責任基本特約第2条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、洗たく物が保険期間中に損壊し、盗取または詐取されたことにより、洗たく物について正当な権利を有する者に対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第3条（損害の範囲）

- (1) この特約において、当会社が保険金を支払う損害の範囲は、賠償責任基本特約第5条（損害の範囲）の規定にかかわらず、次のとおりとします。
- ① 被保険者が洗たく物について正当な権利を有する者に対して、支払うべき法律上の損害賠償金^(注1)。ただし、時価額^(注2)を限度とします。
 - ② 他人から損害の賠償を受けることができる場合において、その権利の保全または行使のために被保険者が支出した必要または有益な費用
 - ③ 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した費用
 - ④ 当会社による損害賠償請求の解決に協力するために、被保険者が支出した費用

（注1）法律上の損害賠償金

損害賠償金を支払うことによって代位取得するものがある場合は、その価額を差し引きます。以下同様とします。

（注2）時価額

損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。

- (2) (1)①の法律上の損害賠償金には次の損害賠償金を含みません。

- ① 洗たく物の使用不能によって生じる代替品賃借費用等に係る損害賠償金
- ② 洗たく物の製造業者（縫製業者および染色業者を含みます。）または販売業者が、洗たく物の損壊につき、その洗たく物について正当な権利を有する者または被保険者に対して法律上の損害賠償責任を負担すべき場合には、それらの者が負担すべき損害賠償金

第4条（支払保険金の計算）

当会社が支払う保険金の額は次のとおりとします。

- ① 前条(1)①の損害については、その金額が1回の事故について保険証券に記載された免責金額を超える場合に限り、その超過額のみを保険証券に記載された支払限度額を限度として支払います。
- ② 前条(1)②から④までの損害については、その全額を支払います。ただし、1回の事故について、前条(1)①の損害賠償金の額が支払限度額を超えた場合には、前条(1)③の費用は、支払限度額の前

条(1)①に規定する損害賠償金の額に対する割合によって支払います。

第5条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、賠償責任基本特約第3条（保険金を支払わない場合ーその1）および第4条（保険金を支払わない場合ーその2）①、③および④に規定する損害のはか、直接であると間接であるにかかわらず、被保険者が次の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しても、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者、被保険者（注）もしくはこれらの者の法定代理人、被保険者の被用者または被保険者と同居する親族が行い、または加担した洗たく物の盗取もしくは詐欺に起因する損害賠償責任
 - ② 被保険者の法定代理人、被保険者の被用者または被保険者と同居する親族が所有または私用する洗たく物の損壊、盗取または詐取に起因する損害賠償責任
 - ③ 屋根、壁、扉、窓、通風孔等の欠陥によりこれらから入る雨または雪等による洗たく物の損壊に起因する損害賠償責任
 - ④ 洗たく物の欠陥もしくは洗たく物の自然の変化（自然の状態における消耗、変色、のび、ちぢみ、風合の変化、形崩れ等をいいます。）、かびその他これらに類するものまたはねずみ食いもしくは虫食いに起因する損害賠償責任
 - ⑤ 給排水管、暖冷房装置、冷蔵装置、湿度調節装置、消火栓、スプリンクラーその他これらに類する業務用または家用用装置から漏出もしくは溢出する蒸気、水その他内容物による洗たく物の損壊に起因する損害賠償責任
 - ⑥ 洗たく物の修理または加工（染色、色ぬきを含みます。）によるその洗たく物の損壊に起因する損害賠償責任
 - ⑦ クリーニングの技術上の重大な過失による洗たく物の損壊に起因する損害賠償責任。ただし、この事由によって火災、破裂または爆発が発生した場合を除きます。
 - ⑧ 洗たく物が寄託者に引き渡された日から30日を経過した後に、洗たく物について正当な権利を有する者から被保険者に通知が行われたその洗たく物の損壊に起因する損害賠償責任
 - ⑨ 洗たく物の紛失または誤配に起因する損害賠償責任

（注）保険契約者、被保険者

保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。以下同様とします。

- (2) 当会社は、保管者賠償責任補償特約第2条（保険金を支払わない場合）の規定は、この特約には適用しません。

第6条（求償権の不行使）

当会社は、賠償責任基本特約第30条（代位）の規定に基づき取得する権利のうち、被保険者の被用者または被保険者の業務の補助者に対するものにかぎり、これを行使しません。ただし、これらの者の故意による場合を除きます。

第7条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任基本特約および保管者賠償責任補償特約ならびにこれらに付帯される他の特約の規定を準用します。

[CJ] 自動車管理者賠償責任補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、賠償責任基本特約第2条（保険金を支払う場合）および第4条（保険金を支払わない場合ーその2）②の規定にかかわらず、被保険者が管理する他人（所有権留保条項付売買契約の買主を含みます。）の自動車（注1）が次に掲げる間に損壊もしくは紛失し、または盗取もしくは詐取（これらの未遂を含みます。以下同様とします。）されたこと（以下「事故」といいます。）により、自動車について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担

することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

- ① 自動車が保険証券記載の保管施設内に保管されている間
- ② 自動車が被保険者のその自動車に対して行う業務の遂行の通常の過程として、一時的に保管施設外で管理されている間

(注1) 被保険者が管理する他人の自動車

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車および同条第3項に定める原動機付自転車のうち、被保険者の法定代理人^(注2)、使用人または被保険者の同居の親族が所有する自動車を含みません。以下「自動車」といいます。

(注2) 被保険者の法定代理人

被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。以下「代理人」といいます。

- (2) (1)の自動車には、これに定着^(注1)または装備^(注2)されている物（以下「付属品」といいます。）を含みます。

(注1) 定着

ボルト、ナットまたはねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。以下同様とします。

(注2) 装備

自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態をいいます。以下同様とします。

- (3) (2)の付属品には、次に定める物を含みません。

- ① 燃料、ボデーカバーおよび洗車用品
- ② 法律、命令、規則または条例等により、自動車に定着または装備することを禁止されている物
- ③ 通常装飾品とみなされる物
- ④ 積載物

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、賠償責任基本特約第3条（保険金を支払わない場合ーその1）および第4条（保険金を支払わない場合ーその2）①、③および④に規定する損害のほか、被保険者が次の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者、被保険者の代理人もしくは使用人または被保険者の同居の親族が行い、あるいは加担した盗取または詐取に起因する損害賠償責任
- ② 盗取または詐取による場合を除き、自動車の使用不能に起因する損害賠償責任（収益減少に基づく損害賠償責任を含みます。）
- ③ 被保険者、被保険者の代理人もしくは使用人または被保険者の同居の親族が私的目的で使用している間の自動車の損壊もしくは紛失または盗取もしくは詐取に起因する損害賠償責任
- ④ 自動車が委託者に引き渡された後に発見された自動車の損壊もしくは紛失または盗取もしくは詐取に起因する損害賠償責任
- ⑤ 被保険者の下請負人が管理している間における自動車の損壊もしくは紛失または盗取もしくは詐取に起因する損害賠償責任
- ⑥ 通常の作業工程上生じた修理（点検を含みます。）もしくは加工の拙劣または仕上不良等による自動車の損壊に起因する損害賠償責任。ただし、これらの事由によって火災または爆発が発生した場合を除きます。
- ⑦ 自動車が法令に定められた運転資格を持たない者によって運転されている間または酒に酔った運転者によって運転されている間に生じた自動車の損壊もしくは紛失または盗取もしくは詐取に起因する損害賠償責任

第3条（損害賠償金の範囲）

当会社が保険金を支払うべき賠償責任基本特約第5条（損害の範囲）および第6条（支払保険金

の計算)に規定する法律上の損害賠償金の額は、被害自動車の損壊、紛失し、盗取または詐取によるその自動車自体の損害のみを対象とし、かつ事故の生じた地および時におけるその自動車の価額(被害自動車と同一車種、同年式で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。)を限度とします。

第4条 (保険期間中の総支払限度額)

- (1) 当会社が支払う保険金の額は、保険証券記載の保険期間中の総支払限度額を限度とします。
- (2) (1)の支払う保険金の額は、賠償責任基本特約第5条(損害の範囲)②から⑥までの費用を含みません。
- (3) この特約の保険期間が1年を超える場合は、契約年度^(注)ごとに(1)および(2)の規定を適用します。

(注) 契約年度

初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。

第5条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任基本特約およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

[CK] 出張作業に関する特約 (自動車管理者賠費用)

第1条 (責任の範囲)

当会社は、この特約により、自動車管理者賠償責任補償特約第1条(保険金を支払う場合)(1)の「次に掲げる間」には、同条(1)①および②のはか、出張作業中^(注)を含むものとします。

(注) 出張作業中

保険証券記載の被保険者が作業委託主の指定する場所において、他人の自動車の管理を始めた時から、作業委託主に引渡しが終了した時までの間をいいます。ただし、保険証券記載の保管場所に移動する場合には、その目的をもって移動を開始した時以降を除きます。以下同様とします。

第2条 (再寄託中の適用除外)

この契約に下請人再寄託中補償特約(自動車管理者賠費用)(以下「再寄託特約」といいます。)が付帯されている場合であっても、出張作業中の事故については、再寄託特約の規定を適用しません。

第3条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任基本特約および自動車管理者賠償責任補償特約ならびにこれらに付帯される他の特約の規定を準用します。

[CL] 使用不能損害補償特約 (自動車管理者賠費用)

第1条 (保険金を支払う場合)

当会社は、この特約により、自動車管理者賠償責任補償特約第2条(保険金を支払わない場合)②および同特約第3条(損害賠償金の範囲)の規定にかかわらず、自動車管理者賠償責任補償特約第1条(保険金を支払う場合)に規定する自動車(以下「自動車」といいます。)を次の①または

②のいずれかに該当する間に損壊または紛失したこと（以下「事故」といいます。）により、被保険者がその損壊または紛失した自動車（以下「被害自動車」といいます。）の使用不能損害について法律上の損害賠償責任（収益減少に基づく損害賠償責任を含みます。）を、被害自動車について正当な権利を有する者に対し負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

① 自動車が保険証券記載の保管施設内に保管されている間

② 自動車が被保険者のその自動車に対して行う業務の遂行の通常の過程として、一時的に保管施設外で管理されている間

第2条（使用不能損害の範囲）

(1) 前条に規定する被害自動車の使用不能損害は、その使用不能損害が発生した最初の日からその日を含めて4日目以後30日以内に生じたものに限ります。

(2) 被害自動車について正当な権利を有する者が事故の発生を知らなかった期間に生じた使用不能損害は、前条に規定する被害自動車の使用不能損害とはみなしません。

第3条（責任の限度）

当会社は、この特約に基づいて支払う保険金の額は、第1条（保険金を支払う場合）に規定する事故により使用できなくなった自動車1台について10万円を限度とし、かつ、1回の事故について保険証券に記載された支払限度額を限度とします。

第4条（保険期間中の総支払限度額）

(1) 当会社が支払う保険金の額は、保険証券記載の保険期間中の総支払限度額を限度とします。

(2) この特約の保険期間が1年を超える場合は、契約年度^(注)ごとに(1)の規定を適用します。

（注）契約年度

初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任基本特約および自動車管理者賠償責任補償特約の規定を準用します。

【CM】下請人再寄託中補償特約（自動車管理者賠費用）

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、自動車管理者賠償責任補償特約第2条（保険金を支払わない場合）⑤の規定にかかるらず、被保険者の下請負人（以下「下請負人」といいます。）が被保険者より再受託する自動車^(注)を保管または管理している間に損壊もしくは紛失し、または盗取もしくは詐取されたことにより、自動車について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

（注）再受託する自動車

下請負人の法定代理人（下請負人が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。以下「代理人」といいます。）、使用人または下請負人の同居の親族が所有する自動車を含みません。

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、賠償責任基本特約第3条（保険金を支払わない場合—その1）、第4条（保険金を支払わない場合—その2）①、③および自動車管理者賠償責任補償特約第2条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、被保険者が次の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 下請負人、下請負人の代理人もしくは使用人または下請負人の同居の親族が行い、または加担した盗取または詐取に起因する損害賠償責任
- ② 下請負人、下請負人の代理人もしくは使用人または下請負人の同居の親族が私的目的で使用している間の自動車の損壊もしくは紛失または盗取もしくは詐取に起因する損害賠償責任

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任基本特約および自動車管理者賠償責任補償特約の規定を準用します。

[CN] 旅館賠償責任補償特約

第1章 用語の定義条項

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
施設	旅館営業に関し、被保険者が所有、使用または管理する保険証券記載の施設をいいます。
生産物	旅館営業に関し、被保険者が保険証券記載の施設において、販売または提供し、かつ、被保険者の占有を離れた飲食物または商品をいいます。
保管物	旅館営業に関し、被保険者が施設内で保管または管理する客の財物をいい、一時的に施設外で管理する客の財物を含みます。

第2章 施設危険補償条項

第2条（事故）

この補償条項において、賠償責任基本特約第2条（保険金を支払う場合）の「事故」とは、施設または施設における旅館業務の遂行に起因して保険期間中に生じた偶然な事故をいいます。

第3条（保険金を支払わない場合）

当会社は、賠償責任基本特約第3条（保険金を支払わない場合ーその1）および第4条（保険金を支払わない場合ーその2）に規定する損害のほか、被保険者が次の法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 施設の新築、改築、修理、取りこわしその他の工事に起因する損害賠償責任
- ② 航空機、自動車、施設外にある船舶・車両^(注1)もしくは動物の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ③ 生産物または被保険者の占有を離れ、施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任
- ④ 昇降機の所有、使用または管理について、被保険者が故意または重大な過失によって法令に違反したことによる損害賠償責任
- ⑤ 屋根、樋、扉、戸、窓、通風孔等から入る雨または雪等による財物の損壊に起因する損害賠償責任
- ⑥ 排水または排気^(注2)に起因する損害賠償責任

(注1) 船舶・車両
原動力が専ら人力である場合を除きます。

(注2) 排気
煙を含みます。

第3章 生産物危険補償条項

第4条（事故）

この補償条項において、賠償責任基本特約第2条（保険金を支払う場合）の「事故」とは、生産物に起因して保険期間中に生じた偶然な事故をいいます。

第5条（保険金を支払わない場合）

当会社は、賠償責任基本特約第3条(保険金を支払わない場合ーその1)および第4条(保険金を支払わない場合ーその2)に規定する損害のほか、被保険者が次の法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 生産物の欠陥に起因するその生産物の損壊自体の損害賠償責任
- ② 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売または提供した生産物に起因する損害賠償責任

第4章 保管物危険補償条項

第6条（保険金を支払う場合）

当会社は、賠償責任基本特約第2条（保険金を支払う場合）および第4条（保険金を支払わない場合ーその2）②の規定にかかわらず、保管物が保険期間中に損壊、紛失または盗取されたことにより、保管物について正当な権利を有する者に対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第7条（保管物のみなし）

当会社は次の事由について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合には、その財物を保管物とみなし、前条の規定を適用します。

- ① 施設内において客が所有する財物が盗取されたこと。
- ② 客室内、浴場に設置された更衣所内または洗面所内において、客が所持する財物が紛失したこと。

第8条（保険金を支払わない場合）

(1) 当会社は、賠償責任基本特約第3条(保険金を支払わない場合ーその1)および第4条(保険金を支払わない場合ーその2)①、③および④に規定する損害のほか、被保険者が次の法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者もしくはその代理人またはこれらの者と同居する親族もしくは使用人が行い、または加担した盗取に起因する損害賠償責任
 - ② 被保険者の使用人が所有または私用する財物が、損壊、紛失または盗取されたことに起因する損害賠償責任
 - ③ 客の自動車内にある財物が損壊、紛失または盗取されたことに起因する損害賠償責任
 - ④ 屋根、樋、扉、戸、窓、通風孔等から入る雨または雪等による保管物の損壊に起因する損害賠償責任
 - ⑤ 保管物が客に引き渡された後に発見された保管物の損壊に起因する損害賠償責任
- (2) 当会社は、直接であると間接であると問わず、被保険者が保管物の使用不能に起因する損害賠償責任（収益減少に基づく損害賠償責任を含みます。）を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第9条（責任の限度）

当会社が保険金を支払うべき賠償責任基本特約第5条（損害の範囲）および第6条（支払保険金の計算）に規定する法律上の損害賠償金の額は、保管物が損壊、紛失または盗取された地および時において、もしその被害を受けていなければ有したであろう価額を限度とします。

第5章 共通条項

第10条（支払限度額の適用）

この特約における当会社の支払限度額は、次に掲げる区分ごとに適用します。

- ① 第2条（事故）または第4条（事故）に規定する事故の場合
 - ア. 身体の障害については、1名および1事故につき、それぞれ保険証券に記載された支払限度額
 - イ. 財物の損壊については、1事故につき、それぞれ保険証券に記載された支払限度額
- ② 第6条（保険金を支払う場合）の規定に該当する場合
 - 1名および1事故につき、それぞれ保険証券に記載された支払限度額

第11条（保険期間中の総支払限度額）

- (1) 当会社が、第3章生産物危険補償条項、賠償責任基本特約およびこの章の規定により、支払う保険金の額は、保険証券記載の保険期間中の総支払限度額を限度とします。
- (2) (1)の支払う保険金の額には、賠償責任基本特約第5条（損害の範囲）②から⑥までの費用を含みません。
- (3) この特約の保険期間が1年を超える場合は、契約年度^(注)ごとに(1)および(2)の規定を適用します。

(注) 契約年度

初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。

第12条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任基本特約およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

[CO] 借家人賠償責任・修理費用総合補償特約

第1章 借家人賠償責任条項

第1条（保険金を支払う場合－借家人賠償責任）

当会社は、保険証券記載の被保険者（以下「被保険者」といいます。）の借用する日本国内に所在する保険証券記載の借用戸室（注1）が、被保険者の責めに帰すべき事由に起因する不測かつ突発的な事故（以下この章において「事故」といいます。）により、滅失、損傷または汚損（以下「損壊」といいます。）が生じた場合において、被保険者が借用戸室についてその貸主（転貸人を含みます。以下同様とします。）に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったときは、この特約に従い、保険金を支払います。

（注）借用戸室

被保険者が建物全体を借用している場合は建物全体をいいます。以下同様とします。

第2条（保険金を支払わない場合－借家人賠償責任）

- (1) 当会社は、借用戸室が次のいずれかに該当する事由によって損壊した場合において、被保険者が被った損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者、被保険者（注1）またはこれらの者の法定代理人の故意
 - ② 被保険者の心神喪失または指図
 - ③ 借用戸室の改築、増築、取りこわし等の工事。ただし、被保険者が自己の労力をもって行った仕事による場合を除きます。
 - ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注2）
 - ⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑥ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する事故

（注1）保険契約者、被保険者

保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注3）核燃料物質

使用済燃料を含みます。以下⑥において同様とします。

（注4）汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

- (2) 当会社は、借用戸室に生じた次のいずれかに該当する事由により被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な措置によって生じた損害を除きます。
- ② 借用戸室の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合を除きます。
- ③ 借用戸室の欠陥によって生じた損害
- ④ 借用戸室の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱その他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によって生じた損害
- ⑤ 借用戸室に生じたすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他単なる外観上の損傷または汚損であって、借用戸室の機能に直接関係のない損害
- ⑥ 不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない借用戸室の電気的事故または機械的事故によって生じた損害

- ⑦ 詐欺または横領によって借用戸室に生じた損害
 - ⑧ 土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害
 - ⑨ 電球、プラウン管等の管球類に生じた損害。ただし、借用戸室の他の部分と同時の損害を被った場合を除きます。
 - ⑩ 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みまたはこれらのものの漏入によって生じた損害
- (3) 当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者と借用戸室の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
 - ② 被保険者が借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された借用戸室の損壊に起因する損害賠償責任

第3条（支払保険金の範囲－借家人賠償責任）

- 当会社が支払う保険金の範囲は、次に掲げるものに限ります。
- ① 被保険者が貸主に支払うべき損害賠償金。この場合、この損害賠償金については、判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含み、また、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得する物があるときは、その価額をこれから差し引くものとします。
 - ② 損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟、裁判上の和解、調停または仲裁に要した費用^(注)
 - ③ 損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用
 - ④ 第5条（損害賠償責任解決の特則－借家人賠償責任）の規定により、被保険者が当会社の要求に従い、協力するために直接要した費用
 - ⑤ 被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合において、第12条（事故の発生）(1)(4)の規定により、その権利の保全または行使に必要な手続をとるために要した必要または有益な費用

(注) 訴訟、裁判上の和解、調停または仲裁に要した費用
弁護士報酬を含みます。

第4条（保険金の支払額－借家人賠償責任）

- 当会社が1回の事故につき支払うべき保険金の額は、次の金額の合計額とします。
- ① 前条①に規定する損害賠償金の額。ただし、保険証券記載の支払限度額（以下「支払限度額」といいます。）を限度とします。
 - ② 前条②から⑤までに規定する費用についてはその全額。ただし、同条②および③の費用は、同条①の損害賠償金の額が、支払限度額を超える場合は、その支払限度額の同条①の損害賠償金の額に対する割合によってこれを支払います。

第5条（損害賠償責任解決の特則－借家人賠償責任）

当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償責任の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

第6条（先取特権）

- (1) 第1条（保険金を支払う場合－借家人賠償責任）の事故にかかる損害賠償請求権者^(注1)は、被保険者の当会社に対する保険金請求権^(注2)について先取特権を有します。

(注1) 損害賠償請求権者
この保険契約においては、借用戸室の貸主をいいます。以下同様とします。

(注2) 保険金請求権

第3条（支払保険金の範囲－借家人賠償責任）②から⑤までの費用に対する保険金請求権を除きます。以下この章において同様とします。

- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合（被保険者が賠償した金額を限度とします。）
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が①の先取特権行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- (3) 保険金請求権は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権を質権の目的とし、または差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

第7条（重大事由による解除）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。
- ① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの特約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者が、この特約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力^(注)に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(注) 反社会的勢力

暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。以下③において同様とします。

- (2) 当会社は、被保険者が①③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約^(注)を解除することができます。

(注) この特約

被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。

- (3) (1)または(2)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、企業財産包括保険普通保険約款第27条（保険契約解除の効力）の規定にかかるわらず、(1)①から④までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に對しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者または被保険者が①③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の

規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、次の損害については適用しません。

- ① (1)(3)アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
- ② (1)(3)アからオまでのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

第2章 修理費用条項

第8条（保険金を支払う場合－修理費用）

当会社は、不測かつ突発的な事故（以下この章において「事故」といいます。）により、被保険者の日本国内に所在する保険証券記載の借用戸室に損害が生じた場合において、被保険者がその貸主との契約に基づき、自己の費用で現実にこれを修理したときは、その借用戸室を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用（以下「修理費用」といいます。）に対して、この特約に従い、保険金を支払います。ただし、第1条（保険金を支払う場合－借家人賠償責任）の規定によって保険金が支払われる場合を除きます。

第9条（保険金を支払わない場合－修理費用）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者、借用戸室の貸主^(注1) またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合には、その者^(注2) またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、被保険者またはこれらの者の法定代理人以外の者が受け取るべき金額を除きます。

(注1) 保険契約者、被保険者、借用戸室の貸主

保険契約者、被保険者または借用戸室の貸主が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行する他の機関とします。

(注2) その者

その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行する他の機関とします。

(2) 当会社は、借用戸室に生じた次に掲げる損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な措置によって生じた損害を除きます。
- ② 借用戸室の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合を除きます。
- ③ 借用戸室の欠陥によって生じた損害
- ④ 借用戸室の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱その他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によって生じた損害
- ⑤ 借用戸室に対する加工^(注) 修理または調整の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
- ⑥ 借用戸室に生じたたすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他單なる外観上の損傷または汚損であって、借用戸室の機能に直接関係のない損害
- ⑦ 不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない借用戸室の電気的事故または機械的事故によって生じた損害
- ⑧ 証欺または横領によって借用戸室に生じた損害
- ⑨ 土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害
- ⑩ 電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害。ただし、借用戸室の他の部分と同時の損害を被った場合を除きます。
- ⑪ 風、雨、雪、雹、砂塵^{ひづる}その他これらに類するものの吹込みまたはこれらのものの漏入により生じた損害

(注) 加工

増築、改築または一部取りこわしを含む借用戸室の建築をいいます。

(3) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害^(注1)に対しては、保険金を支払いません。

① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注2)

② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

③ 核燃料物質^(注3)もしくは核燃料物質によって汚染された物^(注4)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性による事故

(注1) 損害

①から③までの事由によって発生した前条の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも同条の事故が①から③までの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。

(注2) 暴動

群衆または多数者の集団行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。以下③において同様とします。

(注4) 汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

第10条（保険金支払の対象となる修理費用の範囲－修理費用）

借用戸室を実際に修理した費用のうち、次に掲げるもの以外の修理費用とします。

① 壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部

② 玄関、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、門、扉、垣、給水塔等の借用戸室居住者の共同の利用に供せられるもの

第11条（保険金の支払額－修理費用）

当会社が第8条（保険金を支払う場合－修理費用）の保険金として支払うべき保険金の額は、修理費用の額とし、1回の事故につき300万円を限度として支払います。

第3章 基本条項

第12条（事故の発生）

(1) 保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。

① 損害の発生および拡大の防止に努めること。

② 事故発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。

③ 次の事項を遅滞なく、書面で当会社に通知すること。

ア. 事故の状況、貸主の住所および氏名または名称

イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称

ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容

④ 他人に損害賠償の請求^(注1)をできる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。

⑤ 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。

⑥ 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。

- ⑦ 他の保険契約等^(注2)の有無および内容^(注3)について遅滞なく当会社に通知すること。
- ⑧ ①から⑦までのはか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。

(注1) 損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注2) 他の保険契約等

この特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。以下同様とします。

(注3) 他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。以下同様とします。

- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

- ① (1)①に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
- ② (1)②、③、⑥、⑦または⑧の規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
- ③ (1)④に違反した場合は、他人に損害賠償の請求^(注)をすることによって取得することができたと認められる額
- ④ (1)⑤に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

(注) 損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)③もしくは⑧の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第13条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。
 - ① 第1章借家人賠償責任条項に係る保険金の請求に関しては、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時
 - ② 第2章修理費用条項に係る保険金の請求に関しては、第7条（保険金を支払う場合－修理費用）に規定する損害が生じた場合において、被保険者がその貸主との契約に基づき、自己の費用で現実にこれを修理した時
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
 - ① 保険金の請求書
 - ② 第1章借家人賠償責任条項に係る保険金の請求に関しては、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
 - ③ 第2章修理費用条項に係る保険金の請求に関しては、被保険者が修理費用を負担することについて借用戸室の貸主との間で約定されていることを示す書類
 - ④ 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（既に支払がなされた場合はその領収書とします。）および被害が生じた物の写真（画像データを含みます。）
 - ⑤ その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(注)

- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者または②以外の3親等内の親族

(注) 配偶者

法律上の配偶者に限ります。以下この条において同様とします。

- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
(5) 当会社は、事故の内容、損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
(6) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第14条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、請求完了日^(注)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(注) 請求完了日

被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。以下この条において同様とします。

- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかるわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数^(注1)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。
① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会^(注2) 180日
② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
④ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1) 日数

複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注2) 公の機関による捜査・調査結果の照会

弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくそ

の確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合^(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(注) これに応じなかった場合
必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第15条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額^(注)の合計額が損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。
- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
 - ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(注) 支払責任額
他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
以下同様とします。

- (2) (1)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額^(注)の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

(注) 免責金額
支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。
以下同様とします。

第16条（代位）

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権^(注)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
- ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(注) 損害賠償請求権その他の債権
共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

- (2) (1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

第17条（この特約が付帯された保険契約との関係）

- (1) この特約が付帯された保険契約が無効の場合は、この特約もまた無効とします。
- (2) この特約が付帯された保険契約が保険期間の中途において終了した場合は、この特約も同時に終了するものとします。

第18条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、ビジネス総合補償特約およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

(契約条件により自動的にセットされる特約)

■ 契約共通特約

先物契約特約

この契約については、保険期間開始の時に使用されている企業財産包括保険料率によるものとします。

共同保険に関する特約

第1条（独立責任）

この保険契約は、保険証券記載の保険会社（以下「引受保険会社」といいます。）による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条（幹事保険会社の行う業務）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、すべての引受保険会社のために次の事項に関する業務を行います。

- ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返還
- ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認等
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約の変更手続に係る承認書の発行および交付または保険証券に対する裏書等
- ⑦ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑩ その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第3条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条に掲げる業務は、すべての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者等が保険契約上の規定に基づいて幹事保険会社に対し行った通知その他の行為は、すべての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

■地震保険にセットされる特約

先物契約特約

この契約については、保険期間開始の時に使用されている料率表によるものとします。

保険料の返還または請求に関する特約（地震保険用）

第1条（保険料の返還または請求）

地震保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当会社は、普通約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、下表に従い、保険料を返還または請求します。ただし、この保険契約に保険料の返還または請求に関する規定を有する他の特約が付帯されている場合は、それらの特約の保険料の返還または請求にかかる規定を優先して適用します。

普通約款の規定箇所	読み替後の内容
第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(2)	<p>危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、次の保険料を返還または請求します。</p> <p>① 保険料を返還する場合 変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき算出された保険料から、その保険料の既経過期間^(注1)に対し月割^(注2)をもって算出した保険料を差し引いて計算した保険料</p> <p>② 保険料を請求する場合 変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、未経過期間^(注3)に対し月割^(注2)をもって計算した保険料</p> <p>(注1) 既経過期間 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以前の期間をいいます。</p> <p>(注2) 月割 12か月に対する月数の割合をいい、未経過期間および既経過期間において1か月に満たない期間は1か月とします。</p> <p>(注3) 未経過期間 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。</p>
第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(6)	<p>当会社は、(1)または(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもつて保険契約条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、保険契約条件の変更日^(注1)以後の期間に対し、次の保険料を返還または請求します。</p> <p>① 保険料を返還する場合 変更前の保険料と変更後の保険料との差額から、その保険料の差額について既経過期間に対し月割^(注2)をもって算出した保険料を差し引いて計算した保険料</p> <p>② 保険料を請求する場合 変更前の保険料と変更後の保険料との差額について、未経過期間に対し月割^(注2)をもって計算した保険料</p>

	<p>(注1) 保険契約条件の変更日 (6)に定める通知を当会社が受領し、承認した時以後で保険契約条件を変更すべき期間の初日をいいます。ただし、その日が(6)の通知を当会社が受領した日と同じ日である場合は、当会社が保険契約条件の変更を承認した時とします。</p> <p>(注2) 月割 12か月に対する月数の割合をいい、未経過期間および既経過期間において1か月に満たない期間は1か月とします。</p>
第22条（保険料の返還一無効、失効等の場合）(3)	<p>保険契約が失効^(注1)となる場合には、当会社は、領収した保険料から既経過期間に対し月割^(注2)をもって算出した保険料を差し引いて、その残額を返還します。</p> <p>(注1) 失効 保険契約の全部または一部の効力が、保険契約締結後に失われることをいいます。</p> <p>(注2) 月割 12か月に対する月数の割合をいい、既経過期間において1か月に満たない期間は1か月とします。</p>
第22条（保険料の返還一無効、失効等の場合）(4)	<p>この保険契約が付帯されている保険契約がその普通保険約款の規定により保険金が支払われたために終了した結果、この保険契約が第33条（付帯される保険契約との関係）(2)の規定により終了する場合には、当会社は、領収した保険料から既経過期間に対し月割^(注)をもって算出した保険料を差し引いて、その残額を返還します。</p> <p>(注) 月割 12か月に対する月数の割合をいい、既経過期間において1か月に満たない期間は1か月とします。</p>
第24条（保険料の返還一保険金額の調整の場合）(2)	<p>第17条（保険金額の調整）(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当会社は、変更前の保険金額と変更後の保険金額に基づき算出した保険料の差額から、その保険料の差額について既経過期間に対し月割^(注)をもって算出した保険料を差し引いて、その残額を返還します。</p> <p>(注) 月割 12か月に対する月数の割合をいい、既経過期間において1か月に満たない期間は1か月とします。</p>
第25条（保険料の返還一解除の場合）(1)	<p>第10条（告知義務）(2)、第11条（通知義務）(2)もしくは(6)、第19条（重大事由による解除）(1)または第21条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）(3)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、領収した保険料から既経過期間に対し月割^(注)をもって算出した保険料を差し引いて、その残額を返還します。</p> <p>(注) 月割 12か月に対する月数の割合をいい、既経過期間において1か月に満たない期間は1か月とします。</p>
第25条（保険料の返還一解除の場合）(2)	<p>第18条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、領収した保険料から既経過期間に対し月割^(注)をもって算出した保険料を差し引いて、その残額を返還します。</p> <p>(注) 月割 12か月に対する月数の割合をいい、既経過期間において1か月に満たない期間は1か月とします。</p>

■財物損壊リスクに対する補償（ビジネス総合補償特約）に自動的に セットされる特約

ボイラ等破裂・爆発損害補償対象外特約

当会社は、汽器（化学工場その他における1作業設備・装置の一部を構成するものを除きます。）、ボイラ、蒸気タービン、ガスタービン、蒸気機関、内燃機関、油圧機、水圧機等（これらの付属装置を含み、汽器およびボイラのうち、法令による定期検査または性能検査を必要としないものを除きます。）の破裂または爆発によりその機器に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- (注1) 「ボイラ」（炉および煙道の構成部分を含みます。）、「汽器」とは、密閉した容器または管内で水を熱し、温水または水蒸気を他へ供給またはこれを受け入れる装置およびこれらの付属装置であって、蒸気缶、温水缶、エコノマイザ、貯湯槽、水蒸気の蒸気だめ、水蒸気による蒸発器、蒸缶、蓄熱器および蒸気管、給湯管を含みます。
- (注2) 「化学工場その他における1作業設備・装置の一部を構成するもの」とは、熱交換器、クーラ、コンデンサ、ローンがま、蒸留器、塔類、加熱炉および反応器等が1作業設備・装置の中に含まれていて、機構上分離できないものをいいます。

事業用明記物件特約

第1条（明記物件の取扱い）

(1) この特約が付帯されたビジネス総合補償特約第4条（保険の対象の範囲）の規定にかかわらず、明記物件^(注1)が保険証券に明記されていない場合でも、これを保険の対象に含むものとします。ただし、保険契約締結の際または保険契約締結後、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、これらのものを保険証券に明記するための手続^(注2)を怠った場合を除きます。

- (注1) 明記物件
貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるものをいいます。以下同様とします。
- (注2) 保険証券に明記するための手続
保険契約締結の際に保険契約申込書へ記載すること、また、保険契約締結後においては書面をもって当会社へ通知することをいいます。

- (2) (1)の場合において、損害額の決定にあたっては、ビジネス総合補償特約の保険金の支払額および損害額の決定に関する規定にかかわらず、次のとおりとします。
- ① 明記物件の損害額が1個または1組ごとに30万円を超え、かつ、その明記物件が属する保険の対象の保険金額が30万円を超える場合
明記物件の損害額は30万円とみなします。
- ② 明記物件の損害額が1個または1組ごとに30万円を超え、かつその明記物件が属する保険の対象の保険金額が30万円以下の場合
明記物件の損害額は、その明記物件が属する保険の対象の保険金額とみなします。
- ③ 明記物件の損害額が1個または1組ごとに30万円以下の場合
明記物件の損害額は実際の損害額とします。ただし、その明記物件が属する保険の対象の保険金額を限度とします。
- (3) 明記物件が保険証券に明記されている場合は、(1)および(2)の規定によらず、普通約款等の規定によるものとします。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款等の規定を準用します。

■財物損壊リスクに対する補償（建築中財物補償特約）に自動的にセットされる特約

1 事故の定義に関する特約（建築中財物特約用）

第1条（1事故の定義）

建築中財物補償特約およびこれに付帯された特約の適用について、地震、台風、暴風雨、高潮、洪水、内水氾濫、雹災、雪災、降雨またはこれらに類似した事由によって生じた事故は、それぞれ保険期間中72時間以内に生じた事故を1回の事故とみなします。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、建築中財物補償特約の規定を準用します。

植物補償対象外特約（建築中財物特約用）

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、建築中財物補償特約第2条（保険金を支払わない場合）のほか、芝、樹木その他の植物の枯死（その植物の生命が全く絶たれた状態をいいます。以下同様とします。）に対しては、保険金を支払いません。ただし、火災によって、7日以内に枯死した場合を除きます。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、建築中財物補償特約の規定を準用します。

被保険者に関する特約（建築中財物特約用）

第1条（被保険者の定義）

- (1) この保険契約において建築中財物補償特約にいう「被保険者」とは次の者をいいます。
- ① 保険証券に被保険者として記載のある者（以下「記名被保険者」といいます。）
 - ② 記名被保険者のすべての下請負人
 - ③ 保険証券記載の工事の発注者
 - ④ 保険の対象にリース物件が含まれる場合は、その所有者
- (2) (1)の規定にかかわらず、(1)②から④までに掲げる者については、保険証券に記載の者を被保険者から除きます。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、建築中財物補償特約の規定を準用します。

テロ行為等補償対象外特約（建築中財物特約用）

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、この特約を付帯した保険契約の建築中財物補償特約およびこれに付帯されたその他の特約の規定にかかわらず、直接であると間接であるとを問わず、テロ行為等^(注)によって生じた損害については、保険金等を支払いません。

(注) テロ行為等

政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帶するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動その他類似の行為をいいます。

第2条（特約適用除外工事）

前条の規定は、一つの工事に関する保険金額が15億円未満の工事については、適用しません。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、建築中財物補償特約の規定を準用します。

水災危険補償特約（建築中財物特約用）

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、建築中財物補償特約第2条（保険金を支払わない場合）(3)の規定にかかわらず、高潮、洪水、内水氾濫または豪雨による土砂崩れもしくは崖崩れによって保険の対象について生じた損害に対して、この特約に従い、損害保険金を支払います。
- (2) (1)の場合において、当会社は、防災または緊急避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害に対しても、損害保険金を支払います。

第2条（建築中財物補償特約に掲げる費用保険金等との関係）

- (1) この特約においては、建築中財物補償特約第1条（保険金を支払う場合）(2)および(3)に掲げる費用保険金に関する規定は、適用しません。
- (2) 当会社は、建築中財物補償特約第21条（損害防止義務および損害防止費用）(2)にかかわらず、前条の損害の発生および拡大の防止のために、保険契約者、被保険者または工事現場責任者が支出した必要または有益な費用に対しては、保険金を支払いません。

第3条（読み替規定）

建築中財物補償特約第2条（保険金を支払わない場合）(1)(2)の規定中「台風、旋風、暴風、暴風雨、突風、雹、その他の風災または雹災」とあるのは「台風、旋風、暴風、暴風雨、突風、雹、その他の風災もしくは雹災または高潮、洪水、内水氾濫、豪雨による土砂崩れもしくは崖崩れ」と読み替えるものとします。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、建築中財物補償特約の規定を準用します。

雪災危険補償特約（建築中財物特約用）

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、建築中財物補償特約第2条（保険金を支払わない場合）(1)(3)の規定にかかわらず、豪雪、雪崩等の雪災（融雪洪水を除きます。）による不測かつ突発的な事故によって保険の対象について生じた損害に対して、この特約に従い、損害保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、建築中財物補償特約第2条（保険金を支払わない場合）に掲げる保険金を支払わない損害のほか、雪災に起因して保険の対象に生じた次に掲げる損害または費用に対しても、保険金を

支払いません。

- ① 温度変化もしくは湿度変化による膨張、縮小、または凍結の損害
- ② コンクリート部分のひび割れまたは強度不足の損害
- ③ 除雪費用。ただし、損害の生じた保険の対象の修理のために要する除雪費用を除きます。

第3条（読み替規定）

当会社は、この保険契約においては、建築中財物補償特約第2条（保険金を支払わない場合）(1)②の規定を「風、雨、雪、雹もしくは砂塵の吹込みまたはこれらのものの漏入。ただし、保険の対象または保険の対象を収容する建物が台風、旋風、暴風、暴風雨、突風、雹、その他の風災、雹災または雪災によって直接破損したために前条(1)または雪災危険補償特約（建築中財物特約用）第1条（保険金を支払う場合）の事故が生じた場合を除きます。」と読み替えて適用します。

第4条（建築中財物補償特約に規定する費用保険金等との関係）

この特約においては、建築中財物補償特約第1条（保険金を支払う場合）(2)の「臨時費用保険金」、同条(3)の「残存物取片づけ費用保険金」および第21条（損害防止義務および損害防止費用）(2)の「損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用」は、支払いません。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、建築中財物補償特約の規定を準用します。

特別費用補償特約（建築中財物特約用）

第1条（割増運賃、割増賃金等の復旧費への算入）

当会社は、この特約により、急行貨物割増運賃（航空貨物運賃を除きます。）、残業・休日勤務および夜間勤務による割増賃金を建築中財物補償特約第5条（損害の額の算定）(1)に規定する復旧費に算入します。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、建築中財物補償特約の規定を準用します。

保険の対象以外の物の原状復旧費用補償特約（建築中財物特約用）

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約に従い、建築中財物補償特約第1条（保険金を支払う場合）の事故によって損害を受けた保険の対象の復旧のために、損害の生じた保険の対象以外の物の取りこわしを必要とする場合は、それを取りこわし直前の状態に復旧するために要した費用（以下「原状復旧費用」といいます。）に対して、原状復旧費用保険金を支払います。

第2条（保険金の支払額）

- (1) 当会社は、一回の事故につき300万円を限度とし、損害の生じた保険の対象以外の物の原状復旧費用の額を前条の原状復旧費用保険金として、支払います。
- (2) (1)の場合において、当会社は、(1)の規定によって支払うべき原状復旧費用保険金と建築中財物補償特約第6条（保険金の支払額）の規定によって支払うべき損害保険金、臨時費用保険金および残存物取片づけ費用保険金との合計額が保険金額を超える場合でも、原状復旧費用保険金を支払います。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、建築中財物補償特約の規定を準用します。

輸送荷卸危険補償特約（建築中財物特約用）

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約に従い、建築中財物補償特約第8条（保険責任の始期および終期）(1)ただし書の規定にかかわらず、保険期間中に生じた次に規定する損害に対して、保険金^(注1)を支払います。ただし、この特約における保険の対象は、建築中財物補償特約第3条（保険の対象の範囲）(1)の規定するもののうち、各工事の対象物およびその材料に限ります。

- ① 被保険者の所有する工場または資材置場など（以下「始点」といいます。）から、工事現場（以下「終点」といいます。）までの自動車での陸上輸送中^(注2)において、不測かつ突発的な事故によって保険の対象に生じた損害
- ② ①に該当しない場合で、終点において保険の対象を輸送した自動車からの荷卸中において、不測かつ突発的な事故によって保険の対象に生じた損害

（注1）保険金

損害保険金、臨時費用保険金または残存物取片づけ費用保険金をいいます。以下同様とします。

（注2）陸上輸送中

終点における荷卸中を含みます。

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、建築中財物補償特約第2条（保険金を支払わない場合）に規定する保険金を支払わない損害のほか、保険の対象について生じた次に掲げる損害に対しても、保険金を支払いません。

- ① 荷造りの欠陥に起因して生じた損害
- ② 運送の遅延による損害
- ③ 輸送用具、輸送方法または輸送に従事する者が輸送開始^(注)の当時、貨物を安全に輸送するのに適していなかったことによる損害。ただし、保険契約者、被保険者、またはこれらの者の代理人、もしくは使用人がいずれもその事実を知らず、かつ、知らなかつたことについて重大な過失がなかった場合を除きます。

（注）輸送開始

中間地からの輸送開始を含みます。

第3条（保険責任の始期および終期）

- (1) この特約における当会社の保険責任は、建築中財物補償特約第8条（保険責任の始期および終期）の規定にかかわらず、次のとおりとします。
 - ① 第1条（保険金を支払う場合）①の場合は、同条①に規定する始点において保険の対象ごとに輸送開始のため積込みを開始した時に始まり、通常の輸送過程を経て終点において荷卸しが完了した時に終了します。
 - ② 第1条（保険金を支払う場合）②の場合は、同条②に規定する荷卸しを開始した時に始まり、荷卸しを完了した時に終了します。
- (2) (1)にかかわらず、輸送過程の中途で、輸送される第1条（保険金を支払う場合）にいう工事の対象物またはその材料が被保険者以外の第三者より被保険者が引渡しを受けた場合は、その引渡しを受けた時より開始するものとします。
- (3) (1)および(2)にかかわらず、当会社は保険証券記載の保険期間外に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条（保険金の支払限度額）

当会社がこの特約によって支払うべき保険金の額は、1回の事故につき、損害保険金、臨時費用保険金および残存物取片づけ費用保険金の合計額について、100万円を限度とします。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、建築中財物補償特約の規定を準用します。

一部使用による危険補償特約（建築中財物特約用）

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、建築中財物補償特約第2条（保険金を支払わない場合）(4)(3)の規定にかかわらず、保険の対象である工事の対象物が保険証券に記載された工事以外の用途に使用された場合において、同特約および他の特約によって補償される危険によって生じた損害に対して、この特約に従い、損害保険金を支払います。
- (2) 当会社は、(1)の損害保険金が支払われる場合において、建築中財物補償特約第1条（保険金を支払う場合）(2)に規定する費用に対し、この特約に従い、臨時費用保険金を支払います。
- (3) 当会社は、(1)の損害保険金が支払われる場合において、建築中財物補償特約第1条（保険金を支払う場合）(3)に規定する費用に対し、この特約に従い、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、建築中財物補償特約第2条（保険金を支払わない場合）に規定する保険金を支払わない損害のほか、前条の損害がその使用部分を使用する者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた場合には、保険金を支払いません。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、建築中財物補償特約の規定を準用します。

総括契約特約（建築中財物特約用）

第1条（総則）

- (1) 保険契約者は、自らが保険期間^(注1)内に行う対象工事^(注2)のすべてを、当会社の建築中財物補償特約に付し、当会社は保険期間内に生じた同特約第1条（保険金を支払う場合）(1)に定める事故による損害に対して、同特約およびこの特約の規定に従い、保険金を支払います。

（注1）保険期間

保険証券記載の保険期間をいいます。以下同様とします。

（注2）対象工事

保険証券記載の工事をいいます。以下同様とします。

- (2) 次に該当する工事は、(1)の対象工事から除外するものとします。

- ① 解体、撤去、分解または取片づけ工事
- ② 土木工事を主体とする工事
- ③ 鋼構造物を主体とする工事。ただし、建物および付帯工事は除きます。
- ④ 建物の基礎工事または外溝工事のみを施工する工事
- ⑤ 保険金額が30億円を超える工事
- ⑥ ①から⑤までのほか、保険証券に除外する旨を記載された工事

第2条（共同企業体工事の取扱い）

当会社は、共同企業体工事の取扱いについては、特別の約定がないかぎり、次のとおりとします。

① 共同施工方式

その工事全体をこの特約の対象とし、建築中財物補償特約第1条（保険金を支払う場合）の損害に対して保険金を支払う場合には、次の算式によって算出した額を損害保険金として支払います。

$$\left(\begin{array}{l} \text{建築中財物補償特約第6条} \\ (\text{保険金の支払額}) \text{ の規定} \\ \text{によって算出した保険金} \end{array} + \begin{array}{l} \text{他の特約の規定} \\ \text{によって算出し} \\ \text{た保険金} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{共同企業体にお} \\ \text{ける保険契約者} \\ \text{の請負契約比率} \end{array} = \text{損害保険金}$$

② 分担施工方式

ア. イ以外の損害

保険契約者の分担工事部分のみをこの特約の対象とし、建築中財物補償特約第1条（保険金を支払う場合）の損害に対して保険金を支払う場合には、次の算式によって算出した額を損害保険金として支払います。

$$\begin{array}{l} \text{建築中財物補償特約第6条 (保険金の支} \\ \text{払額) の規定によって算出した保険金} \end{array} + \begin{array}{l} \text{他の特約の規定によ} \\ \text{って算出した保険金} \end{array} = \text{損害保険金}$$

イ. 共同企業体が共同で使用する工事用仮設物もしくは工事用仮設建物などについて生じた損害または共通経費等の損害

$$\left(\begin{array}{l} \text{建築中財物補償特約第6条} \\ (\text{保険金の支払額}) \text{ の規定} \\ \text{によって算出した保険金} \end{array} + \begin{array}{l} \text{他の特約の規定} \\ \text{によって算出し} \\ \text{た保険金} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{保険契約者の分} \\ \text{担工事額の割合} \end{array} = \text{損害保険金}$$

第3条（対象工事の保険責任期間）

当会社は、この特約に従い、建築中財物補償特約第8条（保険責任の始期および終期）の規定にかかるわらず、対象工事ごとの保険責任の始期および終期は、次のとおりとします。ただし、いずれの場合も当会社が責任を負うのは、保険期間内に限ります。

① 保険責任の始期

各工事の工事着手の時とします。ただし、輸送荷卸危険補償特約（建築中財物特約用）が付帯される場合は、その特約の規定によるものとします。

② 保険責任の終期

各工事の保険の対象物の引渡しの時（工事の対象物の引渡しを要しない場合は、その工事が完成した時）とします。

③ ②の規定にかかるわらず、他の特約のうち、工事の対象物の引渡し後の危険を補償する特約が同時に付帯される場合の対象工事ごとの保険責任の終期は、各特約の保険責任期間の完了日とします。

第4条（保険金額）

（1）建築中財物補償特約第4条（保険金額）の規定にかかるわらず、この特約における対象工事ごとの保険金額は、その対象工事ごとの請負契約金額^(注)とします。

（注）請負契約金額

支給材料の金額が算入されていない場合は、その金額を加算し、保険の対象とならない工事の金額が算入されている場合は、その金額を差し引きます。以下「請負金額」といいます。

（2）（1）の対象工事ごとの請負金額に変更が生じた場合は、その対象工事ごとの保険金額も変更されたものとします。

第5条（保険金の支払額）

- (1) 当会社は、建築中財物補償特約第6条（保険金の支払額）(1)に定める損害保険金の支払額については、対象工事ごとに1回の事故につき、いかなる場合も30億円を超えないものとします。
- (2) 保険証券記載の免責金額は、それぞれの対象工事ごとに1回の事故につき、適用されるものとします。

第6条（帳簿等の閲覧）

当会社は、必要があると判断した場合は、保険契約者または被保険者の帳簿もしくはその他の書類を閲覧することができます。

第7条（他の特約における取扱い）

この特約に他の特約が付帯されている場合には、他の特約においても、この特約の規定を適用します。

第8条（メンテナンス特約の保険責任期間の取扱い）

- (1) この特約にメンテナンス特約（建築中財物特約用）^(注1)が付帯されている場合には、同特約第1条（保険金を支払う場合）の規定において「保険証券記載のメンテナンス期間中」とあるのを、「保険の対象の引渡しの時^(注2)からメンテナンス期間^(注3)月数経過後の応当日の午後12時まで、かつ保険期間中」と読み替えて適用するものとします。

(注1) メンテナンス特約（建築中財物特約用）

メンテナンス期間に関する特約（建築中財物特約用）をいいます。以下「メンテナンス特約」といいます。

(注2) 引渡しの時

引渡しの時が保険期間中ではない場合も含みます。

(注3) メンテナンス期間

保険証券記載のメンテナンス期間とします。以下同様とします。

- (2) (1)における応当日は、次のいずれかの規定によるものとします。

① 引渡しの時が月の末日の場合

引渡しの時が属する月のメンテナンス期間月数経過後の月の末日

② ①以外で引渡しの時が属する月のメンテナンス期間月数経過後の月に引渡しの時に応当する日がない場合

メンテナンス期間月数経過後の月の末日

③ ①および②以外が引渡しの時である場合

メンテナンス期間月数経過後の月の応当日

- (3) メンテナンス特約における保険責任期間については、前条の規定にかかわらず、第3条（対象工事の保険責任期間）の規定を適用しません。

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、建築中財物補償特約の規定を準用します。

■賠償責任リスクに対する補償関連特約に自動的にセットされる特約（共通） (借家人賠償責任・修理費用総合補償特約を除きます。)

賠償責任基本特約

第1章 用語の定義条項

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
売上高	保険期間中に、被保険者が販売したすべての商品の税込対価の総額をいいます。
危険	損害の発生の可能性をいいます。
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたもの（注）をいいます。 (注) 他の保険契約等に関する事項を含みます。
事故	この特約に付帯する補償特約記載の事故をいいます。
身体の障害	生命または身体を害することをいいます。
損壊	滅失、損傷または汚損することをいいます。
他の保険契約等	この特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
賃金	保険証券記載の業務に従事する被保険者の使用人に対して、保険期間中における労働の対価として被保険者が支払うべき金銭の総額をいい、その名称を問いません。
月割	12か月に対する月数の割合をいい、未経過期間および既経過期間において1か月に満たない期間は1か月とします。
入場者	保険期間中に、有料または無料を問わず保険証券記載の施設に入場を許された総人員をいいます。ただし、被保険者と同居する親族および被保険者の業務に従事する使用人を除きます。
被保険者	保険証券記載の被保険者およびこの特約に付帯する補償特約記載の被保険者をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
補償特約	施設・業務行為賠償責任補償特約、請負業者賠償責任補償特約、保管者賠償責任補償特約、生産物賠償責任補償特約、自動車管理者賠償責任補償特約、旅館賠償責任補償特約をいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって法律上の損害賠償金から差し引く金額をいいます。免責金額は、被保険者の自己負担となります。
領収金	保険期間中に、保険証券記載の業務によって被保険者が領収すべき税込金銭の総額をいいます。

第2章 補償条項

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、事故により、被保険者が他人の身体の障害またはその財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合ーその1）

当会社は、直接であると間接であるにかかわらず、次のいずれかに該当する事由によって生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者^(注1) またはこれらの者の法定代理人の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注2) および労働争議
- ③ 地震、噴火、津波、洪水または高潮
- ④ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ ②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

（注1）保険契約者、被保険者

保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合ーその2）

当会社は、被保険者が次の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ② 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ③ 被保険者と同居する親族の身体の障害またはこれらの者が所有、使用または管理する財物の損壊に起因する損害賠償責任
- ④ 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任

第5条（損害の範囲）

第2条（保険金を支払う場合）の規定により、当会社が保険金を支払うべき損害の範囲は、次に規定するものに限ります。

- ① 法律上の損害賠償金^(注)
- ② 第21条（事故発生時の義務）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
- ③ 第21条③に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
- ④ 第2条の規定により保険金を支払う事故の原因となると思われる偶然な事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任がないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用
- ⑤ 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用
- ⑥ 第24条（当会社による解決）の規定により、被保険者が当会社の求めに応じて協力するために

直接要した費用

(注) 法律上の損害賠償金

被保険者が弁済によって代位取得するものがある場合は、その価額を差し引くものとします。以下同様とします。

第6条（支払保険金の計算）

- (1) 1回の事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、前条①に規定する法律上の損害賠償金から保険証券に記載された免責金額を差し引いた金額については、保険証券記載の支払限度額を限度として算出し、前条②から⑥までの費用については、その全額を支払います^(注)。

$$\boxed{\text{前条①に規定する法律上の損害賠償金}} - \boxed{\text{保険証券に記載された免責金額}} + \boxed{\text{前条②から⑥までの費用}} = \boxed{\text{保険金の額}}$$

(注) 全額を支払います

前条①に規定する法律上の損害賠償金が保険証券に記載された免責金額を下回る場合であっても、前条②から⑥までの費用は全額支払うものとします。

- (2) (1)の規定にかかわらず、被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金が保険証券記載の支払限度額を超える場合、前条⑤に規定する費用は、次の算式によって算出します。

$$\boxed{\text{前条⑤に規定する費用}} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{前条①に規定する法律上の損害賠償金}} = \boxed{\text{保険金の額}}$$

第3章 基本条項

第7条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。）に始まり、末日の午後4時に終わります。
- (2) (1)の時刻は、日本国標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第8条（保険責任のおよぶ地域）

当会社は、日本国内（日本国外における日本船舶内を含みます。）において生じた事故による損害に対してのみ保険金を支払います。

第9条（告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
- ① (2)に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかつた場合^(注)
 - ③ 保険契約者または被保険者が、当会社が保険金を支払うべき事故の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、

訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

- ④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

(注) (2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかつた場合

当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

- (4) (2)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第16条（保険契約または特約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずして発生した事故による損害については適用しません。

第10条（通知義務）

- (1) 保険契約締結の後、告知事項の内容に変更を生じさせる事実^(注)が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。

(注) 告知事項の内容に変更を生じさせる事実

告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において、この条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

- (2) (1)の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかつたときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には、適用しません。
- (4) (2)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第16条（保険契約または特約解除の効力）の規定にかかわらず、解除にかかる危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、その危険増加をもたらした事由に基づかずして発生した事故による損害については適用しません。
- (6) (2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって危険増加が生じ、この特約の引受範囲^(注)を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。

(注) この特約の引受範囲

保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。

- (7) (6)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第16条（保険契約または特約解除の効力）の規定にかかわらず、解除にかかる危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第11条（保険契約者の住所変更）

- 保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第12条（保険料の精算）

- (1) 保険料が、賃金、入場者、売上高または領収金等に対する割合によって定められる場合においては、保険契約者は、保険契約の終了後、遅滞なく、保険料を確定するために必要な書類を当会社に提出しなければなりません。
- (2) 当会社は、保険期間中および保険契約終了後1年間に限り、保険料を算出するために必要な保険契約者または被保険者の書類をいつでも閲覧することができます。
- (3) (1)または(2)の書類に基づいて算出された保険料と既に領収した保険料との間に過不足がある場合は、当会社はその差額を返還または請求します。

第13条（保険契約の無効）

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第14条（保険契約者による特約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。

第15条（重大事由による解除）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。
- ① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの特約に基づく保険金を支払わせる目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者が、この特約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
ア. 反社会的勢力^(注)に該当すると認められること。
イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
エ. 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④ ①から③までに掲げるものはほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(注) 反社会的勢力

暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。以下③において同様とします。

- (2) 当会社は、被保険者が(1)(3)アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約^(注)を解除することができます。

(注) この特約

被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。

- (3) (1)または(2)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)(1)から④までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者または被保険者が(1)(3)アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、次の損害については適用しません。
- ① (1)(3)アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
② (1)(3)アからオまでのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

第16条（保険契約または特約解除の効力）

保険契約または特約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第17条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）

(1) 第9条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還し、または追加保険料を請求します。

(2) 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、次の保険料を返還または請求します。

① 保険料を返還する場合

変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき算出された保険料から、その保険料の既経過期間^(注1)に対し月割をもって算出した保険料を差し引いて計算した保険料

② 保険料を請求する場合

変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、未経過期間^(注2)に対し月割をもって計算した保険料

(注1) 既経過期間

保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険の増加または危険の減少が生じた時以前の期間をいいます。

(注2) 未経過期間

保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険の増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

(3) (1)または(2)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったとき^(注1)は、当会社は、保険金を支払いません^(注2)。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害については除きます。この場合において、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。

(注1) 保険契約者がその支払を怠ったとき

当会社が、保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

(注2) 当会社は、保険金を支払いません

既に保険金を支払っていた場合は、当会社は、その返還を請求することができます。

(4) 当会社は、(1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

(5) (4)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者が保険契約条件の変更日^(注)までにその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この特約に従い、保険金を支払います。

(注) 保険契約条件の変更日

保険契約者による通知を当会社が受領し、承認した時以後で、保険契約条件を変更すべき期間の初日をいいます。ただし、その日がその通知を当会社が受領した日と同じである場合は、当会社が保険契約条件の変更を承認した時とします。以下同様とします。

第18条（保険料の返還－無効または失効の場合）

(1) 第13条（保険契約の無効）の規定により保険契約が無効となる場合には、当会社は、保険料を返還しません。

(2) 保険契約が失効^(注)となる場合には、当会社は、領収した保険料から既経過期間に対して月割

によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

(注) 失効

保険契約の全部または一部の効力が、保険契約締結後に失われることをいいます。以下同様とします。

- (3) (2)の規定にかかわらず、保険料が賃金、入場者、売上高または領収金等に対する割合によって定められた保険契約が失効した場合には、第12条（保険料の精算）(3)の規定によって保険料を精算します。

第19条（保険料の返還－解除の場合）

- (1) 第9条（告知義務）(2)、第10条（通知義務）(2)、(6)、第15条（重大事由による解除）(1)、第17条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(3)またはこの特約に適用される他の特約の規定により、当会社が保険契約または特約を解除した場合には、当会社は、領収した保険料から既経過期間に対して月割によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。
- (2) 第14条（保険契約者による特約の解除）の規定により、保険契約者が特約を解除した場合には、当会社は、領収した保険料から既経過期間に対し、企業財産包括保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）別表5に定める短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。この場合において、保険契約者が払い込むべき保険料のうち未払込部分があるときは、当会社は、その額を返還する保険料から差し引いて、その残額を返還します。
- (3) (1)および(2)の規定にかかわらず、保険料が賃金、入場者、売上高または領収金等に対する割合によって定められた保険契約の場合において、当会社または保険契約者が、第9条（告知義務）、第10条（通知義務）(2)、(6)、第14条（保険契約者による特約の解除）、第15条（重大事由による解除）(1)または第17条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(3)の規定により、この保険契約を解除したときは、第12条（保険料の精算）(3)の規定によって保険料を精算します。

第20条（調査）

- (1) 被保険者は、常に事故の発生を予防するために必要な措置を講ずるものとします。
- (2) 当会社は、保険期間中いつでも(1)の予防措置の状況を調査し、かつ、その不備の改善を被保険者に求めることができます。

第21条（事故発生時の義務）

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、事故が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。

- ① 損害の発生および拡大の防止に努めること。
- ② 次の事項を遅滞なく、書面で当会社に通知すること。
 - ア. 事故の状況、被害者の住所および氏名または名称
 - イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 - ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
 - ③ 他人に損害賠償の請求^(注1)をできる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
 - ④ 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。
 - ⑤ 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。
 - ⑥ 他の保険契約等の有無および内容^(注2)について遅滞なく当会社に通知すること。
 - ⑦ ①から⑥までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。

(注1) 損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注2) 他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第22条（事故発生時の義務違反）

(1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前条の規定に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

① 前条①の規定に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額

② 前条②または⑤から⑦までの規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額

③ 前条③の規定に違反した場合は、他人に損害賠償の請求^(注)をすることによって取得することができたと認められる額

④ 前条④の規定に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

(注) 損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前条②もしくは⑦の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第23条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この特約により支払うべき保険金の額を支払います。

(2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、損害の額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。

(3) (2)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第24条（当会社による解決）

当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で被害者による損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

第25条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これ行使することができるものとします。

(2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを提出しなければなりません。

① 保険金の請求書

② 損害賠償金にかかる保険金の請求に関しては、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類

③ 財物の損壊にかかる保険金の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（既に支払がなされた場合は、その領収書とします。）および被害が生じた物の写真（画像データを含みます。）

④ 死亡に関する支払われる保険金の請求に関しては、死亡診断書または死体検査書、逸失利益

- の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
- ⑤ 後遺障害に関して支払われる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
- ⑥ 傷害に関して支払われる保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
- ⑦ その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次のいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(注)
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者または②以外の3親等内の親族

(注) 配偶者

法律上の配偶者に限ります。以下(3)において同様とします。

- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容、損害の額、損害の程度、傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に定めるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第26条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、請求完了日^(注)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害または傷害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額または傷害の程度、事故と損害または傷害との関係、治療の経過および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この特約において定める解除、無効、失效または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものとの有無および内容等当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(注) 請求完了日

被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。以下この条において同様とします。

- (2) (1)の確認をするため、次に定める特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次に定める日数（複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。）を経過する日までに保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取る

べき者に対して通知するものとします。

- ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査の結果の照会^(注) 180日
- ② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- ③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定にかかる専門機関による審査等の結果の照会 120日
- ④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注) 捜査または調査の結果の照会

弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3) (1)および(2)に定める必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかかった場合を含みます。）には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

第27条（時効）

保険金請求権は、第25条（保険金の請求）(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第28条（先取特権）

(1) 第2条（保険金を支払う場合）の規定により保険金を支払う事故にかかる損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権^(注)について先取特権を有します。

(注) 保険金請求権

第5条（損害の範囲）の費用に対する保険金請求権を除きます。以下同様とします。

- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。
 - ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合（被保険者が賠償した金額を限度とします。）
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合（損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。）
- (3) 保険金請求権は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

第29条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）

保険証券記載の支払限度額が、前条(2)②または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と被保険者が第5条（損害の範囲）の規定により当会社に対して請求することができる保険金の合計額^(注)に不足する場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

(注) 保険金の合計額

第5条（損害の範囲）②から⑥までの費用を除きます。

第30条（代位）

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権^(注)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するるのは、次の額を限度とします。
- ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(注) 損害賠償請求権その他の債権

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

- (2) (1)(2)の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

第31条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

被保険者の定義に関する特約（賠償責任基本特約用）

第1条（被保険者の定義）

- (1) 賠償責任基本特約における「被保険者」とは次の者をいいます。
- ① 保険証券に被保険者として記載のある者（以下「記名被保険者」といいます。）
- ② 記名被保険者が保険証券上任意団体、組合または共同企業として記載されている場合は、その構成員
- ③ 記名被保険者が個人、組合、共同企業のいずれでもない法人の場合は、その役員
- ④ 記名被保険者が個人の場合は、その配偶者または同居の親族
- (2) (1)(2)から④までの者は、記名被保険者の業務に関してのみ被保険者とします。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任基本特約およびこれに付帯される補償特約の規定を準用します。

防御費用に関する特約（賠償責任基本特約用）

第1条（防御費用の定義）

- (1) 賠償責任基本特約第5条（損害の範囲）②の「損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用」とは次のものをいいます。
- ① 事故再現実験費用、現場保存費用等、事故の原因究明のために要した費用
- ② 損害賠償請求対応のための割増賃金等の労働力費用
- ③ 事故対応のための交通費等の対応費用
- ④ その他損害の発生または拡大を防止するために支出した有益な費用
- (2) (1)の費用を支出する場合には、(1)(2)および③の緊急を要する場合を除き、被保険者はあらかじめ書面により当会社の同意を得なければなりません。

第2条（争訟費用の外枠払い）

賠償責任基本特約第6条（支払保険金の計算）(2)の規定にかかわらず、賠償責任基本特約第5条（損害の範囲）⑤の争訟費用の全額を支払います。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任基本特約およびこれに付帯される補償特約の規定を準用します。

原子力、石綿、汚染危険に関する特約（賠償責任基本特約用）

第1条（医学用等の原子力危険補償）

当会社は、賠償責任基本特約第3条（保険金を支払わない場合—その1）④および⑤の規定は、医学的、科学的または産業的利用に供されるラジオ・アイソトープ^(注)の原子核反応または原子核の崩壊については、これを適用しません。

（注）ラジオ・アイソトープ

ウラン・トリウム・ブルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。

第2条（石綿損害補償対象外）

当会社は賠償責任基本特約第3条（保険金を支払わない場合—その1）に規定する損害のほか、直接であると間接であるとにかくわらず、石綿または石綿を含む製品、石綿の代替物質、その代替物質を含む製品またはカーボンナノチューブ等石綿と同種の有害特性を有する物質の発ガン性その他の有害な特性に起因して身体の障害または財物の損壊が生じたことにより、被保険者が損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（汚染危険補償対象外）

- (1) 当会社は、直接であると間接であるとにかくわらず、被保険者が汚染物質の排出、流出、溢出または漏出に起因する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) (1)の規定は、汚染物質の排出、流出、溢出または漏出が急激かつ偶然なものである場合は、これを適用しません。
- (3) (1)にいう汚染物質とは、固体状、液体状、気体状または熱を帯びた刺激物質、汚濁物質および熱または冷気をいい、煙、蒸気、すす、臭気、酸、アルカリ、化学製品ならびに廃棄物（再生利用のための物質を含みます。）等を含みます。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任基本特約およびこれに付帯される補償特約の規定を準用します。

日付誤認免責特約（賠償責任基本特約用）

第1条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、賠償責任基本特約第3条（保険金を支払わない場合—その1）、同特約第4条（保険金を支払わない場合—その2）、および補償特約に規定する保険金を支払わない場合のほか、直接であると間接であるとにかくわらず、次の①から③までの事由（損害賠償請求権者がその①から③までの事由を主張した場合を含みます。）に起因して被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 年、日付もしくは時刻（以下「日付等」といいます。）のデータまたは情報の処理、変換もしくは置換に関連して、コンピュータ等^(注)に生じた誤作動または機能喪失
 - ② 日付等の変更に備え、もしくは対処するためにコンピュータ等に実施した修正（試行を含みます。）またはその修正に関連して与えたアドバイスもしくは行ったサービス

③ 日付等の変更に関する被保険者もしくは第三者による行為、不作為または決定に起因して生じた財物または機器の不使用もしくは利用不能

(注) コンピュータ等

コンピュータ、データ処理装置もしくはメディア・マイクロチップ、オペレーティング・システム、マイクロプロセッサー（コンピュータ・チップ）、集積回路もしくはこれに類似の装置・機器またはコンピュータ・ソフトウェア（被保険者または第三者のいずれの所有であるかを問いません。）をいいます。以下同様とします。

(2) この特約において日付等の変更とは、世紀、年、日付または時刻の変更をいい、コンピュータ等の誤作動または機能喪失の発生時期については、それぞれの年、日付または時刻の変更時の前後を問いません。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任基本特約およびこれに付帯される補償特約の規定を準用します。

国外訴訟補償対象外特約（賠償責任基本特約用）

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、賠償責任基本特約第8条（保険責任のおよぶ地域）の規定のほか、国内事故による訴訟が日本国外の裁判所に提起され、その結果、被保険者が損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しても、保険金を支払いません。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任基本特約およびこれに付帯される補償特約の規定を準用します。

■施設・業務行為賠償責任補償特約に自動的にセットされる特約

人格権侵害補償特約（施設賠費用）

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、賠償責任基本特約第2条（保険金を支払う場合）および施設・業務行為賠償責任補償特約第1条（事故）の規定にかかわらず、被保険者が所有、使用もしくは管理する保険証券記載の施設または施設の用法に伴う保険証券記載の仕事の遂行に起因して、保険期間中に、被保険者または被保険者以外の者が行った次に掲げる不当な行為（以下「不当行為」といいます。）により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

- ① 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損
- ② 口頭、文書、図面その他これらに類する表示行為による名誉毀損またはプライバシーの侵害

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、賠償責任基本特約第3条（保険金を支払わない場合－その1）および第4条（保険金を支払わない場合－その2）ならびに施設・業務行為賠償責任補償特約第2条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、被保険者が次の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しても、保険金を支払いません。

- ① 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為（過失犯を除きます。）に起因する損害賠償責任
- ② 直接であると間接であるとにかくわらず、被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任
- ③ 最初の不当行為が保険期間開始前に行われ、その継続または反復として、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任
- ④ 不当行為と知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任
- ⑤ 被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する損害賠償責任

第3条（支払限度額）

当会社が、この特約に従い、支払う保険金の額は、支払限度額の区分ごとにそれぞれ下表に掲げる額を限度とします。

支払限度額の区分	支払限度額
被害者1名につき	100万円
1回の事故につき	500万円
保険期間中につき	500万円

第4条（施設・業務行為賠償責任補償特約の免責金額の適用）

保険証券に記載された施設・業務行為賠償責任補償特約の身体の障害にかかる免責金額は、この特約にも適用されるものとします。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任基本特約および施設・業務行為賠償責任補償特約の規定を準用します。

油濁損害補償対象外特約（施設賠費用）

第1条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、この特約により、被保険者が次の①または②に掲げる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 石油物質が公共水域に流出したことに起因する水の汚染による他人の財物の損壊に起因する損害賠償責任
- ② 水の汚染によって漁獲高が減少したまたは漁獲物の品質が低下したことに起因する損害賠償責任
- (2) 当会社は、石油物質が保険証券記載の施設から流出し、公共水域の水を汚染し、またはそのおそれがある場合において、処理費用その他損害の発生および拡大の防止のために要した費用については、被保険者が支出したと否とにかかわらず、保険金を支払いません。

第2条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

- ① 石油物質とは、次のア. からウ. に掲げるものをいいます。
- ア. 原油、揮発油、灯油、軽油、重油、潤滑油、ピッチ、タール等の石油類
- イ. ア. 記載の石油類より誘導される化成品類
- ウ. ア. またはイ. に記載された物質を含む混合物、廃棄物および残渣
- ② 公共水域とは、次のア. からエ. までに掲げるものをいいます。
- ア. 海
- イ. 河川法（昭和39年法律第167号）で定める一級河川および二級河川
- ウ. 国または都道府県が管理する湖、沼、貯水池
- エ. 運河
- ③ 処理費用とは、石油物質の拡散防止、捕收回収、焼却処理、沈降処理、乳化分散処理等に要する費用をいいます。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任基本特約および施設・業務行為賠償責任補償特約の規定を準用します。

漏水補償特約（施設賠費用）

第1条（保険金を支払わない場合の適用除外）

当会社は、施設・業務行為賠償責任補償特約第2条（保険金を支払わない場合）①の規定にかかわらず、給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家用器具からの蒸気、水の漏出、溢出またはスプリンクラーからの内容物の漏出もしくは溢出による財物の損壊に起因する損害に対して、保険金を支払います。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任基本特約および施設・業務行為賠償責任補償特約ならびにこれらに付帯される他の特約の規定を準用します。

工事危険補償特約（施設賠費用）

第1条（施設工事危険の補償）

- (1) 当会社は、この特約により、施設・業務行為賠償責任補償特約第2条（保険金を支払わない場合）④の規定にかかわらず、保険証券記載の施設の修理、改造または取りこわし等の工事に起因する損害に対して、保険金を支払います。

(2) (1)の規定は、被保険者が建築、土木、組立その他の工事業者である場合には適用しません。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任基本特約および施設・業務行為賠償責任補償特約の規定を準用します。

管理財物の範囲に関する特約（施設賠費用）

第1条（保険の対象）

賠償責任基本特約第4条（保険金を支払わない場合—その2）②に定める「被保険者が所有、使用または管理する財物」とは以下に掲げるものをいいます。

① 作業対象物

被保険者が保険証券に記載された業務を遂行するにあたり、現実かつ直接的に作業を行っている他人の財物の最小単位部分。ただし、借用財物および受託財物は作業対象物に含みません。

② 借用財物

有償、無償にかかわらず、被保険者が第三者より借り入れている財物

③ 受託財物

次の財物をいいます。

ア. 発注者等から支給された資材その他の支給品^(注)

イ. 運送・荷役・撤去・移設の対象物

ウ. 被保険者が所有または賃借する施設において貯蔵・保管・組立・加工・修理・点検を目的として被保険者が受託している財物

④ その他の管理財物

（注）その他の支給品

被保険者が販売し販売先等の他人に所有権が移転しているもののうち、引渡しまたは設置が完了していない財物は支給品とみなします。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任基本特約および施設・業務行為賠償責任補償特約の規定を準用します。

作業対象物補償特約（施設賠費用）

第1条（作業対象物の補償）

(1) 当会社は、この特約により、被保険者が施設外において保険証券に記載された業務を遂行するにあたり、被保険者が管理財物の範囲に関する特約（施設賠費用）第1条（保険の対象）①に規定する作業対象物（以下「作業対象物」といいます。）を損壊したことについて法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。この場合において、作業対象物は、賠償責任基本特約第4条（保険金を支払わない場合—その2）②にいう「被保険者が所有、使用または管理する財物」とはみなしません。

(2) (1)の作業対象物には、航空機、自動車、船舶、車両（原動力が専ら人力である場合を除きます。）を含みません。

(3) (1)の施設とは、被保険者が所有または借用する不動産をいいます。

第2条（建築業者等の適用除外）

被保険者が建築、土木、組立その他の工事業者または倉庫業者、運輸業者、荷役業者、梱包業者である場合には、前条の損害に対して、保険金を支払いません。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任基本特約および施設・業務行為賠償責任補償特約の規定を準用します。

■請負業者賠償責任補償特約に自動的にセットされる特約

工事場内建設用工作車危険補償特約（請負賠費用）

第1条（用語の定義）

(1) 建設用工作車^(注)は、工事場内および施設内に限り、請負業者賠償責任補償特約第2条（保険金を支払わない場合）⑦に規定する自動車とはみなしません。

(注) 建設用工作車

工事場内および施設内において使用される下欄記載の車両をいいます。以下同様とします。

(2) (1)に規定する工事場とは、保険証券記載の主たる仕事（工事）を行っている場所で不特定多数の人が出入することを禁止されている場所をいいます。

第2条（自動車保険等との関係）

当会社は、賠償責任基本特約第23条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、前条に掲げた建設用工作車の所有、使用または管理に起因して当会社が保険金を支払う損害が発生した場合において、その建設用工作車に自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険（責任共済を含みます。以下「自賠責保険」といいます。）の契約を締結すべきもしくは締結しているときまたは自動車保険契約を締結しているときに、その損害の額が、その自賠責保険および自動車保険契約により支払われるべき保険金の額の合算額を超過する場合に限り、その超過額のみを保険金として支払います。

第3条（免責金額）

当会社は、前条に規定された自賠責保険および自動車保険契約により支払う保険金の額の合算額または保険証券に記載された免責金額のいずれか大きい金額を免責金額として賠償責任基本特約第6条（支払保険金の計算）の規定を適用します。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任基本特約および請負業者賠償責任補償特約の規定を準用します。

【下欄】

- ① ブルドーザー、アングルドーザー、タイヤドーザー、スクレーパー、モーターグレーダー、レイキドーザー、モータースクレーパー、ロータリスクレーパー、ロードスクレーパー（キャリオール）、ロードローラー、除雪用スノーブラウ
- ② パワーショベル、ドラグライン、クラムシェル、ドラグショベル、ショベルカー、万能掘削機、スクープモービル、ロッカーショベル、パケットローダー、ショベルローダー
- ③ ポータブルコンプレッサー、ポータブルコンベヤー、発電機自動車
- ④ コンクリートポンプ、ワゴンドリル、フォークリフトトラック、クレンカー
- ⑤ ①から④を牽引するトラクター、整地または農耕用トラクター
- ⑥ ターナロッカー
- ⑦ コンクリートミキサー車、ミキサーモービル、コンクリートアジテーター、生コンクリート運搬自動車、木材防腐加工自動車
- ⑧ その他①から⑦に類するもの。ただし、ダンプカーを含みません。

工事区域内作業用船舶危険に関する特約（請負賠費用）

第1条（用語の定義）

- (1) 保険証券記載の工事区域内に停泊中（工事遂行上工事区域内のみの短距離移動を含みます。）の下欄記載のものは、請負業者賠償責任補償特約第2条（保険金を支払わない場合）⑦に規定する船舶とはみなしません。
- (2) (1)に規定する工事区域とは、主たる仕事（工事）区域として明確に区分され、その工事遂行上必要かつ合理的な区域をいいます。

第2条（船舶保険等との関係）

当会社は、賠償責任基本特約第23条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、前条に掲げた作業用船舶の所有、使用または管理に起因して、当会社が保険金を支払うべき損害が発生した場合において、その作業用船舶に船舶保険契約が締結されているときは、その損害の額がその船舶保険契約により支払われるべき保険金の額を超過するときに限り、その超過額のみを保険金として支払います。

第3条（免責金額）

当会社は、前条に規定された船舶保険契約により支払われる損害賠償金の額または保険証券に記載された免責金額のいずれか大きい金額を免責金額として、賠償責任基本特約第6条（支払保険金の計算）の規定を適用します。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任基本特約および請負業者賠償責任補償特約の規定を準用します。

下欄

浚渫船、杭打船、起重機船、揚錨船、艤、台船およびこれらと同等の作業を行う船舶

漏水補償特約（請負賠費用）

第1条（保険金を支払わない場合の適用除外）

当会社は、この特約により、請負業者賠償責任補償特約第2条（保険金を支払わない場合）②の規定にかかわらず、施設の給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気、水の漏出もしくは溢出またはスプリンクラーからの内容物の漏出もしくは溢出による財物の損壊に起因する損害に対して、保険金を支払います。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任基本特約および請負業者賠償責任補償特約の規定を準用します。

作業対象物補償特約（請負賠費用）

第1条（作業対象物の補償）

当会社は、この特約により、管理財物の範囲に関する特約（請負賠費用）第1条（保険の対象）①の作業対象物（以下「作業対象物」といいます。）は、賠償責任基本特約第4条（保険金を支払わない場合—その2）②にいう「被保険者が所有、使用または管理する財物」とはみなしません。これにより、当会社は、被保険者が作業対象物を損壊したことについて法律上の損害賠償責任を負

担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第2条（仕事の対象物の取扱い）

請負業者賠償責任特約第2条（保険金を支払わない場合）⑧の「仕事の対象物」のうち、作業対象物に該当する財物については、同条の規定を適用しません。

第3条（支払保険金）

- (1) 被保険者が建築、土木もしくは組立その他の工事業者、倉庫業者、運輸業者、荷役業者または梶包業者である場合には、第1条（作業対象物の補償）の損害について当会社が支払う保険金の額は、被害財物が事故の生じた地および時において、もし被害を受けていなければ有したであろう価額を超えないものとします。
- (2) 当会社は、直接であると間接であるとにかかわらず、(1)に定める被保険者が作業対象物の使用不能に起因する損害賠償責任（収益減少に基づく損害賠償責任を含みます。）を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条（交差責任の適用除外）

この保険契約に請負人間交差責任補償特約（請負賠費用）が付帯されている場合で、同特約第1条（交差責任の補償）の規定が適用されるときは、他の被保険者が所有する財物については第1条（作業対象物の補償）の規定は適用せず、保険金を支払いません。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任基本特約および請負業者賠償責任補償特約の規定を準用します。

管理財物の範囲に関する特約（請負賠費用）

第1条（保険の対象）

当会社は、この特約により、賠償責任基本特約第4条（保険金を支払わない場合一その2）②に規定する「被保険者が所有、使用または管理する財物」とは以下に掲げるものをいいます。

- ① 作業対象物
被保険者が保険証券に記載された業務を遂行するにあたり、現実かつ直接的に作業を行っている他人の財物の最小単位部分。ただし、借用財物および受託財物は作業対象物に含みません。
- ② 借用財物
有償、無償にかかわらず、被保険者が第三者より借り入れている財物
- ③ 受託財物
次の財物をいいます。
 - ア. 発注者等から支給された資材その他の支給品^(注)
 - イ. 運送、荷役、撤去、移設の対象物
 - ウ. 被保険者が所有または賃借する施設において貯蔵、保管、組立、加工、修理、点検を目的として被保険者が受託している財物
- ④ その他の管理財物
①から③までの財物を除き、現実的に被保険者の管理下にある財物

（注）その他の支給品

被保険者が販売し販売先等の他人に所有権が移転しているもののうち、引渡しまたは設置が完了していない財物は支給品とみなします。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任基本特約および請負業者賠償責任補償特約の規定を準用します。

請負人間交差責任補償特約（請負賠費用）

第1条（交差責任の補償）

- (1) 賠償責任基本特約および請負業者賠償責任補償特約の規定は、賠償責任基本特約第2条（保険金を支払う場合）の財物の損壊に起因する事故について、記名被保険者と各下請負人につき別個にこれを適用し、記名被保険者、各下請負人および下請負人相互間の関係は、それぞれ互いに他人とみなします。
- (2) (1)の記名被保険者とは、被保険者の定義に関する特約（賠償責任基本特約用）第1条（被保険者の定義）(1)(①)に定める記名被保険者をいいます。
- (3) (1)の下請負人とは、下請負人補償特約（請負賠費用）で被保険者に追加された下請負人をいいます。

第2条（保険金支払の対象外となる作業対象物）

当会社は、管理財物の範囲に関する特約（請負賠費用）第1条（保険の対象）①の「作業対象物」のうち、他の被保険者が所有する財物の損壊に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任基本特約、請負業者賠償責任補償特約および下請負人補償特約（請負賠費用）の規定を準用します。

下請負人補償特約（請負賠費用）

第1条（被保険者の追加）

賠償責任基本特約および請負業者賠償責任補償特約にいう被保険者には、保険証券記載の被保険者およびこの契約に自動的に付帯される被保険者の定義に関する特約（賠償責任基本特約用）に定める被保険者のほか、そのすべての下請負人を含みます。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任基本特約および請負業者賠償責任補償特約の規定を準用します。

包括契約特約（請負賠費用）

第1条（対象とする請負業務の範囲）

請負業者賠償責任補償特約の対象とする業務は、被保険者が行う業務のうち、保険証券記載のすべての業務（以下「業務」といいます。）とします。

第2条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当会社の保険責任は、業務に着手した時または保険始期のいずれか遅い時に始まり、業務を完了した時または保険終期のいずれか早い時に終わるものとします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、保険契約者または被保険者が、保険契約締結時に、この保険契約の対象となるべき既に着手した業務（以下「既着手業務」といいます。）の明細（発注者、業務の場所、請負金額等を記載したものをいいます。）を当会社に通知して、この保険契約の対象外とする意思を表明した場合には、その既着手業務をこの保険契約の対象から除外することができます（以下除外された業務を「既着手対象外業務」といいます。）。
- (3) 既着手対象外業務がある場合には、この特約において請負金額とあるのを、「請負金額に既着手対象外業務割合^(注)を乗じた額」と読み替えるものとします。

(注) 既着手対象外業務割合

既着手対象外業務の、過去1年間に請け負った業務または直近の会計年度等における1年間の業務の請負金額に対する割合をいいます。

(4) (3)にかかわらず、この保険契約に確定保険料に関する特約（賠償責任基本特約用）（以下「確定特約」といいます。）が付帯されている場合には、確定特約第1条（保険料算出の基礎）の請負金額総額または完工事高から、既着手対象外業務の請負金額を差し引くものとします。

第3条（保険料の支払方法）

- (1) 保険契約者は、この包括契約締結と同時に当会社に年間見込請負金額に基づき算出された概算保険料を支払うものとします。
- (2) 当会社は、(1)の概算保険料の領収前に生じた事故による損害に対しては、賠償責任基本特約第7条（保険責任の始期および終期）の規定にかわらず、保険金を支払いません。

第4条（業務にかかる調査権）

当会社は、保険契約者または被保険者に業務にかかる第3条（業務の通知）に定める事項について、いつでも調査し、または資料の提出を求めることができます。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任基本特約および請負業者賠償責任補償特約の規定を準用します。

■生産物賠償責任補償特約に自動的にセットされる特約

生産物特約（生産物賠費用）

第1条（回収措置義務）

- (1) 被保険者は、生産物または仕事の対象物の欠陥に基づく事故が発生した場合、または事故の発生するおそれのあることを知った場合は、事故の発生または拡大を防止するため遅滞なく生産物もしくは仕事の対象物について、回収、検査、修理、交換その他の適切な措置（以下「回収措置」といいます。）を講じなければなりません。
- (2) 当会社は、生産物もしくは仕事の対象物、またはこれらが一部をなす財物につき回収措置が講じられた場合に、その措置に要した費用については、被保険者が支出したと否とにかかわらず、一切保険金を支払いません。
- (3) 被保険者が正当な理由なく、(1)の回収措置を怠った場合は、当会社は、その措置を講じなかつたことによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、賠償責任基本特約第3条（保険金を支払わない場合ーその1）、第4条（保険金を支払わない場合ーその2）および生産物賠償責任補償特約第2条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、直接であると間接であるとにかかわらず、被保険者またはその使用人もしくはその他被保険者の業務の補助者が行う次の仕事の結果に起因する損害に対しても、保険金を支払いません。
 - ① 身体の障害の治療、軽減、予防、診察、診断、療養の方法の指導、矯正、出産の立会い、検案もしくは診断書・検案書・処方箋の作成および交付等の医療行為または美容整形、医学的墮胎、助産もしくは採血その他医師もしくは歯科医師が行うのでなければ人体に危害を生ずるおそれがある行為
 - ② 薬品の調剤または投与
 - ③ はり、きゅう、あんま、マッサージ、カイロプラクティック、整体、指圧または柔道整復
 - ④ 建築士、土地家屋調査士、技術士、測量士または獣医師以外の者が行うことを禁じられた専門的職業行為
- (2) 当会社は、賠償責任基本特約第3条（保険金を支払わない場合ーその1）、第4条（保険金を支払わない場合ーその2）および生産物賠償責任補償特約第2条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、直接であると間接であるとにかかわらず、輸血もしくは血液製剤から生じた後天性免疫不全症候群、後天性免疫不全症候群の原因物質またはB型もしくはC型肝炎に起因する損害賠償責任を被保険者が負担することによって被る損害に対しても、保険金を支払いません。

第3条（適用範囲）

当会社は、国内事故にかかる事故が日本国外の裁判所に提起され、その結果、被保険者が損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、一切保険金を支払いません。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任基本特約および生産物賠償責任補償特約の規定を準用します。

エンジン焼付損害縮小支払特約（生産物賠費用）

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、賠償責任基本特約第6条（支払保険金の計算）(1)の規定にかかわらず、被保険者がガソリンスタンド業務遂行の結果生じた自動車のエンジン焼付に起因するエンジンの損壊自体の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、同条(1)の規定中「前条①に規定する法律上の損害賠償金」とあるのを「前条①に規定する法律上の損害賠償金の2分の1」と読み替えて、支払保険金を算出します。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任基本特約および生産物賠償責任補償特約の規定を準用します。

自動車修理工場に関する特約（生産物賠費用）

第1条（対象となる仕事の範囲）

当会社は、この特約により、生産物賠償責任補償特約第1条（事故）②にいう「被保険者が行った保険証券記載の仕事」とは、法定定期点検整備（自動車検査証交付のための整備を含みます。）、その他整備または修理等のため被保険者が保険証券記載の保険期間内に実施した仕事をいいます。

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、賠償責任基本特約第3条（保険金を支払わない場合ーその1）、第4条（保険金を支払わない場合ーその2）および生産物賠償責任補償特約第2条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、次の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しても、保険金を支払いません。

- ① 法定期点検整備記録簿またはこれに準じる整備、修理等の記録簿のない車両に起因する損害賠償責任
- ② 法定期点検整備（自動車検査証交付のための整備を含みます。）、その他整備もしくは修理等を完了して整備委託者に車両を引き渡した日からその日を含めて30日後、または車両の引渡し日時点での走行距離から3,000kmを超えた後に生じた事故に起因する損害賠償責任

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任基本特約および生産物賠償責任補償特約の規定を準用します。

■保管者賠償責任補償特約に自動的にセットされる特約

引渡し後の損害補償対象外特約（保管者賠費用）

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、この特約により、保管者賠償責任補償特約第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、保管物が委託者に引き渡された日からその日を含めて2週間を経過した日以降に発見された保管物の損壊、盗難（詐取を含みます。）または紛失に起因する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任基本特約および保管者賠償責任補償特約の規定を準用します。

詐取損害補償特約（保管者賠費用）

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、保管者賠償責任補償特約第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害のほか、保険証券記載の保管物が次の期間に詐取されたことにより、保管物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が損害賠償責任を負担することにより被る損害に対して、保険金を支払います。

- ① 保管物が保険証券記載の保管施設内に保管されている期間
- ② 保管物が保険証券記載の目的に従い、保管施設外で管理されている期間

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、この特約により、賠償責任基本特約第3条（保険金を支払わない場合ーその1）、第4条（保険金を支払わない場合ーその2）①、③および④ならびに保管者賠償責任補償特約第2条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、次の①から③までの損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しても、保険金を支払いません。

- ① 被保険者、その代理人またはこれらの者の使用人が行い、もしくは加担した詐取に起因する損害賠償責任
- ② 被保険者の使用人が所有し、または私用する財物の詐取に起因する損害賠償責任
- ③ 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、徽章、稿本、設計書、雑型その他これらに類する保管物の詐取に起因する損害賠償責任

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任基本特約および保管者賠償責任補償特約の規定を準用します。

貴重品等補償特約（保管者賠費用）

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、保管者賠償責任補償特約第2条（保険金を支払わない場合）③の規定にかかわらず、被保険者が保険証券記載の保管施設内で管理する貨幣、紙幣、有価証券、宝石、貴金属その他これらに類する保管物（以下「保管貴重品」といいます。）が損壊し、または紛失もしくは盗取（詐取を含みます。）されたことにより、保管貴重品について正当な権利を有する者に対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第2条（責任の限度）

当会社が保険金を支払うべき額は、被害貴重品が、前条の事故の生じた地および時において、もし前条の事故がなければ有したであろう価額を超えず、かつ、保険期間中を通じて保険証券記載の支払限度額を超えないものとします。

第3条（損害額の証明）

当会社は、被保険者が損害額を証明できない場合は、その証明できない額については、保険金を支払いません。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任基本特約および保管者賠償責任補償特約の規定を準用します。

■クリーニング特約（保管者賠費用）に自動的にセットされる特約（※）

洗たく物紛失・誤配危険補償特約（保管者賠費用）

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、クリーニング特約（保管者賠費用）第5条（保険金を支払わない場合）(1)⑨の規定にかかわらず、洗たく物の紛失または誤配により、洗たく物について正当な権利を有する者に対して被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任基本特約、保管者賠償責任補償特約、クリーニング特約（保管者賠費用）およびこれらに付帯されたその他の特約の規定を準用します。

（※）「運送危険補償特約（保管者賠費用）」も自動的にセットされます。

■自動車管理者賠償責任補償特約に自動的にセットされる特約

全損付帯費用補償特約（自動車管理者賠費用）

第1条（全損付帯費用の支払）

(1) 当会社は、この特約により、自動車管理者賠償責任補償特約に基づいて保険金が支払われる場合において、同特約第1条（保険金を支払う場合）に規定する他人の自動車（以下「被害自動車」といいます。）が全損^(注)のときは、同特約で支払うべき保険金（以下「支払保険金」といいます。）の額の5%を全損付帯費用保険金として被保険者に支払います。ただし、支払保険金と全損付帯費用保険金は、合算して保険証券記載の支払限度額を限度とします。

（注）全損

被害自動車について生じた損害が、時価額と同額またはそれを上回ることをいいます。

(2) (1)の支払保険金には、賠償責任基本特約第5条（損害の範囲）②から⑥の各費用および使用不能損害補償特約（自動車管理者賠費用）に従って支払う保険金を含みません。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任基本特約および自動車管理者賠償責任補償特約の規定を適用します。

■旅館賠償責任補償特約に自動的にセットされる特約

工事危険補償特約（旅館賠費用）

第1条（施設工事危険の補償）

- (1) 当会社は、この特約により、旅館賠償責任補償特約第3条（保険金を支払わない場合）①の規定にかかわらず、保険証券記載の施設の改築、修理または取りこわし等の工事に起因し、法律上の損害賠償責任を被保険者が負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。
- (2) (1)の規定は、被保険者が建築、土木、組立その他の工事業者である場合には適用しません。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任基本特約および旅館賠償責任補償特約の規定を準用します。

記名被保険者間交差責任補償特約（旅館賠費用）

第1条（交差責任の補償）

- (1) 賠償責任基本特約および旅館賠償責任補償特約の規定は、各記名被保険者につき別個にこれを適用し、記名被保険者相互間の関係は、それぞれ互いに他人とみなします。
- (2) (1)の記名被保険者とは、被保険者の定義に関する特約（賠償責任基本特約用）第1条（被保険者の定義）(1)①に定める記名被保険者をいいます。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任基本特約および旅館賠償責任補償特約の規定を準用します。

生産物に関する特約（旅館賠費用）

第1条（1事故の定義）

旅館賠償責任補償特約第3章生産物危険補償条項において、同一の原因から保険期間中に発生した一連の事故は、発生時間または発生場所が異なる場合でも1事故とみなします。

第2条（回収措置義務）

- (1) 被保険者は、生産物の欠陥に基づく事故が発生した場合、または事故の発生するおそれのあることを知った場合は、事故の発生または拡大を防止するため遅滞なく生産物について、回収、検査、修理、交換その他の適切な措置（以下「回収措置」といいます。）を講じなければなりません。
- (2) 当会社は、生産物またはこれが一部をなす財物につき回収措置が講じられた場合に、その措置に要した費用については、被保険者が支出したと否とにかかわらず、一切保険金を支払いません。
- (3) 被保険者が正当な理由なく、(1)の回収措置を怠った場合は、当会社は、その措置を講じなかつたことによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任基本特約および旅館賠償責任補償特約の規定を準用します。

■複数の補償特約で自動セットの対象となる特約

(〈 〉内に自動セットの対象となる特約を表示しています。)

〈財物損壊リスクに対する補償(ビジネス総合補償特約)、売上減少リスクに対する補償関連特約(休業損失補償特約、家賃損失補償特約)〉

日付誤認免責特約(電気的・機械的事故限定補償特約(企業財産包括用)用)

第1条(保険金を支払わない場合)

(1) 当会社は、電気的・機械的事故限定補償特約(企業財産包括用)第1章ビジネス総合補償特約追加条項から第3章家賃損失補償特約追加条項までに適用される免責規定のほか、次のいずれかに該当する事由に起因する損害についても、保険金を支払いません。

- ① 年、日付もしくは時刻(以下「日付等」といいます。)のデータまたは情報の処理、変換もしくは置換に関連して、コンピュータ、データ処理装置もしくはメディア・マイクロチップ、オペレーティング・システム、マイクロプロセッサー(コンピュータ・チップ)、集積回路もしくはこれに類似の装置・機器またはコンピュータ(被保険者または第三者のいずれの所有であるかを問いません。以下「コンピュータ等」といいます。)に生じた誤作動または機能喪失に起因する損害
- ② 日付等の変更に備えもしくは対処するためにコンピュータ等に実施した修正^(注)またはその修正に関連して与えたアドバイスもしくは行ったサービスに起因する損害
- ③ 日付等の変更に関する被保険者もしくは第三者による行為、不作為、決定に起因して生じた財物または機器の不使用、利用不能に起因する損害

(注) コンピュータ等に実施した修正
試行を含みます。

(2) この特約において日付等の変更とは次のものをいい、コンピュータ等の誤作動または機能喪失の発生時期については、それぞれの年、日付または時刻の変更時の前後を問いません。

- ① 西暦1999年から2000年への変更
- ② 上記以外の年、日付または時刻の変更

第2条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、電気的・機械的事故限定補償特約(企業財産包括用)の規定を準用します。

〈売上減少リスクに対する補償関連特約(休業損失補償特約、家賃損失補償特約)〉

ボイラ等破裂・爆発損失補償対象外特約

当会社は、被保険者が営業を行う敷地内に所在する汽器(化学工場その他における1作業設備・装置の一部を構成するものを除きます。)、ボイラ、蒸気タービン、ガスタービン、蒸気機関、内燃機関、油圧機、水圧機等(これらの付属装置を含み、汽器およびボイラのうち、法令による定期検査または性能検査を必要としないものを除きます。)の破裂または爆発によりその機器に損害を受けた結果生じた損失に対しては、保険金を支払いません。

(注1)「ボイラ」(炉および煙道の構成部分を含みます。)、「汽器」とは
密閉した容器または管内で水を熱し、温水または水蒸気を他へ供給またはこれを受け入れる装置およびこれらの付属装置であって、蒸気缶、温水缶、エコノマイザ、貯湯槽、水蒸気の蒸気だめ、水蒸気による蒸発器、蒸缶、蓄熱器および蒸気管、給湯管を含みます。

(注2)「化学工場その他における1作業設備・装置の一部を構成するもの」とは、熱交換器、クーラ、コンデンサ、ブローンがま、蒸留器、塔類、加熱炉および反応器等が1作業設備・装置の中に含まれていて、機構上分離できないものをいいます。

〈賠償責任リスクに対する補償関連特約（施設・業務行為賠償責任補償特約、請負業者賠償責任補償特約、生産物賠償責任補償特約）〉

共通支払限度額特約（賠償責任基本特約用）

第1条（支払保険金の計算）

- (1) 当会社が賠償責任基本特約第6条（支払保険金の計算）(1)により支払う保険金の額は、1回の事故について身体の障害に起因する損害と財物の損壊に起因する損害とを合算して保険証券記載の支払限度額を限度とします。
- (2) (1)の支払う保険金の額には、賠償責任基本特約第5条（損害の範囲）②から⑥までの費用を含みません。

第2条（保険期間中の総支払限度額）

- (1) この特約が付帯された保険契約に生産物賠償責任補償特約が適用される場合、当会社が支払う保険金の額は、身体の障害に起因する損害と財物の損壊に起因する損害とを合算して保険証券記載の保険期間中の総支払限度額を限度とします。
- (2) (1)の支払う保険金の額は、賠償責任基本特約第5条（損害の範囲）②から⑥までの費用を含みません。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任基本特約およびこれに付帯される補償特約の規定を準用します。

〈賠償責任リスクに対する補償関連特約（施設・業務行為賠償責任補償特約、生産物賠償責任補償特約）〉

L Pガス販売業務補償対象外特約（賠償責任基本特約用）

第1条（事故）

- (1) 当会社が、保険金を支払うべき賠償責任基本特約第2条（保険金を支払う場合）の「事故」とは、被保険者が行うL Pガス販売業務の遂行^(注)またはその結果に起因して生じた事故を除いたものとします。

(注) L Pガス販売業務の遂行

L Pガス販売業務のための事業所施設の所有、使用または管理を含みます。

- (2) (1)のL Pガス販売業務とは、次の業務をいいます。

- ① L Pガスの供給およびこれに伴うL Pガスの製造、貯蔵、充てん、移動等の業務
- ② L Pガス容器その他のガス器具（以下「器具」といいます。）の販売・貸与
- ③ 配管、器具の取付け・取替えの作業
- ④ 器具・導管の点検・修理等の作業

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任基本特約およびこれに付帯される補償特約の規定を準用します。

〈賠償責任リスクに対する補償関連特約（施設・業務行為賠償責任補償特約、旅館賠償責任補償特約）〉

専門職業人危険補償対象外特約（施設賠責・旅館賠責用）

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、この特約により、施設・業務行為賠償責任補償特約第1条（事故）および旅館賠償責任補償特約第2条（事故）の規定にかかわらず、被保険者が次に規定する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者、その使用人またはその他被保険者の業務の補助者が行う次の仕事に起因する損害賠償責任

ア. 人または動物に対する診療、治療、看護、疾病の予防または死体の検案

イ. 医薬品または医療用具の調剤、調整、鑑定、販売、授与または授与の指示

ウ. 身体の美容または整形。ただし、理容師、美容師がその資格に基づいて行う行為を除きます。

エ. あんま、マッサージ、カイロプラクティック、整体、指圧、はり、きゅうまたは柔道整復等

- ② 弁護士、会計士、建築士等の職業人がその資格に基づいて行う行為に起因する損害賠償責任

- ③ 建築、土木、組立その他の工事の遂行に起因する損害賠償責任

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任基本特約およびこれに付帯される補償特約の規定を準用します。

〈賠償責任リスクに対する補償関連特約（施設・業務行為賠償責任補償特約、請負業者賠償責任補償特約、生産物賠償責任補償特約）〉

確定保険料に関する特約（賠償責任基本特約用）

第1条（保険料算出の基礎）

- (1) 当会社は、この特約により、この特約が付帯された補償特約の規定にかかわらず、それらの補償特約の保険料は、別表に掲げる保険料算出の基礎に基づき算出するものとします。
- (2) 当会社は、この特約が付帯された補償特約の保険料が別表に規定するもの以外の金額または数量に対する割合によって定められる場合においては、別表に準じて、保険契約締結時に把握可能な直近の会計年度（1年間）等における金額または数量を、保険料を定めるために用います。
- (3) 当会社は、いつでも(1)の保険料算出に用いた資料の提出を保険契約者または被保険者に求めることができます。

第2条（保険料算出の基礎が異なる場合）

- (1) 保険契約者または被保険者が申告した前条(1)の保険料算出の基礎数値が、申告されるべき保険料算出の基礎数値に不当に不足する場合において、賠償責任基本特約に定めた規定（告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかつた場合または事実と異なることを告げた場合の規定をいいます。）に基づく解除がなされないとときは、当会社は、その不足する割合により保険金の支払額を削減します。
- (2) (1)の場合において、既に(1)の規定を適用せずに損害に対して保険金を支払っていたときは、当会社は、その差額の返還を請求することができます。

第3条（保険料の精算に関する規定の適用除外）

当会社は、賠償責任基本特約およびこれに付帯された補償特約の保険料の精算に関する規定^(注)を適用しません。

(注) 保険料の精算に関する規定

次の①または②の規定をいいます。

- ① 保険期間終了後、保険料を確定するために保険契約者が当会社に提出した書類に基づき算出された保険料と、既に当会社が領収した保険料の差額を精算する規定
② 保険契約者からの毎月の通知に基づき算出した保険料を当会社が領収し、最終払込保険料と既に当会社が領収した予納保険料の差額を精算する規定

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任基本特約およびこれに付帯された補償特約の規定を準用します。

別表

保険料算出の基礎数値	用語の定義
賃金総額	保険契約締結時に把握可能な直近の会計年度（1年間）等において、保険証券記載の業務に従事する被保険者の使用人に対して、労働の対価として被保険者が支払った金銭の総額をいいます。
入場者	保険契約締結時に把握可能な直近の会計年度（1年間）等において、有料、無料にかかわらず、保険証券記載の施設に入場した総人員をいいます。
売上高	保険契約締結時に把握可能な直近の会計年度（1年間）等において、被保険者が販売したすべての商品の税込対価の総額をいいます。
領収金	保険契約締結時に把握可能な直近の会計年度（1年間）等において、保険証券記載の業務によって被保険者が領収すべき税込金銭の総額をいいます。
請負金額	保険契約締結時に把握可能な直近の会計年度（1年間）等において、被保険者が請け負った保険証券記載の業務の請負金額総額（被保険者が領収すべき税込金銭の総額をいいます。）または完工工事高をいいます。
延べ出荷額	保険契約締結時に把握可能な直近の会計年度（1年間）等において、被保険者が出荷した額の合計総額をいいます。
平均被用者数	保険契約締結時に把握可能な直近の会計年度（1年間）等において、毎月一定日の被用者数の累計を保険期間内の月数で除して算定された人数をいいます。
平均対象者数	保険契約締結時に把握可能な直近の事業または活動年度（1年間）等において、その年度の期初と期末時点における事業または活動の対象者数の合計を2で除して算定された人数をいいます。

■保険料のお支払方法等に関する特約

保険料分割払特約（企業財産包括用）

第1条（保険料の分割払）

当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料^(注)を保険証券記載の回数および金額（以下「分割保険料」といいます。）に分割して払い込むことを、承認します。

（注）年額保険料

この保険契約に定められた総保険料をいいます。以下同様とします。

第2条（分割保険料の払込方法）

- (1) 保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回目以降の分割保険料については、保険証券記載の払込期日（以下「払込期日」といいます。）までに払い込まなければなりません。
- (2) 保険料払込方式が口座振替による場合、払込期日は、提携金融機関^(注)ごとに当会社の定める期日とします。ただし、払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、保険契約者の指定する口座からの口座振替による第2回目以降の分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、当会社は、払込期日に払込みがあったものとみなします。

（注）提携金融機関

当会社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。以下同様とします。

- (3) 保険料払込方式が口座振替による場合で、保険契約者が第2回分割保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかつたことによるときは、当会社は、第3回分割保険料の払込期日をその第2回分割保険料の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかつた理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

第3条（分割保険料領収前の事故）

保険証券記載の保険期間が始まった後でも、当会社は前条(1)の第1回分割保険料を領収する前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条（分割保険料不払により保険金を支払わない場合）

- (1) 保険契約者が第2回目以降の分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までにその払込みを怠った場合は、当会社は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 保険契約者が(1)の分割保険料の払込みを怠ったことについて、故意および重大な過失がなかつたと当会社が認めた場合には、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌々月末日」に読み替えてこの特約の規定を適用します。

第5条（追加保険料の払込み）

当会社が第8条（保険料の返還または請求）の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

第6条（保険金支払の場合の保険料払込み）

年額保険料の払込みを完了する前に、保険金の支払により、この特約が付帯されたビジネス総合補償特約または地震保険普通保険約款の規定により、この保険契約が終了する場合には、保険契約者は保険金の支払を受ける以前に未払分割保険料^(注)の全額を一時に払い込まなければなりません。

（注）未払分割保険料

年額保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。以下同様とします。

第7条（分割保険料不払の場合の保険契約の解除）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。
- ① 払込期日の属する月の翌月末日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
 - ② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、その翌月の払込期日（以下「次回払込期日」といいます。）において、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
- (2) (1)の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行うこととし、解除の効力は、次の時からそれぞれ将来に向かってのみ生じます。
- ① (1)①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日
 - ② (1)②による解除の場合は、次回払込期日
- (3) (1)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合で、既に領収した保険料から、既経過期間に対し月割をもって計算した保険料を差し引いた残額があるときは、その額を返還します。

第8条（保険料の返還または請求）

ビジネス総合補償特約、建築中財物補償特約、賠償責任基本特約または地震保険普通保険約款の規定による保険料の返還または請求にかかる事由が生じた場合には、当会社は、ビジネス総合補償特約、建築中財物補償特約、賠償責任基本特約または地震保険普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、下表に従い、保険料を返還または請求します。なお、下表に定める未経過期間および既経過期間において1か月に満たない期間は1か月とします。

	返還または請求に関する規定	返還または請求の方法
1	ビジネス総合補償特約第22条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)の規定により保険料を返還または請求する必要がある場合	当会社は、既に領収した保険料について、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき算出した保険料を返還または請求します。
	建築中財物補償特約第16条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)の規定により保険料を返還または請求する必要がある場合	
	賠償責任基本特約第17条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)の規定により保険料を返還または請求する必要がある場合	
	地震保険普通保険約款第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)の規定により保険料を返還または請求する必要がある場合	
2	ビジネス総合補償特約第22条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(2)の規定により保険料を返還または請求する必要がある場合	(1) 年額保険料が減額となるとき 当会社は、既経過期間 ^(注) 以降の期間に対応する分割保険料について、危険の減少後の条件に基づいて計算された分割保険料に変更します。 (注)既経過期間 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険の減少が生じた時までの期間をいいます。
	建築中財物補償特約第16条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(2)の規定により保険料を返還または請求する必要がある場合	
	賠償責任基本特約第17条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(2)の規定により保険料を返還または請求する必要がある場合	(2) 年額保険料が増額となるとき 当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、未経過期間 ^(注) に対し月割をもって計算した保険料を一時に請求します。 (注)未経過期間 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険の増加が生じた時以降の期間をいいます。
	地震保険普通保険約款第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(2)の規定により保険料を返還または請求する必要がある場合	

3	<p>ビジネス総合補償特約第22条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(6)の規定により保険料を返還または請求する必要がある場合</p> <p>建築中財物補償特約第16条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(6)の規定により保険料を返還または請求する必要がある場合</p>	<p>(1) 年額保険料が減額となるとき 当会社は、既経過期間以降の期間に対応する分割保険料について、変更後の条件に基づいて計算された分割保険料に変更します。</p> <p>(2) 年額保険料が増額となるとき 当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき、未経過期間に対し月割をもって計算した保険料を一時に請求します。</p>
4	<p>ビジネス総合補償特約第23条（保険料の返還－無効または失効の場合）(1)の規定に該当する場合</p> <p>建築中財物補償特約第17条（保険料の返還－無効の場合）の規定に該当する場合</p> <p>賠償責任基本特約第18条（保険料の返還－無効または失効の場合）(1)の規定に該当する場合</p> <p>地震保険普通保険約款第22条（保険料の返還－無効、失効等の場合）(1)の規定に該当する場合</p>	当会社は、保険料を返還しません。
5	地震保険普通保険約款第22条（保険料の返還－無効、失効等の場合）(2)の規定により保険料を返還する必要がある場合	当会社は、既に領収した保険料のうち無効となる保険金額に対応する保険料を返還します。
6	<p>ビジネス総合補償特約第23条（保険料の返還－無効または失効の場合）(2)の規定により保険料を返還する必要がある場合</p> <p>賠償責任基本特約第18条（保険料の返還－無効または失効の場合）(2)の規定により保険料を返還する必要がある場合</p> <p>地震保険普通保険約款第22条（保険料の返還－無効、失効等の場合）(3)の規定により保険料を返還する必要がある場合</p>	当会社は、既に領収した保険料から既経過期間に対し月割をもって算出した保険料を差し引いて、その残額を返還します。
7	地震保険普通保険約款第22条（保険料の返還－無効、失効等の場合）(4)の規定により保険料を返還する必要がある場合	当会社は、既に領収した保険料から既経過期間に対し月割をもって算出した保険料を差し引いて、その残額を返還します。
8	<p>企業財産包括保険普通保険約款第30条（保険料の返還－取消しの場合）の規定に該当する場合</p> <p>地震保険普通保険約款第23条（保険料の返還－取消しの場合）の規定に該当する場合</p>	当会社は、保険料を返還しません。
9	<p>ビジネス総合補償特約第24条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）(1)の規定により保険料を返還する必要がある場合</p> <p>地震保険普通保険約款第24条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）(1)の規定により保険料を返還する必要がある場合</p>	当会社は、保険契約締結時に遡って、既に領収した保険料のうち取り消された部分に対応する保険料を返還します。

	返還または請求に関する規定	返還または請求の方法
10	<p>ビジネス総合補償特約第24条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）(2)の規定により保険料を返還する必要がある場合</p> <p>建築中財物補償特約第18条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）の規定により保険料を返還する必要がある場合</p> <p>地震保険普通保険約款第24条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）(2)の規定により保険料を返還する必要がある場合</p>	当会社は、既経過期間以降の期間に対応する分割保険料について、保険金額減少後の条件に基づいて計算された分割保険料に変更します。
11	<p>ビジネス総合補償特約第25条（保険料の返還－解除の場合）(1)の規定により保険料を返還する必要がある場合</p> <p>建築中財物補償特約第19条（保険料の返還－解除の場合）(1)の規定により保険料を返還する必要がある場合</p> <p>賠償責任基本特約第19条（保険料の返還－解除の場合）(1)の規定により保険料を返還する必要がある場合</p> <p>地震保険普通保険約款第25条（保険料の返還－解除の場合）(1)の規定により保険料を返還する必要がある場合</p>	当会社は、既に領収した保険料から既経過期間に対し、月割をもって算出した保険料を差し引いて、その残額を返還します。
12	<p>ビジネス総合補償特約第25条（保険料の返還－解除の場合）(2)の規定により保険料を返還する必要がある場合</p> <p>建築中財物補償特約第19条（保険料の返還－解除の場合）(2)の規定により保険料を返還する必要がある場合</p> <p>賠償責任基本特約第19条（保険料の返還－解除の場合）(2)の規定により保険料を返還する必要がある場合</p> <p>地震保険普通保険約款第25条（保険料の返還－解除の場合）(2)の規定により保険料を返還する必要がある場合</p>	当会社は、既に領収した保険料から既経過期間に対し、月割をもって算出した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

追加保険料の払込みに関する特約（企業財産包括用）

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次のいずれかに該当する場合に適用されます。

- ① この保険契約に保険料分割払特約（企業財産包括用）、長期保険保険料年払特約（企業財産包括用）、初回保険料の払込みに関する特約、クレジットカードによる保険料支払に関する特約またはクレジットカードによる保険料支払に関する特約（登録方式）が適用されており、かつ、保険契約者がこの特約の適用を申し出て、当会社がこれを承認した場合
- ② 保険契約締結の後、ビジネス総合補償特約第16条（告知義務）(3)(3)、建築中財物補償特約第9条（告知義務）(3)(3)、賠償責任基本特約第9条（告知義務）(3)(3)もしくは地震保険普通保険約款第10条（告知義務）(3)(3)の訂正の申出またはビジネス総合補償特約第17条（通知義務）(1)、第22条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(6)、建築中財物補償特約第10条（通

知義務) (1)、第16条(保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合) (6)、賠償責任基本特約第10条(通知義務) (1)、第17条(保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合) (4)、地震保険普通保険約款第11条(通知義務) (1)もしくは第21条(保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合) (6)に定める当会社に通知すべき事実が発生した場合で、保険契約者または被保険者が電話、情報処理機器等当会社の定める通信手段により当会社所定の連絡先に直接通知し、承認の請求を行うとき^(注)。ただし、当会社がこの特約を適用する旨承認した場合に限ります。

(注) 当会社所定の連絡先に直接通知し、承認の請求を行うとき

ビジネス総合補償特約第17条(1)、建築中財物補償特約第10条(1)、賠償責任基本特約第10条(1)または地震保険普通保険約款第11条(1)に定める当会社に通知すべき事実が発生した場合は、当会社所定の連絡先に直接通知するときとします。

第2条(追加保険料の払込み)

(1) 保険証券または保険契約申込書の記載事項の変更^(注1)が生じ、保険契約者または被保険者が書面または電話、情報処理機器等当会社の定める通信手段により当会社所定の連絡先に保険証券もしくは保険契約申込書の記載事項の変更を通知した場合は、次のいずれかの方法により、追加保険料^(注2)を払い込むものとします。

- ① 当会社が口座振替の方法により、追加保険料を請求した場合は、払込期日^(注3)に指定口座^(注4)から当会社の口座に振り替える方法

- ② 当会社が口座振替以外の方法により、追加保険料を請求した場合は、当会社所定の方法

(注1) 保険証券または保険契約申込書の記載事項の変更

ビジネス総合補償特約第22条(保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合) (1)、(2)もしくは(6)、建築中財物補償特約第16条(保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合) (1)、(2)もしくは(6)、賠償責任基本特約第17条(保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合) (1)、(2)もしくは(4)または地震保険普通保険約款第21条(保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合) (1)、(2)もしくは(6)に定める保険料を変更する必要がある場合における、そのもととなる保険証券または保険契約申込書の記載事項の変更をいいます。以下同様とします。

(注2) 追加保険料

ビジネス総合補償特約第22条(保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合) (1)、(2)もしくは(6)、建築中財物補償特約第16条(保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合) (1)、(2)もしくは(6)、賠償責任基本特約第17条(保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合) (1)、(2)もしくは(4)または地震保険普通保険約款第21条(1)、(2)もしくは(6)に定めるところに従い当会社が請求する追加保険料をいいます。以下同様とします。

(注3) 払込期日

承認書^(注5)記載の払込期日をいい、次の期日とします。以下同様とします。

- ① 追加保険料を口座振替により払い込む場合は、追加保険料を指定口座から当会社の口座に振り替える日をいい、提携金融機関^(注6)ごとに当会社の定める期日

- ② 追加保険料を口座振替以外の方法により払い込む場合は、当会社所定の期日

(注4) 指定口座

保険契約者の指定する口座をいいます。以下同様とします。

(注5) 承認書

ビジネス総合補償特約第22条、建築中財物補償特約第16条、賠償責任基本特約第17条および地震保険普通保険約款第21条の告知義務、通知義務等に係る承認書をいいます。以下同様とします。

(注6) 提携金融機関

当会社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。以下同様とします。

(2) (1)①の場合において、払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替に

よる追加保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、当会社は、払込期日に払込みがあったものとみなします。

- (3) (1)の場合において、追加保険料の払込みは、次のいずれかの方法によるものとします。
- ① 追加保険料の全額を一時に払い込む方法
 - ② 追加保険料を、承認書記載の回数および金額に分割し、毎月の払込期日に、承認書記載の金額を払い込む方法。ただし、この保険契約に保険料分割払特約（企業財産包括用）が適用されている場合に限ります。
- (4) 承認書記載の保険証券または保険契約申込書の記載事項の変更の日以後に発生した事故による損害または損失に対しては、当会社は、保険証券または保険契約申込書の記載事項の変更後の条件で保険金を支払います。
- (5) 当会社は、この保険契約に保険料分割払特約（企業財産包括用）が適用されている場合には、同特約第5条（追加保険料の払込み）の規定は適用しません。
- (6) 当会社は、この保険契約に長期保険保険料年払特約（企業財産包括用）が適用されている場合には、同特約第4条（告知義務・通知義務等による年額保険料の変更）(6)の規定は適用しません。この場合において、当会社は、保険料の変更日^(注)の属する保険年度の翌保険年度以降、保険料を変更することができます。

（注）保険料の変更日

ビジネス総合補償特約第22条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）

(1)、(2)もしくは(6)、建築中財物補償特約第16条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)、(2)もしくは(6)、賠償責任基本特約第17条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)、(2)もしくは(4)または地震保険普通保険約款第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)、(2)もしくは(6)に定める保険料を変更する必要があるときにおける、その保険料を変更すべき日をいいます。

- (7) (1)(1)の場合において、保険契約者は、払込期日の前日までに追加保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。
- (8) 保険契約者は、ビジネス総合補償特約第22条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(6)、建築中財物補償特約第16条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(6)、賠償責任基本特約第17条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(4)または地震保険普通保険約款第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(6)の通知を行った場合には、保険契約者または被保険者に正当な理由があり、かつ、当会社が認めるときを除いてこれを撤回することはできません。

第3条（初回追加保険料不払の場合）

- (1) 前条(1)に定めるところに従い、当会社が請求した初回追加保険料^(注1)について、初回追加保険料払込期日^(注2)に初回追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回追加保険料を初回追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までに当会社所定の方法により払い込まなければなりません。

（注1）初回追加保険料

次の保険料をいいます。以下同様とします。

- ① 前条(3)①の規定により追加保険料の全額を一時に払い込む場合は、追加保険料の全額
- ② 前条(3)②の規定により追加保険料を分割して払い込む場合は、第1回分割追加保険料

（注2）初回追加保険料払込期日

初回追加保険料の払込期日をいいます。以下同様とします。

- (2) 当会社は、保険契約者が初回追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までに初回追加保険料の払込みを怠った場合は、ビジネス総合補償特約第22条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(4)、(5)もしくは(7)、建築中財物補償特約第16条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(4)、(5)もしくは(7)、賠償責任基本特約第17条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(3)もしくは(5)または地震保険普通保険約款第21条（保険

料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合) (4)、(5)もしくは(7)の規定に従うものとします。

- (3) 保険契約者が(2)の初回追加保険料の払込みを怠ったことについて、故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合には、当会社は、「初回追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「初回追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」に読み替えてこの特約の規定を適用します。
- (4) 被保険者が、初回追加保険料領取前に生じた事故による損害または損失に対して、保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回追加保険料を当会社に払い込まれなければなりません。

第4条（初回追加保険料不払の場合の保険契約の解除）

- (1) 当会社は、初回追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、初回追加保険料^(注)の払込みがない場合には、この保険契約を解除することができます。

(注) 初回追加保険料

ビジネス総合補償特約第22条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）
(6)、建築中財物補償特約第16条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）
(6)、賠償責任基本特約第17条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）
(4)または地震保険普通保険約款第21条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）
(6)に定めるところに従い当会社が請求した初回追加保険料を除きます。

- (2) (1)の解除は、保険契約者に対する書面により解除の通知をし、解除の効力は、初回追加保険料払込期日から将来に向かってのみ生じます。

第5条（初回追加保険料不払の場合の特則）

第2条（追加保険料の払込み）(1)(①)の場合において、当会社は、保険契約者が初回追加保険料払込期日までに初回追加保険料の払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかつたことによるときは、初回追加保険料払込期日の属する月の翌月の応当日を初回追加保険料払込期日とみなして前2条の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかつた理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

第6条（保険金の支払および未払込保険料の払込み）

この保険契約に定められた総保険料の払込みを完了する前に、この特約が付帯された普通約款または地震保険普通保険約款の規定により、保険金の支払によって保険契約が終了する場合には、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に未払込保険料^(注)の全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

(注) 未払込保険料

この保険契約に定められた総保険料から、既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第7条（事故発生時の義務）

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、事故が発生した場合で、第2条（追加保険料の払込み）の保険証券または保険契約申込書の記載事項の変更の通知日時および事故発生の日時の確認に関して、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めたときは、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う調査に協力しなければなりません。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第8条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款または地震保険普通保険約款およびこれらに付帯された他の特約の規定を準用します。この場合において、保険契約者が、第2条（追加保険料の払込み）(3)(②)の規定により追加保険料を分割して払い込むとき

は、保険料分割払特約（企業財産包括用）の規定を次のとおり読み替えるものとします。

- ① 第4条（分割保険料不払により保険金を支払わない場合）の規定中「分割保険料」とあるのは「分割保険料に追加保険料の払込みに関する特約（企業財産包括用）による第2回目以降の分割追加保険料を加えた保険料」
- ② 第7条（分割保険料不払の場合の保険契約の解除）の規定中「分割保険料」とあるのは「分割保険料に追加保険料の払込みに関する特約（企業財産包括用）による第2回目以降の分割追加保険料を加えた保険料」

[18] 長期保険保険料一括払特約（企業財産包括用）

第1条（保険料の返還または請求－通知義務等の場合）

- (1) ビジネス総合補償特約第17条（通知義務）(2)または賠償責任基本特約第10条（通知義務）(2)の危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、ビジネス総合補償特約第22条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(2)または賠償責任基本特約第17条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(2)の規定にかかわらず、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料に対し、未経過期間^(注)に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還または請求します。

（注）未経過期間

保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険の増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

- (2) (1)の規定のほか、ビジネス総合補償特約第22条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(6)または賠償責任基本特約第17条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(4)の保険契約条件の変更の場合において、保険料を変更する必要があるときは、ビジネス総合補償特約第22条(6)または賠償責任基本特約第17条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(4)の規定にかかわらず、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還または請求します。

第2条（保険料の返還－失効の場合）

保険契約が失効となる場合には、ビジネス総合補償特約第23条（保険料の返還－無効または失効の場合）(2)または賠償責任基本特約第18条（保険料の返還－無効または失効の場合）(2)の規定にかかわらず、当会社は、この保険契約が失効した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

第3条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）

ビジネス総合補償特約第20条（保険金額の調整）(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、ビジネス総合補償特約第24条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）(2)の規定にかかわらず、当会社は、減額した保険金額につき、この保険契約の保険金額が減額された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

第4条（保険料の返還－解除の場合）

ビジネス総合補償特約第16条（告知義務）(2)、賠償責任基本特約第9条（告知義務）(2)、ビジネス総合補償特約第17条（通知義務）(2)もしくは(6)、賠償責任基本特約第10条（通知義務）(2)もしくは(6)、ビジネス総合補償特約第21条（重大事由による解除）(1)、賠償責任基本特約第15条（重大事由による解除）(1)、ビジネス総合補償特約第22条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(3)または賠償責任基本特約第17条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(3)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合または企業財産包括保険普通保険約款第25条（保険契約者による保険契約の解除）または賠償責任基本特約第14条（保険契約者による特約

の解除) の規定により、保険契約者が保険契約または特約を解除した場合は、ビジネス総合補償特約第25条(保険料の返還－解除の場合) または賠償責任基本特約第19条(保険料の返還－解除の場合) の規定にかかわらず、当会社は、この保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

第5条(保険料の返還または請求－料率改定の場合)

この保険契約に適用されている料率が、保険期間の中途中で改定された場合においても、当会社は、この保険契約の保険料の返還または請求は行いません。

第6条(保険料の返還－損害保険金を支払った場合)

ビジネス総合補償特約第32条(保険金支払後の保険契約)(1)の規定により保険契約が終了した場合は、当会社は、この保険契約が終了した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、ビジネス総合補償特約第1条(保険金を支払う場合)の保険金を支払うべき損害が生じた日の属する契約年度^(注)を経過した以後の期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

(注) 契約年度

保険期間の初期からその日を含めて起算した1年ごとの期間をいいます。

第7条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、ビジネス総合補償特約および賠償責任基本特約の規定を準用します。

別表 未経過料率係数表

保険期間 経過年月	2年	3年	5年	10年
1か月	87%	91%	95%	97%
2か月	81%	87%	92%	96%
3か月	76%	84%	90%	95%
4か月	71%	80%	88%	94%
5か月	65%	76%	86%	93%
6か月	63%	75%	85%	92%
7か月	60%	73%	84%	92%
8か月	57%	71%	82%	91%
9か月	55%	69%	81%	91%
10か月	52%	67%	80%	90%
11か月	49%	66%	79%	90%
1年0か月	47%	64%	78%	89%
2年0か月	0%	32%	59%	80%
3年0か月	—	0%	40%	70%
4年0か月	—	—	20%	61%

5年0か月	—	—	0%	51%
6年0か月	—	—	—	41%
7年0か月	—	—	—	31%
8年0か月	—	—	—	21%
9年0か月	—	—	—	11%
10年0か月	—	—	—	0%

注1 経過月数について1か月未満の端日数があれば、これを1か月とします。ただし、保険料の請求を伴う契約内容の変更を行う場合については、1か月未満の端日数は切り捨てます。

注2 上表にない保険期間および経過年月については上表に準じて決定します。

[20] 長期保険保険料年払特約（企業財産包括用）

第1条（保険料の払込方法）

当会社は、この特約に従い、保険契約者がこの保険契約の各契約年度^(注)に対する保険料（以下「年額保険料」といいます。）を、初年度については保険契約の締結と同時に、次年度以降については保険証券記載の払込期日（以下「払込期日」といいます。）までに、払い込むことを承認します。

（注）各契約年度

初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。以下同様とします。

第2条（次年度以降の年額保険料の払込猶予）

- (1) 当会社は、前条の規定にかかわらず、次年度以降の年額保険料の払込みを払込期日の翌日から払込期日の属する月の翌月末日までの期間（以下「猶予期間」といいます。）について猶予します。
- (2) 保険契約者が(1)の次年度以降の年額保険料の払込みを怠ったことについて、故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合には、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌々月末日」に読み替えてこの特約の規定を適用します。

第3条（保険料領収前の事故）

- (1) 当会社は、保険期間が始まった後でも、第1条（保険料の払込方法）の初年度の年額保険料を領収する前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。保険契約者が次条(1)または(2)の規定による保険料の払込みを怠った場合も、また同様とします。
- (2) 当会社は、保険契約者が次年度以降の年額保険料を猶予期間を経過した後も払い込まなかつた場合は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条（告知義務・通知義務等による年額保険料の変更）

- (1) この特約が付帯されたビジネス総合補償特約第16条（告知義務）(1)または賠償責任基本特約第9条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において保険料率を変更する必要があり、ビジネス総合補償特約第16条(3)(3)または賠償責任基本特約第9条(3)(3)の承認をするときは、当会社は、承認した日の属する契約年度末までの各契約年度の年額保険料の差額については、ビジネス総合補償特約第22条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)または賠償責任基本特約第17条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)の規定により返還または請求し、承認した日の属する契約年度の翌契約年度以降、年額保険料を変更します。
- (2) ビジネス総合補償特約第17条（通知義務）(2)または賠償責任基本特約第10条（通知義務）(2)の危険増加が生じた場合または危険が減少した場合は、当会社は、その事実の発生した日の属する契約年度の年額保険料の差額に基づく保険料については、ビジネス総合補償特約第22条（保険料

- の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合) (2)または賠償責任基本特約第17条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合) (2)の規定により返還または請求し、その事実の発生した日の属する契約年度の翌契約年度以降については、年額保険料を変更します。
- (3) ビジネス総合補償特約第20条（保険金額の調整）(1)の規定により、保険契約者が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険契約締結時に遡って、取り消された部分に対応する取り消した日の属する契約年度末までの各契約年度の年額保険料を、ビジネス総合補償特約第24条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）(1)の規定により返還し、取り消した日の属する契約年度の翌契約年度以降、年額保険料を変更します。
- (4) ビジネス総合補償特約第20条（保険金額の調整）(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当会社は、保険金額を変更した日の属する契約年度の年額保険料については、ビジネス総合補償特約第24条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）(2)の規定により返還し、保険金額を変更した日の属する契約年度の翌契約年度以降、年額保険料を変更します。
- (5) 保険契約締結の後、ビジネス総合補償特約第22条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合) (6)または賠償責任基本特約第17条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合) (4)の規定に基づき保険契約条件の変更を行った場合は、当会社は、保険契約条件の変更日の属する契約年度の年額保険料の差額に基づく保険料については、ビジネス総合補償特約第22条(6)または賠償責任基本特約第17条(4)の規定により、返還または請求し、保険契約条件の変更日の属する契約年度の翌契約年度以降、年額保険料を変更します。
- (6) (1)、(2)または(5)の年額保険料の差額もしくはこれに基づく保険料を当会社が請求した場合は、保険契約者はその全額を一時に払い込まなければなりません。

第5条（保険料率の改定による年額保険料の取扱い）

保険期間の中途において、この保険契約の保険料率が改定された場合においても、当会社は、この保険契約の年額保険料を変更しません。

第6条（保険金の支払および未払込年額保険料の払込み）

当会社は、保険金支払の原因となった事故が猶予期間内に生じ、その事故による損害に対して保険金を支払う場合において、年額保険料が支払われていないときは、支払保険金からその金額を差し引きます。

第7条（解除－年額保険料不払の場合）

- (1) 当会社は、保険契約者が猶予期間内に年額保険料を払い込まなかった場合は、保険契約者に対する書面による通知をもってこの保険契約を解除することができます。
- (2) (1)の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行うこととし、解除の効力は、その年額保険料の払込期日から将来に向かってのみ生じます。
- (3) (1)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合は、既に領収した保険料から、既経過期間に対して計算した保険料を差し引いた残額があるときは、その額を返還します。

第8条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、ビジネス総合補償特約および賠償責任基本特約の規定を準用します。

[30] 自動継続特約（地震保険用）

第1条（自動継続の方法）

(1) この保険契約は、保険期間が満了する日の属する月の前月10日までに保険契約者または当会社のいずれか一方より別段の意思表示がない場合には、保険期間を満了となる保険契約と同一の年数（注¹）とする継続の申出があったものとして自動的に継続され、以後この保険契約が付帯されている保険契約が満了するまでこれを繰り返すものとします。ただし、地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）またはこれに基づく法令が改正されたことに伴い、この保険契約の保険金額を変更する必要が生じた場合を除きます。

（注）保険期間を満了となる保険契約と同一の年数

この保険契約が付帯される保険契約の契約年度の開始日以外の時にこの契約を付帯した場合は、1年とします。なお、「契約年度の開始日」とは始期応当日をいいます。

(2) 継続された保険契約の終期は、いかなる場合もこの保険契約が付帯されている保険契約の終期を超えないものとします。

第2条（保険料の払込方法）

(1) 保険契約者は、前条の規定により継続された保険契約の保険料（注¹）を次に定める払込期日（以下「払込期日」といいます。）までに払い込まなければなりません。

- ① 年額保険料（注²）または保険料の全額を一括して払い込む場合は、その継続保険期間の初日
- ② 保険料を分割して払い込むことを承認する特約が適用されている場合には、継続前契約において定められた最後の払込期日の属する月の翌月応当日
- ③ ①および②の規定にかかわらず、当会社と保険契約者との間にあらかじめ継続契約の保険料（注³）を口座振替の方法により払い込むことについての合意がある場合には、継続前契約の保険期間の満了する月の口座振替日（注⁴）
- ④ ①から③までの規定にかかわらず、この保険契約が付帯されている保険契約にクレジットカードによる保険料支払に関する特約（登録方式）が付帯されている場合には、継続前契約の保険期間の満了する月の属する月の末日

（注1）第1条（自動継続の方法）の規定により継続された保険契約の保険料

保険料を分割して払い込むことを承認する特約が適用されている場合には、第1回分割保険料をいいます。

（注2）年額保険料

この保険契約で定められた1か年分の保険料をいいます。

（注3）継続契約の保険料

継続契約に保険料を分割して払い込むことを承認する特約が適用されている場合には、第1回分割保険料をいいます。

（注4）口座振替日

当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関ごとに当会社が定める期日をいいます。

(2) (1)の払込期日の属する月の翌月末日までにその払込みを怠った場合は、当会社は、継続前契約の保険期間の満了する日の午後4時以降に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

(3) 保険契約者が(1)の継続された保険契約の保険料の払込みを怠ったことについて、故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合には、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌々月末日」に読み替えてこの特約の規定を適用します。

(4) (1)から(3)までの規定にかかわらず、団体扱特約（一般A）、団体扱特約（一般B）、団体扱特約（一般C）、団体扱特約（口座振替方式）、集団扱特約（直接集金方式）、集団扱特約（口座振替方式）、保険料の支払継続に関する特約（団体扱特約または集団扱特約付帯契約用）および集団扱に関する特約が適用される場合は、集金契約の定めるところによるものとします。

第3条（保険料不払の場合の解除）

保険契約の継続のつど継続される保険契約の保険料が払込期日の属する月の翌月末日までに当会社に払い込まれない場合は、当会社は保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合における解除事由は継続された保険契約の初日とします。

第4条（継続契約の保険証券）

継続された保険契約については、当会社は、保険契約者から請求がないかぎり、新たに保険証券を発行しないで、従前の保険証券と当該継続契約の保険料に対する領収証とをもってこれに代えることができます。

第5条（保険料率の改定による保険料の変更）

この保険契約に適用した料率が改定された場合には、当会社は、料率が改定された日以後第1条（自動継続の方法）の規定によって継続される保険期間に対する保険料を変更します。

第6条（普通約款との関係）

- (1) 第1条（自動継続の方法）の規定は地震保険普通保険約款第10条（告知義務）(2)および第11条（通知義務）(2)または(6)の効力を妨げないものとします。
- (2) この特約は地震保険普通保険約款第34条（保険契約の継続）の規定とはかわりありません。

[89] 長期保険保険料払込特約（地震保険用）

第1条（保険料の返還または請求－通知義務の場合）

危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、地震保険普通保険約款第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(2)の規定にかかわらず、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料に対し、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間^(注)に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還または請求します。

（注）保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

第2条（保険料の返還－失効等の場合）

- (1) 保険契約が失効となる場合には、地震保険普通保険約款第22条（保険料の返還－無効、失効等の場合）(3)の規定にかかわらず、当会社は、この保険契約が失効した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。
- (2) 地震保険普通保険約款第33条（付帯される保険契約との関係）(2)の規定によりこの保険契約が終了する場合には、地震保険普通保険約款第22条（保険料の返還－無効、失効等の場合）(4)の規定にかかわらず、当会社は、この保険契約が終了した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

第3条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）

地震保険普通保険約款第17条（保険金額の調整）(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、地震保険普通保険約款第24条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）(2)の規定にかかわらず、当会社は、減額した保険金額につき、この保険契約の保険金額が減額された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

第4条（保険料の返還－解除の場合）

地震保険普通保険約款第10条（告知義務）(2)、第11条（通知義務）(2)もしくは(6)、第19条（重大

事由による解除) (1)または第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(3)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合または地震保険普通保険約款第18条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、地震保険普通保険約款第25条（保険料の返還－解除の場合）の規定にかかわらず、当会社は、この保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

第5条（保険料の返還または請求－料率改定の場合）

この保険契約に適用されている料率が、保険期間の中途中で改定された場合においても、当会社は、この保険契約の保険料の返還または請求は行いません。

第6条（保険料の返還－保険金を支払った場合）

地震保険普通保険約款第32条（保険金支払後の保険契約）(1)の規定により保険契約が終了した場合には、当会社は、この保険契約が終了した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、地震保険普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の保険金を支払うべき損害が生じた日の属する契約年度^(注)を経過した以後の期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

(注) 保険期間の初日からその日を含めて起算した1年ごとの期間をいいます。

第7条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、地震保険普通保険約款の規定を準用します。

別表 未経過料率係数表

経過年数 経過月数	2年契約		3年契約			4年契約			5年契約					
	0年	1年	0年	1年	2年	0年	1年	2年	3年	0年	1年	2年	3年	4年
1か月まで	90%	44%	93%	62%	30%	95%	71%	47%	23%	96%	77%	58%	38%	18%
2か月まで	87%	40%	91%	59%	27%	93%	69%	45%	21%	94%	75%	56%	37%	17%
3か月まで	83%	36%	88%	57%	24%	91%	67%	43%	19%	93%	74%	55%	35%	15%
4か月まで	79%	32%	86%	54%	22%	89%	65%	41%	17%	91%	72%	53%	33%	13%
5か月まで	75%	28%	83%	51%	19%	87%	63%	39%	15%	90%	71%	51%	32%	12%
6か月まで	71%	24%	80%	49%	16%	85%	61%	37%	12%	88%	69%	50%	30%	10%
7か月まで	67%	20%	78%	46%	14%	83%	59%	35%	10%	87%	67%	48%	28%	8%
8か月まで	63%	16%	75%	43%	11%	81%	57%	33%	8%	85%	66%	46%	27%	7%
9か月まで	59%	12%	72%	41%	8%	79%	55%	31%	6%	83%	64%	45%	25%	5%
10か月まで	55%	8%	70%	38%	5%	77%	53%	29%	4%	82%	63%	43%	23%	3%
11か月まで	51%	4%	67%	35%	3%	75%	51%	27%	2%	80%	61%	42%	22%	2%
12か月まで	47%	0%	65%	33%	0%	73%	49%	25%	0%	79%	59%	40%	20%	0%

(注) 経過月数につき1か月未満の端日数は、1か月として計算します。

[2M] クレジットカードによる保険料支払に関する特約（登録方式）

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に保険料を分割して払い込むことを承認する特約、初回保険料の払込みに関する特約、初回保険料の払込みに関する特約（前月手続用）、長期保険保険料年払特約、追加保険料の払込みに関する特約、訂正保険料の払込みに関する特約または保険契約を自動的に継続する特約（以下「保険料払込特約」といいます。）の適用があり、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（クレジットカードによる保険料支払の承認）

当会社は、この特約に従い、当会社の指定するクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）により、保険契約者が保険料^(注)を支払うことを承認します。

（注）保険料

この保険契約の保険料をいい、保険料を分割して払い込むことを承認する特約に定める「第1回分割保険料」および「第2回目以降の分割保険料」、初回保険料の払込みに関する特約に定める「初回保険料」、長期保険保険料年払特約に定める「年額保険料」、追加保険料の払込みに関する特約に定める「初回追加保険料」および「第2回目以降の追加保険料」、訂正保険料の払込みに関する特約に定める「初回追加保険料」および「第2回目以降の追加保険料」ならびに保険契約を自動的に継続する特約に定める「継続された保険契約の保険料」または「継続契約の保険料」を含みます。

第3条（クレジットカードによる保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、保険契約締結の後遅滞なく、当会社の定める通信方法により、クレジットカードに関する情報を登録しなければなりません。
- (2) 当会社は、この特約により保険料払込特約の適用にあたっては、クレジットカード発行会社（以下「カード会社」といいます。）へ該当のクレジットカードが有効であること等の確認を行つたうえで、当会社がクレジットカードによる保険料の支払を承認した時に保険料の払込みがあつたものとみなします。
- (3) (2)の場合において、クレジットカードが有効であること等の確認がとれないときは、保険契約者は、クレジットカードに関する情報を新たに登録しなければなりません。
- (4) (2)の規定は、当会社がカード会社から保険料相当額を領収できない場合には、適用しません。ただし、保険契約者がカード会社との間で締結した会員規約等（以下「会員規約等」といいます。）に定める手続によってクレジットカードを使用し、カード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかる保険料相当額を既に支払っている場合を除きます。

第4条（保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い）

当会社は、前条(4)の保険料相当額を領収できない場合には、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、カード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかる保険料相当額を既に支払っているときは、当会社は、その支払った保険料相当額について保険契約者に請求できないものとします。

第5条（返還保険料の取扱い）

普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定により、当会社が保険料を返還する場合には、当会社は、返還保険料の全額を一括してまたは当会社の定める回数に分割して、当会社の定める日に、クレジットカード会社を経由して返還することができます。

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

[1Y] [6Y] [7Y] [8Y] 初回保険料の払込みに関する特約

第1条（特約の適用）

- (1) この特約は、保険契約締結の際に、当会社と保険契約者との間に、あらかじめ次に掲げる保険料（以下「初回保険料」といいます。）を口座振替の方法または当会社が定める口座振替以外の方法のいずれかにより払い込むことについての合意がある場合に適用します。
- ① 保険料の払込方法が一時払の場合には一時払保険料または一時払暫定保険料
- ② 保険契約に保険料を分割して払い込むことを承認する特約が適用されている場合には第1回分割保険料
- ③ 保険期間が1年を超える長期契約で保険料の払込方法が一時払以外の場合には第1回保険料または第1回暫定保険料（注）

（注）第1回保険料または第1回暫定保険料

保険料の払込方法が一部一時払の場合の一時払保険料と将来の保険料の全額を同時に前納する場合のその保険料とを含みます。

- (2) 保険契約者が口座振替の方法により、この特約の適用を受けようとする場合は、次に掲げる条件をいずれも満たすことを要します。

- ① 保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が、提携金融機関（注）に、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）の初日までに設定されていること。
- ② この保険契約の締結および保険契約者から当会社への当会社所定の損害保険料口座振替依頼書の提出が、保険期間の初日までになされていること。

（注）提携金融機関

当会社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。以下同様とします。

- (3) 保険契約者が口座振替以外の方法により、この特約の適用を受けようとする場合は、保険契約の締結が、保険期間の初日までになされていることを要します。

第2条（初回保険料の払込み）

- (1) 口座振替による初回保険料の払込みは、提携金融機関ごとに当会社の定める日（以下「初回保険料払込期日」といいます。）に、指定口座から当会社の口座に振り替えることによって行うものとします。
- (2) 初回保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの振替による初回保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、当会社は、初回保険料払込期日に払込みがあったものとみなします。
- (3) 保険契約者は、初回保険料払込期日の前日までに初回保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。
- (4) 口座振替以外の方法による初回保険料の払込みの場合の初回保険料払込期日は、当会社所定期日とします。
- (5) この保険契約に保険料を分割して払い込むことを承認する特約が適用されており、保険料払込方法が月払の場合で、初回保険料払込期日が保険期間の初日の属する月の翌月となるときは、当会社は、初回保険料および第2回保険料を同時に指定口座から当会社の口座に振り替えます。
- (6) 初回保険料払込期日に初回保険料の払込みが行われなかった場合には、保険契約者は、初回保険料を初回保険料払込期日の属する月の翌月末日（以下「払込期限」といいます。）までに、当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (7) 保険契約者が(6)の初回保険料の払込みを怠ったことについて、故意または重大な過失がなかつたと当会社が認めた場合には、当会社は、「初回保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「初回保険料払込期日の属する月の翌々月末日」に読み替えてこの特約の規定を適用します。

第3条（初回保険料払込前の事故）

- (1) 当会社は、保険契約者が払込期限までに初回保険料を払い込んだ場合は、初回保険料払込前の事故（その原因を含みます。）に対して、この特約が付帯された普通保険約款およびこれに付帯

された他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。

- (2) (1)の規定により、被保険者または保険金を受け取るべき者が、初回保険料払込前の事故（その原因を含みます。）に対して保険金の支払を受ける場合には、保険契約者は、その支払を受ける以前に、初回保険料を当会社に払い込まなければなりません。

第4条（初回保険料不払の場合の保険契約の解除）

- (1) 当会社は、第2条（初回保険料の払込み）に規定する払込期限までに初回保険料の払込みがない場合には、この保険契約を解除することができます。
- (2) 当会社は、(1)の解除を行う場合には、保険契約者に対する書面によりその旨を通知します。この場合の解除は保険期間の初日から将来に向かってその効力を生じます。

第5条（継続に関する特約との関係）

この保険契約がこれに付帯された保険契約の自動継続に関する特約の規定により継続される場合には、継続された保険契約については、この特約を適用しません。

第6条（付帯される普通保険約款による読み替規定）

この特約が下記の普通保険約款に付帯される場合は、第3条（初回保険料払込前の事故）に規定する「事故（その原因を含みます。）」を以下のとおり読み替えます。

- ① 医療費用保険普通保険約款－入院（その原因を含みます。）
- ② 失業時支援保険普通保険約款－失業（その原因を含みます。）
- ③ 所得補償保険普通保険約款－就業不能、傷害または損害（その原因を含みます。）

第7条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特別約款ならびに特約の規定を準用します。

[AX] 集合契約に関する特約（テナント物件入居者用）

第1条（特約の適用）

この特約は、次の条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 保険契約者が当会社の承認するテナント物件管理業者の管理等に属する集団（以下「集団」といいます。）の構成員であること。
- ② 集団または集団から保険料集金を委託されている者と当会社との間に「保険料集金に関する契約書（集合契約に関する特約（テナント物件入居者用））」による保険料集金契約（以下「集金契約」といいます。）が締結されていること。
- ③ 保険契約者が、当会社との間に集金契約を締結した者（以下「集金者」といいます。）に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
 - ア. 集金者が集金手続を行い得る最初の集金日までに保険契約者またはその代理人から保険料を集金すること。
 - イ. ア. により集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

第2条（保険料の払込方法等）

- (1) 当会社は、この特約により、保険契約者がこの保険契約に定められた総保険料を一時に、または保険証券記載の回数および金額（以下「分割保険料」といいます。）に分割して払い込むことを承認します。
- (2) 保険契約者が総保険料を一時に払い込む場合は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
- (3) 保険契約者が総保険料を分割して払い込む場合は、次に定めるところによります。
 - ① 第1回分割保険料は、保険契約の締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
 - ② 第2回目以降の分割保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

第3条（保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後でも、当会社は、前条(3)①の保険料を領収する前に生じた事故による損害については、保険金を支払いません。ただし、同条(3)①の保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合を除きます。

第4条（追加保険料の払込み）

当会社がビジネス総合補償特約、賠償責任基本特約または地震保険普通保険約款の規定による追加保険料の請求をした場合は、保険契約者は、集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

第5条（保険金の支払および未払込保険料の払込み）

この保険契約に定められた総保険料の払込みを完了する前に、この特約が付帯されたビジネス総合補償特約または地震保険普通保険約款の規定により、保険金の支払によって保険契約が終了する場合には、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に未払込保険料^(注)の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

（注）未払込保険料

この保険契約に定められた総保険料から、既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。以下同様とします。

第6条（保険料領収証の発行）

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第7条（特約の失効または解除）

(1) この特約は、次に掲げる事実のいずれかに該当する事実が発生した場合には、①または②の事実のときは、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の集金日から、③または④の事実のときは、その事実が発生した日（以下「集金不能日等」といいます。）から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、②については集金者が保険契約者にかわって保険料をその集金日の翌日から起算して1か月以内に当会社に支払った場合を除きます。

- ① 集金契約が解除されたこと。
- ② 保険契約者または集金者の責に帰すべき事由により、保険料が集金日に集金されなかつたこと。
- ③ 保険契約者が集団の構成員でなくなったこと。
- ④ 当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなつた旨の通知を受けたこと。

(2) 当会社は、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数^(注)が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。

（注）集金契約の対象となる保険契約者の人数

同一の保険契約者が複数の集団扱に係る特約付保険契約を締結している場合は1名と数えます。

(3) (1)①もしくは④の事実が発生した場合または(2)の規定により当会社がこの特約を解除した場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対する書面によりその旨を通知します。

第8条（特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み）

(1) 保険契約者は、前条(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合は集金不能日等の翌日から起算して1か月以内に、同条(2)の規定によりこの特約が解除された場合は解除日の翌日から起算して1か月以内に未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

(2) 当会社は、(1)に規定する期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、集金不能日等

- またはこの特約の解除日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害についてでは、保険金を支払いません。
- (3) 当会社は、(1)に規定する期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、この保険契約を解除することができます。
- (4) (3)の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行うこととし、この場合の解除は集金不能日等またはこの特約の解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、ビジネス総合補償特約および賠償責任基本特約の規定を準用します。

—MEMO—

全国に広がる日新火災の営業店舗 電話番号一覧表 (2015.4現在)

受付時間 9:00~17:00 (土日祝除く)

【北 海 道】

札幌第1支店	(011)241-1315	旭川サービス支店	(0166)26-4431
函館支社	(0138)54-8591	北見支社	(0157)24-6471
札幌第2支店	(011)241-1316	道東サービス支店	(0154)23-8251
道南支社	(0144)34-8191	帯広支社	(0155)22-8711

【東 北】

盛岡サービス支店	(019)623-4316	仙台支店	(022)263-5465
岩手南サービス支店	(0197)65-3821	山形サービス支店	(023)622-4006
花巻支社	(0198)26-1771	酒田サービス支社	(0234)23-5106
青森サービス支店	(017)775-1461	郡山サービス支店	(024)932-2266
むつ事務所	(0175)23-8621	白河支社	(0248)22-6618
弘前支社	(0172)36-1555	福島サービス支店	(024)526-0205
八戸サービス支店	(0178)43-1567	いわきサービス支店	(0246)22-1881
秋田サービス支店	(018)837-5255	会津若松サービス支店	(0242)24-5661

【関 東・甲 信 越】

本店事業部 公務課	(03)5282-5547	埼玉東サービス支店	(048)761-6181
本店事業部 金融課	(03)5282-5548	埼玉北サービス支店	(048)523-1313
本店事業部 営業第1課	(03)5282-5550	埼玉西サービス支店	(049)249-5117
本店事業部 営業第2課	(03)5282-5554	群馬サービス支店	(027)224-3622
東京中央支店	(03)5282-5556	太田サービス支店	(0276)45-4691
東京東支店	(03)5282-5655	長野サービス支店	(026)244-0232
東京西支店	(03)5282-5656	上田支社	(0268)27-3240
東京南支店	(03)5282-5657	松本サービス支店	(0263)33-3210
多摩サービス支店	(042)527-7771	諏訪支社	(0266)57-6600
山梨サービス支店	(055)228-1277	新潟サービス支店	(025)245-0324
富士吉田支社	(0555)22-5801	長岡サービス支店	(0258)32-2285
水戸サービス支店	(029)221-9125	六日町支社	(025)773-3547
下館サービス支店	(0296)25-0312	三条サービス支店	(0256)33-1045
千葉北サービス支店	(04)7163-7443	横浜自動車営業課	(045)461-2223
千葉サービス支店	(043)244-0521	横浜支店	(045)633-5288
木更津支社	(0438)23-2262	横浜中央支店	(045)633-5291
宇都宮サービス支店	(028)635-1571	川崎支店	(044)244-0171
小山営業所	(0285)24-4094	神奈川県央サービス支店	(042)749-1912
埼玉新都心支店	(048)834-2295	湘南サービス支店	(0463)21-2176

【中

静岡サービス支店 (054)254-8861
 藤枝支店 (054)645-2200
 沼津サービス支店 (055)962-1311
 富士サービス支店 (0545)52-1532
 浜松サービス支店 (053)455-4311
 東海第1事業部 営業第1課 (052)231-7881
 東海第1事業部 営業第2課 (052)231-7882
 東海第1事業部 営業第3課 (052)231-1112
 知多営業所 (0569)22-8267

部】

三河サービス支店 (0564)21-1601
 愛知北サービス支店 (0568)81-8400
 一宮サービス支店 (0586)72-0178
 岐阜サービス支店 (058)264-7261
 高山支社 (0577)32-1277
 多治見サービス支店 (0572)22-7268
 三重サービス支店 (059)351-2477
 三重中央サービス支店 (059)227-5185

【北

金沢サービス支店 (076)263-2150
 七尾支社 (0767)53-0878

陸】

福井サービス支店 (0776)21-0401
 富山支店 (076)433-3545

【近

京都サービス支店 (075)211-4592
 福知山サービス支社 (0773)22-6327
 大津サービス支店 (077)522-4077
 彦根サービス支店 (0749)22-1826
 関西第1事業部 営業第1課 (06)6312-9811
 関西第1事業部 営業第2課 (06)6312-9814
 大阪中央支店 (06)6312-9825
 北大阪サービス支店 (072)623-6146

畿】

神戸サービス支店 (078)242-4911
 姫路サービス支店 (079)288-5580
 大阪東サービス支店 (06)6312-9835
 南大阪サービス支店 (072)238-1985
 和歌山サービス支店 (073)422-1131
 田辺サービス支店 (0739)24-1621
 新宮支社 (0735)22-2353
 奈良サービス支店 (0744)23-3650

【中　國・四　國】

広島サービス支店 (082)247-9262
 福山サービス支店 (084)922-2129
 山口サービス支店 (0835)25-1711
 岡山サービス支店 (086)225-0541
 倉敷支社 (086)424-5556
 松江サービス支店 (0852)22-3525
 出雲サービス支社 (0853)23-6699
 浜田事務所 (0855)23-1090

鳥取サービス支社 (0857)23-4651
 高松サービス支店 (087)851-0030
 松山サービス支社 (089)941-8298
 伊予三島サービス支社 (0896)24-5306
 徳島サービス支社 (088)622-3711
 高知サービス支店 (088)823-4488
 四万十支社 (0880)34-6010

【九

福岡第1支店 (092)281-8161
 福岡第2支店 (092)281-8165
 沖縄事務所 (098)863-3235
 久留米サービス支店 (0942)35-2819
 佐賀サービス支社 (0952)22-4711
 北九州サービス支店 (093)923-1581
 大分サービス支店 (097)535-2143

州】

熊本サービス支店 (096)325-7211
 鹿児島サービス支店 (099)254-1115
 宮崎サービス支店 (0985)24-3833
 長崎サービス支店 (095)825-4131
 謙早支社 (0957)21-4855
 佐世保サービス支店 (0956)23-3171

1. 事故のご連絡先

事故のご連絡・ご相談は

サービス24

フリーダイヤル 0120-25-7474

[受付時間：24時間・365日]

2. 弊社のお客さま相談窓口の連絡先

日新火災海上保険株式会社

弊社へのご相談・苦情・お問合せは

フリーダイヤル 0120-17-2424

[受付時間：9:00～17:00(土日祝除く)]

3. 損保協会の連絡先

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

弊社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会の「そんぽADRセンター」に解決の申立てを行うことができます。

ナビダイヤル 0570-022808

[受付時間：9:15～17:00(土日祝除く)]

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。<http://www.sonpo.or.jp/>

全国にひろがる日新火災のネットワーク

お近くの日新火災で“損害保険”のことならなんでもお気軽にご相談ください。

万一、事故にあわれた場合は、直ちに取扱代理店または弊社までご連絡ください。



日新火災海上保険株式会社

本店／〒101-8329 東京都千代田区神田駿河台2-3

お客様相談窓口：フリーダイヤル 0120-17-2424

[受付時間：9:00～17:00(土日祝除く)]

日新火災ホームページ <http://www.nisshinfire.co.jp/>